

新潟市地域防災計画 新旧対照表

- | | |
|---------------|-------|
| 1 7つの視点による修正 | P 1 ~ |
| 2 特別警報にかかる修正 | P47 ~ |
| 3 その他(時点修正など) | P55 ~ |

1 7つの視点による修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
1	総則 1-1	<p>3 計画の構成及び内容</p> <p>(1) 総則 本計画の目的、防災の基本方針及び市民等の責務、防災関係機関の責務の大綱、被害想定等(削除)について定める</p> <p>(6) 事故災害対策計画 油流出事故、航空機の墜落、原子力事故等の…</p>	<p>3 計画の構成及び内容</p> <p>(1) 総則 本計画の目的、(追加)防災関係機関の責務の大綱(追加)等新潟市が行う防災対策に関する計画の方針について定める</p> <p>(6) 都市災害対策計画 油流出事故や航空機の墜落(追加)の…</p>	<p>第1部第2節「防災の基本方針及び市民等の責務」新設及び第6部第8節「原子力事故災害対策」新設による文言の整理</p>
2	総則	<p>第2節 防災の基本方針及び市民等の責務</p> <p>1 基本方針 「自助」、「共助」、「公助」の連携により災害からの被害の最小化を目指す『減災』の考え方を基本に防災の充実・強化に努める。</p> <p>2 市民及び事業者の責務 市民及び事業者は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、「自分の命は、自分で守る」という「自助」、と「共に助け合う」という「共助」の意識を持ち、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなど、それぞれの立場で防災に寄与する。</p> <p>(1) 「自助」 「自分の命は、自分で守る」 ～災害は他人事ではない。 災害の恐ろしさや自分が助かる方法を知り災害に備える～ ◎市民一人ひとりが自発的に行うこと ・さまざまな災害について自分の身を守るために必要な知識を学び、自分でできることを実行する。 ・あらゆる場合を想定し、一人ひとりが必要なものを備蓄する。 ・自主防災組織等の活動に積極的に参加するなど、地域の協働の促進に努める。 ・日頃から、家族や身近な人と防災について話し合い、一人ひとりが取るべき行動を共有し確認する。</p> <p>(2) 「共助」 「共に助け合う」 ～災害は地域の力で乗り越える。 みんなで支え合い“防災・減災”に取り組む～ ◎地域で主体的に行うこと ・地域の人と人とのつながりが、“防災・減災”をより確かなものにする。日頃から、互いに声を掛け合い助け合える関係を築く。 ・地域で取り組む自主防災活動は、災害を乗り越える礎になる。年齢、性別を問わず積極的に活動に参加し、地域みんなの命を守るため協力する。 ・地域にあるさまざまな組織(企業、学校、団体など)がそれぞれの果たすべき役割を理解し、地域防災力の向上のために連携する。 ・避難所は、災害時の地域の安全を守る拠点となる。地域住民が主体となり、助け合って運営する。</p> <p>3 防災関係機関等の責務 防災関係機関等の責務は「公助」とし、第1部第3節「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」の定めるところによる。</p>	<p>(追加)</p>	<p>7つの視点の① 自助・共助・公助の連携による「減災」の推進を本市の基本方針として位置づけ、第1部(新)第2節として新設 (資料2のP1参照)</p>
3	総則 1-4	<p>1 防災関係機関等の責務(削除)</p>	<p>1 防災関係機関及び市民の責務</p> <p>(6) 市民及び事業者 市民及び事業者は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、「自らのまちは自ら守る」という意識を持ち、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなど、それぞれの立場で防災に寄与するものとし、災害時には相互に協力し助け合う。</p>	<p>第1部第2節「防災の基本方針及び市民等の責務」2市民及び事業者の責務に移動</p>
4	総則 1-4	<p>2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(1) 新潟市 テ その他災害の発生の防御又は拡大の防止及び災害復旧・復興のための措置</p>	<p>2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(1) 新潟市 テ その他災害の発生の防御又は拡大の防止及び災害復旧(追加)のための措置</p>	<p>第4部第3節 復興に関する計画の新設に伴う、語句追加</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
5	予防 1-1	1 住民に対する防災知識の啓発 災害時においては、住民自らが「自分の命は、自分で守る」という…	1 住民に対する防災知識の啓発 災害時においては、住民自らが「自分の身は、自分で守る」という…	7つの視点の① 第1部第2節「防災の基本方針」における、「自助」の定義に合わせセリ句修正 (資料2のP1参照)
6	予防 1-1	(4) 防災に関する講習会及び説明会等の開催 …予防対策に役立てる。また、男女共同参画の視点からの防災対策について、 <u>参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、性別、年齢等にかかわらず、市民が自主的に考える機会を設ける。</u>	(4) 防災に関する講習会及び説明会 <u>(追加)</u> の開催 …予防対策に役立てる。 <u>(追加)</u>	7つの視点の① 女性の視点で新潟市の防災を考えるワーキンググループ <u>(以下「女性の視点WG」という。)</u> での意見を踏まえ、市民へ効果的な啓発を行うため追加
7	予防 1-5	1 訓練の実施 (1) 防災訓練及び総合防災訓練 …住民自らの「自分の命は、自分で守る」という行動力と…	1 訓練の実施 (1) 防災訓練及び総合防災訓練 …住民自らの「自分の身は、自分で守る」という行動力と…	7つの視点の① 第1部第2節「防災の基本方針」における、「自助」の定義に合わせセリ句修正 (資料2のP1参照)
8	予防 1-8	第3節 自主防災組織育成計画 「共助」の中心的な役割を担う組織として、地域住民による自主的な防災活動を推進する自主防災組織の <u>結成及び育成</u> を支援を図る。	第3節 自主防災組織育成計画 住民の隣保共同の精神に基づき、災害発生後の初期消火活動や避難誘導等を行うため、地域住民による自主的な防災活動を推進する自主防災組織の <u>整備及び育成(追加)</u> を図る。	7つの視点の① 第1部第2節「防災の基本方針」における、「共助」の定義に合わせセリ句修正 (資料2のP1参照)
9	予防 1-8	1 組織の結成及び育成・支援 <u>地域の自主的な防災活動を促進するため、自治会・町内会及びコミュニティ協議会等</u> 地域コミュニティを中心とした自主防災組織の結成を図るとともに、 <u>地域での活動が継続的でより充実したものとなるよう、自主防災活動を育成・支援する。</u>	1 組織の育成 防災に対する知識の普及や地域の連帯を図るため、 <u>広報紙、パンフレット、防災訓練等を通じて地域住民に対する啓発活動に努め、自治会・町内会及びコミュニティ協議会等</u> 地域コミュニティを中心とした自主防災組織の育成を図る。 <u>(追加)</u> 。	7つの視点の④ 市津波対策5本柱の4「自主防災組織の活動強化」(8)「地域での活動が継続的でより充実したものとなるよう、自主防災活動を支援する」施策を反映するため修正
10	予防 1-8	2 主な活動等 (2) …、救出救護、災害時要援護者対応、避難誘導等の応急対策に関すること	2 主な活動等 (2) …、救出救護、 <u>(追加)</u> 避難誘導等の応急対策に関すること	7つの視点の② 災害時要援護者の避難支援強化のため追加
11	予防 1-8	3 組織の編成及び活動形態 自主防災組織の編成等は、自治会・町内会、コミュニティ協議会等を単位とし、活動形態の例は、資料編 表2-1-3-1のとおりとする。	3 組織の編成及び活動形態 自主防災組織の編成等は、自治会・町内会、コミュニティ協議会等を単位とし、活動形態 <u>(追加)</u> は、資料編 表2-1-3-1のとおりとする。	7つの視点の③ 女性の視点WGでの意見を踏まえ、女性の視点を取り入れた組織編成例を資料編に追加
12	予防 1-8	4 地域防災活動のリーダー育成 …「防災リーダー」を育成する。なお、その際は、 <u>組織のリーダーに複数の女性が参画できるように女性リーダーの育成を図る。</u>	5 地域防災活動のリーダー育成 …「防災リーダー」を育成する。 <u>(追加)</u>	7つの視点の①③ 女性の視点WGでの意見を踏まえ、女性リーダーの育成を推進するため追加
13	予防 1-8	5 多様な世代の参画及び男女共同参画の推進 市は、自主防災組織の編成及び活動、並びに地域防災活動のリーダー育成にあたり、 <u>多様な世代及び男女それぞれの視点やニーズが反映され、性別や年齢等により役割が固定化されることがないように</u> 指導する。	4 <u>(追加)</u> 男女共同参画の推進 市は、自主防災組織の編成や活動にあたり、 <u>(追加)</u> 男女それぞれの視点やニーズが反映されるよう、防災における男女共同参画の推進について 指導する。	7つの視点の①③ 女性の視点WGでの意見を踏まえ、自主防災組織の活動に多様な視点やニーズを反映するため修正
14	予防 1-9	10 市民及び事業所の役割 (1) 市民の役割 市民は、 <u>地域で「共に助け合う」(削除)</u> 意識を持ち、…	10 市民及び事業所の役割 (1) 市民の役割 市民は、 <u>(追加)</u> 「自分たちのまちは自分たちで守る」との意識を持ち、…	7つの視点の① 第1部第2節「防災の基本方針」における、「共助」の定義に合わせセリ句修正 (資料2のP1参照)
15	予防 1-9	10 市民及び事業所の役割 (1) 市民の役割 …防災知識及び技術の習得に努める。 <u>また、活動に女性が参画するための仕組みづくり</u> に努める。	10 市民及び事業所の役割 (1) 市民の役割 …防災知識及び技術の習得に努める。 <u>(追加)</u>	7つの視点の①③ 女性の視点WGでの意見を踏まえ、自主防災組織等の地域の活動へ女性の参画を促すため追加

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
16	予防 1-27	第9節 防災情報伝達手段整備計画 災害発生時に、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うため、市と災害現場、防災関係機関、生活関連機関、住民との間等において情報伝達手段を確保し、その活用を図るよう体制の整備に努める。	第9節 防災通信施設整備計画 災害発生時に、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うため、市と災害現場、防災関係機関、生活関連機関、住民との間等において通信手段を確保し、その活用を図るよう体制の整備に努める。	7つの視点の②④ 情報伝達手段の強化に伴い語句の整理 (資料2のP4参照)
17	予防 1-27	1 情報伝達手段の整備及び活用 (11) <u>その他手段の活用</u> 緊急情報をより早くより確実に市民へ伝達するために、情報伝達手段の多重化を推進する。 ア ホームページ イ にいがた防災メール ウ 緊急速報メール エ ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス(SNS) オ 緊急告知FMラジオ カ テレビデータ放送	1 通信施設の整備及び活用 (追加)	7つの視点の②④ ・情報伝達手段災害情報伝達一元化システム導入(平成26年4月運用開始)により、第2部第4章第1節「情報伝達体制の確立」を本設(共通編)に統合 ・市津波対策5本柱の3「災害情報を確実に伝達する体制づくり」(7)「災害情報をより早く、より確実に伝達する手段を確保する」施策を反映 (資料2のP4、P7参照)
18	予防 1-29	2 <u>災害情報伝達一元化システム</u> 災害情報や避難情報などの緊急情報を市民に迅速かつ的確に配信するため、多様化した情報伝達手段を一元的に配信する「災害情報伝達一元化システム」を構築する。	(追加)	7つの視点の② 平成26年4月運用開始予定の「災害情報伝達一元化システム」について追記 (資料2のP4参照)
19	予防 1-29	3 情報手段の確保及び運用体制について (2) <u>浸水対策</u> 津波や豪雨時等の対策として、重要な設備等は、想定される浸水深を考慮した場所に設置し、機能の確保を図る。 (3) <u>運用体制の整備</u> …、情報伝達手段運用の習熟を図る。	2 通信施設の確保及び運用体制について (追加) (2) 運用体制の整備 …、無線運用の習熟を図る。	7つの視点の④ 市津波対策5本柱の3「災害情報を確実に伝達する体制づくり」より、災害対策本部や区災害対策本部が浸水時でも機能の確保を図るため追記
20	予防 1-36	第12節 救急救助・医療救護予防計画 …救急救助体制及び資機(器)材の整備と応急手当の普及啓発を実施する。 また、新潟市医師会等医療関係団体や医療機関と緊密な連携を図り、…	第12節 救急救助・医療救護予防計画 …救急救助体制及び資機(追加)材の整備と応急手当の普及啓発を実施するとともに、新潟市医師会、医療機関及び医療関係団体と緊密な連携を図り、…	7つの視点の⑥ 災害医療コーディネート体制の確立に伴い防災関係機関を追加 (資料2のP10参照)
21	予防 1-37	4 災害医療救護体制の確立 保健衛生部(削除)は、地震や風水害等の災害から地域住民の生命、健康を守るため、災害医療コーディネーター及び災害医療コーディネートチームを配置し、新潟市医師会等医療関係団体や医療機関との緊密な連携のもと医療救護体制の整備を行う。	4 災害医療救護体制の確立 保健衛生部及び各区役所は、地震や風水害等の災害から地域住民の生命、健康を守るため、(追加)新潟市医師会、医療機関及び各医療団体等の協力を得て医療救護体制の整備を行う。	7つの視点の⑥ 災害医療コーディネート体制の確立に伴う文言の整理 (資料2のP10参照)

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
22	予防 1-37	<p>(1) 災害医療コーディネート体制</p> <p>ア 災害医療コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)の配置</p> <p>(ア) 災害医療コーディネートチームにコーディネーターを置き、保健所長をもって充てる。</p> <p>(イ) コーディネーターは、災害発生時において、医師等の受給状況の把握及び派遣調整を行うとともに、医療救護全般を担うものとする。</p> <p>(ウ) コーディネーターの活動</p> <p>コーディネーターは、災害発生時の医療救護活動に備え、下記の項目について整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護活動の調整 ・ 救護所の開設、閉鎖の判断 ・ 医療救護チーム派遣に係る新潟市医師会などの医療関係団体との連携・調整 ・ DMAT・JMAT等の派遣医療チームとの連携・調整 ・ 傷病者受入医療機関確保の調整 ・ 医薬品など必要物品の調達等 ・ 新潟県災害相互応援協定市への医療救護班の派遣要請 ・ 医療救護活動の県への報告 ・ 保健活動やこころのケアチームとの連携 ・ その他災害時医療に関する調整 <p>イ 災害医療コーディネートチーム(以下「コーディネートチーム」)の構成</p> <p>コーディネートチームは、次に掲げる機関等のあらかじめ決められた担当者で編成し構成する。</p> <p>(表(構成・名称))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害拠点病院 <ul style="list-style-type: none"> 新潟大学医学総合病院、新潟市民病院、済生会新潟第二病院、下越病院 ・ 医療関係団体 <ul style="list-style-type: none"> 新潟市医師会、新潟市歯科医師会、新潟市薬剤師会、新潟県看護協会 ・ 行政関係 <ul style="list-style-type: none"> 新潟県、新潟市 <p>ウ コーディネートチームの情報連絡体制の整備</p> <p>災害医療コーディネーター及びチーム員同士の情報連絡体制を整備し、コーディネーターと各関係機関及び関係機関同士の情報共有を図る。</p> <p>エ 災害医療コーディネートチーム連絡会議の開催</p> <p>(ア) 保健衛生部は、災害時医療の円滑な実施を確保するため、災害医療コーディネートチーム連絡会議を設置するとともに必要に応じて開催し、医療救護のあり方や訓練の実施内容等について協議する。</p> <p>(イ) 災害医療コーディネートチーム連絡会議は、次の事項を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の医療救護体制の確保に関する必要な事項 ・ 新潟市地域防災計画の医療救護対策の実施に関する必要な事項 ・ 新潟市医療救護実施計画・対応マニュアルの策定に関する事項 ・ その他災害時医療に関する事項 <p>オ コーディネートチームの訓練の実施</p> <p>災害発生時の医療救護活動が円滑に機能するため、救護所や医療救護班の派遣調整を行う立ち上げ手順や、コーディネート機能が十分發揮される体制等の具体的な作業手順、コーディネートチームと連携して活動ができるよう情報伝達などの訓練を行う。</p>	(追加)	<p>7つの視点の⑥ 災害医療コーディネート体制の確立に伴う追加 (資料2のP10参照)</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
23	予防 1-37	<p>(2) 救護所 ア 救護所の指定 保健衛生部(削除)は、(削除)新潟市急患診療センターや新潟市口腔保健福祉センターを救護所として指定し、住民に周知する。… イ 救護所における救護班の配置 保健衛生部は、新潟市医師会、新潟市歯科医師会、新潟市薬剤師会等の医療関係団体と協議のうえ、… ウ 医療救護班の業務 (省略) (削除)</p>	<p>(1) 救護所 ア 救護所の指定 保健衛生部及び各区役所は、指定避難所のうち市立小学校や新潟市急患診療センター及び新潟市口腔保健福祉センターを救護所として指定し、住民に周知する。… イ 救護所における救護班の配置 保健衛生部は、新潟市医師会、新潟市歯科医師会、新潟市薬剤師会及び医療関係団体と協議のうえ、… ウ (追加)救護班の業務 (省略) エ 救護所の点検 保健衛生部及び各区役所は、災害時に備えて、市立小学校の保健室及び周辺の教室を中心として、次に掲げる活動エリアを予め確保しておくとともに、平常時より、救護所の設備等の点検を行う。 「救護活動エリア」 トリアージエリア 診療エリア 患者収容エリア</p>	<p>7つの視点の⑥ 救護所を平時より稼働させている新潟市総合保健医療センターに設置することに伴う、平時点検作業の削除等</p>
24	予防 1-37	<p>(削除)</p>	<p>(2) 救護センター (省略) ア 救護センターの指定 (省略) イ 救護センターにおける救護班の配置 (省略) ウ 救護センターの業務 (省略)</p>	<p>7つの視点の⑥ 救護センター制度の廃止(総合保健医療センターに設置される「救護所」機能等に集約)に伴う削除</p>
25	予防 1-38	<p>(3) 後方支援病院 (削除) ア 災害拠点病院 災害時における拠点病院として、災害支援病院及びその他の医療施設からの患者の受け入れを行う。 (表中の下越病院の住所・電話番号) 秋葉区東金沢1459番地1 0250-22-4711 (削除) イ (削除)災害支援病院 (ア) 救急医療における市内の病院群輪番制病院、救急告示病院等に協力を要請する。 (イ) (削除)災害支援病院は、震災時における… ウ その他の医療施設 保健衛生部は… (削除)</p>	<p>(3) 後方支援病院 保健衛生部は、救護所等の患者の受け入れのため災害拠点病院及び地域災害支援病院を選定する。 ア 災害拠点病院 新潟大学医学部総合病院、新潟市民病院、済生会新潟第二病院及び下越病院を充てる。 (表中の下越病院の住所・電話番号) 秋葉区中沢町1-23 0250-24-4740 (ア) 災害時における後方拠点病院として、主に地域災害支援病院及びその他の医療施設からの患者の受入を行う。 災害の状況に応じて、救護所等へ救護班の派遣を行う。 イ 地域災害支援病院 (ア) 救急医療における(追加)病院群輪番制病院、救急告示病院等の病院から選定する。 (イ) 地域災害支援病院は、震災時における… ウ その他の医療施設 保健医療対策班は… エ 災害拠点病院及び地域災害支援病院は、相互に連携を図り、震災時における患者の受け入れ等に際し協力を行う。</p>	<p>7つの視点の⑥ ・災害拠点病院の役割の明記 ・災害拠点病院と災害支援病院の相互調整を削除(同節4、(1)、ア(ウ)災害医療コーディネーターの活動に移動) (資料2のP10参照)</p>
26	予防 1-39	<p>5 患者等の搬送計画 …新潟市医師会等医療関係団体や医療機関の協力を得て… (1) 患者の搬送体制 (削除) (2) 医薬品や医療資器材の搬送体制</p>	<p>5 患者等の搬送計画 …新潟市医師会等、医療機関及び関係医療団体の協力を得て… (1) 患者の搬送体制 (2) 医療従事者の搬送体制 (3) (追加)医療資器材の搬送体制</p>	<p>7つの視点の⑥ ・災害医療コーディネート体制確立に伴う文言整理 ・医療従事者は独自の搬送体制が整備されていることにより削除</p>
27	予防 1-39	<p>6 救急連絡体制の確立 …「新潟県広域災害・救急医療情報システム」のほか、MCA無線などを活用し、市関係部署、新潟市医師会等医療関係団体や医療機関との災害時の救急連絡体制の確立を図る。</p>	<p>6 救急連絡体制の確立 …「新潟県広域災害・救急医療情報システム」(追加)などを活用し、市関係部署、新潟市医師会等、医療機関及び医療関係団体等の災害時の救急医療体制の確立を図る。</p>	<p>7つの視点の⑥ 医療関係団体等との情報伝達手段の強化に伴う修正等</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
28	予防 1-39	<p>9 医薬品及び医療資器材等の確保</p> <p>(1) 救護所等における災害時に必要な医薬品及び医療資器材等の確保 保健衛生部は、<u>(削除)</u>救護所等に必要な医薬品及び医療資器材等を予め確保する。</p> <p>(2) 災害時における医薬品及び医療資器材等の供給に係る協定の締結 保健衛生部は、<u>(削除)</u>市内の医薬品等卸業者と医薬品及び医療資器材等の供給に係る協定を締結する。</p> <p>(3) 救護所等への供給体制の確保 …各救護所へ必要な医薬品及び医療資器材等を供給する体制を確保する。 <u>(削除)</u></p>	<p>9 <u>(追加)</u> 医療資器材等の確保</p> <p>(1) 救護所等の災害時における必要な<u>(追加)</u>医療資器材等の確保 保健衛生部は、新潟市医師会及び医療関係団体と協議し、救護所等に必要な<u>(追加)</u>医療資器材を確保する。</p> <p>(2) 災害時における<u>(追加)</u>医療資器材<u>(追加)</u>の供給に係る協定<u>(追加)</u> 保健衛生部は、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため市内の医薬品業者団体及び医療器具業者団体と<u>(追加)</u>医療資器材等の供給に係る協定を締結する。</p> <p>(3) 救護所等への供給体制の確保 …各救護所へ必要な<u>(追加)</u>医療資器材等を供給する体制を確保する。</p> <p>(4) <u>(追加)</u>災害時における輸血用血液の供給体制の連携 保健衛生部は、医療機関等における災害時の輸血用血液の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との連携を図る。</p>	<p>7つの視点の⑥ 確保物資に「医薬品」を追加</p>
29	予防 1-40	<p>10 一般医薬品等集積所</p> <p>(1) 一般医薬品等集積所の設置 保健衛生部は、避難所などに一般医薬品等を迅速に供給するため、新潟市総合保健医療センター内に、一般医薬品等集積所を設置する。</p> <p>(2) 一般医薬品等集積所の業務 ア 避難所等への一般医薬品等の供給管理 イ 避難所等の要請に基づき医薬品等卸団体への一般医薬品等の納入要請 <u>(削除)</u> ウ 救援用一般医薬品等の受け入れ及び配布 <u>(削除)</u> エ 一般医薬品等の在庫管理</p>	<p>10 医療資器材等集積所</p> <p>(1) 医療資器材集積所の設置 保健衛生部は、救護所における一般医薬品等を迅速に供給するため、保健所内に、医療資器材等集積所を設置する。</p> <p>(2) 医療資器材等集積所の業務 ア 救護所等への医療資器材等の供給管理 イ 救護所等の要請に基づき医療資器材等卸団体への<u>(追加)</u>医薬品等の納入要請 ウ <u>医薬品支援センター</u>に対し、<u>医療用医薬品の調剤要請</u> エ 救援用医療資器材等の受け入れ及び配布 オ 後方支援医療機関等に対する医療資器材等の供給支援 カ 集積所等の医療資器材等の在庫管理</p>	<p>7つの視点の⑥ 医療資器材集積所機能の見直し（一般医薬品等供給センター機能の創設）に伴う記載内容の変更</p>
30	予防 1-40	<p>11 医薬品供給センター</p> <p>(1) <u>医薬品供給センター</u>の設置 <u>(削除)</u>保健衛生部は、医療救護班が使用する医薬品等を迅速に供給するため、新潟市総合保健医療センター内に<u>医薬品供給センター</u>（以下「供給センター」という）を設置する。</p> <p>(2) <u>供給センターの活動体制の整備</u> 保健衛生部は、供給センターの災害発生時における活動体制について、予め関係団体と協議し、体制の整備を行う。 ア <u>供給センターのスタッフ</u> 供給センターには、医療関係団体等が派遣する薬剤師、看護職及び保健医療活動本部職員により構成されることから、予め医療関係団体等と配置体制を確認する。 イ <u>供給センターの業務</u> 供給センターは、救護所等への医薬品等の供給管理を行うほか、次に掲げる業務を行う。 ア コーディネーターの要請に基づき医薬品等卸団体へ医薬品等の納入要請 イ <u>(削除)</u>医薬品等の搬送 ウ 救援用医薬品等の受け入れ及び配布 エ 供給センターの保管する医薬品等の在庫管理 等 ウ <u>供給センターで取り扱う医薬品等の管理及び運営</u> 保健衛生部で事前に備蓄する医薬品等については、予めリストを作成する。</p> <p>(3) <u>薬品等供給支援協定の締結</u> 保健衛生部は、災害時における医薬品等の確保を図るため、予め医薬品等卸団体と供給支援協定を締結する。</p>	<p>11 <u>医薬品支援センター</u> <u>(追加)</u></p> <p>(1) 保健衛生部は、<u>避難所</u>における医療用医薬品等を迅速に提供するため、新潟市薬剤師会<u>医薬品分業支援センター</u>内に「<u>医薬品支援センター</u>」を設置する。</p> <p>(2) <u>医薬品支援センターの業務</u></p> <p>ア <u>集積所からの要請に基づく医薬品の調剤</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ <u>避難所等への医薬品等の搬送</u> ウ <u>医療資器材等卸団体へ必要な医薬品の納入要請</u> エ <u>支援センターの保管する医薬品等の在庫管理</u> 等 <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>7つの視点の⑥ 医薬品支援センター機能の見直し（医薬品供給センター機能の創設）に伴う記載内容の変更</p>
31	予防 1-40	<p><u>(削除)</u></p>	<p>12 <u>災害時保健医療活動連絡会議</u>の設置</p> <p>(1) 保健衛生部は、災害医療を含めた救急医療の円滑な実施を確保するため、災害時保健医療活動連絡会議を設置する。</p> <p>(2) <u>災害時保健医療活動連絡会議</u>は、次の事項を検討する。 (省略)</p>	<p>7つの視点の⑥ 医療機関・団体等との連携の手法となる「災害時保健医療活動連絡会議」については、今回新設する「災害医療コーディネートチーム」の役割に集約することから削除。（資料2のP10参照）</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
32	予防 1-41	12 病院等防災マニュアル等の作成 (省略) 13 市民の役割	13 病院等防災マニュアル等の作成 (省略) 14 市民の役割	項番号の修正
33	予防 1-42	第13節 災害備蓄計画 (表中の実施担当) …消防局 水道局 区本部	第13節 災害備蓄計画 (表中の実施担当) …消防局 (追加) 区本部	事務分掌を踏まえた実施担当の追加
34	予防 1-42	1 非常用食糧及び生活必需品の確保 (2) 市の備蓄 ア 市の施設での備蓄 市の施設で、想定避難者数の1食分相当の食糧を備蓄する。また、市が備蓄している品目等は、市広報紙やパンフレット等を通じて市民に周知を図る。 (省略) (イ) 通常の備蓄 …長期保存可能なものとする。また、生活必需品は「毛布」及び「携帯トイレ」等の備蓄を推進し、物資の拡充に努める。なお、備蓄の際は、男女のニーズの違いや高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等多様なニーズに配慮するとともに、食事に特別な配慮が必要な者への対策として、アレルギーに対応した食糧の備蓄を推進する。	1 非常用食糧及び生活必需品の確保 (2) 市の備蓄 ア 市の施設での備蓄 市の施設で、想定避難者数の1食分相当の食糧を備蓄する。(追加) (省略) (イ) 通常の備蓄 …長期保存可能なものとし、生活必需品は「毛布」及び「携帯トイレ」等の備蓄を推進するとともに物資の拡充に努める。(追加)	7つの視点の③ ・女性の視点WGでの意見を踏まえ、市の備蓄内容を市民に周知し、自助による備蓄を推進するため追記 (資料2のP5参照) ・女性の視点WGでの意見を踏まえ、アレルギーに対応した食糧など、男女のニーズの違いや災害時要援護者に配慮した備蓄を行うため追記 (資料2のP5参照)
35	予防 1-42	(エ) 備蓄場所 市が指定した(削除)公共施設等を利用して各地域に備蓄拠点を設けて備蓄する。また、災害の種別の関わらず、速やかな物資配布が可能となる備蓄場所の確保に努める。	(エ) 備蓄場所 備蓄場所については、避難所として指定した小学校等の公共施設(追加)を利用して各地域に備蓄拠点を設けて備蓄する。(追加)	7つの視点の④ 市津波対策5本柱の2(5)「津波災害に応じた、災害備蓄の浸水想定区域の外への再配備や、浸水しない高さへの配置換えを検討する」を反映し追記 (資料2のP7参照)
36	予防 1-43	(3) 協定等による他の地方公共団体からの確保 …確保を図る。市は、物資等の調達を要請する際は、男女のニーズの違いや高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等多様なニーズに配慮する。	(3) 協定等による他の地方公共団体からの確保 …確保を図る。(追加)	7つの視点の③ 女性の視点WGでの意見を踏まえ、多様なニーズに配慮した物資の調達を行うため追記 (資料2のP5参照)
37	予防 1-43	(削除) (省略) 2 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備・拡充 (省略) 3 医薬品及び医療救護用資器材の確保 (省略) 4 防災資機材の確保	2 防災資機材の確保 (省略) 3 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備・拡充 (省略) 4 医薬品及び医療救護用資器材の確保 (省略) (追加)	掲載順序の修正
38	予防 1-44	6 市民及び事業所の役割 (1) 市民の役割 イ あらゆる場合を想定し、各家庭において、家族に合わせた3日分程度の物資等の備蓄に努める。 (省略) (2) 事業所の役割 エ 事業所は、地域の一員との立場から、防災用品等の事業所内備蓄を推進する。	6 市民及び事業所の役割 (1) 市民の役割 イ (追加)各家庭において、家族の3日分程度の物資等の備蓄に努める。 (省略) (2) 事業所の役割 (追加)	7つの視点の①③ 第2節「防災の基本方針及び市民等の責務」の自助として市民一人ひとりが行うことに合わせ文言追記 (資料2のP1、P5参照)
39	予防 1-47	1 全体計画の策定 発災時における災害時要援護者の避難支援を適切かつ円滑に実施することを目的に、災害時要援護者名簿や避難支援体制、情報伝達体制などについて、本市の取扱い方針を定めた全体計画を策定し、共助の仕組みの充実を図る。	(追加)	7つの視点の② 災害時要援護者制度をさらに効果的に運用するため、全体計画の策定することから新たに追加 (資料2のP3参照)

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
40	予防 1-47 ~48	<p>2 災害時要援護者に対する対策</p> <p>(2) 災害時要援護者名簿の作成 災害時要援護者の避難支援、安否確認及び生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下この節において「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この節において「名簿」という。）を作成する。</p> <p>ア 名簿に掲載する者の範囲</p> <p>(ア) 高齢者（概ね75歳以上のみの世帯の者） (イ) 障がい者（概ね身体・精神障害者手帳1、2級または療育手帳Aの者） (ウ) 要介護者（概ね要介護3以上または同等の者） (エ) 難病患者 (オ) その他、援護を必要としている者</p> <p>原則として上記のうち、在宅で自力避難ができない者、時間を要する者で家族などの援護が望めない者及び援護力が不足している者を対象とする。</p> <p>イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 名簿には、災害時要援護者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。名簿を作成するにあたり、災害時要援護者に該当する者を把握するために、福祉部で把握している障がい者や要介護者等の情報を集約する。</p> <p>ウ 名簿の更新 災害時要援護者の状況は常に変化し得ることから、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ取り決め、名簿情報を最新の状態に保つ。</p>	<p>1 災害時要援護者に対する対策</p> <p>(追加)</p>	<p>「1 全体計画の策定」追加に伴う項番号の修正</p> <p>7つの視点の② 災害対策基本法改正（平成25年6月）により、災害時要援護者名簿の作成について、地域防災計画に定めることとなったため追加 【対法第49条の10第1項】 （資料2のP3参照）</p>
41	予防 1-48	<p>(3) 名簿情報の提供先と地域ぐるみの支援体制 災害発生時に地域ぐるみで災害時要援護者の安全確保を図るため、<u>災害時要援護者本人の同意を得て、平常時より（削除）自主防災組織、援護体制の整った自治会・町内会、民生委員・児童委員、警察及び介護等サービス事業者等に名簿を提供し、協力を得ながら、避難支援等の体制づくりを進める。</u></p> <p>(4) 名簿情報の提供に際しての漏えい防止のための措置 名簿の提供を支援者に限定するほか、提供先に対し、守秘義務の厳守、施錠可能な場所での保管、複製の禁止等を指導するなど、名簿情報の漏えい防止のための措置を講ずる。</p> <p>(5) 支援者の安全確保 災害時要援護者に対する支援は、支援者の安全が確保できる範囲とし、要援護者からの理解を求めよう努める。</p> <p>(6) 災害時要援護者の個別の支援計画（避難支援プラン）の策定 災害発生時の地域ぐるみの支援体制の充実を図るため、<u>（削除）日頃から自主防災組織、援護体制の整った自治会・町内会、民生委員・児童委員、介護等サービス事業者等との情報共有を図り、災害時要援護者一人ひとりの支援計画の策定の促進に努める。</u></p> <p>(7) 情報伝達システム等の整備 (8) 災害時要援護者施設への情報伝達体制の整備 (9) 防災訓練の実施・防災知識の普及啓発</p>	<p>(2) (追加) 地域ぐるみの支援体制 災害発生時に地域ぐるみで災害時要援護者の安全確保を図るため、<u>（追加）平常時より情報伝達、避難誘導等の体制づくりを自主防災組織、（追加）民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得て進める。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(3) 災害時要援護者情報の共有化と個別の支援計画（避難支援プラン）の策定 災害発生時の地域ぐるみの支援体制の充実を図るため、<u>災害時要援護者名簿を作成するとともに日頃から自主防災組織、（追加）自治会・町内会、民生委員・児童委員（追加）等との情報共有を図り、災害時要援護者ひとりひとりの支援計画の策定（追加）に努める。</u></p> <p>(4) 情報伝達システム等の整備 (5) 災害時要援護者施設への情報伝達体制の整備 (6) 防災訓練の実施・防災知識の普及啓発</p>	<p>7つの視点の② 災害対策基本法改正（平成25年6月）により、災害時要援護者名簿情報の利用及び提供等について、地域防災計画に定めることとなったため追加 【対法第49条の11～13】 （資料2のP3参照）</p> <p>・現状の災害時要援護者名簿登録制度に合わせた修正等</p> <p>・項番号の修正</p>
42	予防 1-48 ~	<p>3 避難所等の対策 4 外国人等に対する対策 5 社会福祉施設等における対策 6 市民と地域、事業所の役割</p>	<p>2 避難所等の対策 3 外国人等に対する対策 4 社会福祉施設等における対策 5 市民と地域、事業所の役割</p>	<p>「1 全体計画の策定」追加に伴う項番号の修正</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
43	予防 1-51	<p>第16節 ボランティア受入れ体制整備計画 (削除)</p> <p>災害時にボランティアが活動しやすい環境の整備を進めるとともに、ボランティアと行政との間の信頼関係を確立し、連携協力の体制づくりを図る。</p> <p>(表中の防災関係機関) 新潟市社会福祉協議会</p>	<p>第16節 ボランティア受入れ体制整備計画 災害時に迅速かつ的確に災害応急対策を実施するためには、行政や防災関係機関だけでは十分な対応ができないことが予想される。 そのため、被災地内外から駆けつけるさまざまなボランティアの受入れや派遣要請等が円滑に行なわれるよう、事前の育成対策等を図る。</p> <p>(追加)</p> <p>(表中の防災関係機関) (追加)社会福祉協議会</p>	<p>7つの視点の⑥ 災害対策基本法改正(平成25年6月)により、従前の活動環境の整備に、ボランティアとの連携体制の構築が追加されたことに伴う文言の整理 (資料2のP10参照)</p>
44	予防 1-51	<p>1 災害ボランティアの活動分野 災害ボランティアは、次の活動分野ごとに区分するものとし、ボランティアの募集、受入れはそれぞれの活動分野ごとに区分することとする。</p> <p>(1) 避難所運営 (2) 清掃等の衛生活動(泥だし・片付け・美化活動) (3) 物資仕分け支援 (4) 食事支援(炊き出し等) (5) 給水活動 (6) コミュニケーション支援 (7) 災害ボランティアセンター運営支援 (8) 災害ボランティアの活動支援 (9) その他の支援(資格や特技を生かした支援)</p> <p>資格や特技を必要とするボランティアの募集・受入については、関係機関の十分な連携のもと行うものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>1 救援ボランティアの定義等</p> <p>(1) 救援ボランティアの定義 救援ボランティアとは、「災害発生後に行政や防災関係機関等が行う応急対策の支援や、被災者の生活や自立を支援することを目的に、自発的に能力や時間を提供できる個人・団体」と定義づけられる。</p> <p>(2) 救援ボランティアの属性 救援ボランティアの属性は、以下と考えられる。</p> <p>ア 職能区分 ・一般ボランティア…自分の時間と労務を被災地に提供することを主目的とするボランティア ・専門職ボランティア…自らの持つ専門知識や技能をボランティア活動に活かすことを主目的とするボランティア</p> <p>イ 所在区分 ・被災地域内ボランティア…ボランティアの出身・所在が被災地域内にあるボランティア ・被災地域外ボランティア…ボランティアの出身・所在が被災地域外にあるボランティア</p> <p>ウ 登録等の有無 ・登録等ボランティア……事前に登録等により組織化されているボランティア ・駆けつけボランティア……災害発生前には特に組織化されていないボランティア</p> <p>エ 組織形態 ・団体ボランティア……団体としてボランティア活動を行うボランティア ・個人ボランティア……個人としてボランティア活動を行うボランティア (救援ボランティアの属性区分表)</p>	<p>7つの視点の⑥ 新潟市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアル(平成24年12月改定)の記載内容に合わせ修正 (資料2のP10参照)</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
45	予防 1-52	<p>2 災害ボランティア受入れのための事前体制の整備 市社会福祉協議会等は災害ボランティアの受入れを円滑に行うための研修やボランティアの事前登録、ボランティアコーディネーターの育成などの事前体制の整備を推進・支援する。</p> <p>(1) 災害ボランティアの研修 市社会福祉協議会等は、ボランティア(削除)の自発的で自由な意志による活動を効果的に展開できる要員の養成を推進する…</p> <p>(2) 災害ボランティアの事前登録 市社会福祉協議会等は、個人・団体を問わず災害(省略)ボランティア(削除)の事前登録を(削除)進める(削除)。その際、医療・福祉などの資格や特技を必要とするボランティアについても事前登録を進める。</p> <p>(3) 災害ボランティアリーダーの養成 市社会福祉協議会等は、市外から参加する災害ボランティアに…災害ボランティアリーダーを養成するよう努める。</p> <p>(4) ボランティアコーディネーターの養成 市社会福祉協議会等は、被災者のニーズと災害ボランティアの意向をマッチングし、ボランティアの派遣調整や活動指示といった活動体制の組み立てを行うボランティアコーディネーターを養成するよう努める。</p> <p>(5) 災害ボランティア活動に関する普及啓発 …災害ボランティア活動に関する普及啓発を行う。</p> <p>(6) 関係機関等のネットワークの推進 …地域や各拠点において…</p> <p>(7) 資機材の整備 市社会福祉協議会等は、市と協議しながら、計画的に災害(削除)ボランティアセンターの運営等に必要資機材の整備を(削除)進める。</p>	<p>2 救援ボランティア受入れのための事前体制の整備 救援ボランティア活動を円滑に行うため、ボランティアコーディネーターの育成やボランティアの事前登録、研修等についての整備を(追加)支援する。</p> <p>(1) 救援ボランティアの研修 市社会福祉協議会等は、ボランティア団体の自立的活動が定着・拡大するのに必要な人的資源の養成を支援する…</p> <p>(2) 救援ボランティアの事前登録 市社会福祉協議会等は、個人・団体を問わず災害時におけるボランティア活動者の(追加)登録を事前に進めるよう努める。その際、看護職や保育職などの資格についても事前登録を進める。</p> <p>(3) 救援ボランティアリーダーの養成 市社会福祉協議会等は、外部から参加する救援ボランティアに…(追加)ボランティアリーダーを養成するよう努める。</p> <p>(4) ボランティアコーディネーターの養成 市社会福祉協議会等は、災害時の被災地の状況に効果的に即応し、必要な活動体制を組み立てられるコーディネーターを養成するよう努める。</p> <p>(5) 救護ボランティア活動に関する普及啓発 …救護ボランティア活動に関する普及啓発を行う。</p> <p>(6) 関係機関等のネットワークの推進 …地域や(追加)拠点において…</p> <p>(7) 資機材の整備 市社会福祉協議会等は、(追加)災害に対応するボランティアセンターの活動に必要な資機材の整備を市と協議しながら計画的に進める。</p>	<p>7つの視点の⑥ 新潟市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアル(平成24年12月改定)の記載内容に合わせ修正(資料2のP10参照)</p>
46	予防 1-53	<p>3 災害ボランティアセンターの設置・運営体制の整備 市は市社会福祉協議会と協議の上、災害ボランティアの募集広報及び市災害対策本部等との総合調整を行う市災害ボランティアセンター並びに災害ボランティアの受入・調整業務を行う区災害ボランティアセンターの設置・運営体制を整備する。</p> <p>(1) 市社会福祉協議会(削除)は、市災害ボランティアセンター及び区災害ボランティアセンターの設置場所や運営組織・責任者を明確にする。 (削除)</p> <p>(2) 市は市社会福祉協議会等と市災害ボランティアセンターとの情報共有の方法を定めておく。</p>	<p>3 (追加)ボランティアセンターの設置 災害が発生し、(追加)ボランティア活動が予測される場合、ボランティアセンターを設置する。</p> <p>(1) 市社会福祉協議会等は、ボランティアセンターの設置計画(配置場所、配置数等)を作成する。</p> <p>(2) 市社会福祉協議会等はボランティアセンターの設置及び運営担当・責任者を明確にする。</p> <p>(3) 市社会福祉協議会等は災害対策本部と(追加)ボランティアセンターとの情報共有の方法を定めておく。</p>	<p>7つの視点の⑥ 新潟市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアル(平成24年12月改定)の記載内容に合わせ修正(資料2のP10参照)</p>
47	予防 2-9	<p>5 避難所開設体制の確立 (2) 避難所指名職員による避難所開設 避難所の近隣に居住する職員に避難所の鍵を与え、震度5弱以上の地震又は災害対策本部の指示があった場合に直ちに避難所を開設する体制を整備する</p>	<p>5 避難所開設体制の確立 (2) 避難所指名職員による避難所開設 避難所の近隣に居住する職員に避難所の鍵を与え、震度4以上の地震又は災害対策本部の指示があった場合に直ちに避難所を開設する体制を整備する</p>	<p>7つの視点の③ 避難所一斉開設基準の変更による修正(資料2のP6)</p>
48	予防 2-9	<p>6 避難所運営体制の整備 発災時に避難所を円滑に運営できるよう、地域住民、施設管理者、市は、「避難所運営マニュアル」に基いた運営方法等について共通認識を持ち、平常時から運営体制の整備に努める。「避難所運営マニュアル」は、避難所の実情や避難所運営の課題等を踏まえ、随時見直しを行う。</p>	<p>(追加)</p>	<p>7つの視点の③ 新たに「避難所運営体制の整備」について追加(資料2のP5)</p>
49	予防 2-9	<p>7 避難誘導体制の整備</p>	<p>6 避難誘導体制の整備</p>	<p>「6 避難所運営体制の整備」の追加に伴う項番号の修正</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
50	予防 2-10	<p>8 市民と地域、事業所の役割</p> <p>(1) 市民及び事業所に求められる役割</p> <p>ア 家庭や事業所における日頃からの備え (省略)</p> <p>(イ) …安全な避難路をあらかじめ複数確認すること</p> <p>(ウ) 災害時の家族、社員等の連絡方法、<u>集合場所</u>をあらかじめ決めておくこと (省略)</p> <p>(2) 地域に求められる役割</p> <p>ア 地域の役割 (省略)</p> <p>(ウ) 市や施設管理者と協同で避難所を円滑に運営できるよう、<u>避難所運営訓練</u>を実施すること</p>	<p>7 市民と地域、事業所の役割</p> <p>(1) 市民及び事業所に求められる役割</p> <p>ア 家庭や事業所における日頃からの備え (省略)</p> <p>(イ) …安全な避難路をあらかじめ<u>(追加)</u>確認すること</p> <p>(ウ) 災害時の家族、社員等の連絡方法<u>(追加)</u>をあらかじめ決めておくこと (省略)</p> <p>(2) 地域に求められる役割</p> <p>ア 地域の役割 (省略)</p> <p>(ウ) 市<u>(追加)</u>と協同で避難所を<u>(追加)</u>運営できるよう、防災訓練に参加する</p>	「6 避難所運営体制の整備」の追加に伴う項番号の修正及び現状の啓発内容に合わせた修正
51	予防 2-	<p><u>第6節 業務継続計画</u></p> <p><u>大規模地震により本市が被災した場合においても、市民生活に不可欠な業務を継続実施するため必要となる方策について定めた業務継続計画を策定する。</u></p> <p><u>実施担当</u> <u>全部置</u></p> <p><u>1 業務継続計画の目的</u></p> <p>大規模地震が発生した場合には、市役所自体も被災し、業務実施に必要な「資源」である人員、施設、ライフライン等に大きな被害を受け行政機能が低下することが予想される。そうした状況下にあっても、災害応急対策及び市民生活に不可欠な通常業務を継続して実施する必要があることから、あらかじめ優先的に実施すべき業務を特定するとともに、必要な資源の確保及び配分等の方策を計画として定め、早期における行政機能の回復を図る。</p> <p><u>2 業務継続計画の策定</u></p> <p>業務継続計画に記載する主な事項は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 業務継続基本方針及び適用範囲</p> <p>(2) 想定地震及び被害想定</p> <p>(3) 業務継続に係る必要資源</p> <p>(4) 非常時優先業務の選定</p> <p>(5) 業務継続に係る課題と対応策</p> <p>(6) その他業務継続に必要な事項</p> <p><u>3 業務継続計画の見直し</u></p> <p>業務継続計画は被害想定の見直しや組織構成の変更等に応じ、随時、見直しを行う。</p>	(追加)	7つの視点の⑥ 被災時でも業務を継続できる体制を構築するため、業務継続計画の策定を地域防災計画に位置付け、第2部第2章震災予防計画に「業務継続計画」を新設 (資料2のP10)
52	予防 3-10	<p>第4節 避難計画</p> <p>市は、風水害等の災害時に住民等が自らの生命・身体の安全確保のための行動がとれるよう避難の考え方を明確化し、事前に周知するとともに、避難所等の整備に努める。</p>	<p>第4節 避難計画</p> <p>市は、風水害等の災害から住民等を安全な場所へ避難させるほか、あらかじめ避難所を指定して住民に周知するとともに、避難所や避難路の整備を図るよう努める。</p>	7つの視点の② 命を守る避難行動の実現にあたり、主旨を明確化するため文言の修正 (資料2のP3参照)
53	予防 3-10	<p><u>1 避難の考え方</u></p> <p>住民が自分の命を自分で守るための正しい判断・行動ができるよう、避難の考え方を下記の4つの区分に整理し、周知を図る。</p> <p>(1) 避難(一時的)</p> <p>その場を立ち退いて近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動する。</p> <p>(2) 避難</p> <p>住居地と異なる避難先などで一定期間仮の生活を送る。</p> <p>(3) 待避</p> <p>自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まる。</p> <p>(4) 垂直移動</p> <p>屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する。</p>	(追加)	7つの視点の② 命を守る避難行動の実現にあたり、避難の考え方を4つの区分で整理し、追加 (資料2のP3参照)
54	予防 3-10	<p>2 避難所及び福祉避難所の指定</p> <p>3 避難所等の整備</p>	<p>1 避難所及び福祉避難所の指定</p> <p>2 避難所等の整備</p>	「1 避難の考え方」の追加に伴う項番号の修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
55	予防 3-11	4 避難の考え方及び避難所(削除)の事前周知 避難の考え方、避難所の位置、避難にあたっての注意事項等を、次の方法等により住民に周知徹底を図る。	3 (追加) 避難所及び避難方法の事前周知 (追加) 避難所の位置と避難に当たっての注意事項等を、次の方法等により住民に周知徹底を図る。	「1 避難の考え方」の追加に伴う項番号の修正 7つの視点の② 市民への事前周知に「避難の考え方」を追加したことによる語句修正
56	予防 3-11	5 避難所開設体制の確立	4 避難所開設体制の確立	「1 避難の考え方」の追加に伴う項番号の修正
57	予防 3-12	6 避難所運営体制の整備 発災時に避難所を円滑に運営できるよう、地域住民、施設管理者、市は、「避難所運営マニュアル」に基いた運営方法等について共通認識を持ち、平常時から運営体制の整備に努める。「避難所運営マニュアル」は、避難所の実情や避難所運営の課題等を踏まえ、随時見直しを行う。	(追加)	7つの視点の③ 新たに「避難所運営体制の整備」について追加 (資料2のP5)
58	予防 3-12	7 避難誘導体制の整備	5 避難誘導体制の整備	「1 避難の考え方」等の追加に伴う項番号の修正
59	予防 3-12	8 市民と地域、事業所の役割 (1) 市民及び事業所に求められる役割 ア 家庭や事業所における日頃からの備え (省略) イ 災害時の避難の考え方、避難所及び安全な避難路をあらかじめ複数確認すること (ウ) 災害時の家族、社員等の連絡方法、集合場所をあらかじめ決めておくこと (省略) (2) 地域に求められる役割 ア 地域の役割 (省略) ウ 市や施設管理者と協同で避難所を円滑に運営できるよう、避難所運営訓練を実施すること (削除)	6 市民と地域、事業所の役割 (1) 市民及び事業所に求められる役割 ア 家庭や事業所における日頃からの備え (省略) イ 災害時の(追加) 避難所及び安全な避難路をあらかじめ(追加) 確認すること ウ 災害時の家族、社員等の連絡方法(追加) をあらかじめ決めておくこと (省略) (2) 地域に求められる役割 ア 地域の役割 (省略) ウ 市(追加) と協同で避難所を(追加) 運営できるよう、防災訓練に参加する	7つの視点の② 避難の考え方についても事前周知する旨追加等
60	予防 4-1	(削除)	第1節 情報伝達体制の確立 (省略) 1 同法無線 (省略) 2 広報車等 (省略) 3 地域防災無線 (省略) 4 メディア機関 (省略) 5 メール (省略) 6 緊急告知FMラジオ (省略)	7つの視点の②④ 今年度、情報発信一元化システムを構築することから、一部を【予防・共通】第2部第1章第9節「防災通信整備計画」で整理し、また、応急対応の部分、【応急・津波】第3部第4章第1節「情報収集・伝達計画」で整理するため、第1節を削除 (資料2のP4参照)
61	予防 4-3	第1節 避難計画 市は、津波被害が予想される危険地域から住民等を安全な場所へ避難させるほか、あらかじめ津波避難ビル等を指定して住民に周知する(削除)。 (表中の実施担当) 危機管理防災局 (削除) 消防局 各区役所	第2節 避難計画 市は、津波被害が予想される危険地域から住民等を安全な場所へ避難させるほか、あらかじめ津波避難ビル等を指定して住民に周知するとともに、避難路の整備を図るよう努める。 (表中の実施担当) 危機管理防災課 土木部 消防局 各区役所	7つの視点の④ ・「第1節 情報伝達体制の確立」の削除により節番号の修正 ・避難路の整備は、新設する第4節「津波被害を減らすまちづくり」へ移行するため文言削除と実施担当を削除

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
62	予防 4-3	1 自主避難の体制強化 津波から身体・生命を守るためには、自ら速やかに安全な場所に避難することが最も基本となることから、津波からの避難に係る本市の対応方針を定めた計画を策定し、実際の行動に結び付ける。	(追加)	7つの視点の④ 市津波対策5本柱の1「津波避難計画の策定」(1)「津波から命を守るために最も基本となる避難について、実際の行動に結び付くような具体的な計画を策定する。」ことから追加 (資料2のP7参照)
63	予防 4-3	2 津波避難ビル等の指定 (1) 津波避難ビル 津波が発生または発生するおそれがある場合に、緊急・一時的避難に適した高層な建物を津波避難ビルとして指定し、津波が到達するまでに避難が困難な地域における避難場所の確保に努める。	1 津波避難ビル等の指定 (1) 津波避難ビル 津波が発生または発生するおそれがある場合に、緊急・一時的避難に適した高層な建物を津波避難ビルとして指定する。	7つの視点の④ ・「1 自主避難の体制強化」追記に伴う項番号の修正 ・市津波対策5本柱の2「避難場所の確保と災害備蓄の適正化」(3)「民間施設にも協力を求めながら、津波避難ビル等の指定を拡大し、避難困難地域における避難場所の確保を推進する」ことに合わせ文言修正 (資料2のP7)
64	予防 4-3	3 津波避難ビルの開設体制等の確立	2 津波避難ビルの開設体制等の確立	「1 自主避難の体制強化」追記に伴う項番号の修正
65	予防 4-3	(削除)	3 避難路の整備 津波避難ビル等への避難路の整備にあたっては、災害時要援護者や当該地域に不案内な観光客等の避難に配慮するとともに第2部第2章第4節「避難計画」の定めるところに準じて行う。	7つの視点の④ 避難路の整備は、新設する第4節「津波被害を減らすまちづくり」へ移行するため削除
66	予防 4-4	6 災害時要援護者や観光客等への配慮 (削除) 避難方法の事前周知、避難誘導の整備にあたっては災害時要援護者や観光客への配慮に努める。	6 災害時要援護者や観光客等への配慮 避難路の整備、避難方法の事前周知、避難誘導の整備にあたっては災害時要援護者や観光客への配慮に努める。	7つの視点の④ 避難路の整備は、新設する第4節「津波被害を減らすまちづくり」へ移動するため削除。
67	予防 4-4	7 市民と地域、事業所の役割 (1) 市民及び事業所に求められる役割 緊急を要する津波からの避難は(削除)、「集団避難」ではなく「個別避難」が基本となることから、あらかじめ津波避難ビル等の把握に努めるとともに、災害用伝言版などを活用した安否確認の連絡体制や来客者を含めた避難誘導体制の確立に努める。 (2) 地域に求められる役割 日ごろから津波の危険性を認識し、津波避難ビルや避難経路等を確認するとともに、地域における津波からの自主避難マップの作成に努める。また、津波避難ビル等の施設管理者と共同で津波想定防災訓練を実施するなど関係者間における連携体制の強化を図るとともに防災意識の啓発に努める。	7 市民と地域、事業所の役割 (1) 市民及び事業所に求められる役割 (追加)津波からの避難は緊急を要すことから、「集団避難」ではなく「個別避難」が必要となる場合が考えられるため、あらかじめ津波避難ビル等の把握に努めるとともに(追加)災害用伝言版(追加)を活用するなど安否確認の連絡体制(追加)の確立に努める。 (2) 地域に求められる役割 日ごろから津波の危険性を認識し、(追加)避難ビル等及び避難経路等を確認する(追加)。なお、津波避難ビル等の施設管理者と共同で津波想定防災訓練を実施するなど関係者間における連携体制の強化を図るとともに防災意識の啓発に努める。	7つの視点の①④ 自助・共助の観点からそれぞれの役割を追加
68	予防 4-5	第2節 (削除)津波に関する知識(削除)の普及、啓発 第2部第1章第1節「防災知識の普及計画」に準じるほか、津波災害が予想される際の避難は特に緊急を要することから、市民が迅速かつ的確な避難行動を講じられるよう津波に関する知識の普及、啓発の徹底を図る。	第3節 地域住民の津波に対する知識及び津波避難路の普及(追加)啓発 津波による被害を防ぐため、迅速に避難行動を開始するなどの意識の啓発や、津波避難ビル等への避難経路の周知徹底を図る。	7つの視点の④ ・「第1節 情報伝達体制の確立」の削除により節番号の修正 ・市津波対策5本柱の3「災害情報を確実に伝達するための体制」(6)「災害に対する知識や判断力を高めるためにコミュニティ協議会などの地域や市職員へ啓発活動を実施する」を反映させるため文言修正 (資料2のP7参照)

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
69	予防 4-5	<p>1 啓発内容</p> <p>(1) 津波に対する心得 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 津波避難ビル、津波避難場所</p> <p>(3) 津波避難路の考え方</p>	<p>1 啓発内容</p> <p>(1) 津波に対する心得</p> <p>①強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。</p> <p>②地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。</p> <p>③正しい情報を同報無線、ラジオ、テレビ、メール、広報車などを通じて入手する。</p> <p>④津波注意報でも、危険なので海水浴や磯釣りは行わない。</p> <p>⑤津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</p> <p>⑥津波は第一波よりも後続波の方が高くなる場合がある。</p> <p>(2) 津波避難ビル、津波避難場所</p> <p>(3) 避難経路</p>	<p>7つの視点の④</p> <p>市津波対策5本柱の1「津波避難計画の策定」(1)「津波から命を守るために最も基本となる避難について、実際の行動に結びつくような具体的な計画を策定する。」（現在、新潟市津波対策専門会議で策定中）において、津波に対する心得を記載するために削除（資料2のP7参照）</p>
70	予防 4-5	<p>2 啓発方法</p> <p>津波ハザードマップ、パンフレット・リーフレット（削除）、市報・マスメディア等を活用し、自治会・町内会及びコミュニティ協議会等の地域住民や事業所等へ知識の普及、啓発を図る。また、津波避難ビル等の避難先の確認や避難方法の習得のため、津波避難訓練等を推奨する。</p>	<p>2 啓発方法</p> <p>津波ハザードマップ、パンフレット・リーフレット等の配布、市報・マスメディア等を活用し、津波に対する知識の啓発を図り、各種訓練を通じて津波避難ビル等・避難経路の周知と迅速な避難行動が行えるよう周知啓発活動を行う。</p>	<p>7つの視点の④</p> <p>市津波対策5本柱の3「災害情報を確実に伝達するための体制」(6)「災害に対する知識や判断力を高めるためにコミュニティ協議会などの地域や市職員へ啓発活動を実施する」を反映させるため文言修正（資料2のP7参照）</p>
71	予防 4-6	<p>第3節 津波防災訓練計画</p>	<p>第4節 津波防災訓練計画</p>	<p>「第1節 情報伝達体制の確立」の削除により節番号の修正</p>
72	予防 4-6	<p>2 市民と地域、事業所の役割</p> <p>(1) 市民及び事業所に求められる役割</p> <p>緊急を要する津波からの避難は（削除）、「集団避難」ではなく「個別避難」が基本となることから、あらかじめ津波避難ビル等の把握に努めるとともに、災害用伝言版などを活用した安否確認の連絡体制や来客者を含めた避難誘導体制の確立に努める。</p> <p>(2) 地域に求められる役割</p> <p>日ごろから津波の危険性を認識し、津波避難ビルや避難経路等を確認するとともに、地域における津波からの自主避難マップの作成に努める。また、津波避難ビル等の施設管理者と共同で津波想定防災訓練を実施するなど関係者間における連携体制の強化を図るとともに防災意識の啓発に努める。</p>	<p>2 市民と地域、事業所の役割</p> <p>(1) 市民及び事業所に求められる役割</p> <p>（追加）津波からの避難は緊急を要することから、「集団避難」ではなく「個別避難」が必要となる場合が考えられるため、あらかじめ津波避難ビル等の把握に努めるとともに（追加）災害用伝言版（追加）を活用するなど安否確認の連絡体制（追加）の確立に努める。</p> <p>(2) 地域に求められる役割</p> <p>日ごろから津波の危険性を認識し、（追加）避難ビル等及び避難経路等を確認する（追加）。なお、津波避難ビル等の施設管理者と共同で津波想定防災訓練を実施するなど関係者間における連携体制の強化を図るとともに防災意識の啓発に努める。</p>	<p>7つの視点の①④</p> <p>自助・共助の観点からそれぞれの役割を追加</p>
73	予防 4-	<p>第4節 津波被害を減らすまちづくり</p> <p>津波からの被害を最小限にとどめるため、津波防災地域づくりに関する法律などを踏まえたまちづくりを進める。</p> <p>実施担当 危機管理防災局 都市政策部 土木部 農林水産部 各区役所</p> <p>関係防災機関 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 北陸地方整備局新潟国道事務所 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 県</p>	<p>（追加）</p>	<p>7つの視点の④</p> <p>市津波対策5本柱の5「津波災害を減らすまちづくり」(9)「津波防災地域づくりに関する法律を踏まえたまちづくりを検討することにより節として新たに追加（資料2のP7参照）</p>
74	予防 4-	<p>1 堤防等海岸保全施設等の耐震化・耐浪化</p> <p>海岸保全施設、河川管理施設及び許可工物物については、海岸管理者、河川管理者及び排水施設等管理者（許可工物物については設置者）に耐震化・耐浪化の促進を働きかける。</p>	<p>（追加）</p>	<p>7つの視点の④</p> <p>防災基本計画第3編津波災害対策編 第1章災害予防 第2節津波に強い国づくり・まちづくり 2津波に強い国づくり (2)海岸保全施設等の整備の基本的考え方に基づき追加</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
75	予防 4-	<p>2 避難施設等の整備</p> <p>(1) 避難施設の整備 津波が到達するまでに、浸水想定区域の外や津波避難ビルなどの堅ろうな建物へ避難することが困難な地域において、必要性を検証したうえで、高台などの避難施設の整備を図る。</p> <p>(2) 避難路の整備 高台や津波避難ビル等までの避難路となることが予想される道路安全を確保するため、十分な幅員の確保と延焼防止等のための施設整備に努める。また避難路の整備にあたっては、災害時要援護者や当該地域に不案内な観光客等の避難に配慮する。</p>	(追加)	7つの視点の④ 市津波対策5本柱の2(4)「避難困難地域における津波避難施設整備を検討する」ことに合わせ「第2節 避難計画」より移行 (資料2のP7参照)
76	予防 4-	<p>3 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成</p> <p>「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき県が設定する津波浸水想定を踏まえ、市は、必要に応じて津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成する。</p> <p>(1) 推進計画に記載する内容</p> <p>ア 推進計画の区域</p> <p>イ 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針</p> <p>ウ 浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備</p> <p>エ 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務</p>	(追加)	7つの視点の④ 市津波対策5本柱の5「津波災害を減らすまちづくり」(9)「津波防災に係る法律を踏まえたまちづくりを検討する」より、津波防災地域づくりに関する法律における推進計画の作成について記載 (資料2のP7参照)
77	応急 1-1	<p>1 災害対策本部の設置</p> <p>(1) 設置及び廃止</p> <p>ア 設置基準</p> <p>(省略)</p> <p>(ケ) 原子力事故災害により防護措置が必要となる場合</p> <p>(ク) その他、市長が必要と認める場合</p> <p>(省略)</p> <p>ウ 設置場所 災害対策本部は、市役所本庁舎3階災害対策センターに設置する。災害対策センターが被災したときは、消防局新庁舎3階(中央区鐘木地内・平成27年度竣工予定)又は本部長の指定する場所に置く。</p>	<p>1 災害対策本部の設置</p> <p>(1) 設置及び廃止</p> <p>ア 設置基準</p> <p>(省略)</p> <p>(追加)</p> <p>(ケ) その他、市長が必要と認める場合</p> <p>(省略)</p> <p>ウ 設置場所 災害対策本部は、市役所本庁舎3階災害対策センターに設置する。災害対策センターが被災したときは、(追加)本部長の指定する場所に置く。</p>	7つの視点の⑤⑥ ・原子力事故災害対策計画の新設に伴い、災害対策本部設置要件に原子力事故発生事案を追記 ・災害対策センター被災時における災害対策本部の代替場所を追記 (資料2のP10参照)
78	応急 1-30	<p>1 防災関係機関に対する応援要請 (「防災関係機関応援要請体系図」中)</p> <p>② 指定地方行政機関 指定公共機関</p>	<p>1 防災関係機関に対する応援要請 (「防災関係機関応援要請体系図」中)</p> <p>② 指定地方行政機関 (追加)</p>	7つの視点の⑥ 応援要請先の追加
79	応急 1-31	<p>(1) 応援要請の基本的な手順 市民生活対策部(物的応援)、総務対策部(人的応援)が中心となり、応援を希望する対策部・区本部と協議を行い、要請内容を調整する。災害対策本部事務局は総務対策部が取りまとめた要請内容をもとに他市町村等に応援要請を行う。</p>	<p>2 応援要請(追加)手順 (追加)</p>	7つの視点の⑥ 役割分担・手順を明確化するため追記

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
80	応急 1-31	<p>表「要請内容の協議」 市民生活対策部市民生活班、総務対策部職員班、関係対策部総務班・区本部総務班 応援要請(削除)にあたっては、市民生活対策部、総務対策部、各区本部・対策部 で協議 を行い、要請内容の調整を図る。 ①応援を要請する理由(災害・被害の概要を含む) ②人的応援(人員の派遣及びあっせん)を要請するときは、活動内容、要請人数 ・要請期間・活動(集合)場所・携行品等 ③物的応援(物資等の提供及びあっせん)を要請するときは、物資等の品目、数 量、受領場所 ④その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等 ⑤連絡責任者 ⑥本市周辺の交通状況 ⑦その他必要事項</p> <p>(削除)</p>	<p>表「要請内容の協議」 災害対策本部事務局、関係対策部総務班 (欄外)※応援要請を行うにあたっては、各対策部総務班及び災害対策本部事務局で 協議を行い、要請内容の調整を図る。 (追加) (追加) (追加) (追加) (追加) (追加)</p> <p>表「派遣要請」 原則として電話、FAX等で応援を要請する 要請にあたっては、要請先に対して以下の事項を明らかにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の概要 ・物資等の提供及びあっせんに関する応援(物的応援)を要請するときは、 物資等の品目、数量、受領場所 ・人員の派遣に関する応援(人的応援)を要請するときは、活動内容、要 請人数・場所・期間等 ・その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等 ・連絡責任者 ・本市周辺の交通状況 ・その他必要事項 	<p>7つの視点の⑥ 同節2応援要請手順の「派遣要請」の 派遣先への明示事項を「要請内容の協 議」に移動するとともに、災害対策基 本法施行令を踏まえた内容に修正</p>
81	応急 1-31	<p>表「応援要請」 災害対策本部事務局 応援要請にあたっては、要請先に対して上記要請内容を明らかにした文書で行う。 ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、事後速やかに文書で要請する こととする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(追加)</p> <p>表「要請先の承諾」 ※応援要請書と必要に応じた物的応援要請書並びに人的応援要請書を要請先へ送付</p> <p>表「応援職員の受入れ準備」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援職員の拠点確保 ・関係対策部の連絡責任者の指定 ・応援職員の活動計画の作成 ・食料、飲料水、宿舍の確保 等 	<p>7つの視点の⑥ ・「応援要請」実施部署の明確化 ・「要請先の承諾」については「応援 要請」に集約することとし削除 ・「応援職員の受け入れ準備」につい ては同節「2 応援職員の受入体制等」 として新たに興し対応内容を強化し、 移動。</p>
82	応急 1-31	<p>(2) 各対策部・区本部単独による応援要請 救急・医療救護活動、上・下水道応急活動等の専門性の高い業務や個別に他都市等 と協定を締結している業務については所管対策部で直接応援要請するものとする。また、初 動対応期等、特に緊急を要する場合には、各区本部が上記手順に基づき、直接応援要請す るものとする。なお、直接応援要請をした場合は、要請後(削除)災害対策本部事務局へ 報告する。</p>	<p>※ (追加) 区本部(追加)による応援要請 (追加) 初動対応期等、特に緊急を要する場合には、各対策部が上記手順に基づ き、直接応援要請するものとし、要請後関係対策部総務班を通じて災害対策本部事務局へ 報告する。</p>	<p>7つの視点の⑥ DMAT、水道事業などのように個別 の枠組みで協定を締結している事例が あることから、現況に合わせて修正</p>
83	応急 1-31	<p>(3) 応援要請先 応援要請先及び応援要請の連絡先等については資料編 表3-1-2-1 に示す。</p>	<p>3 応援要請先 応援要請先及び応援要請の連絡先等については資料編 表3-1-2-1 に示す。</p>	<p>項番号の修正</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
84	応急 1-31	<p>2 応援職員の受入体制等 <u>応援職員を円滑に受け入れるため、次の事項について調整等を実施する。</u> (1) 待機場所（宿泊施設及び休息のための施設） <u>ア 浸水想定などの地理的特性を踏まえ、あらかじめ公的施設の中から待機場所を指定する。</u> <u>イ 民間施設を待機場所として活用できるよう、協定締結等の取組を進める。</u> (2) 応援職員への研修 <u>ア 応援職員が被害認定調査など、個別の知識・技術などが必要となる支援業務に従事する場合、必要に応じ、あらかじめ支援業務の所管所属が作成した研修マニュアル等により、事前の研修等を行う。</u> <u>イ 応援職員に対する研修については、受入業務の所管対策部又は区本部が実施する。</u> (3) 応援職員の携行品等 <u>被害状況等により、支援業務実施に必要な物資（食料、飲料水、活動車両の燃料、通信機器等）の提供が困難な場合には、応援要請先に対し、派遣職員への相当日数の物資等の携行について依頼する。</u></p>	(追加)	<p>7つの視点の⑥ 円滑な応援を受けるために、待機場所や研修マニュアルについては事前に留意・調整しておくといった内容に変更。また携行品については発災時の状況を踏まえるといった内容に変更 （資料2のP10参照）</p>
85	応急 1-44	<p>第6節 ボランティア活動支援計画 <u>災害ボランティアを円滑に受け入れ、効果的なボランティア活動を行うため、新潟市社会福祉協議会、日本赤十字社新潟県支部、新潟青年会議所、ボランティア団体等との連携体制を構築するとともに、被災者ニーズの把握や情報の提供等、ボランティア活動に対する支援体制について定める。</u></p>	<p>第6節 ボランティア活動支援計画 <u>大規模な災害等による災害応急対策を実施するうえで、効果的なボランティア活動を行うため、新潟市社会福祉協議会、日本赤十字社新潟県支部、新潟青年会議所、ボランティア団体等との連携体制を構築するとともに、ボランティアニーズの把握や情報の提供等、ボランティア活動に対する支援体制について定める。</u></p>	<p>7つの視点の⑥ 目的の明確化に伴う文言の整理</p>
86	応急 1-44	<p>1 新潟市災害ボランティアセンターの設置 <u>新潟市社会福祉協議会は災害発生後、新潟市災害対策本部と協議の上、ボランティア活動の必要性が考えられる場合、新潟市総合福祉会館3階に「新潟市災害ボランティアセンター」を設置し、関係機関の緊密な連携のもと被害状況に応じて、以下の活動を行う。なお、新潟市災害ボランティアセンターの設置及び運営にあつては、新潟県災害ボランティアセンターとの協力体制を構築する。</u> (1) 活動内容 <u>ア 災害対策本部との連絡調整</u> <u>イ 県災害ボランティアセンターとの連絡調整</u> <u>ウ 新潟県社会福祉協議会、新潟青年会議所、ボランティア団体等との連絡調整</u> <u>エ 区災害ボランティアセンター間の連絡調整（資材等の調整、人員管理）</u> <u>オ 災害ボランティアの募集やボランティア支援情報等の広報活動</u> <u>カ 災害ボランティアに関する統計情報の集約</u> <u>キ ボランティア活動保険加入者の取りまとめ</u> <u>ク 各種相談窓口（ボランティア活動に関する相談、問い合わせ等）</u> <u>ケ 災害ボランティアに関するマスコミ等の対応</u></p>	<p>1 救援ボランティアセンターの設置 (追加)社会福祉協議会は災害発生後、本部長の要請により総合福祉会館(追加)に「救援ボランティアセンター」を設置し、災害対策本部と連絡を取り、被害状況に応じて、以下の活動を行う。なお、(追加)設置及び運営にあつては、新潟県災害救援ボランティア本部との協力体制を構築する。 (1) 活動内容 <u>ア ボランティアの受付、登録</u> <u>イ ボランティアニーズの把握及びボランティアへの情報の提供</u> <u>ウ 災害対策本部等からの要請に基づくボランティアの派遣</u> <u>エ 災害対策本部との連絡調整</u> <u>オ ボランティア活動情報の集約・管理</u> <u>カ 活動に関するボランティアへのオリエンテーション（活動内容等）</u> <u>キ 外部ボランティアや地元ボランティアとの活動調整</u> <u>ク ボランティア活動保険加入業務</u> <u>ケ その他</u></p>	<p>7つの視点の⑥ 新潟市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアル（平成24年12月改定）の記載内容に合わせ修正 （資料2のP10参照）</p>
87	応急 1-44	<p>2 新潟市災害ボランティアセンターの体制 <u>新潟市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会を中心に、新潟青年会議所やボランティア団体等によって運営し、活動方針や運営については、新潟市災害ボランティアセンター自らの決定に委ねることとし、新潟市災害対策本部はその運営に協力する。</u></p>	<p>2 救援ボランティアセンターの体制 <u>救援ボランティアセンターは、市社会福祉協議会を中心に、日本赤十字社新潟県支部や青年会議所、ボランティア団体等によって運営し、活動方針や運営については、災害ボランティア本部自らの決定に委ねることとし、市はその運営に協力する。</u></p>	<p>7つの視点の⑥ 新潟市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアル（平成24年12月改定）の記載内容に合わせ修正 （資料2のP10参照）</p>
88	応急 1-45	<p>3 区災害ボランティアセンターの設置 <u>市社会福祉協議会災害対策本部は、被災状況に応じて、災害対策本部と調整の上、区社会福祉協議会等に区災害ボランティアセンターを設置する。</u> <u>区災害ボランティアセンターでは、災害ボランティアセンターと調整を取りながら、災害ボランティアの受け入れ及び派遣調整等の実務を実施する。</u> 災害ボランティアセンターは、区災害ボランティアセンターの運営に必要な資器材の提供や、情報収集・連絡調整のための職員、コーディネーターの派遣を要請する。また、区災害対策本部は区災害ボランティアセンターの運営に協力する。</p>	<p>4 地区救援ボランティアセンターの設置 <u>救援ボランティアセンターは、被災状況に応じて、災害対策本部と調整の上、地区社会福祉協議会等に地区救援ボランティアセンターを設置する。</u> <u>地区救援ボランティアセンターでは、現地に直接参集するボランティアの受け入れ及びコーディネートを救援ボランティアセンターと調整を取りながら実施し、救援ボランティアセンターは、活動に必要な物資、資材、情報収集・連絡調整のための職員、コーディネーターを派遣する。(追加)</u></p>	<p>7つの視点の⑥ ・新潟市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアル（平成24年12月改定）の記載内容に合わせ修正 （資料2のP10参照） ・区災害対策本部の協力規定を追記</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
89	応急 1-45	4 災害ボランティアの受付、登録 災害ボランティア(削除)は平常時から登録できるが、発生後は(削除)区災害ボランティアセンターで個人・団体を問わず災害ボランティアの登録(削除)ができる。	5 救援ボランティアの受付、登録 救援ボランティアの登録は災害発生前から実施しているが、発生後は救援ボランティアセンターまたは地区救援ボランティアセンターで個人・団体を問わず救援ボランティアの登録、受付ができる。	7つの視点の⑥ 新潟市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアル(平成24年12月改定)の記載内容に合わせ修正(資料2のP10参照)
90	応急 1-44	5 災害ボランティアの受け入れ業務(削除) ・避難所運営 ・清掃等の衛生活動(泥だし、片付け、美化活動等) ・物資仕分け支援 ・食事支援(炊き出し等) ・給水活動 ・コミュニケーション支援(お話し、娯楽相手) ・災害ボランティアセンターの運営支援(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) ・その他の支援(資格や特技を活かした専門ボランティア)(削除)	3 救援ボランティアの受け入れ業務 (1) 災害一般ボランティアの活動内容 ア 避難所運営 イ 避難者リストの作成整理 ウ 給水活動 エ 物資の調達・運搬 オ 炊き出し カ 安否情報や生活情報の収集・伝達等の広報、情報収集業務補助 キ 清掃等の衛生管理 ク 屋内・屋外片付け ケ 引越し手伝い コ 配食 サ 移送・運転サービス シ 外出介助 ス 買い物代行 セ 話し相手 ソ 娯楽の提供 タ 救援ボランティア対策事務の補助 (2) 専門職ボランティア (省略)	7つの視点の⑥ 新潟市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアル(平成24年12月改定)の記載内容に合わせ修正(資料2のP10参照)
91	応急 1-45	6 災害ボランティア活動への支援 市は、新潟市災害ボランティアセンター及び各区災害ボランティアセンターの運営や災害ボランティア活動に対し、次の支援を行う。 (1) 災害や被害の状況、災害応急対策の状況等の情報提供 (2) 机や電話、市内地図などの資器材の提供(省略) (6) 病人・けが人への対応(日本赤十字社新潟県支部、新潟県看護協会等と連携)	6 救援ボランティア活動への支援 市は、(追加)救援ボランティア活動に対し、次の支援を行う。 (1) 災害(追加)の状況、災害応急(追加)状況等の情報提供 (2) 机や電話、市内地図などの資器材の提供(省略) (追加)	7つの視点の⑥ 新潟市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアル(平成24年12月改定)の記載内容に合わせ修正(資料2のP10参照) ・保健衛生対策部(災害時医療関連)との連携強化による追記及び文言の整理
92	応急 1-46	7 災害ボランティア活動保険への加入奨励 災害ボランティア活動者については、災害ボランティア活動時の事故等の補償のため、(削除)ボランティア活動保険加入を行う。	7 (追加)ボランティア活動保険への加入奨励 (追加)ボランティア活動時の事故等の補償のため、救援ボランティア活動者についてはボランティア保険加入を奨励する。	7つの視点の⑥ 新潟市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアル(平成24年12月改定)の記載内容に合わせ修正(資料2のP10参照)
93	応急 1-46	8 市・区災害ボランティアセンターの開所 市社会福祉協議会災害対策本部は、被災者のニーズの変化や復興支援に見通しが立つ等、タイミングを見極め、災害対策本部と協議の上、市・区災害ボランティアセンターの開所を判断する。 開所後、市社会福祉協議会は、市民生活復興に向けた取り組みを市と連携し実施する。	(追加)	7つの視点の⑥ 新潟市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアル(平成24年12月改定)の記載内容に合わせ修正(資料2のP10参照)
94	応急 1-46	災害ボランティアセンター設置等の連携イメージ 	(追加)	7つの視点の⑥ 新潟市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアル(平成24年12月改定)の記載内容に合わせ修正(資料2のP10参照)

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
95	応急 2-17	1 避難の勧告及び指示並びに警戒区域の設定 (1) 避難勧告及び避難指示 オ 避難勧告等の周知 (イ) 伝達手段 a 災害対策本部による避難広報 災害対策本部は、ホームページ、にいがた防災メール、緊急速報メール、 ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）、サイレン、警鐘、同報無線、緊急 告知FMラジオ、テレビデータ放送及び広報車等利用可能なあらゆる広報手段により、住 民等に対して速やかに情報を伝達する。また、広報の際は、…	1 避難の勧告及び指示並びに警戒区域の設定 (1) 避難勧告及び避難指示 オ 避難勧告等の周知 (イ) 伝達手段 a 災害対策本部による避難広報 災害対策本部は、ホームページ、にいがた防災メール、緊急速報メール、 <u>(追 加)</u> サイレン、警鐘、同報無線、緊急告知FMラジオ <u>(追加)</u> 及び広報車等利用可能なあら ゆる広報手段により、住民等に対して速やかに情報を伝達する。また、広報の際は、…	7つの視点の② 「情報伝達手段の強化」として、SNS（ツイッター）、テレビデータ放送（BSN）を追加（資料2のP4参照）
96	応急 2-19	4 避難所の開設及び避難者の受入 (1) 開設の方法 避難所指名職員は、震度5弱以上（平成26年3月31日までは震度4以上）の地震、 …	4 避難所の開設及び避難者の受入 (1) 開設の方法 避難所指名職員は、震度4以上の地震、…	7つの視点の③ 避難所一斉開設基準の変更による修正（資料2のP6）
97	応急 2-20	4 避難所の開設及び避難者の受入 (2) 避難者の受入 ア 受入スペース …乳幼児等に優先的に提供するなど、災害時要援護者や男女のニーズの違いに配 慮した部屋割りの設定を行うとともに、必要に応じて間仕切り用パーティション等の活用 等により、プライバシーの確保に努める。また、避難所に…	4 避難所の開設及び避難者の受入 (2) 避難者の受入 ア 受入スペース …乳幼児等に優先的に提供する <u>(追加)</u> また、避難所に…	7つの視点の③ 女性の視点WGでの意見を踏まえ、避難者を受け入れる際に配慮が必要な事項を追加（資料2のP5）
98	応急 2-21	5 避難所の運営 (1) 運営体制の整備 イ 避難所運営委員会の設置 …自主的な管理・運営体制を確立する。その際は、多様な世代の参画及び男女共 同参画を推進する。 ウ 班を編成した運営 避難所運営委員会を設置する際は、 <u>以下を参考に班を編成し、…</u> (表中の総務班の主な役割) …各班の調整、避難者名簿の作成・管理等 (表中の情報班の主な役割) 避難者向け情報の収集・伝達（削除） (表中最後に「ボランティア班」を追加) ボランティアの派遣依頼、受入等 エ 地域住民による避難所運営 避難所の運営は、「避難所運営マニュアル」に基づき、関係者相互の協力によ り、地域住民が主体となって行うよう努めるとともに、 <u>班の編成及び実際に活動する際 は、性別や年齢等で役割が固定化することがないよう配慮する。</u> (省略) (4) 男女それぞれの視点に立った避難所運営 避難所の運営にあたっては、 <u>男女双方の視点等に配慮した運営に努める。</u> 特に、 <u>女性専用の物干し場や授乳室、男女別の更衣室・トイレ・休養スペースを設 置するとともに、女性による女性用品の配布や、避難所における安全性の確保など、男女 のニーズの違い等に配慮する。</u>	5 避難所の運営 (1) 運営体制の整備 イ 避難所運営委員会の設置 …自主的な管理・運営体制を確立する。 <u>(追加)</u> (ア) 編成例 避難所運営委員会を設置する際は、 <u>(追加)</u> 以下を参考に、 <u>(追加)</u> 編成し、… (表中の総務班の主な役割) …各班の調整 <u>(追加)</u> (表中の情報班の主な役割) 避難者向け情報の収集・伝達、 <u>避難者名簿の作成・管理等</u> <u>(追加)</u> (4) 男女それぞれの視点に立った避難所運営 避難所の運営にあたっては、 <u>男女のニーズの違いに配慮した運営に努める。</u> <u>(追加)</u> (省略)	7つの視点の①③ ・女性の視点WGでの意見を踏まえ、避難所運営に多様な主体の参画を推進するため文言を追加 ・共助として地域住民が主体となった運営を強化するため文言を追加 ・女性の視点WGでの意見を踏まえ、性別により役割が固定化することがないように記載（資料2のP1、P5参照） ・女性の視点WGでの意見を踏まえ、男女別の更衣室や授乳室を設ける等、男女双方の視点に立った運営を行うよう追加（資料2のP5）
99	応急 2-23	6 福祉避難所の開設及び運営 (7) 福祉避難所の運営 ア 運営体制の整備 …を行う。運営にあたっては、多様なニーズに配慮する。	6 福祉避難所の開設及び運営 (7) 福祉避難所の運営 ア 運営体制の整備 …を行う。 <u>(追加)</u>	7つの視点の③ 『男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針』（内閣府男女共同参画局） 「男女のニーズの違いへの配慮等が必要となる福祉避難所についても、男女共同参画の視点に配慮して開設すること」を反映するため追加（資料2のP6参照）

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
100	応急 2-41	1 食糧の供給体制 (1) 食糧供給の対象者 ア 避難所等に避難した者 イ <u>地震による被害のため、自宅で炊事ができない者</u> (省略) <u>(削除)</u>	1 食糧の供給体制 (1) 食糧供給の対象者 ア 避難所等に収容された者 イ <u>住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等のため、炊事ができない者</u> (省略) カ <u>床上浸水ではあるが自宅において炊事ができない者</u>	7つの視点の③ 女性の視点WGでの意見を踏まえ、避難所以外に避難している人へ食糧を供給するため、文言を整理 (資料2のP5参照)
101	応急 2-41	2 食糧の調達 …食糧の調達を行う。調達の際は、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、食事に特別な配慮が必要な人等、多様なニーズに配慮する。	2 食糧の調達 …食糧の調達を行う。(追加)	7つの視点の③ 女性の視点WGでの意見を踏まえ、アレルギー対応食や高齢者に配慮した食品など、多様なニーズに配慮した食糧の調達を行うため追加 (資料2のP5参照)
102	応急 2-42	4 食糧の配布 (4) <u>避難所に避難していない被災者に対しても、物資の提供を行うよう努める。なお、在宅の高齢者や障がい者等で、避難所に向くことの困難な者に対しては、各区本部健康福祉班が福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努める。</u>	4 食糧の配布 (4) (追加)在宅の高齢者や障がい者等で、避難所に向くことの困難な者に対しては、各区本部健康福祉班が福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努める。	7つの視点の③ 女性の視点WGでの意見を踏まえ、避難所以外に避難している人たちのニーズを把握し、食事や物資、正確な情報を提供するため追記
103	応急 2-45	3 生活必需品の調達 市民生活対策部市民生活班は、被害状況を把握し、総務対策部財務班と調整のうえ物資の購入及び供給計画を作成し、被災者等に対する生活必需品の調達を行う。調達の際は、男女のニーズの違いや、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等多様なニーズに配慮する。	3 生活必需品の調達 市民生活対策部市民生活班は、被害状況を把握し、総務対策部財務班と調整のうえ物資の購入及び供給計画を作成し、被災者等に対する生活必需品の調達を行う。(追加)	7つの視点の③ 女性の視点WGでの意見を踏まえ、男女のニーズの違いや、災害時要援護者に配慮した物資の調達を行うため追記
104	応急 2-46	5 生活必需品等の配布 (3) 各区本部区民生活班は避難者数を正確に把握し、配布にあたっては不足や重複が生じないように常に公平な配分に努める。 なお、配布にあたっては、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の災害時要援護者へ優先的に配布するとともに、女性用品は女性が配布するなど、被災者が受け取りやすい配布方法に努める。	5 生活必需品等の配布 (3) 各区本部区民生活班は避難者数を正確に把握し、配布にあたっては不足や重複が生じないように常に公平な配分に努める。 なお、配布にあたっては、高齢者、障がい者、(追加)乳幼児等の災害時要援護者へ優先的に配布する(追加)。	7つの視点の③ 女性の視点WGでの意見を踏まえ、物資を配布する際は被災者が手に取りやすい配布の仕方が必要なため追記 (資料2のP5参照)
105	応急 2-46	5 生活必需品等の配布 (4) <u>避難所に避難していない被災者に対しても、物資の提供を行うよう努める。なお、在宅の高齢者や障がい者等で、避難所に向くことの困難な者に対しては、各区本部健康福祉班が福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努める。</u>	5 生活必需品等の配布 (4) (追加)在宅の高齢者や障がい者等で、避難所に向くことの困難な者に対しては、各区本部健康福祉班が福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努める。	7つの視点の③ 女性の視点WGでの意見を踏まえ、避難所以外に避難している人たちのニーズを把握し、食事や物資、正確な情報を提供するため追記
106	応急 2-57	第12節 救急救助・医療救護応急計画 市は、救急・救助活動について関係機関と緊密な連絡のもと、迅速かつ適切な活動を実施する。 また、新潟市医師会等医療関係団体や医療機関と、緊密な連携を図り、地震災害の状況に応じた適切な医療(助産を含む)救護について定める。 (表中の防災関係機関) 県 新潟市医師会 新潟市歯科医師会 新潟市薬剤師会 日本赤十字社新潟県支部…	第12節 救急救助・医療救護応急計画 市は、救急・救助活動について関係機関と緊密な連絡のもと、迅速(追加)適切な活動を実施する。 また、新潟市医師会、医療機関及び医療関係団体と、緊密な連携を図り、地震災害の状況に応じた適切な医療(助産を含む)救護について定める。 (表中の防災関係機関) (追加) 新潟市医師会 (追加) 日本赤十字社新潟県支部…	7つの視点の⑥ 災害医療コーディネート体制の確立に伴い、防災関係機関を追加 (資料2のP10参照)
107	応急 2-58	3 救護所等の設置 (削除) 保健衛生対策部(削除)は、新潟市急患診療センター及び新潟市口腔保健福祉センターに救護所を設置し、医療救護班を配置するほか、被災状況に応じて、区本部と協議のうえ、指定避難所や公共施設等に救護所を設置する。 (削除)	3 救護所等の設置 (1) 保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、被災状況に応じて避難所に救護所を設置し、(追加)救護班を配置する(追加)。 (2) 保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、災害状況に応じて地域保健福祉センター及び健康センターに救護センターを設置し、救護班を配置する。	7つの視点の⑥ 救護所設置場所の変更(避難所は二次設置)及び救護センター制度の廃止(総合保健医療センターに設置される「救護所」機能等に集約)に伴い、修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
108	応急 2-58	<p>4 医療救護活動 保健衛生対策部(削除)は、震災による被害の発生状況に応じ、災害医療コーディネーターを中心として、新潟市医師会等医療関係団体及び後方支援病院等の協力を得て、救護所(削除)及び後方支援病院等において医療救護活動を行う。(削除)</p> <p>(省略)</p> <p>(1) 救護所の医療救護活動 (省略) キ 保健衛生対策部(削除)へ医療救護活動状況報告(削除)</p> <p>(2) 後方支援病院における医療救護活動 ア 災害拠点病院 (ア) 救護所及び医療機関等からの患者の受入れ (イ) (削除)災害支援病院からの患者の受入れ(省略) イ (削除)災害支援病院 (削除)災害支援病院は、救護所(削除)等の後方支援(削除)として、主に以下の医療救護活動を行う。 (ア) 救護所等からの患者の受入れ (イ) 災害拠点病院への患者の搬送(削除)</p>	<p>4 医療救護活動 保健衛生対策部医療対策班及び区本部健康福祉班は、震災による被害の発生状況に応じ、(追加)、新潟市医師会、医療関係団体及び後方支援病院等の協力を得て、救護所、救護センター及び後方支援病院等において医療救護活動を行う。また、後方支援病院となる災害拠点病院、地域災害支援病院及びその他の施設に対して活動要請を行う。(省略)</p> <p>(1) 救護所の医療救護活動 (省略) キ 保健衛生対策部保健衛生総務班及び各区本部健康福祉班へ医療救護活動状況報告 (2) 救護センターの医療救護活動 ア 救護所及び医療機関等の情報収集及び情報提供 イ 歯科医療 ウ 歯科医療機関への搬送手配 エ 精神科医師等によるメンタルヘルスケア及び精神科患者の治療 オ 精神科医療機関への搬送手配 カ 医療救護活動の記録及び保健衛生対策部保健衛生総務班への医療救護活動状況報告 キ 状況に応じて避難所への巡回診療及び相談 (3) 後方支援病院における医療救護活動 ア 災害拠点病院 (ア) 救護所及び救護センターからの患者の受入れ (イ) 地域災害支援病院からの患者の受入れ(省略) イ 地域災害支援病院 地域災害支援病院は、救護所及び救護センター等の後方支援病院として、主に以下の医療救護活動を行う。 (ア) 救護所及び救護センターからの患者の受入れ (イ) 災害拠点病院への患者の搬送 ウ 災害拠点病院と地域災害支援病院は相互に連携を図り、災害時における患者の受入れに際して協力を行う。</p>	<p>7つの視点の⑥ 災害医療コーディネーター（保健所長）の役割（災害時医療の全体調整）の追記及び救護センターの廃止に伴う修正等 （資料2のP10）</p>
109	応急 2-59	<p>5 患者等の搬送 保健衛生対策部(削除)は、搬送計画に基づき、重症患者(削除)等の搬送体制を確保するとともに、速やかに救護所及び医療機関に情報の提供を行う。</p> <p>(1) 搬送道路の把握 保健衛生対策部(削除)は、… (2) 搬送車両の確保 保健衛生対策部(削除)は、… (3) (削除)医療機関等の確保 保健衛生対策部(削除)は、…</p>	<p>5 患者等の搬送 保健衛生対策部医療対策班及び各区本部健康福祉班は、搬送計画に基づき、重症患者、医療従事者等及び医療資器材等の搬送体制を確保するとともに、速やかに救護所及び医療機関に情報の提供を行う。</p> <p>(1) 搬送道路の把握 保健衛生対策部医療対策班及び各区本部健康福祉班は、… (2) 搬送車両の確保 保健衛生対策部医療対策班及び各区本部健康福祉班は、… (3) 後方支援病院医療機関等の確保 保健衛生対策部医療対策班及び各区本部健康福祉班は、…</p>	<p>7つの視点の⑥ 医療従事者等は独自の搬送体制が整備されているため削除</p>
110	応急 2-59	<p>6 医療資器材等の調達 (1) (削除)医薬品及び医療資器材等の配備 保健衛生対策部(削除)は、(削除)医薬品及び医療資器材等を、医療資器材卸団体等との協定に基づき、(削除)救護所等に速やかに供給する体制を確保する(削除)。</p> <p>(2) 医薬品等の補給の確保 保健衛生対策部は、災害の発生状況により、…(削除)</p>	<p>6 医療資器材等の調達 (1) 救急医薬品(追加)等の配備 保健衛生対策部及び区本部健康福祉班は、医療器具及び医薬品については、新潟市医師会との協議並びに医療資器材卸団体等との協定に基づき、救急医薬品等を救護所等に速やかに供給する体制を確保するとともに、不足する救急医薬品等の供給を医療資器材卸団体等に供給を要請する。 (2) 医薬品等の補給の確保 保健衛生対策部は、救護所を設置した場合、… (3) 輸血用血液の供給要請 保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、医療機関から輸血用血液の供給の要請を受けた場合、日本赤十字社新潟県支部へ供給を要請する。</p>	<p>現状の運用に合わせた文言の整理</p>
111	応急 2-60	<p>8 医療関係ボランティアの要請 保健衛生対策部(削除)は、県、新潟県看護協会、新潟市社会福祉協議会(削除)等の協力を得て、…</p>	<p>8 医療関係ボランティアの要請 保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は(追加)、新潟市社会福祉協議会、新潟県看護協会等の協力を得て、</p>	<p>7つの視点の⑥ 災害医療コーディネーターチームの体制に合わせて修正 （資料2のP10参照）</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
112	応急 3-19	1 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令並びに警戒区域の設定 (1) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示 イ 避難勧告等の発令基準 避難勧告等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。 <u>なお、避難場所等への避難がかえって危険であると判断できる場合は、必要となる地域の住民に対し、待避・垂直移動の指示を行う。また、避難勧告等の発令及び待避・垂直移動の指示にあたっては、専門的・技術的知見を持つ県、国（新潟地方気象台・各河川事務所）の機関に助言を求めるなど連携を図る。</u>	1 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令並びに警戒区域の設定 (1) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示 イ 避難勧告等の発令基準 避難勧告等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。 <u>(追加)</u>	7つの視点の② ・命を守る避難行動の実現にあたり、待避・垂直移動の指示を追加 ・迅速・的確な避難情報の提供に向けた専門機関との連携強化を追加 (資料2のP3参照)
113	応急 3-19	1 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令並びに警戒区域の設定 (1) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示 イ 避難勧告等の発令基準 （【避難勧告等の発令基準】表中） 「避難勧告『住民に求める行動』」欄 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難(削除)を開始 ただし、避難場所等への避難がかえって危険であると判断できる場合は、待避・垂直移動を行う 「避難指示『住民に求める行動』」欄 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難(削除)を開始 ただし、避難場所等への避難がかえって危険であると判断できる場合は、待避・垂直移動を行う	1 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令並びに警戒区域の設定 (1) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示 イ 避難勧告等の発令基準 （【避難勧告等の発令基準】表中） 「避難勧告『住民に求める行動』」欄 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 (追加) 「避難指示『住民に求める行動』」欄 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始 (追加)	7つの視点の② ・命を守る避難行動の実現にあたり、待避・垂直移動の基準を追加 (資料2のP3参照)
114	応急 3-21	1 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令並びに警戒区域の設定 (1) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示 ウ 避難勧告等の周知 (イ) 伝達手段 a 災害対策本部による避難広報 災害対策本部は、ホームページ、にいがた防災メール、緊急速報メール、 <u>ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）、サイレン、警鐘、同報無線、緊急告知FMラジオ、テレビデータ放送及び広報車等利用可能なあらゆる広報手段により、住民等に対して速やかに情報を伝達するとともに、自主防災組織等地域の協力を得て特に要援護者への迅速な情報伝達を行う。</u>	1 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令並びに警戒区域の設定 (1) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示 ウ 避難勧告等の周知 (イ) 伝達手段 a 災害対策本部による避難広報 災害対策本部は、ホームページ、にいがた防災メール、緊急速報メール、 <u>(追加)サイレン、警鐘、同報無線、緊急告知FMラジオ(追加)及び広報車等利用可能なあらゆる広報手段により、住民等に対して速やかに情報を伝達するとともに、自主防災組織等地域の協力を得て特に要援護者への迅速な情報伝達を行う。</u>	7つの視点の② 「情報伝達手段の強化」として、SNS（ツイッター）、テレビデータ放送（BSN）を追加 (資料2のP4参照)
115	応急 3-24	4 避難所の開設及び避難者の受入 (2) 避難者の受入 ア 受入スペース …乳幼児等に優先的に提供するなど、災害時要援護者や男女のニーズの違いに <u>配慮した部屋割りの設定を行うとともに、必要に応じて間仕切り用パーティション等の活用等により、プライバシーの確保に努める。また、避難所に…</u>	4 避難所の開設及び避難者の受入 (2) 避難者の受入 ア 受入スペース …乳幼児等に優先的に提供する <u>(追加)</u> また、避難所に…	7つの視点の③ 女性の視点WGでの意見を踏まえ、避難者を受け入れる際に配慮が必要な事項を追加 (資料2のP5)
116	応急 3-25	5 避難所の運営 (1) 運営体制の整備 イ 避難所運営委員会の設置 区本部は、避難が長期化した場合に配慮し、避難者、自主防災組織及び市担当者等で構成する避難所運営委員会を設置し、施設管理者との連携、ボランティアの協力により、自主的な管理・運営体制を確立する。 <u>その際は、多様な世代の参画及び男女共同参画を推進する。</u> ウ 班を編成した運営 避難所運営委員会を設置する際は、 <u>以下を参考に班を編成し、…</u> (表中の総務班の主な役割) …各班の調整、 <u>避難者名簿の作成・管理等</u> (表中の情報班の主な役割) 避難者向け情報の収集・伝達 <u>(削除)</u> (表中最後に「ボランティア班」を追加) ボランティアの派遣依頼、受入等 エ 地域住民による避難所運営 避難所の運営は、「避難所運営マニュアル」に基づき、関係者相互の協力により、 <u>地域住民が主体となって行うよう努めるとともに、班の編成及び実際に活動する際は、性別や年齢等で役割が固定化することがないよう配慮する。</u>	5 避難所の運営 (1) 運営体制の整備 イ 避難所運営委員会の設置 区本部は、避難が長期化した場合に配慮し、避難者、自主防災組織及び市担当者等で構成する避難所運営委員会を設置し、施設管理者との連携、ボランティアの協力により、自主的な管理・運営体制を確立する。 <u>(追加)</u> (ア) 編成例 避難所運営委員会を設置する際は、 <u>(追加)</u> 以下を参考に、 <u>(追加)</u> 編成し、… (表中の総務班の主な役割) …各班の調整 <u>(追加)</u> (表中の情報班の主な役割) 避難者向け情報の収集・伝達、 <u>避難者名簿の作成・管理等</u> <u>(追加)</u> (追加)	7つの視点の③ ・女性の視点WGでの意見を踏まえ、女性の視点WGでの意見を踏まえ、男女双方の視点に立った運営を行うよう追加 ・「避難所運営マニュアル」に基づく、班編成例の見直し及び地域住民を中心とする、施設管理者、市の協力体制を追記

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
117	応急 3-26	(4) 男女それぞれの視点に立った避難所運営 避難所の運営にあたっては、 <u>男女双方の視点等に配慮した運営に努める。</u> 特に、 <u>女性専用の物干し場や授乳室、男女別の更衣室・トイレ・休養スペースを設</u> <u>置するとともに、女性による女性用品の配布や、避難所における安全性の確保など、男女</u> <u>のニーズの違い等に配慮する。</u>	(4) 男女それぞれの視点に立った避難所運営 避難所の運営にあたっては、 <u>男女のニーズの違いに配慮した運営に努める。</u> (追加)	7つの視点の③ 女性の視点WGでの意見を踏まえ、男女別の更衣室や授乳室を設ける等、男女双方の視点に立った運営を行うよう追加 (資料2のP5)
118	応急 3-27	6 福祉避難所の開設及び運営 (7) 福祉避難所の運営 ア 運営体制の整備 …を行う。 <u>運営にあたっては、多様なニーズに配慮する。</u>	6 福祉避難所の開設及び運営 (7) 福祉避難所の運営 ア 運営体制の整備 …を行う。(追加)	7つの視点の③ 『男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針』（内閣府男女共同参画局） 「男女のニーズの違いへの配慮等が必要となる福祉避難所についても、男女共同参画の視点に配慮して開設すること」を反映するため追加 (資料2のP6参照)
119	応急 3-45	1 食糧の供給体制 (1) 食糧供給の対象者 ア 避難所等に避難した者 イ <u>風水害による被害のため、自宅で炊事ができない者</u> (省略) (削除) (2) 食糧の種類 ア …また幼児用ミルク・牛乳、高齢者のためのおかゆ等の給与も配慮する。	1 食糧の供給体制 (1) 食糧供給の対象者 ア 避難所等に収容された者 イ <u>住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等のため、炊事ができない者</u> (省略) カ <u>床上浸水ではあるが自宅において炊事ができない者</u> (2) 食糧の種類 ア …また幼児用ミルク・牛乳(追加)等の給与も配慮する。	7つの視点の③ 女性の視点WGでの意見を踏まえ、避難所以外に避難している人へ食糧を供給をするため、文言を整理 (資料2のP5参照)
120	応急 3-45	2 食糧の調達 市民生活対策部市民生活班は、…食糧の調達を行う。 <u>調達の際は、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、食事に特別な配慮が必要な人等、多様なニーズに配慮する。</u>	2 食糧の調達 市民生活対策部食糧・物資班は、…食糧の調達を行う。(追加)	7つの視点の③ 女性の視点WGでの意見を踏まえ、アレルギー対応食や高齢者に配慮した食品など、多様なニーズに配慮した食糧の調達を行うため追加 (資料2のP5参照)
121	応急 3-46	4 食糧の配布 (4) <u>避難所に避難していない被災者に対しても、物資の提供を行うよう努める。なお、在宅の高齢者や障がい者等で、避難所に向くことの困難な者に対しては、各区本部健康福祉班が福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努める。</u>	4 食糧の配布 (4) (追加)在宅の高齢者や障がい者等で、避難所に向くことの困難な者に対しては、各区本部健康福祉班が福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努める。	7つの視点の③ 女性の視点WGでの意見を踏まえ、避難所以外に避難している人たちのニーズを把握し、食事や物資、正確な情報を提供するため追記
122	応急 3-47	4 食糧の配布 (【食糧・物資供給概要フロー図】表中) 市民生活対策部市民生活班	4 食糧の配布 (【食糧・物資供給概要フロー図】表中) 市民生活対策部食糧・物資班	班名の修正
123	応急 3-49	3 生活必需品の調達 市民生活対策部市民生活班は、被害状況を把握し、総務対策部財務班と調整のうえ物資の購入及び供給計画を作成し、被災者等に対する生活必需品の調達を行う。 <u>調達の際は、男女のニーズの違いや、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等多様なニーズに配慮する。</u>	3 生活必需品の調達 市民生活対策部市民生活班は、被害状況を把握し、総務対策部財務班と調整のうえ物資の購入及び供給計画を作成し、被災者等に対する生活必需品の調達を行う。(追加)	7つの視点の③ 女性の視点WGでの意見を踏まえ、男女のニーズの違いや、災害時要援護者に配慮した物資の調達を行うため追記
124	応急 3-50	5 生活必需品等の配布 (3) 各区本部区民生活班は避難者数を正確に把握し、配布にあたっては不足や重複が生じないよう常に公平な配分に努める。 なお、配布にあたっては、 <u>高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の災害時要援護者へ優先的に配布するとともに、女性用品は女性が配布するなど、被災者が受け取りやすい配布方法に努める。</u>	5 生活必需品等の配布 (3) 各区本部区民生活班は避難者数を正確に把握し、配布にあたっては不足や重複が生じないよう常に公平な配分に努める。 なお、配布にあたっては、 <u>高齢者、障がい者、(追加)乳幼児等の災害時要援護者へ優先的に配布する(追加)。</u>	7つの視点の③ 女性の視点WGでの意見を踏まえ、物資を配布する際は被災者が手に取りやすい配布の仕方が必要ため追記 (資料2のP5参照)

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
125	応急 3-50	5 生活必需品等の配布 (4) 避難所に避難していない被災者に対しても、物資の提供を行うよう努める。なお、在宅の高齢者や障がい者等で、避難所に向くことの困難な者に対しては、各区本部健康福祉班は福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努める。	5 生活必需品等の配布 (4) (追加)在宅の高齢者や障がい者等で、避難所に向くことの困難な者に対しては、各区本部健康福祉班は福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班と連携し、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努める。	7つの視点の③ 女性の視点WGでの意見を踏まえ、避難所以外に避難している人たちのニーズを把握し、食事や物資、正確な情報を提供するため追記
126	応急 3-51	5 生活必需品等の配布 (【食糧・物資供給概要フロー図】表中) 市民生活対策部市民生活班	5 生活必需品等の配布 (【食糧・物資供給概要フロー図】表中) 市民生活対策部食糧・物資班	班名の修正
127	応急 3-61	第13節 救急救助・医療救護応急計画 市は、救急・救助活動について関係機関と緊密な連絡のもと、迅速かつ適切な活動を実施する。 また、新潟市医師会等医療関係団体や医療機関と、緊密な連携を図り、地震災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護について定める。 (表中の防災関係機関) 県 新潟市医師会 新潟市歯科医師会 新潟市薬剤師会 日本赤十字社新潟県支部…	第13節 救急救助・医療救護応急計画 市は、救急・救助活動について関係機関と緊密な連絡のもと、迅速(追加)適切な活動を実施する。 また、新潟市医師会、医療機関及び医療関係団体と、緊密な連携を図り、地震災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護について定める。 (表中の防災関係機関) (追加) 新潟市医師会 (追加) 日本赤十字社新潟県支部…	7つの視点の⑥ 災害医療コーディネート体制の確立に伴い、防災関係機関を追加 (資料2のP10参照)
128	応急 3-62	3 救護所等の設置 (削除) 保健衛生対策部(削除)は、新潟市急患診療センター及び新潟市口腔保健福祉センターに救護所を設置し、医療救護班を配置するほか、被災状況に応じて、区本部と協議のうえ、指定避難所や公共施設等に救護所を設置する。 (削除)	3 救護所等の設置 (1) 保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、被災状況に応じて避難所に救護所を設置し、(追加)救護班を配置する(追加)。 (2) 保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、災害状況に応じて地域保健福祉センター及び健康センターに救護センターを設置し、救護班を配置する。	7つの視点の⑥ 救護所設置場所の変更(避難所は二次設置)及び救護センター制度の廃止(総合保健医療センターに設置される「救護所」機能等に集約)に伴い、修正
129	応急 3-62	4 医療救護活動 保健衛生対策部(削除)は、風水害等による被害の発生状況に応じ、災害医療コーディネーターを中心として、新潟市医師会等医療関係団体及び後方支援病院等の協力を得て、救護所(削除)及び後方支援病院等において医療救護活動を行う。(削除) (省略) (1) 救護所の医療救護活動 (省略) キ 保健衛生対策部(削除)へ医療救護活動状況報告 (削除) (2) 後方支援病院における医療救護活動 ア 災害拠点病院 (ア) 救護所及び医療機関等からの患者の受入れ (イ) (削除)災害支援病院からの患者の受入れ (省略) イ (削除)災害支援病院 (削除)災害支援病院は、救護所(削除)等の後方支援(削除)として、主に以下の医療救護活動を行う。 (ア) 救護所等からの患者の受入れ (イ) 災害拠点病院への患者の搬送 (削除)	4 医療救護活動 保健衛生対策部医療対策班及び区本部健康福祉班は、風水害等による被害の発生状況に応じ、(追加)、新潟市医師会、医療関係団体及び後方支援病院等の協力を得て、救護所、救護センター及び後方支援病院等において医療救護活動を行う。また、後方支援病院となる災害拠点病院、地域災害支援病院及びその他の施設に対して活動要請を行う。 (省略) (1) 救護所の医療救護活動 (省略) キ 保健衛生対策部保健衛生総務班及び各区本部健康福祉班へ医療救護活動状況報告 (2) 救護センターの医療救護活動 ア 救護所及び医療機関等の情報収集及び情報提供 イ 歯科医療 ウ 歯科医療機関への搬送手配 エ 精神科医師等によるメンタルヘルスケア及び精神科患者の治療 オ 精神科医療機関への搬送手配 カ 医療救護活動の記録及び保健衛生対策部保健衛生総務班への医療救護活動状況報告 キ 状況に応じて避難所への巡回診療及び相談 (3) 後方支援病院における医療救護活動 ア 災害拠点病院 (ア) 救護所及び救護センターからの患者の受入れ (イ) 地域災害支援病院からの患者の受入れ (省略) イ 地域災害支援病院 地域災害支援病院は、救護所及び救護センター等の後方支援病院として、主に以下の医療救護活動を行う。 (ア) 救護所及び救護センターからの患者の受入れ (イ) 災害拠点病院への患者の搬送 ウ 災害拠点病院と地域災害支援病院は相互に連携を図り、災害時における患者の受入れに際して協力を行う。	7つの視点の⑥ 災害医療コーディネーター(保健所長)の役割(災害時医療の全体調整)の追記及び救護センターの廃止に伴う修正等 (資料2のP10)

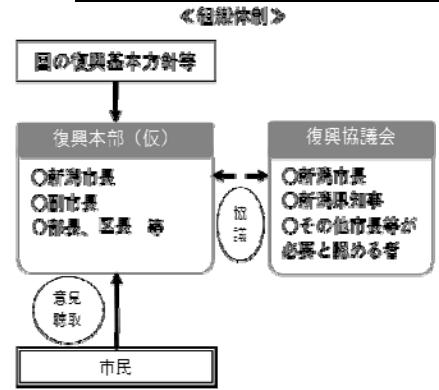
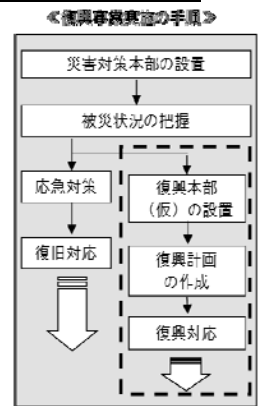
新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
130	応急 3-63	<p>5 患者等の搬送 保健衛生対策部(削除)は、搬送計画に基づき、重症患者(削除)等の搬送体制を確保するとともに、速やかに救護所及び医療機関に情報の提供を行う。</p> <p>(1) 搬送道路の把握 保健衛生対策部(削除)は、…</p> <p>(2) 搬送車両の確保 保健衛生対策部(削除)は、…</p> <p>(3) (削除)医療機関等の確保 保健衛生対策部(削除)は、…</p>	<p>5 患者等の搬送 保健衛生対策部医療対策班及び各区本部健康福祉班は、搬送計画に基づき、重症患者、医療従事者等及び医療資器材等の搬送体制を確保するとともに、速やかに救護所及び医療機関に情報の提供を行う。</p> <p>(1) 搬送道路の把握 保健衛生対策部医療対策班及び各区本部健康福祉班は、…</p> <p>(2) 搬送車両の確保 保健衛生対策部医療対策班及び各区本部健康福祉班は、…</p> <p>(3) 後方支援医療機関等の確保 保健衛生対策部医療対策班及び各区本部健康福祉班は、…</p>	<p>7つの視点の⑥ 医療従事者等は独自の搬送体制が整備されているため削除</p>
131	応急 3-64	<p>8 医療関係ボランティアの要請 保健衛生対策部(削除)は、県、新潟県看護協会、新潟市社会福祉協議会(削除)等の協力を得て、…</p>	<p>8 医療関係ボランティアの要請 保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は(追加)、新潟市社会福祉協議会、新潟県看護協会等の協力を得て、…</p>	<p>7つの視点の⑥ 災害医療コーディネートチームの体制に合わせて修正 (資料2のP10参照)</p>
132	応急 3-63	<p>6 医療資器材等の調達 (1) (削除)医薬品及び医療資器材等の配備 保健衛生対策部(削除)は、(削除)医薬品及び医療資器材等を、医療資器材卸団体等との協定に基づき、(削除)救護所等に速やかに供給する体制を確保する(削除)。</p> <p>(2) 医薬品等の補給の確保 保健衛生対策部は、災害の発生状況により、… (削除)</p>	<p>6 医療資器材等の調達 (1) 救急医薬品(追加)等の配備 保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、医療器具及び医薬品については、新潟市医師会との協議並びに、医療資器材卸団体等との協定に基づき、救急医薬品等を救護所等に速やかに供給する体制を確保するとともに、不足する救急医薬品等の供給を医療資器材卸団体等に供給を要請する。</p> <p>(2) 医薬品等の補給の確保 保健衛生対策部は、救護所を設置した場合、…</p> <p>(3) 輸血用血液の供給要請 保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、医療機関から輸血用血液の供給の要請を受けた場合、日本赤十字社新潟県支部へ供給を要請する。</p>	<p>現状の運用に合わせた文言の整理</p>
133	応急 4-1	<p>第1節 情報収集・伝達計画 地震発生後の津波被害を最小限にとどめるため、関係機関からの情報収集機能及び監視体制の整備を図り、災害情報のより早く、より確実な収集・伝達に努める。なお、ここに記載の無い事項については、第3部第2章第1節「情報収集・伝達計画」に準じることとする。</p>	<p>第1節 情報収集・伝達計画 地震発生後の津波被害を最小限にとどめるため、関係機関からの情報収集機能及び監視体制の整備を図り、迅速かつ的確な応急対策に努める。なお、ここに記載の無い事項については、第3部第2章第1節「情報収集・伝達計画」に準じることとする。</p>	<p>7つの視点の④ 市津波対策5本柱の3(7)「災害情報をより早く、より確実に伝達する手段を確保する」を反映し、追記 (資料2のP7参照)</p>
134	応急 4-1	<p>1 津波警報等の情報収集体制の確立 地震による津波被害の軽減を図るため、迅速かつ確実な情報収集体制の整備を図る。 (1) 情報収集 新潟地方気象台からの情報収集の手段の複数化・多重防護化を図る。 (津波の警報等の伝達系統を以下に示す。)</p>	<p>1 津波警報等の情報収集体制の確立 地震による津波被害の軽減を図るため、迅速かつ確実な情報収集体制の整備を図る。 (1) 情報収集 新潟地方気象台からの情報収集の手段の複数化・多重防護化を図る。 (津波の警報等の伝達系統を以下に示す。)</p>	<p>7つの視点の④ 市津波対策5本柱の3(7)「災害情報をより早く、より確実に伝達する手段」として現在運用しているJ-ALERTを伝達系統に追記 (資料2のP7参照)</p> <p>・組織名称等の変更に伴う修正</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由															
135	応急 4-5	<p>3 沿岸住民等への情報伝達 災害対策本部事務局、消防対策部及び関係する各区本部は、津波警報・注意報の発表と同時に、<u>(削除) 第3部第2章第4節「避難及び避難所計画」に定める避難勧告等の伝達手段に準じて沿岸住民等へ津波に関する情報を伝達する。なお、避難誘導にあたる要員の安全確保のため、津波到達時刻までには車両による沿岸の巡回広報を停止し、高台等への避難を完了する。</u></p> <p>【サイレン】</p> <p>注意報 10秒 2秒 10秒 2秒 10秒 (1m程度の津波が予想されます。) 津波警報 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 (3m程度の津波が予想されます。) 大津波警報 3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 (10m程度を超える津波が予想されます。)</p> <p>【警鐘(予報警報標識規則より)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標識の種類</th> <th>鐘音</th> <th>サイレン音</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波注意報標識</td> <td>(3点と2点との斑打) ●●●●●●●●</td> <td>(約10秒) </td> </tr> <tr> <td>津波注意報及び津波警報解除標識</td> <td>(1点2個と2点との斑打) ●●●●●●●●</td> <td>(約10秒)(約1分) </td> </tr> <tr> <td>津波警報標識</td> <td>(2点) ●●●●●●●●</td> <td>(約5秒) </td> </tr> <tr> <td>大津波警報標識</td> <td>(進点) ●●●●●●●●</td> <td>(約8秒) </td> </tr> </tbody> </table> <p>※鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする</p>	標識の種類	鐘音	サイレン音	津波注意報標識	(3点と2点との斑打) ●●●●●●●●	(約10秒) 	津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) ●●●●●●●●	(約10秒)(約1分) 	津波警報標識	(2点) ●●●●●●●●	(約5秒) 	大津波警報標識	(進点) ●●●●●●●●	(約8秒) 	<p>3 沿岸住民等への情報伝達 災害対策本部事務局、消防対策部及び関係する各区本部は、津波警報・注意報の発表と同時に、<u>海岸河口部に設置されている同報無線及びいしがた防災メールや緊急速報メールにより津波に関する情報を伝達するなど可能な限り 第3部第2章第4節「避難及び避難所計画」に定める避難勧告等の伝達手段に準じて沿岸住民等へ津波に関する情報を伝達する。なお、津波到達時間までには、車両による沿岸の巡回広報を停止し、高台等へ避難するなど要員の安全確保を実施する。</u></p> <p>(追加) (表 追加及び修正)</p> <p>注意報 10秒 2秒 10秒 2秒 10秒 (0.5m程度の津波が予想されます。) 津波警報 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 (2m程度の津波が予想されます。) 大津波警報 3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 (3m程度以上の津波が予想されます。)</p> <p>(追加) (表 追加)</p>	<p>7つの視点の④ 「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会(平成24年3月、消防庁)」に基づき、避難誘導にあたる要員の安全を確保するため、追加。また、気象庁の警報等発表基準の変更に合わせて、伝達の詳細を追加及び修正</p>
標識の種類	鐘音	サイレン音																	
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) ●●●●●●●●	(約10秒) 																	
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) ●●●●●●●●	(約10秒)(約1分) 																	
津波警報標識	(2点) ●●●●●●●●	(約5秒) 																	
大津波警報標識	(進点) ●●●●●●●●	(約8秒) 																	
136	応急 4-7	<p>2 避難誘導 避難にあたっては、災害時要援護者や地理に不案内な観光客等に十分配慮する。 なお、<u>避難誘導にあたる要員の安全確保のため、津波到達時刻までには避難誘導などの活動を停止し、高台等への避難を完了する。</u></p>	<p>2 避難誘導 避難にあたっては、災害時要援護者や地理に不案内な観光客等に十分配慮する。 なお、<u>津波到達時間までには、車両による沿岸の巡回広報を停止し、高台等へ避難するなど要員の安全確保を実施する。</u></p>	<p>7つの視点の④ 「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会(平成24年3月、消防庁)」に基づき、避難誘導にあたる要員の安全を確保するため追加</p>															
137	応急 4-	<p><u>第3節 水防活動計画</u></p> <p><u>市域にかかる河川、湖沼、海岸等での迅速・適切な水防対策を行うための水防活動体制の確立や応急活動について定める。</u></p> <p>(表中の実施担当) 災害対策本部事務局 都市整備対策部 消防対策部 各区本部 (表中の防災関係機関) 新潟地方气象台 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 県 消防団</p> <p>水防活動計画については、別に定める新潟市水防計画による。</p>	<p>(追加)</p>	<p>7つの視点の④ 津波対策に水防活動を新たに位置付けることとして、第3節を新設</p>															

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
138	復旧 1-	<p>10 災害復旧事業等に係る工事の代行要請 <u>特定大規模災害等により行政機能が低下した場合、以下の災害復旧事業等に係る工事について、新潟県知事に対し代行を要請する。</u></p> <p>ア 漁港 イ 港湾施設 ウ 道路 エ 空港 オ 海岸保全施設 カ 公共下水道 キ 河川</p>	(追加)	7つの視点の⑦ 「大規模災害からの復興に関する法律(第43条～52条)」に基づき追加
139	復旧 1-	<p>第3節 復興に関する計画</p> <p>大規模災害により壊滅的な被害を受けた場合を想定し、新たにまちを興すための組織体制や復興計画の体系をあらかじめ取り決めておくことで、円滑かつ迅速に復興を果たす基礎とする。</p> <p>(表中) 実施担当 地域・魅力創造対策部 防災関係機関 国 県</p> <p>1 復興に向けた体制</p> <p>(1) 復興本部(仮)</p> <p>ア 役割 国の復興基本方針等に即して、関係部局や機関等との総合調整を図りながら、復興計画を策定し、迅速な復興事業の推進を図る。必要に応じて、本部長の指示により部会を設ける。</p> <p>イ 構成員 市長を本部長、副市長を副本部長とし、部長、区長等を本部員とする。</p> <p>(2) 復興協議会</p> <p>ア 役割 復興計画及びその実施に関し、必要な事項について協議する。</p> <p>イ 構成員 新潟市長、新潟県知事、その他市長等が必要と認める者で構成する。</p> <p>《組織体制》</p>  <p>《復興事業実施の手順》</p>  <p>(3) 復興計画の策定及び実施にあたり、以下の事項に配慮する。</p> <p>ア 多様な主体から復興に関する意見を聴取するため、復興計画に関する公聴会の開催その他の住民意見を反映するために必要な措置を講じ、市民等の意向を尊重し、協働により復興を進める。</p> <p>イ 男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。</p> <p>ウ 復興協議会を設置したときや復興計画作成時は、それぞれ遅滞なく公表する。</p>	(追加)	7つの視点の⑦ 「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、復興を速やかに実現させることを目的に、第3節を新設(資料2のP11参照)

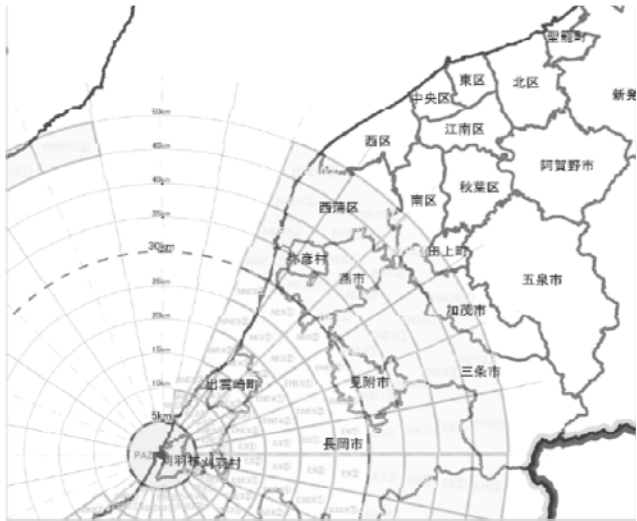
新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
140	復旧 1-	<p>2 復興計画の作成</p> <p>(1) 復興計画に記載する内容</p> <p>ア 復興計画の区域</p> <p>イ 復興計画の目標</p> <p>ウ 人口の現状及び将来の見通し</p> <p>エ 土地利用に関する基本方針</p> <p>オ 市街地開発事業や土地改良事業など目標を達成するために必要な事業</p> <p>カ 地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務 等</p> <p>(2) 復興計画等における特別の措置</p> <p>ア 土地利用に係る許認可等の一括処理</p> <p>イ 復興整備事業に係る許認可等の特例</p> <p>ウ 復興一体事業</p> <p>エ 復興計画の実施に係る特別の措置</p> <p>オ 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画 等</p> <p>(3) 復興の方向性について、以下の事項に配慮する。</p> <p>ア 将来にわたり安心して暮らせるよう、災害に強い安全なまちづくりを目指す。</p> <p>イ 本市の特性や目指すべき都市像を見つめなおし、被災する前以上に魅力ある都市づくりを進める。</p> <p>ウ 高齢者や障がい者、女性、子ども、外国人等の様々な立場からの視点が尊重され、多様な市民が共生できる社会を目指す。</p> <p>エ 逆境をバネにし、お互いに助けあう地域づくりを目指すために、地域コミュニティの維持・回復や再構築を図る。</p> <p>3 国や県に対しての要請</p> <p>(1) 特定大規模災害等による被害を受け、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足した場合、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について、新潟県知事に対し、代行を要請する。</p> <p>(2) 特定大規模災害による被害を受け、復興のための膨大な業務の発生や被災による行政機能の低下等によって、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要人員が中長期的に不足した場合、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、関係地方行政機関の長に対し、当該関係地方行政機関の職員の派遣を要請する。</p>	(追加)	<p>7つの視点の⑦</p> <p>「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、復興を速やかに実現させることを目的に、第3節を新設（資料2のP11参照）</p>

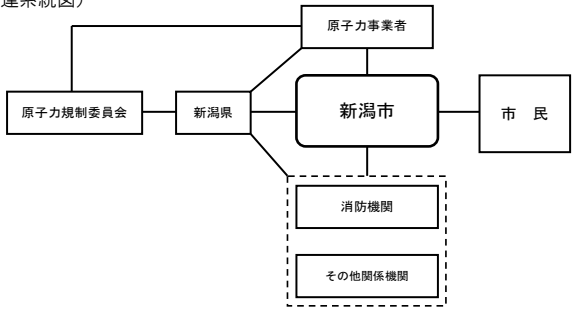
新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
141	事故 1-	<p>(原子力事故災害対策計画は全文追加のため、下線を省略)</p> <p>第8節 原子力事故災害対策計画 災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者となる東京電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）又は放射性物質の事業所外運搬中において、放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されることによる原子力災害の拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について定める。</p> <p>実施担当 全部署</p> <p>防災関係機関 各関係機関</p> <p>1 対策範囲と災害想定等 (1) 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲 ア 地域の範囲の区分 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、以下のとおり発電所からの距離等に応じて区域等を区分している。 (ア) 即時避難区域（PAZ:Precautionary Action Zone） 発電所を中心とする半径（以下「半径」という。）概ね5キロメートル圏については、主としてブルーム放出前に避難が実施できるよう準備する区分とし、あらかじめ定められる発電所における全面緊急事態等の発生時には、直ちに避難を実施する。避難は、即時避難区域（PAZ）外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径概ね30キロメートル圏外への避難を実施する。 (イ) 避難準備区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone） 半径概ね5～30キロメートル圏については、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、災害対策を実施する。 基本的には、計測可能な判断基準に基づく避難や屋内退避の準備を進める区域とし、緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、半径概ね30キロメートル圏外への避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。 なお、避難準備区域（UPZ）内の避難を要しない区域においても、測定・予測の結果に応じて、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用を実施する。 (ウ) 屋内退避計画区域（PPA:Plume Protection Planning Area） 半径概ね30～50キロメートル圏については、ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、屋内退避や安定ヨウ素剤の備蓄等の計画をあらかじめ策定する地域とし、計測可能な判断基準のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、必要に応じて、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用を実施する。 なお、屋内退避計画区域（PPA）においても、緊急時モニタリングの結果等から避難の対応が必要な場合には、避難準備区域（UPZ）と同様の対応を実施する。 (エ) 放射線量監視地域 県内全域については、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画をあらかじめ策定する地域とする。 また、広域的な環境放射線モニタリングを実施するほか、必要に応じて、飲食物の汚染状況調査等を行い、その結果に基づき、外出自粛や飲食物の摂取制限を実施する。 なお、放射線量監視地域においても、緊急時モニタリングの結果等から避難や屋内退避の対応が必要な場合には、避難準備区域（UPZ）又は屋内退避計画区域（PPA）と同様の対応を実施する。 イ 発電所と本市の位置関係 本市は、発電所から約35～80キロメートル先に位置しており、屋内退避計画区域（PPA）並びに放射線量監視地域に属し、発電所において原子力災害が発生した場合には、放射性物質の飛散による各種影響に対する防護対策や、発電所周辺自治体からの避難者受け入れなどの災害対応の必要性が生じる可能性がある。</p>	(追加)	<p>7つの視点の⑤ 東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた本市の原子力事故災害対策を推進するため、第6部第8節事故災害対策計画に「原子力事故災害対策計画」を新設 （資料2のP9参照）</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
142	事故 1-	<p>(2) 計画の基礎とするべき災害の想定 計画の基礎とするべき災害は、広範囲に放射性物質が拡散するような事故を想定する。</p> <p>また、原災法第10条に規定する特定事象に該当しない事故（以下「未済事象」という。）においても、県及び関係機関と連携し、対応する。</p> <p>(3) 市、県、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 原子力防災に関し、市、県、関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、資料編表6-1-8-1に示す。</p> <p>(4) 用語の解説 本計画における主な用語の解説は、資料編 表6-1-8-2に示す。</p>  <p>市町村による原子力安全対策研究会 「実効性のある避難計画（暫定版）」より</p>	(追加)	<p>7つの視点の⑤ 東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた本市の原子力事故災害対策を推進するため、第6部第8節事故災害対策計画に「原子力事故災害対策計画」を新設 （資料2のP9参照）</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
143	事故 1-	<p>2 災害予防対策 (1) 情報の収集・連絡体制等の整備 市は、国、県、県内各市町村、原子力事業者、その他関係機関と、原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。</p> <p>ア 市と関係機関との連携体制の確保 市は、国、県、県内各市町村、原子力事業者、その他関係機関との間において、確実な情報の収集及び連絡体制の構築を図るとともに、情報通信のためのネットワークを強化する。</p> <p>その際、夜間・休日等においても対応できるよう、次の内容を定め、原子力事業者及び関係機関等に周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者からの連絡を受信する窓口 ・防護対策の連絡方法 ・関係機関等の連絡先 <p>(伝達系統図)</p>  <p>イ 情報の分析整理 (ア) 人材の育成及び専門家の活用 市は、収集した情報を的確に分析整理するために、職員の育成に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の整備に努める。</p> <p>(イ) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び県とともに情報のネットワーク化に努める。</p> <p>ウ 通信手段・経路の多様化 市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時連絡網等を整備する。その際、複合災害時を念頭に通信の輻輳（ふくそう）や停電等への対策に十分留意する。</p> <p>(2) 災害応急体制の整備 市は、発電所等において未満事象が発生し、その後に原子力災害に至り、その影響が市域に及ぶ又はそのおそれがある場合に備え、災害対策活動を円滑に実施するために必要な体制の整備を図る。</p> <p>ア 警戒配備に必要な体制等の整備 市は、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。）発生時の通報を受けた場合、又は、特定事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障あるいはそれに準じる事故・故障（以下「特定事象に先行する事象」という。）の通報を受けた場合、速やかに警戒配備をとるため、職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるような必要な体制を整備する。また、災害対応に備えたマニュアル等の作成なども行う。</p> <p>イ 関係機関相互の連携体制 市は、平常時から関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、相互の連携体制の強化に努める。</p> <p>ウ 専門家の派遣要請 市は、必要に応じて、関係機関に対し専門的知識を有する職員の派遣を要請する。</p>	(追加)	<p>7つの視点の⑤ 東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた本市の原子力事故災害対策を推進するため、第6部第8節事故災害対策計画に「原子力事故災害対策計画」を新設 （資料2のP9参照）</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
144	事故 1-	<p>(3) 屋内退避・避難等に係る体制 市は、国、県、県内各市町村及び関係機関と協力し、円滑に避難等の対応が実施できるよう、情報共有できる体制を整備する。 また、市は、県及び市町村と連携した屋内退避・避難のための計画を作成する。</p> <p>ア 屋内退避・避難計画等の作成 市は、国、県、県内各市町村及び原子力事業者、その他関係機関と連携をとりながら、屋内退避・避難のための計画の作成、及び実施に必要な情報伝達方法や実施状況の確認等、必要な体制の整備に努める。</p> <p>(ア) 病院、社会福祉施設等の体制の整備 病院、社会福祉施設等の管理者は、入院又は入所する災害時要援護者の屋内退避・避難が円滑に実施できるよう、避難計画の作成に努める。</p> <p>(イ) 学校等における体制の整備 学校等の管理者は、園児、児童、生徒及び学生の屋内退避・避難が円滑に実施できるよう、避難誘導計画の作成に努める。</p> <p>イ 屋内退避・避難等の周知体制 市は、確実な屋内退避及び迅速な避難のため、避難情報の伝達方法、避難場所、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知に努める。</p> <p>(4) 緊急輸送活動体制の整備 市は、情報板等の整備や緊急車両の円滑な運行確保及び緊急物資の輸送体制の確保に係る道路交通の管理に努める。</p> <p>(5) 安定ヨウ素剤の配布 市は、県が備蓄する安定ヨウ素剤の市民への配布が緊急時に円滑に行われるよう、県と協力し搬送手段等について体制の整備に努める。</p> <p>(6) 市民等への的確な情報伝達体制の整備 ア 情報伝達手段の整備等 市は、複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に発信できるよう災害情報伝達手段などの整備を図る。 イ 市民相談窓口の準備 市は、市民からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。 ウ 情報伝達困難者等に対する情報伝達体制の整備 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、高齢者、障がい者、外国人等の情報伝達困難者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、市民、自主防災組織、関係機関等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。</p> <p>(7) 他自治体からの避難者の受け入れ 県は、災害の状況により、市町村の行政区域全域に及ぶ避難が必要であると認める場合は、気象状況、防護対策地区等を考慮した上で、住民の広域避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村長に対し避難者の受け入れ及び避難所の設置を要請する。 本市は、県から避難区域の市町村の避難住民の受け入れの要請があり、受け入れが可能な場合は、避難所となる施設を示したうえで受け入れする。</p> <p>(8) 原子力防災に関する市民への普及啓発 ア 市民に対する普及啓発 市は、市民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、国、県と連携した広報活動を実施する。 イ 災害時要援護者への配慮 市は、防災知識の普及と啓発に際して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、災害時要援護者等に十分配慮し、地域において災害時要援護者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。</p> <p>(9) 防災業務関係者に対する研修 市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を活用して行う。</p> <p>(10) 防災訓練の実施 市は、国、県及び事業者等関係機関が行う訓練に積極的に参加する。 また、市は、訓練終了後、訓練の評価を実施し、原子力防災体制の改善に取り組む。</p>	(追加)	<p>7つの視点の⑤ 東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた本市の原子力事故災害対策を推進するため、第6部第8節事故災害対策計画に「原子力事故災害対策計画」を新設 (資料2のP9参照)</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由									
145	事故 1-	<p>3 災害応急対策 (1) 災害対策本部等の設置基準 市長は、原子力事故にかかる防災対策の迅速かつ的確な実施のため、次の設置基準により応急活動体制をとるものとする。</p> <p style="text-align: center;">本部等設置基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>設置基準</th> <th>活動体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号又は 2号配備</td> <td> 1 県による発電所周辺の環境放射線モニタリングで、空間放射線量が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき 2 安全協定に基づく異常時の連絡等により、特定事象に先行する事象が認められるとき 3 その他市長が必要と認めるとき </td> <td>災害警戒本部</td> </tr> <tr> <td>3号又は 4号配備</td> <td> 1 発電所の事故により原災法第10条に定める特定事象発生の通報があったとき 2 県による発電所周辺の環境放射線モニタリングで、空間放射線量が5マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき 3 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 4 その他市長が必要と認めるとき </td> <td>災害対策本部</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 災害警戒本部の設置 (ア) 災害警戒本部設置基準 危機管理監は、1号及び2号配備体制の設置基準に該当したときは、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害対策本部の設置に備える。 (イ) 警戒本部設置場所 本部は、危機管理防災局に設置する。 (ウ) 組織 組織の編成及び動員体制については、第3部第1章第1節「災害対策本部と組織動員計画」に準じる。 (エ) 所掌事務 警戒本部における所掌事務は、次のとおりとする。 a 発電所等の事故に関する情報の収集及び関係部局、関係機関への情報提供 b 応急対策の検討、調整及び実施 c 国・県等との情報の共有等 d 関係機関との連絡調整 e 市民等への広報 f 報道機関への情報提供 g 災害対策本部の立ち上げ準備 h その他必要な事務 (オ) 警戒本部の廃止 次の場合は警戒本部を廃止する。 a 対法に基づき、災害対策本部が設置された場合 b 被害が軽微又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合 c その他必要がなくなったと本部長が判断した場合</p> <p>イ 災害対策本部の設置 (ア) 災害対策本部設置基準 市長は、3号及び4号配備体制の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。 (イ) 災害対策本部設置場所 災害対策本部は、新潟市役所本庁舎3階災害対策センターに設置する。 (ウ) 組織 組織の編成及び動員体制については、第3部第1章第1節「災害対策本部と組織動員計画」に準じる。</p>	配備区分	設置基準	活動体制	1号又は 2号配備	1 県による発電所周辺の環境放射線モニタリングで、空間放射線量が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき 2 安全協定に基づく異常時の連絡等により、特定事象に先行する事象が認められるとき 3 その他市長が必要と認めるとき	災害警戒本部	3号又は 4号配備	1 発電所の事故により原災法第10条に定める特定事象発生の通報があったとき 2 県による発電所周辺の環境放射線モニタリングで、空間放射線量が5マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき 3 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 4 その他市長が必要と認めるとき	災害対策本部	(追加)	<p>7つの視点の⑤ 東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた本市の原子力事故災害対策を推進するため、第6部第3節事故災害対策計画に「原子力事故災害対策計画」を新設 (資料2のP9参照)</p>
配備区分	設置基準	活動体制											
1号又は 2号配備	1 県による発電所周辺の環境放射線モニタリングで、空間放射線量が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき 2 安全協定に基づく異常時の連絡等により、特定事象に先行する事象が認められるとき 3 その他市長が必要と認めるとき	災害警戒本部											
3号又は 4号配備	1 発電所の事故により原災法第10条に定める特定事象発生の通報があったとき 2 県による発電所周辺の環境放射線モニタリングで、空間放射線量が5マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき 3 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 4 その他市長が必要と認めるとき	災害対策本部											

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
146	事故 1-	<p>(エ) 所掌事務 災害対策本部における所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>a 原子力災害の避難、屋内退避、受け入れに係る準備情報、勧告及び指示又は解除に関すること</p> <p>b 原子力災害の現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること</p> <p>c 原子力災害の原子力災害合同対策協議会への職員派遣に関すること</p> <p>d 原子力災害の複合災害対策に関すること</p> <p>e 本部の出動体制及び解除の決定に関すること</p> <p>f 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること</p> <p>g 避難所の開設及び閉鎖に関すること</p> <p>h 県及び他市町村との間の相互応援並びに公共団体、自衛隊等に対する応援要請に関すること</p> <p>i 災害対策経費の処理に関すること</p> <p>j その他災害対策に関する重要事項に関すること</p> <p>(オ) 災害対策本部の廃止 次の場合は災害対策本部を廃止する。</p> <p>a 原災法第15条に基づき原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。</p> <p>b 本部長が、発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>ウ 応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p>(ア) 応援要請 市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。</p> <p>(イ) 職員の派遣要請等 市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。</p> <p>エ 自衛隊の派遣要請 市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を求める。</p> <p>また、市長は自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を求める。</p> <p>オ 防災業務関係者の安全確保</p> <p>(ア) 防災業務関係者の安全確保方針 市は、防災業務関係者が被ばくするおそれのある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、国、県の指導下で適切な被ばく管理が行われるよう配慮する。</p> <p>(イ) 防護対策</p> <p>a 市長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。</p> <p>b 市は、関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達に協力を要請する。</p> <p>(ウ) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>a 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。</p> <p>b 防災業務関係者の放射線防護は、原則として各機関独自で行うものとし、市は市の防災業務関係者の被ばく管理を担う班を災害対策本部に置く。</p> <p>c 市の放射線防護を担う班は、必要に応じて、関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。</p> <p>d 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。</p> <p>e 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、防災関係機関と相互に密接な情報交換を行う。</p>	(追加)	<p>7つの視点の⑤ 東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた本市の原子力事故災害対策を推進するため、第6部第8節事故災害対策計画に「原子力事故災害対策計画」を新設 (資料2のP9参照)</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
147	事故 1-	<p>(2) 屋内退避・避難等の防護活動</p> <p>ア 方針 市は、緊急時において、市民及び一時滞在者の生命及び身体を原子力災害から保護するため、放射線による身体の影響を低減するための措置として、屋内退避・避難等の指示等を行い、市民の安全確保を図るものとする。</p> <p>イ 屋内退避・避難等の指標 放射性物質の放出に伴う放射線から地域住民等を防護するため、状況に応じ、市民及び一時滞在者等に対して屋内退避・避難等の措置を講ずる。 これらの屋内退避・避難等の措置についての基準は、国が定めるところによる。</p> <p>ウ 屋内退避・避難等の対応方針</p> <p>(ア) 屋内退避・避難等の判断 市は、放射性物質の拡散を伴う原子力災害が発生した場合、国・県からの放射性物質の拡散予想、当日の気象条件等の情報を勘案し、屋内退避・避難の措置を講じる場合には、国・県と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性を踏まえ、基本的には計測可能な判断基準に基づいて実施する。 ただし、市民の安全を確保するために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して対応する。</p> <p>(イ) 屋内退避・避難等の周知及び誘導 市は、市民及び一時滞在者の避難が確実に行われるよう、屋内退避・避難等の指示等の周知及び避難誘導に際して避難計画に基づいて実施する。</p> <p>エ 屋内退避・避難の実施</p> <p>(ア) 屋内退避指示 市長は、県により、市民等の屋内退避区域の連絡を受けた場合には、市民等に対し速やかに屋内退避するよう指示する。</p> <p>a 緊急時モニタリングの結果、屋内退避が必要な放射線量が計測された場合 b 国による大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果から、屋内退避が必要となる区域が示された場合</p> <p>(イ) 屋内退避の実施における留意点 a 市は、市民等に屋内退避の方法について周知する。 b 市は、放射性物質の濃度変動等に伴う追加避難に備え、屋内退避と併せて避難準備を実施する。 c 屋内退避者は、自宅等に備蓄してある食料・物資により生活を維持するよう努める。</p> <p>なお、市長は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合には、屋内避難が長引くことによる市民等への影響を考慮し、避難先について、国、県と調整する。</p> <p>(ウ) 市長による避難指示等 市長は、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、市民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告、又は指示を行う。</p> <p>(エ) 避難手段 市長は、自家用車両を含めバス、鉄道、船舶、飛行機等のあらゆる避難手段を検討し、円滑に避難できる手段による避難を市民等に指示する。 自家用車両による避難を指示する場合は、交通渋滞を引き起こす可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聞くとともに、渋滞緩和に向けた対策を要請する。</p> <p>また、市長は、災害時要援護者や自家用車両等の利用が困難な市民等については、市及び県が手配する公共輸送機関及び自衛隊等により行う。</p> <p>(オ) 避難の実施 市は県及び関係機関と連携して、線量率の測定結果、気象条件等を考慮した避難誘導を実施する。</p> <p>市の区域を超えた避難等を行う場合は、県が受け入れ先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。 この場合、県は受け入れ先の市町村と協議の上、避難が必要であると判断される区域（以下「避難区域」という。）の市町村に対し避難所等となる施設を示す。 市は、県が示す受け入れ市町村の避難所等に避難を誘導する。</p>	(追加)	<p>7つの視点の⑤ 東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた本市の原子力事故災害対策を推進するため、第6部第8節事故災害対策計画に「原子力事故災害対策計画」を新設 (資料2のP9参照)</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
148	事故 1-	<p>(カ) 避難の実施における関係機関の連携</p> <p>a 市は、県及び県警察等の関係機関と協力し、市民が円滑に避難できるよう連携するとともに、受け入れ市町村と協力し、避難先への誘導及び情報連絡体制の構築を図る。</p> <p>b 市は、避難を勧告・指示した際、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう市民等に周知する。</p> <p>c 市は、道路管理者等から通行可能な道路の状況について情報提供を受け、市民等に速やかに周知する。</p> <p>d 市は、県と協力し、あらかじめ定められた方法により戸別訪問、避難所における確認等、市民の避難状況を確認する。</p> <p>また、避難指示を行った後、対象区域内に残留者がいないか確認を行う。</p> <p>(キ) 放送事業者による屋内退避・避難の指示等の放送</p> <p>放送事業者は、屋内退避・避難の勧告・指示等があったときは、速やかにその内容について、正確かつ簡潔に放送する。</p> <p>(ク) 災害時要援護者の支援</p> <p>a 市は、在宅の災害時要援護者の屋内退避・避難を近隣住民、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等の協力支援を得ながら実施する。</p> <p>b 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、災害時要援護者の避難や避難所での生活に関して、健康状態を悪化させないこと等に配慮し、健康状態の把握に努める。</p> <p>c 市は、災害時要援護者に向けた情報の提供に十分配慮する。</p> <p>(ケ) 医療機関、社会福祉施設、学校等の対応</p> <p>a 医療機関</p> <p>病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は避難中の健康状態の悪化等にも配慮しつつ、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者を避難又は他の医療機関へ転院させるほか、外来患者等の帰宅等の支援に努める。</p> <p>b 社会福祉施設</p> <p>社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、避難中の健康状態の悪化等にも配慮しつつ、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に入所者を避難させるほか、利用者の帰宅等の支援に努める。</p> <p>c 学校等</p> <p>学校等施設は、園児・児童・生徒等の在園・在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員・保護者等の引率のもと、迅速かつ安全に園児・児童・生徒等を避難させる。</p> <p>また、園児・児童・生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき園児・児童・生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を報告する。</p> <p>オ 市外避難所等の運営</p> <p>市は、市外において新潟市民単独の避難所が設置された場合には、避難先市町村、住民組織等の協力を得て、避難所等の運営を行う。</p> <p>(ア) 現況把握</p> <p>市は、初動期において、避難先市町村と協力し、避難所ごとに避難者の人数をはじめ現況を把握する。</p> <p>(イ) 避難者に対するケア</p> <p>市は、初動期に、避難先市町村、県、関係機関等と協力し、避難所において各種の避難者ケアを実施する。</p> <p>(ウ) 避難者に対するケアの引き継ぎ</p> <p>市は、一定期間経過後における避難者に対する各種ケアについて、避難先市町村と協議の上、当該市町村に引き継ぐ。</p>	(追加)	<p>7つの視点の⑤</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた本市の原子力事故災害対策を推進するため、第6部第8節事故災害対策計画に「原子力事故災害対策計画」を新設 (資料2のP9参照)</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
149	事故 1-	<p>カ 屋内退避・避難者の生活支援 (ア) 方針 市は、県、関係機関、運送事業者等と協力し、被災者向けの生活支援に努める。</p> <p>(イ) 物資の協力要請 市は、屋内退避場所・避難所において必要となる飲料用保存水、飲食物及び生活必需品等が不足し、調達が必要がある場合には、県に調達の協力要請等を行う。</p> <p>(ウ) 物資の集積場所及び受け入れ・仕分け 市は、あらかじめ物資の受け入れ及び集積場所の候補地を選定しておくとともに、当該場所に職員を配置し、物資の受け入れ作業及び仕分け作業を行う。</p> <p>(エ) 物資供給の広報 市は、県と協力し、被災者に対して、物資の供給場所、供給時間等を広報し、円滑な供給を行う。</p> <p>(オ) 物資の配布等 市は、避難所等においては、自治会・町内会、自主防災組織等を通じて、子供や要援護者等を優先しながら物資を配布し、避難所以外の屋内退避・避難者に対しても、食料・物資の提供、情報の提供など必要な支援を行う。</p> <p>(カ) ライフラインの供給確保 電気、ガス、水道、電話等のライフライン関係事業者は、屋内退避・避難中の供給を確保する。</p> <p>キ 避難者等の受け入れ 市は、県又は、応援協定に基づき他市から避難者の受け入れ及び避難所の設置について要請を受けた場合、受け入れを行う避難者の人数・災害時要援護者の有無等について確認し、受け入れ先候補施設の利用状況等を踏まえ、速やかに避難所となる受け入れ先施設を選定する。</p> <p>ク 屋内退避・避難の解除 (ア) 屋内退避指示の解除 市長は、緊急時モニタリングの結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。</p> <p>(イ) 避難指示等の解除 市長は、内閣総理大臣の指示又は、緊急時モニタリングの結果、市における放射線量が避難基準を下回った場合、気候条件、汚染地域の除染対策等を勘案し、市民等に対して、屋内退避解除又は避難のための立ち退きの勧告解除、又は指示解除等を行う。</p> <p>ケ 治安の確保及び火災の予防 市は、屋内退避・避難対象区域等の治安の確保について、県警察・警察署と協議し、万全を期す。 特に、避難の勧告・指示を行った地域及びその周辺においては、国・県の協力を得ながら、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施する。 火災予防については、消防局とともに、火災予防に努める。</p> <p>コ 医療活動 (ア) 医療措置 市は、緊急時に県が行う健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。</p> <p>(イ) 安定ヨウ素剤の予防服用 市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針、指示に従い、服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を迅速かつ適切に服用できるよう、備蓄する県と配布及び服用時の指導等について必要な措置を講じる。</p>	(追加)	<p>7つの視点の⑤ 東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた本市の原子力事故災害対策を推進するため、第6部第8節事故災害対策計画に「原子力事故災害対策計画」を新設 (資料2のP9参照)</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
150	事故 1-	<p>(3) 社会的混乱防止</p> <p>ア 交通規制等の実施 県警察及び避難対象区域を含む道路管理者は、交通規制にあたって、原子力災害合同対策協議会と、相互に密接な連絡を取る。 県警察は、市と連携し、迅速な避難、緊急輸送及び市内の混乱を防止するために必要な場合等において、市管理道路の規制等の措置を実施する。 なお、交通規制の実施にあたっては、緊急性の高い区域から実施する。</p> <p>イ 自主避難・買い占め等への対策</p> <p>(ア) 自主避難等 市は、市内において屋内退避・避難等の、直接的な防護措置を決定しない状況であっても、自主的に避難を希望する市民による道路の渋滞、公共交通機関への殺到等による交通網の混乱等の発生を防止するため、必要な措置を講ずる。 このため、市民等の状況を常に把握するとともに、市民等に対して適切な行動を促すために必要な情報提供を継続的に実施する。</p> <p>(イ) 適切な流通の確保 市は、原子力災害が発生した際、生活に必要な物資等が適切に流通することを確認し、適切な流通の確保のための措置を講ずる。このため、市内における買い占めや不当な値上げ等の混乱の発生がないかを把握し、必要と判断される場合には、適切な行動を促すための市民への情報提供や、流通業者等への要請等を行う。</p> <p>(4) 水道水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限</p> <p>ア 水道水、飲食物の摂取制限 市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受けた場合又は市として必要性があると判断した場合、水道水の検査を実施する。 食品についても、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査へ協力するほか、独自調査を実施する。 市は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、水道水、飲食物の摂取制限が必要な場合には、必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 農林水産物等の採取及び出荷制限 市は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者に対し、採取、漁業の禁止、出荷制限等の措置を講じるよう指示する。</p> <p>(5) 緊急輸送活動</p> <p>ア 方針 市は、緊急時において、災害応急対策を迅速に実施するため、人員、資機材及び緊急物資の輸送活動を迅速に行う。</p> <p>イ 緊急輸送体制の確立</p> <p>(ア) 緊急輸送の実施 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。</p> <p>(イ) 支援の要請 市は、人員・車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ県に支援を要請する。</p> <p>ウ 緊急輸送のための交通確保 市及び道路管理者は、交通規制に当たる県警察と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通手段と経路の確保に必要な措置をとる。</p>	(追加)	<p>7つの視点の⑤ 東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた本市の原子力事故災害対策を推進するため、第6部第8節事故災害対策計画に「原子力事故災害対策計画」を新設 (資料2のP9参照)</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
151	事故 1-	<p>4 災害復旧対策</p> <p>(1) 緊急事態解除宣言後の対応 市は、緊急的な避難等が完了した段階、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発表した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。</p> <p>(2) 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域等を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。</p> <p>(3) 放射性物質による環境汚染への対処 市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について、必要な措置を行う。</p> <p>(4) 各種制限措置の解除 市は、県と連携し、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、水道水・飲食物の摂取制限、農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。 また、解除実施状況を確認し、市民等に速やかに周知する。</p> <p>(5) 災害地域住民に係る記録等の作成 ア 被災市民の記録 市は、避難及び屋内退避を実施した市民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等において実施した措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。 イ 災害対策措置状況の記録 市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置等を記録する。 ウ 証拠書類の記録 市は、市民等が原子力災害に係る賠償の請求等に関し、円滑な事務が推進されるよう情報提供を行うとともに、領収書等証拠書類の保存等について周知する。</p> <p>(6) 被災者等の生活再建等の支援 ア 生活資金等の支援 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けた生活資金の支給や、その迅速な処理のための支援に努める。 イ 相談窓口体制の整備 市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置及び心身の健康について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。市外への被災者に対しても、避難先の地方公共団体からできる限りの協力を得て、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p> <p>(7) 風評被害等の影響の軽減 市は、国、県及び関係機関・団体とともに、原子力災害による風評被害の未然防止又はその影響を軽減するため、県内外に、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の商品の適切な流通の確保、観光客等の誘致等のための取り組みを実施する。</p> <p>(8) 被災中小企業者・農林水産業者等に対する支援 市は、国及び県と連携し、必要に応じ、各種貸付及び制度融資等により、設備普及資金、運転資金の貸付などの支援措置に努めるほか、被災中小企業者・農林水産業者等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報する。</p>	(追加)	<p>7つの視点の⑤ 東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた本市の原子力事故災害対策を推進するため、第6部第8節事故災害対策計画に「原子力事故災害対策計画」を新設 (資料2のP9参照)</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由																																													
152	図表 2-1	<p>表2-1-3-1 自主防災組織の編成及び活動形態の例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平常時の活動</th> <th>災害時の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○規約や年間活動計画および予算・決算の作成や編成。 ○組織内の連絡網の整備。 ○公的防災関係機関および地域内の事業所、学校等との折衝、協議。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○本部員の召集と「対策本部」の設置。 ○あらかじめ決められている役割分担の確認。 ○各班の活動統制を行う。 </td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○防災意識啓発、高揚に関する広報活動。 ○広報誌の発行、座談会、映写会等の集会の開催。 ○情報連絡・伝達訓練を実施する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○本部員の召集と「対策本部」の設置。 ○あらかじめ決められている役割分担の確認。 ○各班の活動統制を行う。 </td> </tr> <tr> <td>消火班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○初期消火訓練の計画及び実施。 ○消火資機材の準備と管理及び保守点検。 ○消火資機材の操作の習熟訓練。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○消火用具、機材等の準備と消防水利を確認して出動待機。 ○出火防止と消火活動及び消防機関への協力。 </td> </tr> <tr> <td>救出救護班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○応急手当等の習得・習熟訓練の実施。 ○用具や救急用品の整備。 ○救出・救護訓練の実施。特に高齢者や障害者の方々の救出・救護の研究。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の救出・救護活動を行う。 ○高齢者や障害者の方々の安全確認や支援を行う。 ○防災関係機関の救護所の開設、活動に協力する。 </td> </tr> <tr> <td>避難誘導班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○指定の避難ルートや集合場所の確認と安全点検。 ○避難用具の準備と整備。 ○地域の災害時要援護者の把握と避難誘導方法の研究。 ○避難誘導訓練の実施及び危険箇所の確認。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難ルートの安全確認、あるいは安全ルートの確定。 ○先導隊による安全の確認と災害時要援護者の優先誘導。 ○避難開始のタイミングの決定のための状況把握。 </td> </tr> <tr> <td>給食給水班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○給食給水資機材の確保と定期点検。 ○地域住民への食料・飲料水の備えの呼びかけ。 ○炊きだし等の給食給水訓練の実施。 ○地域り災害者の人数の把握と炊き出し等の給食活動を行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○地域のり災害者の人数の把握と炊き出し等の給食活動を行う。 ○防災関係機関が行う給水活動や応急物資の調達配分の協力。 </td> </tr> <tr> <td>避難所運営班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の避難所の確認。 ○避難所での運営マニュアルの作成。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所での自主運営の実施。 ○り災害者の人数の把握と防災関係機関への報告 </td> </tr> </tbody> </table> <p>組織活動に「女性の視点」を反映させることを目的とする、各班から1～2名ずつの女性のみで構成する委員会。各班の日常の活動や災害時の活動における課題について女性の視点から話し合いを行い、検討した結果を本部に報告し、フィードバックする。</p>		平常時の活動	災害時の活動	本部	<ul style="list-style-type: none"> ○規約や年間活動計画および予算・決算の作成や編成。 ○組織内の連絡網の整備。 ○公的防災関係機関および地域内の事業所、学校等との折衝、協議。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部員の召集と「対策本部」の設置。 ○あらかじめ決められている役割分担の確認。 ○各班の活動統制を行う。 	情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○防災意識啓発、高揚に関する広報活動。 ○広報誌の発行、座談会、映写会等の集会の開催。 ○情報連絡・伝達訓練を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部員の召集と「対策本部」の設置。 ○あらかじめ決められている役割分担の確認。 ○各班の活動統制を行う。 	消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火訓練の計画及び実施。 ○消火資機材の準備と管理及び保守点検。 ○消火資機材の操作の習熟訓練。 	<ul style="list-style-type: none"> ○消火用具、機材等の準備と消防水利を確認して出動待機。 ○出火防止と消火活動及び消防機関への協力。 	救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当等の習得・習熟訓練の実施。 ○用具や救急用品の整備。 ○救出・救護訓練の実施。特に高齢者や障害者の方々の救出・救護の研究。 	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の救出・救護活動を行う。 ○高齢者や障害者の方々の安全確認や支援を行う。 ○防災関係機関の救護所の開設、活動に協力する。 	避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○指定の避難ルートや集合場所の確認と安全点検。 ○避難用具の準備と整備。 ○地域の災害時要援護者の把握と避難誘導方法の研究。 ○避難誘導訓練の実施及び危険箇所の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難ルートの安全確認、あるいは安全ルートの確定。 ○先導隊による安全の確認と災害時要援護者の優先誘導。 ○避難開始のタイミングの決定のための状況把握。 	給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ○給食給水資機材の確保と定期点検。 ○地域住民への食料・飲料水の備えの呼びかけ。 ○炊きだし等の給食給水訓練の実施。 ○地域り災害者の人数の把握と炊き出し等の給食活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のり災害者の人数の把握と炊き出し等の給食活動を行う。 ○防災関係機関が行う給水活動や応急物資の調達配分の協力。 	避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の避難所の確認。 ○避難所での運営マニュアルの作成。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所での自主運営の実施。 ○り災害者の人数の把握と防災関係機関への報告 	<p>表2-1-3-1 自主防災組織の編成及び活動形態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>編成/活動</th> <th>平常時の活動</th> <th>災害時の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○防災に関する知識の普及 ○情報の収集・伝達訓練の実施 ○講習会等の開催 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○災害情報の収集・伝達 ○防災関係機関への災害状況の通報 ○避難勧告等の伝達 </td> </tr> <tr> <td>消火班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○火気使用設備器具等の点検 ○消火用機材の準備と管理 ○初期消火訓練の実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の出火防止の呼びかけ ○初期消火活動 </td> </tr> <tr> <td>救出救護班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○応急手当の知識の普及 ○応急手当等の訓練の実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○負傷者等の救出活動と応急手当等救援活動 </td> </tr> <tr> <td>避難誘導班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難路・避難所の周知と現状把握 ○避難誘導用機材の準備と普及 ○避難訓練の実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所の指示 ○災害時要援護者の避難と手助け ○避難誘導 </td> </tr> <tr> <td>給食給水班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○炊き出し訓練の実施 ○給水訓練の実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○応急物資・応急給水等の手助け ○炊き出し等の給食活動 ○給水活動 </td> </tr> <tr> <td>避難所運営班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所の現状把握 ○自治会等会員の把握 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難者等の調査・防災関係機関への報告 ○避難所の自主的な運営活動 </td> </tr> </tbody> </table>	編成/活動	平常時の活動	災害時の活動	情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○防災に関する知識の普及 ○情報の収集・伝達訓練の実施 ○講習会等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報の収集・伝達 ○防災関係機関への災害状況の通報 ○避難勧告等の伝達 	消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○火気使用設備器具等の点検 ○消火用機材の準備と管理 ○初期消火訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の出火防止の呼びかけ ○初期消火活動 	救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当の知識の普及 ○応急手当等の訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者等の救出活動と応急手当等救援活動 	避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難路・避難所の周知と現状把握 ○避難誘導用機材の準備と普及 ○避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の指示 ○災害時要援護者の避難と手助け ○避難誘導 	給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ○炊き出し訓練の実施 ○給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急物資・応急給水等の手助け ○炊き出し等の給食活動 ○給水活動 	避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の現状把握 ○自治会等会員の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者等の調査・防災関係機関への報告 ○避難所の自主的な運営活動 	<p>7つの視点の③ 女性の視点WGでの意見を踏まえ、女性の視点を取り入れた組織編成例を資料編に追加</p>
			平常時の活動	災害時の活動																																													
本部	<ul style="list-style-type: none"> ○規約や年間活動計画および予算・決算の作成や編成。 ○組織内の連絡網の整備。 ○公的防災関係機関および地域内の事業所、学校等との折衝、協議。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部員の召集と「対策本部」の設置。 ○あらかじめ決められている役割分担の確認。 ○各班の活動統制を行う。 																																															
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○防災意識啓発、高揚に関する広報活動。 ○広報誌の発行、座談会、映写会等の集会の開催。 ○情報連絡・伝達訓練を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部員の召集と「対策本部」の設置。 ○あらかじめ決められている役割分担の確認。 ○各班の活動統制を行う。 																																															
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火訓練の計画及び実施。 ○消火資機材の準備と管理及び保守点検。 ○消火資機材の操作の習熟訓練。 	<ul style="list-style-type: none"> ○消火用具、機材等の準備と消防水利を確認して出動待機。 ○出火防止と消火活動及び消防機関への協力。 																																															
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当等の習得・習熟訓練の実施。 ○用具や救急用品の整備。 ○救出・救護訓練の実施。特に高齢者や障害者の方々の救出・救護の研究。 	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の救出・救護活動を行う。 ○高齢者や障害者の方々の安全確認や支援を行う。 ○防災関係機関の救護所の開設、活動に協力する。 																																															
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○指定の避難ルートや集合場所の確認と安全点検。 ○避難用具の準備と整備。 ○地域の災害時要援護者の把握と避難誘導方法の研究。 ○避難誘導訓練の実施及び危険箇所の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難ルートの安全確認、あるいは安全ルートの確定。 ○先導隊による安全の確認と災害時要援護者の優先誘導。 ○避難開始のタイミングの決定のための状況把握。 																																															
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ○給食給水資機材の確保と定期点検。 ○地域住民への食料・飲料水の備えの呼びかけ。 ○炊きだし等の給食給水訓練の実施。 ○地域り災害者の人数の把握と炊き出し等の給食活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のり災害者の人数の把握と炊き出し等の給食活動を行う。 ○防災関係機関が行う給水活動や応急物資の調達配分の協力。 																																															
避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の避難所の確認。 ○避難所での運営マニュアルの作成。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所での自主運営の実施。 ○り災害者の人数の把握と防災関係機関への報告 																																															
編成/活動	平常時の活動	災害時の活動																																															
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○防災に関する知識の普及 ○情報の収集・伝達訓練の実施 ○講習会等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報の収集・伝達 ○防災関係機関への災害状況の通報 ○避難勧告等の伝達 																																															
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○火気使用設備器具等の点検 ○消火用機材の準備と管理 ○初期消火訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の出火防止の呼びかけ ○初期消火活動 																																															
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当の知識の普及 ○応急手当等の訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者等の救出活動と応急手当等救援活動 																																															
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難路・避難所の周知と現状把握 ○避難誘導用機材の準備と普及 ○避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の指示 ○災害時要援護者の避難と手助け ○避難誘導 																																															
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ○炊き出し訓練の実施 ○給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急物資・応急給水等の手助け ○炊き出し等の給食活動 ○給水活動 																																															
避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の現状把握 ○自治会等会員の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者等の調査・防災関係機関への報告 ○避難所の自主的な運営活動 																																															

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由																																																											
153	資料	<p>(原子力事故災害対策計画は全文追加のため、下線を省略) 表6-1-8-1 市、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき業務又は業務の大綱</th> <th>連絡窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="27">新潟市</td> <td>1 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること</td> <td>防災課</td> </tr> <tr> <td>2 市民等に対する通信連絡網の整備に関すること</td> <td>危機対策課</td> </tr> <tr> <td>3 事故状況の把握及び連絡に関すること</td> <td>危機対策課</td> </tr> <tr> <td>4 原子力災害に関する警戒本部、災害対策本部及び災害現地对策本部の設置・廃止に関すること</td> <td>危機対策課</td> </tr> <tr> <td>5 市民等からの問合せに対する対応に関すること</td> <td>危機対策課</td> </tr> <tr> <td>6 環境放射線モニタリングに関すること</td> <td>環境対策課</td> </tr> <tr> <td>7 市民等の屋内退避・避難及び立入制限に関すること</td> <td>各区総務課</td> </tr> <tr> <td>8 緊急時医療活動に対する協力に関すること</td> <td>保健衛生総務課</td> </tr> <tr> <td>9 市民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること</td> <td>保健所食の安全推進課</td> </tr> <tr> <td>10 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること</td> <td>農村整備課</td> </tr> <tr> <td>11 市民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること</td> <td>農業政策課</td> </tr> <tr> <td>12 市管理道路の通行に関すること</td> <td>土木総務課</td> </tr> <tr> <td>13 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること</td> <td>都市交通政策課 市民協働課</td> </tr> <tr> <td>14 水道水の応急給水に関すること</td> <td>水道局経営管理課</td> </tr> <tr> <td>15 飲料用保存水(ペットボトル)、飲食物及び生活必需品の供給に関すること</td> <td>商業振興課</td> </tr> <tr> <td>16 防災業務関係者の被ばく管理に関すること</td> <td>保健所保健管理課 職員課</td> </tr> <tr> <td>17 汚染物質の除去及び除染に関すること</td> <td>環境対策課</td> </tr> <tr> <td>18 市民等に対する各種制限措置の解除に関すること</td> <td>危機対策課</td> </tr> <tr> <td>19 風評被害等の影響の軽減に関すること</td> <td>商業振興課 農業政策課</td> </tr> <tr> <td>20 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること</td> <td>商業振興課 農業政策課</td> </tr> <tr> <td>21 心身の健康相談に関すること</td> <td>保健所健康増進課</td> </tr> <tr> <td>22 園児、児童、生徒の退避及び避難に関すること</td> <td>保育課</td> </tr> <tr> <td>23 学校施設の退避・避難施設としての使用協力に関すること</td> <td>教育委員会学校支援課 防災課</td> </tr> <tr> <td>24 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること</td> <td>教育委員会学校支援課</td> </tr> <tr> <td>25 市民等に対する広報に関すること</td> <td>広報課</td> </tr> <tr> <td>26 市民等の屋内退避・避難の誘導に関すること</td> <td>各区総務課 消防局警防課</td> </tr> <tr> <td>27 救急活動の実施に関すること</td> <td>消防局救急課</td> </tr> </tbody> </table>		機関名	処理すべき業務又は業務の大綱	連絡窓口	新潟市	1 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること	防災課	2 市民等に対する通信連絡網の整備に関すること	危機対策課	3 事故状況の把握及び連絡に関すること	危機対策課	4 原子力災害に関する警戒本部、災害対策本部及び災害現地对策本部の設置・廃止に関すること	危機対策課	5 市民等からの問合せに対する対応に関すること	危機対策課	6 環境放射線モニタリングに関すること	環境対策課	7 市民等の屋内退避・避難及び立入制限に関すること	各区総務課	8 緊急時医療活動に対する協力に関すること	保健衛生総務課	9 市民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること	保健所食の安全推進課	10 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること	農村整備課	11 市民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	農業政策課	12 市管理道路の通行に関すること	土木総務課	13 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること	都市交通政策課 市民協働課	14 水道水の応急給水に関すること	水道局経営管理課	15 飲料用保存水(ペットボトル)、飲食物及び生活必需品の供給に関すること	商業振興課	16 防災業務関係者の被ばく管理に関すること	保健所保健管理課 職員課	17 汚染物質の除去及び除染に関すること	環境対策課	18 市民等に対する各種制限措置の解除に関すること	危機対策課	19 風評被害等の影響の軽減に関すること	商業振興課 農業政策課	20 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること	商業振興課 農業政策課	21 心身の健康相談に関すること	保健所健康増進課	22 園児、児童、生徒の退避及び避難に関すること	保育課	23 学校施設の退避・避難施設としての使用協力に関すること	教育委員会学校支援課 防災課	24 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること	教育委員会学校支援課	25 市民等に対する広報に関すること	広報課	26 市民等の屋内退避・避難の誘導に関すること	各区総務課 消防局警防課	27 救急活動の実施に関すること	消防局救急課	(追加)	<p>7つの視点の⑤ 第6部第8節事故災害対策計画「原子力事故災害対策計画」の新設に伴い、市、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱を追加</p>
		機関名	処理すべき業務又は業務の大綱	連絡窓口																																																											
新潟市	1 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること	防災課																																																													
	2 市民等に対する通信連絡網の整備に関すること	危機対策課																																																													
	3 事故状況の把握及び連絡に関すること	危機対策課																																																													
	4 原子力災害に関する警戒本部、災害対策本部及び災害現地对策本部の設置・廃止に関すること	危機対策課																																																													
	5 市民等からの問合せに対する対応に関すること	危機対策課																																																													
	6 環境放射線モニタリングに関すること	環境対策課																																																													
	7 市民等の屋内退避・避難及び立入制限に関すること	各区総務課																																																													
	8 緊急時医療活動に対する協力に関すること	保健衛生総務課																																																													
	9 市民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること	保健所食の安全推進課																																																													
	10 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること	農村整備課																																																													
	11 市民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	農業政策課																																																													
	12 市管理道路の通行に関すること	土木総務課																																																													
	13 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること	都市交通政策課 市民協働課																																																													
	14 水道水の応急給水に関すること	水道局経営管理課																																																													
	15 飲料用保存水(ペットボトル)、飲食物及び生活必需品の供給に関すること	商業振興課																																																													
	16 防災業務関係者の被ばく管理に関すること	保健所保健管理課 職員課																																																													
	17 汚染物質の除去及び除染に関すること	環境対策課																																																													
	18 市民等に対する各種制限措置の解除に関すること	危機対策課																																																													
	19 風評被害等の影響の軽減に関すること	商業振興課 農業政策課																																																													
	20 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること	商業振興課 農業政策課																																																													
	21 心身の健康相談に関すること	保健所健康増進課																																																													
	22 園児、児童、生徒の退避及び避難に関すること	保育課																																																													
	23 学校施設の退避・避難施設としての使用協力に関すること	教育委員会学校支援課 防災課																																																													
	24 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること	教育委員会学校支援課																																																													
	25 市民等に対する広報に関すること	広報課																																																													
	26 市民等の屋内退避・避難の誘導に関すること	各区総務課 消防局警防課																																																													
	27 救急活動の実施に関すること	消防局救急課																																																													

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由																																																																				
154	資料	新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）より	(追加)	7つの視点の⑤ 第6部第8節事故災害対策計画「原子力事故災害対策計画」の新設に伴い、市、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱を追加																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき業務又は業務の大綱</th> <th>連絡窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="34">新潟県</td> <td>1 新潟県防災会議原子力防災部会に関すること</td> <td>原子力安全対策課</td> </tr> <tr> <td>2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>3 原子力防災に関する訓練の実施に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>4 通信連絡網の整備に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>6 発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>7 原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>8 新潟県柏崎刈羽原子力防災センターの整備及び維持に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>9 県原子力警戒本部の設置・廃止に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>10 県原子力際型対策本部の設置・廃止に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>11 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>12 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>13 現地事後対策連絡会議への職員の派遣に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>14 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>15 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>16 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>17 環境放射線モニタリングに関すること</td> <td>放射能対策課</td> </tr> <tr> <td>18 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること</td> <td>原子力安全対策課</td> </tr> <tr> <td>19 緊急被ばく医療措置に関すること</td> <td>福祉保健部</td> </tr> <tr> <td>20 飲食物の摂取制限等に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>21 農業用水の汚染について情報収集及び対応に関すること</td> <td>農地部</td> </tr> <tr> <td>22 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること</td> <td>農林水産部</td> </tr> <tr> <td>23 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること</td> <td>原子力安全対策課 産業労働観光部</td> </tr> <tr> <td>24 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること</td> <td>福祉保健部 農林水産部</td> </tr> <tr> <td>25 防災業務関係者の被ばく管理に関すること</td> <td>放射能対策課 福祉保健部</td> </tr> <tr> <td>26 汚染物質の除去及び除染に関すること</td> <td>放射能対策課</td> </tr> <tr> <td>27 各種制限措置の解除に関すること</td> <td>原子力安全対策課 福祉保健部 農林水産部</td> </tr> <tr> <td>28 市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること</td> <td>原子力安全対策課</td> </tr> <tr> <td>29 県管理一般国道及び県道の通行の確保に関すること</td> <td>土木部</td> </tr> <tr> <td>30 損害賠償請求等に必要資料の取りまとめに関すること</td> <td>放射能対策課 農林水産部 産業労働観光部</td> </tr> <tr> <td>31 風評被害等の軽減に関すること</td> <td>農林水産部 産業労働観光部</td> </tr> <tr> <td>32 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること</td> <td>〃 農林水産部</td> </tr> <tr> <td>33 心身の健康相談に関すること</td> <td>福祉保健部</td> </tr> <tr> <td>34 物価の監視に関すること</td> <td>県民生活・環境部</td> </tr> </tbody> </table>	機関名		処理すべき業務又は業務の大綱	連絡窓口	新潟県	1 新潟県防災会議原子力防災部会に関すること	原子力安全対策課	2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関すること	〃	3 原子力防災に関する訓練の実施に関すること	〃	4 通信連絡網の整備に関すること	〃	5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること	〃	6 発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること	〃	7 原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関すること	〃	8 新潟県柏崎刈羽原子力防災センターの整備及び維持に関すること	〃	9 県原子力警戒本部の設置・廃止に関すること	〃	10 県原子力際型対策本部の設置・廃止に関すること	〃	11 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること	〃	12 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること	〃	13 現地事後対策連絡会議への職員の派遣に関すること	〃	14 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入に関すること	〃	15 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入に関すること	〃	16 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること	〃	17 環境放射線モニタリングに関すること	放射能対策課	18 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること	原子力安全対策課	19 緊急被ばく医療措置に関すること	福祉保健部	20 飲食物の摂取制限等に関すること	〃	21 農業用水の汚染について情報収集及び対応に関すること	農地部	22 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	農林水産部	23 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること	原子力安全対策課 産業労働観光部	24 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること	福祉保健部 農林水産部	25 防災業務関係者の被ばく管理に関すること	放射能対策課 福祉保健部	26 汚染物質の除去及び除染に関すること	放射能対策課	27 各種制限措置の解除に関すること	原子力安全対策課 福祉保健部 農林水産部	28 市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること	原子力安全対策課	29 県管理一般国道及び県道の通行の確保に関すること	土木部	30 損害賠償請求等に必要資料の取りまとめに関すること	放射能対策課 農林水産部 産業労働観光部	31 風評被害等の軽減に関すること	農林水産部 産業労働観光部	32 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること	〃 農林水産部	33 心身の健康相談に関すること
機関名	処理すべき業務又は業務の大綱	連絡窓口																																																																						
新潟県	1 新潟県防災会議原子力防災部会に関すること	原子力安全対策課																																																																						
	2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関すること	〃																																																																						
	3 原子力防災に関する訓練の実施に関すること	〃																																																																						
	4 通信連絡網の整備に関すること	〃																																																																						
	5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること	〃																																																																						
	6 発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること	〃																																																																						
	7 原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関すること	〃																																																																						
	8 新潟県柏崎刈羽原子力防災センターの整備及び維持に関すること	〃																																																																						
	9 県原子力警戒本部の設置・廃止に関すること	〃																																																																						
	10 県原子力際型対策本部の設置・廃止に関すること	〃																																																																						
	11 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること	〃																																																																						
	12 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること	〃																																																																						
	13 現地事後対策連絡会議への職員の派遣に関すること	〃																																																																						
	14 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入に関すること	〃																																																																						
	15 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入に関すること	〃																																																																						
	16 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること	〃																																																																						
	17 環境放射線モニタリングに関すること	放射能対策課																																																																						
	18 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること	原子力安全対策課																																																																						
	19 緊急被ばく医療措置に関すること	福祉保健部																																																																						
	20 飲食物の摂取制限等に関すること	〃																																																																						
	21 農業用水の汚染について情報収集及び対応に関すること	農地部																																																																						
	22 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	農林水産部																																																																						
	23 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること	原子力安全対策課 産業労働観光部																																																																						
	24 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること	福祉保健部 農林水産部																																																																						
	25 防災業務関係者の被ばく管理に関すること	放射能対策課 福祉保健部																																																																						
	26 汚染物質の除去及び除染に関すること	放射能対策課																																																																						
	27 各種制限措置の解除に関すること	原子力安全対策課 福祉保健部 農林水産部																																																																						
	28 市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること	原子力安全対策課																																																																						
	29 県管理一般国道及び県道の通行の確保に関すること	土木部																																																																						
	30 損害賠償請求等に必要資料の取りまとめに関すること	放射能対策課 農林水産部 産業労働観光部																																																																						
	31 風評被害等の軽減に関すること	農林水産部 産業労働観光部																																																																						
	32 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること	〃 農林水産部																																																																						
	33 心身の健康相談に関すること	福祉保健部																																																																						
	34 物価の監視に関すること	県民生活・環境部																																																																						

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由																																												
155		新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）より	(追加)	7つの視点の⑤ 第6部第8節事故災害対策計画「原子力事故災害対策計画」の新設に伴い、市、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱を追加																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき業務又は業務の大綱</th> <th>連絡窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">新潟県 (教育庁)</td> <td>35 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること</td> <td>保健体育課</td> </tr> <tr> <td>36 児童、生徒の退避及び避難に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>37 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(県警察)</td> <td>38 緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関すること</td> <td>警備第二課</td> </tr> <tr> <td>39 警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における警戒警備に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>40 交通規制、緊急交通路の確保に関すること</td> <td>交通規制課</td> </tr> <tr> <td>41 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会及び現地事後対策連絡協議会への職員の派遣に関すること</td> <td>警備第二課</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき業務又は業務の大綱</th> <th>連絡窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">北陸農政局</td> <td>1 農地、家畜、農林水産物等への影響に関する情報収集及び報告に関すること</td> <td rowspan="2">企画調整室</td> </tr> <tr> <td>2 農林水産物の安全性に係る風評被害の防止に関すること</td> </tr> <tr> <td>東北経済産業局</td> <td>1 電気の安定供給に関すること 2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関すること</td> <td>資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課</td> </tr> <tr> <td>関東東北産業保安監督部東北支部</td> <td>1 被災電気事業施設の復旧促進措置に関すること 2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関すること</td> <td>電力安全課</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">指定 地方 行政 機関</td> <td rowspan="4">第九管区海上保安本部</td> <td>1 海上における救助、救急活動及び依頼等に基づく活動の支援に関すること</td> <td rowspan="4">救難課</td> </tr> <tr> <td>2 船舶等に対する緊急通報並びに避難及び立ち入り制限に関すること</td> </tr> <tr> <td>3 会場における応急対策実施区域及びその周辺における治安確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>4 海上における緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第30普通科連隊</td> <td>1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること</td> <td>第3科</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊新潟基地分遣隊</td> <td>3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること</td> <td>警備科</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊新潟救難隊</td> <td>4 緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること</td> <td>飛行班</td> </tr> </tbody> </table>	機関名		処理すべき業務又は業務の大綱	連絡窓口	新潟県 (教育庁)	35 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること	保健体育課	36 児童、生徒の退避及び避難に関すること	〃	37 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること	総務課	(県警察)	38 緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関すること	警備第二課	39 警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における警戒警備に関すること	〃	40 交通規制、緊急交通路の確保に関すること	交通規制課	41 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会及び現地事後対策連絡協議会への職員の派遣に関すること	警備第二課	機関名	処理すべき業務又は業務の大綱	連絡窓口	北陸農政局	1 農地、家畜、農林水産物等への影響に関する情報収集及び報告に関すること	企画調整室	2 農林水産物の安全性に係る風評被害の防止に関すること	東北経済産業局	1 電気の安定供給に関すること 2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関すること	資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課	関東東北産業保安監督部東北支部	1 被災電気事業施設の復旧促進措置に関すること 2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関すること	電力安全課	指定 地方 行政 機関	第九管区海上保安本部	1 海上における救助、救急活動及び依頼等に基づく活動の支援に関すること	救難課	2 船舶等に対する緊急通報並びに避難及び立ち入り制限に関すること	3 会場における応急対策実施区域及びその周辺における治安確保に関すること	4 海上における緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること	陸上自衛隊第30普通科連隊	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること	第3科	海上自衛隊新潟基地分遣隊	3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること	警備科
機関名	処理すべき業務又は業務の大綱	連絡窓口																																														
新潟県 (教育庁)	35 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること	保健体育課																																														
	36 児童、生徒の退避及び避難に関すること	〃																																														
	37 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること	総務課																																														
(県警察)	38 緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関すること	警備第二課																																														
	39 警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における警戒警備に関すること	〃																																														
	40 交通規制、緊急交通路の確保に関すること	交通規制課																																														
	41 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会及び現地事後対策連絡協議会への職員の派遣に関すること	警備第二課																																														
機関名	処理すべき業務又は業務の大綱	連絡窓口																																														
北陸農政局	1 農地、家畜、農林水産物等への影響に関する情報収集及び報告に関すること	企画調整室																																														
	2 農林水産物の安全性に係る風評被害の防止に関すること																																															
東北経済産業局	1 電気の安定供給に関すること 2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関すること	資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課																																														
関東東北産業保安監督部東北支部	1 被災電気事業施設の復旧促進措置に関すること 2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関すること	電力安全課																																														
指定 地方 行政 機関	第九管区海上保安本部	1 海上における救助、救急活動及び依頼等に基づく活動の支援に関すること	救難課																																													
		2 船舶等に対する緊急通報並びに避難及び立ち入り制限に関すること																																														
		3 会場における応急対策実施区域及びその周辺における治安確保に関すること																																														
		4 海上における緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること																																														
陸上自衛隊第30普通科連隊	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること	第3科																																														
海上自衛隊新潟基地分遣隊	3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること	警備科																																														
航空自衛隊新潟救難隊	4 緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること	飛行班																																														

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由						
156	資料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき業務又は業務の大綱</th> <th>連絡窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京電力株式会社</td> <td> 1 原子力施設の防災管理に関すること 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること 3 関係機関に対する情報の提供に関すること 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリング要員の派遣に関すること 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること 9 汚染物質の除去等に関すること </td> <td> 防災安全部 防災安全グループ </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき業務又は業務の大綱	連絡窓口	東京電力株式会社	1 原子力施設の防災管理に関すること 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること 3 関係機関に対する情報の提供に関すること 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリング要員の派遣に関すること 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること 9 汚染物質の除去等に関すること	防災安全部 防災安全グループ	(追加)	<p>7つの視点の⑤ 第6部第8節事故災害対策計画「原子力事故災害対策計画」の新設に伴い、市、関係機関の処理すべき業務又は業務の大綱を追加</p>
機関名	処理すべき業務又は業務の大綱	連絡窓口								
東京電力株式会社	1 原子力施設の防災管理に関すること 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること 3 関係機関に対する情報の提供に関すること 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリング要員の派遣に関すること 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること 9 汚染物質の除去等に関すること	防災安全部 防災安全グループ								

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
157	資料	表6-1-8-2 用語の解説	(追加)	7つの視点の⑤ 第6部第8節事故災害対策計画「原子力事故災害対策計画」の新設に伴い、用語の解説を追加
		用語	解説	
		安定ヨウ素剤	放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こす。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。	
		甲状腺	前頭部に位置し、ちょうど喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。	
		スクリーニング	原子力災害が起きた場合、市民等が放射性物質の付着、吸引がないかの検査をすること。	
		環境放射線モニタリング	原子力施設周辺の安全を確めるために、放射線を定期的、連続的に監視、測定し安全か否かを評価すること。	
		モニタリングポスト	原子力施設周辺の放射線を監視するため、全県に設置され環境放射線を連続して測定する設備のこと。	
		緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDIネットワークシステム）	周辺環境の放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを地勢や気象データを考慮して迅速に被ばく線量を予測計算するシステム。SPEEDIネットワークシステムと称され、大量の放射性物質が放出されるという事態が発生、又はおそれのある場合に、住民避難などの防護対策を検討するのに使用される。	
		環境放射線テレメータシステム	発電所周辺地域における環境放射線と気象を自動で観測・解析し、その変動を24時間で監視しているシステムのこと。	
		放射性ブルーム	原子炉施設において物理的防護壁が機能しない場合に周辺環境に放出される放射性物質（気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等）を含んだ空気の一団	
		屋内退避	自宅等に待機し、万が一放射性物質の放出があったとしても屋内に留まることで被ばくを避けることを目的として実施するもの。	
		未満事象	原災法第10条に規定する特定事象に該当しない事故。（「新潟県地域防災計画」より抜粋） 原子力安全上、重大な影響は認められないが、一般社会からは事故とみなされる事象。	
		特定事象に先行する事象	短時間に原子力事業者よりトラブル情報の連絡が頻発するといった異常時に際し、各市町村において、状況を確認した上で特定事象に先行する事象に該当するかどうかを判断する。（県原子力安全対策課確認済）	
		情報収集事態	原子力規制委員会の所掌する原子力施設等の立地地域において震度5弱以上の地震が発生した場合	
警戒事態	原子力規制委員会の所掌する原子力施設等の立地地域及びその周辺において、以下のいずれかに該当する大規模自然災害又は重要な故障の発生を認知した場合。 ①原子力施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。②原子力施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。③東海地震注意報が発表された場合。④原子力規制庁緊急事態対策監、安全規制管理官等が警戒を必要と認める原子力施設の重要な故障等が発生した場合。⑤その他委員長又は委員長代行者が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合			

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由																
158	資料	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="277 183 412 215">用語</th> <th data-bbox="412 183 1003 215">解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="277 215 412 263">特定事象</td> <td data-bbox="412 215 1003 263">原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象。 (「防災基本計画」より抜粋)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 263 412 470">原災法第10条通報</td> <td data-bbox="412 263 1003 470">原災法第10条に規定する事象(原災法施行規則第4条による)が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。 (例)①原子力事業所の境界付近で5μSv/hの放射線量が検出される状況。 ②排気筒、排水口その他通常時に放出が行われている場所で5μSv/h相当の放射性物質が検出される状況。③実用発電用原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した状況。 (通報先)官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、県、県警察、PAZ市村・警察署・消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等、安全協定締結県内全市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 470 412 638">原災法第15条通報</td> <td data-bbox="412 470 1003 638">原災法第15条に規定する事象(原災法施行規則第6条による)が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。 (例)①原子力事業所または関係都道府県の放射線測定設備により、5μSv/hの放射線量が2地点以上において又は10分間以上継続して検出。②排気筒など通常放出場所、管理区域以外の場所、輸送容器から1m以上離れた地点で、それぞれ通報事象の100倍の数値を検出。③臨界事故の発生。 (通報先)内閣総理大臣、県、安全協定締結県内全市町村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 638 412 790">安全協定</td> <td data-bbox="412 638 1003 790">原子力事業者と、立地道府県・市村、隣接市町村等が住民の安全確保を目的に結ぶ紳士協定。主な内容に、異常時における情報の迅速な連絡・通報、地方自治体による立ち入り調査・措置要求等があり、協定ごとに含まれる内容は異なる。 (県内の事例) ○新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力(昭和58年10月28日締結) ○28市町村(立地市村を除く)・東京電力(平成25年1月9日締結)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 790 412 893">EAL</td> <td data-bbox="412 790 1003 893">Emergency Action Level:緊急時活動レベル 初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準は、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベル(EAL)として設定する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 893 412 997">OIL</td> <td data-bbox="412 893 1003 997">Operational Intervention Level:運用上の介入レベル 環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準は、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベル(OIL)として設定する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 997 412 1212">原子力災害対策指針</td> <td data-bbox="412 997 1003 1212">原災法第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために、原子力規制委員会が定めるもの。 国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるもの。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	解説	特定事象	原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象。 (「防災基本計画」より抜粋)	原災法第10条通報	原災法第10条に規定する事象(原災法施行規則第4条による)が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。 (例)①原子力事業所の境界付近で5μSv/hの放射線量が検出される状況。 ②排気筒、排水口その他通常時に放出が行われている場所で5μSv/h相当の放射性物質が検出される状況。③実用発電用原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した状況。 (通報先)官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、県、県警察、PAZ市村・警察署・消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等、安全協定締結県内全市町村	原災法第15条通報	原災法第15条に規定する事象(原災法施行規則第6条による)が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。 (例)①原子力事業所または関係都道府県の放射線測定設備により、5μSv/hの放射線量が2地点以上において又は10分間以上継続して検出。②排気筒など通常放出場所、管理区域以外の場所、輸送容器から1m以上離れた地点で、それぞれ通報事象の100倍の数値を検出。③臨界事故の発生。 (通報先)内閣総理大臣、県、安全協定締結県内全市町村	安全協定	原子力事業者と、立地道府県・市村、隣接市町村等が住民の安全確保を目的に結ぶ紳士協定。主な内容に、異常時における情報の迅速な連絡・通報、地方自治体による立ち入り調査・措置要求等があり、協定ごとに含まれる内容は異なる。 (県内の事例) ○新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力(昭和58年10月28日締結) ○28市町村(立地市村を除く)・東京電力(平成25年1月9日締結)	EAL	Emergency Action Level:緊急時活動レベル 初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準は、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベル(EAL)として設定する。	OIL	Operational Intervention Level:運用上の介入レベル 環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準は、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベル(OIL)として設定する。	原子力災害対策指針	原災法第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために、原子力規制委員会が定めるもの。 国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるもの。	(追加)	7つの視点の⑤ 第6部第8節事故災害対策計画「原子力事故災害対策計画」の新設に伴い、用語の解説を追加
用語	解説																			
特定事象	原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象。 (「防災基本計画」より抜粋)																			
原災法第10条通報	原災法第10条に規定する事象(原災法施行規則第4条による)が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。 (例)①原子力事業所の境界付近で5μSv/hの放射線量が検出される状況。 ②排気筒、排水口その他通常時に放出が行われている場所で5μSv/h相当の放射性物質が検出される状況。③実用発電用原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した状況。 (通報先)官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、県、県警察、PAZ市村・警察署・消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等、安全協定締結県内全市町村																			
原災法第15条通報	原災法第15条に規定する事象(原災法施行規則第6条による)が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。 (例)①原子力事業所または関係都道府県の放射線測定設備により、5μSv/hの放射線量が2地点以上において又は10分間以上継続して検出。②排気筒など通常放出場所、管理区域以外の場所、輸送容器から1m以上離れた地点で、それぞれ通報事象の100倍の数値を検出。③臨界事故の発生。 (通報先)内閣総理大臣、県、安全協定締結県内全市町村																			
安全協定	原子力事業者と、立地道府県・市村、隣接市町村等が住民の安全確保を目的に結ぶ紳士協定。主な内容に、異常時における情報の迅速な連絡・通報、地方自治体による立ち入り調査・措置要求等があり、協定ごとに含まれる内容は異なる。 (県内の事例) ○新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力(昭和58年10月28日締結) ○28市町村(立地市村を除く)・東京電力(平成25年1月9日締結)																			
EAL	Emergency Action Level:緊急時活動レベル 初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準は、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベル(EAL)として設定する。																			
OIL	Operational Intervention Level:運用上の介入レベル 環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準は、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベル(OIL)として設定する。																			
原子力災害対策指針	原災法第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために、原子力規制委員会が定めるもの。 国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるもの。																			

2 特別警報にかかる修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
159	予防 4-4	5 避難誘導体制の整備 大津波警報、津波警報または津波注意報（以下、「津波警報等」という。）が発表された際、住民が迅速に避難できるよう、…	5 避難誘導体制の整備 津波警報等が発表された際、住民が迅速に避難できるよう、…	気象業務法改正に伴う修正
160	応急 1-1	1 災害対策本部の設置 …災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき… (1) 設置及び廃止 ア 設置基準 (イ) 気象業務法に基づく大津波警報、津波警報（削除）…	1 災害対策本部の設置 …災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき… (1) 設置及び廃止 ア 設置基準 (イ) 気象業務法に基づく（追加）津波警報（津波、大津波）…	災害対策基本法及び気象業務法改正に伴う修正
161	応急 1-9	5 職員配備体制及び活動 (2) 警戒配備及び非常配備体制の基準等 （表中の1号配備の配備基準） 2 気象業務法に基づく気象警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪）が発表された場合 （削除） 3 水防警報が発表された場合 4 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合 5 2以上の区で区警戒本部が設置された場合 6 その他危機管理監が必要と認める場合 （省略） （表中の2号配備の配備基準） 1 域内に震度4の地震が発生した場合 2 気象業務法に基づく気象特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表された場合 3 河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超え、… 4 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生し、… 5 県から土砂災害前ぶれ注意情報が発表された場合 6 区本部が設置された場合 7 その他危機管理監が必要と認める場合 （省略） （表中の3号配備の配備基準） 2 新潟県上中下越に津波警報（削除）が発表された場合 （省略） （表中の4号配備の配備基準） 2 新潟県上中下越に大津波警報（削除）が発表された場合	5 職員配備体制及び活動 (2) 警戒配備及び非常配備体制の基準等 （表中の1号配備の配備基準） 2 気象業務法に基づく気象警報等が発表された場合 3 台風情報が発表され、影響が予想される場合 4 水防警報が発表された場合 5 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合 6 2以上の区で区警戒本部が設置された場合 7 その他危機管理監が必要と認める場合 （省略） （表中の2号配備の配備基準） 1 域内に震度4の地震が発生した場合 （追加） 2 河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超え、… 3 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生し、… 4 県から土砂災害前ぶれ注意情報が発表された場合 5 区本部が設置された場合 6 その他危機管理監が必要と認める場合 （省略） （表中の3号配備の配備基準） 2 新潟県上中下越に津波警報（津波）が発表された場合 （省略） （表中の4号配備の配備基準） 2 新潟県上中下越に（追加）津波警報（大津波）が発表された場合	気象業務法改正に伴う修正等
162	応急 3-1	1 気象業務法に定める注意報・警報等 (1) 注意報・警報等の種類及び発表基準 ア 一般の利用及び水防活動の利用に適合する予報及び警報 注意報・警報・特別警報の発表区域は新潟市とする。ただし必要に応じて「新潟県」、「下越」及び「新潟地域」の名称を用いる場合がある。（削除）	1 気象業務法に定める注意報・警報等 (1) 注意報・警報等の種類及び発表基準 ア 一般の利用及び水防活動の利用に適合する予報及び警報 注意報・警報（追加）の発表区域は新潟市または必要に応じて「新潟県」、「下越」及び「新潟地域」の名称を用いる場合がある。とする。	・「特別警報」の追記 ・語句整理
163	応急 2-13	1 広報活動 (3) 広報の方法 イ 同報無線による広報 (イ) 大津波警報、津波警報、津波注意報の広報 気象庁発表の大津波警報、津波警報、津波注意報が伝達された場合に行う。	1 広報活動 (3) 広報の方法 イ 同報無線による広報 (イ) 津波注意報、津波警報（津波及び大津波）の広報 気象庁発表の津波注意報、津波警報（津波又は大津波）が伝達された場合に行う。	気象業務法改正に伴う修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由								
164	応急 2-16	<p>1 避難の勧告及び指示並びに警戒区域の設定</p> <p>(1) 避難勧告及び避難指示</p> <p>イ 避難勧告等の発令基準</p> <p>(ア) <u>大津波警報、津波警報</u>が発表され、…</p>	<p>1 避難の勧告及び指示並びに警戒区域の設定</p> <p>(1) 避難勧告及び避難指示</p> <p>イ 避難勧告等の発令基準</p> <p>(ア) <u>津波警報（津波又は大津波）</u>が発表され、…</p>	気象業務法改正に伴う修正								
165	応急 3-1	<p>(気象警報等の表)</p> <p>【一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報】</p> <table border="1" data-bbox="280 347 974 534"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	(追加)	・特別警報の追記
種 類	概 要											
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報											
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報											
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報											

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由																																																																																																				
166	応急 3-1	<p>【一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類】 (特別警報・警報の記載内容)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>波浪特別警報</td> <td>高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</td> </tr> <tr> <td>大雪警報</td> <td>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風警報</td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>波浪警報</td> <td>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が</td> </tr> </tbody> </table>	特別警報・警報・注意報の種類	概要	特別警報		大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	警報		大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一般の利用に適合するもの</th> <th colspan="2">水防活動の利用に適合するもの</th> </tr> <tr> <th>注意報</th> <th>警報</th> <th>注意報</th> <th>警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>暴風警報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨警報</td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td>暴風雪警報</td> <td>高潮注意報</td> <td>高潮警報</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨警報</td> <td>洪水注意報</td> <td>洪水警報</td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>大雪警報</td> <td>信濃川下流・中ノロ川 はん濫注意情報</td> <td>信濃川下流・中ノロ川 はん濫警戒情報</td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td>高潮警報</td> <td>信濃川下流・中ノロ川 はん濫危険情報</td> <td>信濃川下流・中ノロ川 はん濫発生情報</td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td>波浪警報</td> <td>信濃川下流・中ノロ川 洪水注意報</td> <td>(信濃川下流・中ノロ川 洪水警報)</td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td>洪水警報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>着氷(雪)注意報</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低温注意報</td> <td></td> <td>阿賀野川はん濫注意情報</td> <td>阿賀野川</td> </tr> <tr> <td>融雪注意報</td> <td></td> <td>阿賀野川洪水注意報</td> <td>はん濫警戒情報</td> </tr> <tr> <td>高潮注意報</td> <td></td> <td></td> <td>はん濫危険情報</td> </tr> <tr> <td>波浪注意報</td> <td></td> <td></td> <td>はん濫発生情報</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td></td> <td></td> <td>(阿賀野川洪水警報)</td> </tr> </tbody> </table>	一般の利用に適合するもの		水防活動の利用に適合するもの		注意報	警報	注意報	警報	風雪注意報	暴風警報	大雨注意報	大雨警報	強風注意報	暴風雪警報	高潮注意報	高潮警報	大雨注意報	大雨警報	洪水注意報	洪水警報	大雪注意報	大雪警報	信濃川下流・中ノロ川 はん濫注意情報	信濃川下流・中ノロ川 はん濫警戒情報	濃霧注意報	高潮警報	信濃川下流・中ノロ川 はん濫危険情報	信濃川下流・中ノロ川 はん濫発生情報	雷注意報	波浪警報	信濃川下流・中ノロ川 洪水注意報	(信濃川下流・中ノロ川 洪水警報)	乾燥注意報	洪水警報			なだれ注意報				着氷(雪)注意報				霜注意報				低温注意報		阿賀野川はん濫注意情報	阿賀野川	融雪注意報		阿賀野川洪水注意報	はん濫警戒情報	高潮注意報			はん濫危険情報	波浪注意報			はん濫発生情報	洪水注意報			(阿賀野川洪水警報)	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別警報」の追記 ・気象警報の概要の追記
特別警報・警報・注意報の種類	概要																																																																																																							
特別警報																																																																																																								
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。																																																																																																							
大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																																																																																							
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																																																																																							
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																																																																																																							
波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																																																																																							
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																																																																																							
警報																																																																																																								
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。																																																																																																							
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。																																																																																																							
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																							
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																							
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																																																																																																							
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																																							
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が																																																																																																							
一般の利用に適合するもの		水防活動の利用に適合するもの																																																																																																						
注意報	警報	注意報	警報																																																																																																					
風雪注意報	暴風警報	大雨注意報	大雨警報																																																																																																					
強風注意報	暴風雪警報	高潮注意報	高潮警報																																																																																																					
大雨注意報	大雨警報	洪水注意報	洪水警報																																																																																																					
大雪注意報	大雪警報	信濃川下流・中ノロ川 はん濫注意情報	信濃川下流・中ノロ川 はん濫警戒情報																																																																																																					
濃霧注意報	高潮警報	信濃川下流・中ノロ川 はん濫危険情報	信濃川下流・中ノロ川 はん濫発生情報																																																																																																					
雷注意報	波浪警報	信濃川下流・中ノロ川 洪水注意報	(信濃川下流・中ノロ川 洪水警報)																																																																																																					
乾燥注意報	洪水警報																																																																																																							
なだれ注意報																																																																																																								
着氷(雪)注意報																																																																																																								
霜注意報																																																																																																								
低温注意報		阿賀野川はん濫注意情報	阿賀野川																																																																																																					
融雪注意報		阿賀野川洪水注意報	はん濫警戒情報																																																																																																					
高潮注意報			はん濫危険情報																																																																																																					
波浪注意報			はん濫発生情報																																																																																																					
洪水注意報			(阿賀野川洪水警報)																																																																																																					

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由																																																																																														
167		<p>【一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類】 (注意報の記載内容)</p> <table border="1"> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>波浪注意報</td> <td>高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮注意報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</td> </tr> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>着氷注意報</td> <td>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>着雪注意報</td> <td>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>融雪注意報</td> <td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起</td> </tr> </table>	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一般の利用に適合するもの</th> <th colspan="2">水防活動の利用に適合するもの</th> </tr> <tr> <th>注 意 報</th> <th>警 報</th> <th>注 意 報</th> <th>警 報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風 雪 注 意 報</td> <td>暴 風 警 報</td> <td>大 雨 注 意 報</td> <td>大 雨 警 報</td> </tr> <tr> <td>強 風 注 意 報</td> <td>暴 風 雪 警 報</td> <td>高 潮 注 意 報</td> <td>高 潮 警 報</td> </tr> <tr> <td>大 雨 注 意 報</td> <td>大 雨 警 報</td> <td>洪 水 注 意 報</td> <td>洪 水 警 報</td> </tr> <tr> <td>大 雪 注 意 報</td> <td>大 雪 警 報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>濃 霧 注 意 報</td> <td>高 潮 警 報</td> <td>信濃川下流・中ノロ川 はん濫注意情報</td> <td>信濃川下流・中ノロ川 はん濫警戒情報</td> </tr> <tr> <td>乾 燥 注 意 報</td> <td>波 浪 警 報</td> <td>(信濃川下流・中ノロ川 洪水注意報)</td> <td>はん濫危険情報</td> </tr> <tr> <td>な だ れ 注 意 報</td> <td>洪 水 警 報</td> <td></td> <td>はん濫発生情報</td> </tr> <tr> <td>着 氷 (雪) 注 意 報</td> <td></td> <td></td> <td>(信濃川下流・中ノロ川 洪水警報)</td> </tr> <tr> <td>霜 注 意 報</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低 温 注 意 報</td> <td></td> <td>阿賀野川はん濫注意情報 (阿賀野川洪水注意報)</td> <td>阿賀野川 はん濫警戒情報</td> </tr> <tr> <td>融 雪 注 意 報</td> <td></td> <td></td> <td>はん濫危険情報</td> </tr> <tr> <td>高 潮 注 意 報</td> <td></td> <td></td> <td>はん濫発生情報</td> </tr> <tr> <td>波 浪 注 意 報</td> <td></td> <td></td> <td>(阿賀野川洪水警報)</td> </tr> <tr> <td>洪 水 注 意 報</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	一般の利用に適合するもの		水防活動の利用に適合するもの		注 意 報	警 報	注 意 報	警 報	風 雪 注 意 報	暴 風 警 報	大 雨 注 意 報	大 雨 警 報	強 風 注 意 報	暴 風 雪 警 報	高 潮 注 意 報	高 潮 警 報	大 雨 注 意 報	大 雨 警 報	洪 水 注 意 報	洪 水 警 報	大 雪 注 意 報	大 雪 警 報			濃 霧 注 意 報	高 潮 警 報	信濃川下流・中ノロ川 はん濫注意情報	信濃川下流・中ノロ川 はん濫警戒情報	乾 燥 注 意 報	波 浪 警 報	(信濃川下流・中ノロ川 洪水注意報)	はん濫危険情報	な だ れ 注 意 報	洪 水 警 報		はん濫発生情報	着 氷 (雪) 注 意 報			(信濃川下流・中ノロ川 洪水警報)	霜 注 意 報				低 温 注 意 報		阿賀野川はん濫注意情報 (阿賀野川洪水注意報)	阿賀野川 はん濫警戒情報	融 雪 注 意 報			はん濫危険情報	高 潮 注 意 報			はん濫発生情報	波 浪 注 意 報			(阿賀野川洪水警報)	洪 水 注 意 報				<p>・ 気象注意報の概要の追記</p>
		大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																															
		洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																															
		大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																															
		強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																															
		風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																															
		波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																															
		高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																															
		濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																															
		雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。																																																																																															
		乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。																																																																																															
		なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																																															
		着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。																																																																																															
		着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。																																																																																															
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。																																																																																																	
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起																																																																																																	
一般の利用に適合するもの		水防活動の利用に適合するもの																																																																																																
注 意 報	警 報	注 意 報	警 報																																																																																															
風 雪 注 意 報	暴 風 警 報	大 雨 注 意 報	大 雨 警 報																																																																																															
強 風 注 意 報	暴 風 雪 警 報	高 潮 注 意 報	高 潮 警 報																																																																																															
大 雨 注 意 報	大 雨 警 報	洪 水 注 意 報	洪 水 警 報																																																																																															
大 雪 注 意 報	大 雪 警 報																																																																																																	
濃 霧 注 意 報	高 潮 警 報	信濃川下流・中ノロ川 はん濫注意情報	信濃川下流・中ノロ川 はん濫警戒情報																																																																																															
乾 燥 注 意 報	波 浪 警 報	(信濃川下流・中ノロ川 洪水注意報)	はん濫危険情報																																																																																															
な だ れ 注 意 報	洪 水 警 報		はん濫発生情報																																																																																															
着 氷 (雪) 注 意 報			(信濃川下流・中ノロ川 洪水警報)																																																																																															
霜 注 意 報																																																																																																		
低 温 注 意 報		阿賀野川はん濫注意情報 (阿賀野川洪水注意報)	阿賀野川 はん濫警戒情報																																																																																															
融 雪 注 意 報			はん濫危険情報																																																																																															
高 潮 注 意 報			はん濫発生情報																																																																																															
波 浪 注 意 報			(阿賀野川洪水警報)																																																																																															
洪 水 注 意 報																																																																																																		

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由																																																																																																
168	応急 3-1	<p>【水防活動の利用に適合するもの】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">注 意 報</th> <th colspan="2">警 報 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨特別警報、大雨警報</td> <td>大雨特別警報、大雨警報</td> <td>大雨特別警報、大雨警報</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>大津波警報、津波警報</td> <td>大津波警報、津波警報</td> <td>大津波警報、津波警報</td> </tr> <tr> <td>高潮注意報</td> <td>高潮特別警報、高潮警報</td> <td>高潮特別警報、高潮警報</td> <td>高潮特別警報、高潮警報</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>洪水警報</td> <td>洪水警報</td> <td>洪水警報</td> </tr> <tr> <td>信濃川下流・中ノロ川 (信濃川下流・中ノロ川洪水注意報)</td> <td>はん濫注意情報 はん濫警戒情報 はん濫危険情報 はん濫発生情報</td> <td>信濃川下流・中ノロ川 (信濃川下流・中ノロ川洪水警報)</td> <td>はん濫警戒情報 はん濫危険情報 はん濫発生情報</td> </tr> <tr> <td>阿賀野川 (阿賀野川洪水注意報)</td> <td>はん濫注意情報 はん濫警戒情報 はん濫危険情報 はん濫発生情報</td> <td>阿賀野川 (阿賀野川洪水警報)</td> <td>はん濫警戒情報 はん濫危険情報 はん濫発生情報</td> </tr> </tbody> </table>	注 意 報		警 報 等		大雨注意報	大雨特別警報、大雨警報	大雨特別警報、大雨警報	大雨特別警報、大雨警報	津波注意報	大津波警報、津波警報	大津波警報、津波警報	大津波警報、津波警報	高潮注意報	高潮特別警報、高潮警報	高潮特別警報、高潮警報	高潮特別警報、高潮警報	洪水注意報	洪水警報	洪水警報	洪水警報	信濃川下流・中ノロ川 (信濃川下流・中ノロ川洪水注意報)	はん濫注意情報 はん濫警戒情報 はん濫危険情報 はん濫発生情報	信濃川下流・中ノロ川 (信濃川下流・中ノロ川洪水警報)	はん濫警戒情報 はん濫危険情報 はん濫発生情報	阿賀野川 (阿賀野川洪水注意報)	はん濫注意情報 はん濫警戒情報 はん濫危険情報 はん濫発生情報	阿賀野川 (阿賀野川洪水警報)	はん濫警戒情報 はん濫危険情報 はん濫発生情報	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一般の利用に適合するもの</th> <th colspan="2">水防活動の利用に適合するもの</th> </tr> <tr> <th>注 意 報</th> <th>警 報</th> <th>注 意 報</th> <th>警 報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>暴風警報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨警報</td> </tr> <tr> <td>風注意報</td> <td>暴風雪警報</td> <td>高潮注意報</td> <td>高潮警報</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨警報</td> <td>洪水注意報</td> <td>洪水警報</td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>大雪警報</td> <td>信濃川下流・中ノロ川 はん濫注意情報</td> <td>信濃川下流・中ノロ川 はん濫警戒情報</td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td>高潮警報</td> <td>(信濃川下流・中ノロ川 洪水注意報)</td> <td>はん濫危険情報</td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td>波浪警報</td> <td>阿賀野川はん濫注意情報 (阿賀野川洪水注意報)</td> <td>はん濫発生情報</td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td>洪水警報</td> <td></td> <td>(信濃川下流・中ノロ川 洪水警報)</td> </tr> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td></td> <td></td> <td>阿賀野川 はん濫警戒情報</td> </tr> <tr> <td>着氷(雪)注意報</td> <td></td> <td></td> <td>はん濫危険情報</td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td></td> <td></td> <td>はん濫発生情報</td> </tr> <tr> <td>低温注意報</td> <td></td> <td></td> <td>阿賀野川洪水警報</td> </tr> <tr> <td>融雪注意報</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高潮注意報</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>波浪注意報</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	一般の利用に適合するもの		水防活動の利用に適合するもの		注 意 報	警 報	注 意 報	警 報	風雪注意報	暴風警報	大雨注意報	大雨警報	風注意報	暴風雪警報	高潮注意報	高潮警報	大雨注意報	大雨警報	洪水注意報	洪水警報	大雪注意報	大雪警報	信濃川下流・中ノロ川 はん濫注意情報	信濃川下流・中ノロ川 はん濫警戒情報	濃霧注意報	高潮警報	(信濃川下流・中ノロ川 洪水注意報)	はん濫危険情報	霜注意報	波浪警報	阿賀野川はん濫注意情報 (阿賀野川洪水注意報)	はん濫発生情報	乾燥注意報	洪水警報		(信濃川下流・中ノロ川 洪水警報)	なだれ注意報			阿賀野川 はん濫警戒情報	着氷(雪)注意報			はん濫危険情報	霜注意報			はん濫発生情報	低温注意報			阿賀野川洪水警報	融雪注意報				高潮注意報				波浪注意報				洪水注意報				特別警報の追記
注 意 報		警 報 等																																																																																																		
大雨注意報	大雨特別警報、大雨警報	大雨特別警報、大雨警報	大雨特別警報、大雨警報																																																																																																	
津波注意報	大津波警報、津波警報	大津波警報、津波警報	大津波警報、津波警報																																																																																																	
高潮注意報	高潮特別警報、高潮警報	高潮特別警報、高潮警報	高潮特別警報、高潮警報																																																																																																	
洪水注意報	洪水警報	洪水警報	洪水警報																																																																																																	
信濃川下流・中ノロ川 (信濃川下流・中ノロ川洪水注意報)	はん濫注意情報 はん濫警戒情報 はん濫危険情報 はん濫発生情報	信濃川下流・中ノロ川 (信濃川下流・中ノロ川洪水警報)	はん濫警戒情報 はん濫危険情報 はん濫発生情報																																																																																																	
阿賀野川 (阿賀野川洪水注意報)	はん濫注意情報 はん濫警戒情報 はん濫危険情報 はん濫発生情報	阿賀野川 (阿賀野川洪水警報)	はん濫警戒情報 はん濫危険情報 はん濫発生情報																																																																																																	
一般の利用に適合するもの		水防活動の利用に適合するもの																																																																																																		
注 意 報	警 報	注 意 報	警 報																																																																																																	
風雪注意報	暴風警報	大雨注意報	大雨警報																																																																																																	
風注意報	暴風雪警報	高潮注意報	高潮警報																																																																																																	
大雨注意報	大雨警報	洪水注意報	洪水警報																																																																																																	
大雪注意報	大雪警報	信濃川下流・中ノロ川 はん濫注意情報	信濃川下流・中ノロ川 はん濫警戒情報																																																																																																	
濃霧注意報	高潮警報	(信濃川下流・中ノロ川 洪水注意報)	はん濫危険情報																																																																																																	
霜注意報	波浪警報	阿賀野川はん濫注意情報 (阿賀野川洪水注意報)	はん濫発生情報																																																																																																	
乾燥注意報	洪水警報		(信濃川下流・中ノロ川 洪水警報)																																																																																																	
なだれ注意報			阿賀野川 はん濫警戒情報																																																																																																	
着氷(雪)注意報			はん濫危険情報																																																																																																	
霜注意報			はん濫発生情報																																																																																																	
低温注意報			阿賀野川洪水警報																																																																																																	
融雪注意報																																																																																																				
高潮注意報																																																																																																				
波浪注意報																																																																																																				
洪水注意報																																																																																																				
169	応急 3-2	(2) 注意報・警報・特別警報等の伝達 ア 一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報等の伝達	(2) 注意報・警報(追記)等の伝達 ア 一般の利用に適合する注意報・警報(追記)等の伝達	特別警報の追記																																																																																																
170	応急 4-1	<p>1 津波警報等の情報収集体制の確立 (2) 地震・津波の警報等の種類 ア 大津波警報・津波警報・注意報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで3m以上であるを超える場合</td> <td>3m、4m、6m、8m、10m以上 10m超</td> <td>巨大</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1m以上を超え3m未満以下である場合</td> <td>1m、2m、3m</td> <td>高い</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m未満以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.5m、1m</td> <td>(表記なし)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	発表される津波の高さ		数値での発表	定性的表現での発表	特別警報	予想される津波の高さが高いところで3m以上であるを超える場合	3m、4m、6m、8m、10m以上 10m超	巨大	警報	予想される津波の高さが高いところで1m以上を超え3m未満以下である場合	1m、2m、3m	高い	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m未満以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合	0.5m、1m	(表記なし)	<p>1 津波警報等の情報収集体制の確立 (2) 地震・津波の警報等の種類 ア (追加)津波警報・注意報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>発表される津波の高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警報</td> <td>大津波</td> <td>予想される津波の高さが高いところで3m以上である場合</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>津波</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1m以上3m未満である場合</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td></td> <td>予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	発表される津波の高さ	警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3m以上である場合	警報	津波	予想される津波の高さが高いところで1m以上3m未満である場合	津波注意報		予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報(大津波警報)の追記 発表される津波の高さの修正 																																																																		
種類	発表基準	発表される津波の高さ																																																																																																		
		数値での発表	定性的表現での発表																																																																																																	
特別警報	予想される津波の高さが高いところで3m以上であるを超える場合	3m、4m、6m、8m、10m以上 10m超	巨大																																																																																																	
警報	予想される津波の高さが高いところで1m以上を超え3m未満以下である場合	1m、2m、3m	高い																																																																																																	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m未満以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合	0.5m、1m	(表記なし)																																																																																																	
種類	発表基準	発表される津波の高さ																																																																																																		
警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3m以上である場合																																																																																																		
警報	津波	予想される津波の高さが高いところで1m以上3m未満である場合																																																																																																		
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合																																																																																																		
171	応急 4-2	<p>イ 津波情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをm単位で発表</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをm単位で発表	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	<p>イ 津波情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをm単位で発表</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをm単位で発表	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表	<ul style="list-style-type: none"> 沖合観測に関する事項等の追記 																																																																												
情報の種類	発表内容																																																																																																			
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをm単位で発表																																																																																																			
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表																																																																																																			
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表																																																																																																			
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表																																																																																																			
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																																																																																																			
情報の種類	発表内容																																																																																																			
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをm単位で発表																																																																																																			
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表																																																																																																			
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表																																																																																																			

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由																																										
172	応急 4-2	<p>ウ 津波予報 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表される場合</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないうき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入つての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>	発表される場合	発表内容	津波が予想されないうき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入つての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p>ウ 津波予報 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容が発表される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表される場合</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないうき(追加)</td> <td>津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき(追加)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(追加)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入つての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>	発表される場合	発表内容	津波が予想されないうき(追加)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(追加)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(追加)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入つての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p>・ 現行の津波予報に合わせた修正</p>																										
発表される場合	発表内容																																													
津波が予想されないうき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																																													
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																													
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入つての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																																													
発表される場合	発表内容																																													
津波が予想されないうき(追加)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表																																													
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(追加)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																													
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(追加)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入つての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																																													
173	応急 4-2	<p>エ 地震情報の種類とその内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>震度3以上</td> <td>地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分)と地震の揺れの発現時刻を速報</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</td> </tr> </tbody> </table> <p>そのほか「遠地震に関する情報」として、国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合等に地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。</p>	情報の種類	発表基準	発表内容	震度速報	震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分)と地震の揺れの発現時刻を速報	震源に関する情報	震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	<p>エ 地震情報の種類とその内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(追加)</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>震度3以上</td> <td>地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(追加)と地震の揺れの発現時刻を速報</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>震度3以上 (追加)津波警報または(追加)注意報を発表した場合は発表しない</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかの場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(追加)発表時</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p>	(追加)	発表基準	発表内容	震度速報	震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(追加)と地震の揺れの発現時刻を速報	震源に関する情報	震度3以上 (追加)津波警報または(追加)注意報を発表した場合は発表しない	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加	震源・震度に関する情報	以下のいずれかの場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(追加)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	<p>・ 現行の地震情報に合わせた修正</p>
情報の種類	発表基準	発表内容																																												
震度速報	震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分)と地震の揺れの発現時刻を速報																																												
震源に関する情報	震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加																																												
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																																												
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。																																												
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。																																												
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。																																												
(追加)	発表基準	発表内容																																												
震度速報	震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名(追加)と地震の揺れの発現時刻を速報																																												
震源に関する情報	震度3以上 (追加)津波警報または(追加)注意報を発表した場合は発表しない	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加																																												
震源・震度に関する情報	以下のいずれかの場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(追加)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																																												
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。																																												
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。																																												
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。																																												
174	応急 4-3	<p>オ 地震活動に関する解説情報等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料や、担当区域で大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や震度4以上の地震が観測された時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。</p>	<p>オ 地震活動に関する解説情報等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料や、担当区域で(追加)津波警報・津波注意報が発表された時や震度4以上の地震が観測された時などに防災等に係る活動の利用に資するよう地震津波情報や関連資料を編集した資料。</p>	<p>・ 現行の運用に合わせた修正</p>																																										

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
175	応急 4-4	<p>(3) 地震発生からの流れ (図下部の注釈) ※ 緊急地震速報とは 気象庁は、<u>震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域</u> (新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分)に対し、<u>緊急地震速報</u> (警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、<u>震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置付けられる。</u> 緊急地震速報(警報)は、…</p>	<p>(3) 地震発生からの流れ (図下部の注釈) ※ 緊急地震速報とは 気象庁は、<u>地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表するとともに、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。</u> 緊急地震速報(警報)は、…</p>	<p>・地震動特別警報(緊急地震速報)の追記等</p>
176	資料 4-1	<p>資料4 新潟市災害対策本部規定 (省略) (設置及び廃止) 第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に本部を設置する。 (省略) (2) 気象業務法に基づく<u>大津波警報、津波警報</u>が新潟県上中下越に発表された場合</p>	<p>資料4 新潟市災害対策本部規定 (省略) (設置及び廃止) 第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に本部を設置する。 (省略) (2) 気象業務法に基づく<u>津波警報(津波・大津波)</u>が新潟県上中下越に発表された場合</p>	<p>平成25年4月の改正に伴う修正</p>
177	資料 5-3	<p>配備区分表 (警戒本部・1号配備(危機管理監)の配備基準 欄) (省略) 2 気象業務法に基づく<u>気象警報(大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪)</u>が発表された場合 (削除) 3 <u>水防警報※1</u>が発表された場合 4 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合 5 2以上の区で区警戒本部が設置された場合 6 その他危機管理監が必要と認める場合 (省略) (警戒本部・2号配備(危機管理監)の配備基準 欄) 1 域内に震度4※2の地震が発生した場合 2 <u>気象業務法に基づく気象特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪)</u>が発表された場合 3 河川の水位がはん濫注意水位(警戒水位)を超え、… 4 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生し、… 5 県から土砂災害前ぶれ注意情報が発表された場合 6 区本部が設置された場合 7 その他危機管理監が必要と認める場合 (省略) (災害対策本部・3号配備(市長)の配備基準 欄) 1 域内に震度5弱※2の地震が発生した場合 2 新潟県上中下越に<u>津波警報(削除)</u>が発表された場合 (省略) (災害対策本部・4号配備(市長)の配備基準 欄) 1 域内に震度5強※2の地震が発生した場合 2 新潟県上中下越に<u>大津波警報(削除)</u>が発表された場合</p>	<p>配備区分表 (警戒本部・1号配備(危機管理監)の配備基準 欄) (省略) 2 気象業務法に基づく<u>気象警報等</u>が発表された場合 3 <u>台風情報※1</u>が発表され、<u>影響が予想される場合</u> 4 <u>水防警報※2</u>が発表された場合 5 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生した場合 6 2以上の区で区警戒本部が設置された場合 7 その他危機管理監が必要と認める場合 (省略) (警戒本部・2号配備(危機管理監)の配備基準 欄) 1 域内に震度4※3の地震が発生した場合 (追加) 2 河川の水位がはん濫注意水位(警戒水位)を超え、… 3 台風や集中豪雨等により局地的散発的被害が発生し、… 4 県から土砂災害前ぶれ注意情報が発表された場合 5 区本部が設置された場合 6 その他危機管理監が必要と認める場合 (省略) (災害対策本部・3号配備(市長)の配備基準 欄) 1 域内に震度5弱※3の地震が発生した場合 2 新潟県上中下越に<u>津波警報(津波)</u>が発表された場合 (省略) (災害対策本部・4号配備(市長)の配備基準 欄) 1 域内に震度5強※3の地震が発生した場合 2 新潟県上中下越に<u>(追加)津波警報(大津波)</u>が発表された場合</p>	<p>平成25年4月の改正に伴う修正</p>
178	資料 5-3	<p>配備区分表 (欄外) (削除) ※1 「水防警報」とは、… ※2 震度の判断については、…</p>	<p>配備区分表 (欄外) ※1 「<u>台風情報</u>」とは、新潟地方気象台が発表する「<u>台風に関する北陸地方(新潟県)気象情報</u>」をいう。 ※2 「水防警報」とは、… ※3 震度の判断については、…</p>	<p>平成25年4月の改正に伴う修正</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由																				
179	図表 3-56	<p>表 3-3-1-1 防災気象情報の発表基準 1 気象等に関する特別警報の発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td rowspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により</td> <td>暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>高潮になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td></td> <td>高波になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。</p>	現象の種類	基準		大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	高潮	高潮になると予想される場合	波浪		高波になると予想される場合	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		<p>表 3-3-1-1 防災気象情報の発表基準 (追加)</p>	特別警報の追記
現象の種類	基準																							
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																							
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合																						
高潮		高潮になると予想される場合																						
波浪		高波になると予想される場合																						
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																							
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																							
180	図表 3-56	<p>2 新潟市における警報・注意報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(表中の注意報・大雨の土壌雨量指数基準) 93以上 ・(表中の注意報・波浪の有義波高) 2.5m/s以上 ・(表中の注意報・なだれの説明文) <ol style="list-style-type: none"> 1. 24時間降雪の深さが… 2. 積雪が… ・(表中の注意報・着氷・着雪の説明文) <ol style="list-style-type: none"> 1. 著しい着氷が… 2. 気温0℃付近で、… ・(表中の記録的短時間大雨情報の雨量基準) 100mm以上 	<p>1 新潟市における警報・注意報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(表中の注意報・大雨の土壌雨量指数基準) 93 (追加) ・(表中の注意報・波浪の有義波高) 2.5m/s (追加) ・(表中の注意報・なだれの説明文) (追加) 降雪の深さが… (追加) 積雪が… ・(表中の注意報・着氷 (追加) の説明文) (追加) 著しい着氷が… (追加) 気温0℃付近で、… ・(表中の記録的短時間大雨情報の雨量基準) 70mm以上 	・現行の気象注・警報の発表基準に合わせた修正																				
181	図表 3-57	<p>4 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、都道府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p>	(追加)	・現行の防災気象情報に合わせた修正																				
182	図表 3-57	<p>5 信濃川下流・中ノ口川洪水予報及び阿賀野川洪水予報</p>	<p>4 信濃川下流・中ノ口川洪水予報及び阿賀野川洪水予報</p>	「4 竜巻注意情報」追加に伴う項番号の修正																				

3 その他(時点修正など)

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
183	総則 1-1	第1節 計画の目的	第1節 計画の方針	第1部第2節「防災の基本方針及び市民等の責務」新設に伴う文言の整理
184	総則 1-3	第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	第1部第2節「防災の基本方針及び市民等の責務」新設に伴う節番号の修正
185	総則 1-5	2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (4) 指定地方行政機関 ウ 北陸地方整備局 (イ) 新潟港湾・空港整備事務所 a 港湾(削除)の整備及び港湾にかかる海岸の整備…	2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (4) 指定地方行政機関 ウ 北陸地方整備局 (イ) 新潟港湾・空港整備事務所 a 港湾・航路の整備及び港湾にかかる海岸の整備…	「港湾」施設で統一することとし、「航路」を削除
186	総則 1-6	2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (4) 指定地方行政機関 キ 新潟地方気象台 (エ) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。 (オ) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に 関して、技術的な支援・協力を行う。 (カ) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、市町村に対して気象状 況の推移やその予想の解説等を適宜行う。 (キ) 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促 進、防災知識の普及啓発活動に努める。	2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (4) 指定地方行政機関 キ 新潟地方気象台 (追記) (追記) (追記)	「域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例」を踏まえ、追記。
187	総則 1-6	2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (6) 指定公共機関 イ 日本銀行新潟支店 (ア) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 a 通貨の円滑な供給の確保 b 現金供給のための輸送、通信手段の確保 c 通貨および金融の調節 (イ) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に示すための措置 a 決済システムの安定的な運行に係る措置 b 資金の貸付 (ウ) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (エ) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (オ) 各種措置に関する広報	2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (6) 指定公共機関 イ 日本銀行新潟支店 (ア) 通貨の円滑な供給の確保 (イ) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (ウ) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	日本銀行新潟支店の発災時業務に合わせて修正
188	総則 1-7	2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (6) 指定公共機関 ケ 日本郵便株式会社新潟中央郵便局	2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (6) 指定公共機関 ケ 郵便事業株式会社新潟支店	名称変更による修正
189	総則 1-9	第4節 新潟市の概況	第3節 新潟市の概況	第1部第2節「防災の基本方針及び市民等の責務」新設に伴う節番号の修正
190	総則 1-11	3 社会条件 (2) 産業 (省略) 昭和26年には重要港湾、昭和42年には特定重要港湾に指定され、国際的近代貿易港と しての位置づけが固まった。また、昭和44年には新たに掘込み港の新潟東港が開港、背後 地の臨海工業地帯の建設が進められている。現在は、平成23年3月の港湾法の改正を受 け、国際拠点港湾に指定されている。	3 社会条件 (2) 産業 (省略) 昭和26年には重要港湾、昭和42年には特定重要港湾に指定され、国際的近代貿易港と しての位置づけが固まった。また、昭和44年には新たに掘込み港の新潟東港が開港、背後 地の臨海工業地帯の建設が進められている。(追加)	港湾法改正による修正。(特定重要港湾の位置づけがなくなり、国際拠点港湾としての指定)

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
191	総則 1-12	第5節 新潟市の既往の主な災害	第4節 新潟市の既往の主な災害	第1部第2節「防災の基本方針及び市民等の責務」新設に伴う節番号の修正
192	総則 1-14	2 風水害等 (2) 平成23年7月新潟・福島豪雨 ア 概要 (ア) 平成23年7月27日から30日にかけて、新潟県と福島県を中心に襲った記録的豪雨で、新潟市内では1時間雨量88.5mm、期間総雨量426.5mmを記録した。 (イ) 人的被害はなかったが、市内全域に家屋被害や農業被害をはじめとした浸水被害が発生した。 【家屋被害 361棟】 ・床上浸水 51棟 ・床下浸水 306棟 ・一部損壊 4棟 イ 災害応急対策等 (ア) 7月29日17時45分 新潟市災害対策本部を設置 (イ) 7月29日 災害救助法適用 (ウ) 河川水位上昇により、中央区を除く7区に避難勧告等を発表し、81か所の避難所を開設し、最大3,083人が避難した。 (エ) 道路冠水や河川水位上昇により、国道32路線、市道114路線を全面通行止めにするなどの通行規制を実施。	2 風水害等 (追加)	平成23年新潟・福島豪雨の概要等を追記
193	総則 1-15	第6節 被害想定	第5節 被害想定	第1部第2節「防災の基本方針及び市民等の責務」新設に伴う節番号の修正
194	予防	第2部 災害予防計画 第1章 震災・風水害・津波災害共通予防計画	第2部 災害予防計画 第1章 震災・風水害(追加)共通予防計画	震災・風水害共通予防計画(災害共通編)に「津波災害」を追加
195	予防 1-3	6 防災対策上特に注意を要する施設における防災の啓発 (1) 病院、福祉施設等における防災の啓発 病院や福祉施設は、病人、けが人、高齢者、障がい者、乳幼児等の…	6 防災対策上特に注意を要する施設における防災の啓発 (1) 病院、福祉施設等における防災の啓発 病院や福祉施設は、病人、けが人、高齢者、障がい者(追加)等の…	語句整理
196	予防 1-5	1 訓練の実施 (2) 地域住民の自主防災組織による訓練 …事業所・地域の実情に合わせた防災訓練を実施する。(削除)	1 訓練の実施 (2) 地域住民の自主防災組織による訓練 …事業所・地域の実情に合わせた防災訓練を実施するとともに、事業所においては地域の一員との立場から、防災用品等の事業所内備蓄を推進する。	・備蓄に関する記載内容のため、第2部第1章第13節「災害備蓄計画」6(2)エに移動
197	予防 1-11	2 都市計画に基づく防災化の推進 (1) 市街化区域及び市街化調整区域(線引き) (表中) 市街化区域 12,894ha 市街化調整区域 59,716ha	2 都市計画に基づく防災化の推進 (1) 市街化区域及び市街化調整区域(線引き) (表中) 市街化区域 12,896ha 市街化調整区域 59,714ha	現状に合わせた数値修正
198	予防 1-12	2 都市計画に基づく防災化の推進 (3) 地区計画(削除) 地区計画(削除)は、… (省略) ・地区計画67地区 約962ha (4) その他 (省略) …道路、公園などの都市施設及び市街地開発事業等に関する計画などについて必要な変更及び決定を推進する。	2 都市計画に基づく防災化の推進 (3) 地区計画等 地区計画等は、… (省略) ・地区計画67地区 約960.5ha (4) その他 (省略) …道路、公園などの都市施設及び市街地開発事業等に関する計画などについて必要な変更および決定を推進する。	現状に合せた数値修正と語句整理

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
199	予防 1-18	第6節 道路・空港・港湾・漁港施設災害予防計画 (表中の実施担当) …下水道部 農林水産部 水道局…	第6節 道路・空港・港湾・漁港施設災害予防計画 (表中の実施担当) …下水道部 経済・国際部 水道局…	災害対策本部規定改定に伴う修正
200	予防 1-19	2 空港・港湾施設災害予防 (1) 新潟空港 (省略) 施設整備に当たっては、被害を最小限に食い止めるため「 <u>空港土木施設の設置基準・同解説平成20年7月、平成25年4月一部改訂</u> 」等に従う。 (2) 新潟港西港地区・新潟港東港地区 (省略) 災害時、特に、道路・鉄道軌道等の陸上輸送が不能になった場合、 <u>耐震強化岸壁</u> が… (省略) これらの機能を十分に発揮するためには、 <u>耐震強化岸壁</u> 等の… (省略) このため、港湾施設の <u>耐震性強化</u> の促進及び…	2 空港・港湾施設災害予防 (1) 新潟空港 (省略) 施設整備に当たっては、被害を最小限に食い止めるため「 <u>空港土木施設設計基準</u> 」等に従う。 (2) 新潟港西港地区・新潟港東港地区 (省略) 災害時、特に、道路・鉄道軌道等の陸上輸送が不能になった場合、 <u>耐震バース</u> が… (省略) これらの機能を十分に発揮するためには、 <u>耐震バース</u> 等の… (省略) このため、港湾施設の <u>耐震化</u> の促進及び…	設計基準の見直しによる名称の変更
201	予防 1-28	1 通信施設の整備及び活用 (4) 防災相互通信用無線 (表中) 県、県警察(削除)、海上保安庁、…	1 通信施設の整備及び活用 (4) 防災相互通信用無線 (表中) 県、県警察本部、海上保安庁、…	語句整理
202	予防 1-30	1 出火防止 (4) 住民及び一般家庭に対する防火指導の実施 あらゆる機会をとらえ、住民の防火に関する知識及び地震に対する備え等の普及に努め(削除)、一般住宅からの出火防止に努める。	1 出火防止 (4) 住民及び一般家庭に対する防火指導の実施 あらゆる機会をとらえ、住民の防火に関する知識及び地震に対する備え等の普及に努めるとともに、一般家庭の防火診断を実施し、一般住宅からの出火防止に努める。	住宅防火診断事業終了により削除。
203	予防 1-31	2 初期消火体制の強化 (1) 一般家庭等における初期消火器具の普及 各種訓練、防火座談会(削除)等を通じ、消火器・消火バケツ等初期消火器具の普及に努める。	2 初期消火体制の強化 (1) 一般家庭等における初期消火器具の普及 各種訓練、防火座談会、 <u>防火診断</u> 等を通じ、消火器・消火バケツ等初期消火器具の普及に努める。	住宅防火診断事業終了により削除。
204	予防 1-31	3 火災の拡大防止 (1) 消防体制の強化 ア 消防(削除)装備の充実強化 消防職員の消防装備の充実強化及び震災対策用資機材の増強配備に努める。 (新潟市消防局現勢分布を資料編 図2-1-10-1 に示す。) イ 消防水利施設の整備促進 災害時における消防水利の確保を図るため、 <u>耐震性防火水槽</u> 等消防用水利施設の整備促進に努める。 (2) 消防団の体制強化 ア 消防団員の確保 地域防災力の中核的な役割を担う消防団員の確保に努める。 (新潟市消防局現勢分布を資料編 図2-1-10-1 に示す。) (3) 消防広域応援体制の強化 <u>新潟県広域消防相互応援協定及び新潟県緊急消防援助隊受援計画</u> に基づき、積極的な訓練を実施し、広域消防応援体制の強化を図る。	3 火災の拡大防止 (1) 消防体制の強化 ア 消防署所の整備及び装備の充実強化 <u>庁舎の耐震構造化、非常電源の整備</u> を図るとともに、消防装備の充実に努める。 イ 消防水利施設の確保 災害時における消防水利の確保を図るため、 <u>飲料水兼用耐震性貯水槽、防火水槽及び防火井戸等の確保と適正配置</u> に努める。 (2) 消防団の体制強化 ア 消防団の活性化 地域防災の要となる消防団は、 <u>地域の安全確保に不可欠であることから、広報誌等</u> を通じ地域及び事業所等へ消防団のPRを行なうとともに、幅広い地域との交流活動を通じて青年層の消防団活動への積極的な参加を働きかける。 (3) 消防広域応援体制の強化 <u>消防相互応援協定</u> に基づき、積極的な訓練を実施し、広域消防応援体制の強化を図る。	新潟市消防局震災対策規程の制定に伴う語句整理
205	予防 1-32	4 市民と地域、事業所の役割 (1) 市民の役割 (省略) …住宅用火災警報器、消火器、スプリンクラー等の住宅用防災機器の設置と防災製品の普及に努める。	4 市民と地域、事業所の役割 (1) 市民の役割 (省略) …住宅用火災警報器、消火器、スプリンクラー等の住宅用防災機器を <u>設置するよう努</u> める。	火災予防のために市民の役割に「防災製品の普及」を努力義務として追加
206	予防 1-34	3 高圧ガス製造施設等の安全対策 高圧ガス製造施設等の実態を把握するとともに、 <u>査察等を通じて法令上の基準に適合するように指導する。</u>	3 高圧ガス製造施設等の安全対策 高圧ガス製造施設等の実態を把握するとともに、 <u>査察等を通じて火災予防上支障となる事項の是正を指導するとともに、必要に応じて県へ措置要請する。</u>	法令移譲に伴う語句整理

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
207	予防 1-34	5 事業所の役割 (3) 火薬類製造施設等 イ 火薬類製造業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の作成等を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。 ウ 火薬類製造業者及び販売業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。 (4) 高圧ガス製造施設等 イ 高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安統括者等の選任や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。	5 事業所の役割 (3) 火薬類製造施設等 イ 火薬類製造業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。 ウ 火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。 (4) 高圧ガス製造施設等 イ 高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。	法令移譲に伴う語句整理
208	予防 1-36	1 救急体制の整備 (1) 救急資器材等の整備充実 高規格救急車及び高度救急資器材の整備を推進するとともに、現場応急救護所に必要な資器材を計画的に整備する。	1 救急体制の整備 (1) 救急資器材等の整備充実 高規格救急車及び高度救急資器材の整備を推進するとともに、現場応急救護所に必要な資器材を計画的に整備する。	資機（器）材の使い分けによる語句整理
209	予防 1-39	7 救急・救助体制の整備 (3) 医療機関における医師、看護師等との連携強化 救急搬送者の受入れを円滑に行うため、各医療機関における、医師、看護師等と情報共有を図る。	7 救急・救助体制の整備 (3) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立 救急活動を円滑に行うために、各医療機関における、医師、看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。	保健衛生部の役割（医師・看護師等の招集）と消防局の役割整理による修正
210	予防 1-39	8 消防応援部隊の受援 消防対策部は、新潟県広域消防相互応援協定及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援部隊が円滑に活動できる体制の確保を図る。	8 消防応援部隊の受援 消防対策部は、新潟県広域消防相互応援協定及び緊急消防援助隊新潟県受援計画に基づき、応援部隊の受援を円滑に行い、的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。	字句修正及び表現の整理
211	予防 1-43	(削除) 2 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備・拡充 (省略) 3 医薬品及び医療救護用資器材の確保 (省略) 4 防災資器材の確保	2 防災資器材の確保 (省略) 3 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備・拡充 (省略) 4 医薬品及び医療救護用資器材の確保 (省略) (追加)	掲載順序の修正
212	予防 1-44	6 市民及び事業所の役割 (2) 事業所の役割 ウ 事業所は、地域の一員との立場から、防災用品等の事業所内備蓄を推進する。 エ 福祉施設・病院等は…	6 市民及び事業所の役割 (2) 事業所の役割 (追加) ウ 福祉施設・病院等は…	・第2部第1章第2節「防災訓練計画」1(2)より移動
213	予防 1-48	3 外国人等に対する対策 (2) 外国人の支援体制の整備 災害が発生した際に、外国語による情報提供や相談対応、並びに拠点となる避難所に外国語の通訳ボランティアを派遣できるよう、国際交流団体などと連携して、外国人の支援(削除)体制の整備に努める。…	3 外国人等に対する対策 (2) 外国人の避難体制の整備 災害が発生した際に、(削除)拠点となる避難所に外国語の通訳ボランティアを派遣できるよう、国際交流団体などと連携して、外国人(追加)支援の体制づくりに努める。…	現状に合わせた語句整理
214	予防 2-2	5 市民と地域、事業所の役割 (1) 市民と地域の役割 ア 各家庭において、地震発生から3日間程度に必要な… (省略) (1) 事業所の役割 ア 地震発生から3日間程度に必要な…	5 市民と地域、事業所の役割 (1) 市民と地域の役割 ア 各家庭において、地震発生から2日間程度に必要な… (省略) (1) 事業所の役割 ア 地震発生から2日間程度に必要な…	現行の啓発内容を踏まえた修正
215	予防 2-4	1 地盤災害予防計画 (4) 総合的な土砂災害予防対策の推進 ア 土砂災害に関する法指定 (省略) (土砂災害警戒区域等を資料編 表2-2-3-1に示す。)	1 地盤災害予防計画 (4) 総合的な土砂災害予防対策の推進 ア 土砂災害に関する法指定 (省略) (土砂災害警戒区域等を資料編 表2-2-4-1に示す。)	表番号の修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
216	予防 2-6	4 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険個所のパトロールの実施 (削除) 各区建設課は、…	4 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険個所のパトロールの実施 土木部及び各区建設課は、…	組織改正（東部、西部地域土木事務所の維持管理はすべて各区建設課に所管替え）に伴う修正
217	予防 2-7	第4節 避難計画 …避難場所や避難路の整備に努める。	第4節 避難計画 …避難場所や避難路の整備を図るよう努める。	語句の整理
218	予防 2-7	1 一時避難場所、広域避難場所、避難所及び福祉避難所の指定 (省略) (避難場所等の役割を資料編 図2-2-4-1に示す。また、避難場所等の所在地を資料編 表2-2-4-1に示す。)	1 一時避難場所、広域避難場所、避難所及び福祉避難所の指定 (省略) (追加)	図表番号の追記
219	予防 3-1	1 新潟地方気象台の観測・通報体制 (1) 地上気象観測体制（気象官署）	1 新潟地方気象台の観測・通報体制 (1) 地上気象観測(追加)（気象官署）	語句の整理
220	予防 3-2	(4) 高層気象観測体制 …ウィンドプロファイラは、全国33ヶ所に設置され、… (5) 観測結果の活用 (省略) また、レーダー観測データと降水域の移動状況から作成した降水ナウキャスト（1時間先、1km格子、5分毎）や…	(4) 高層気象観測体制 …ウィンドプロファイラは、全国31ヶ所に設置され、… (5) 観測結果の活用 (省略) また、レーダー観測データと降水域の移動状況から作成した降水ナウキャスト（1時間先、1km格子、10分毎）や…	観測体制の時点修正
221	予防 3-6	3 水防体制の整備計画 (1) 水防管理者は水防活動の… (2) 水防管理者は緊急時の…	3 水防体制の整備計画 (1) (追加)水防活動の… (2) (追加)緊急時の…	実施者の明確化
222	予防 3-6-1	6 地下街等における避難確保計画 (2) 避難確保計画及び浸水防止計画の作成並びに訓練の実施 前記(1)に記載された地下街等の所有者等は、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための計画を作成し、訓練を実施しなければならない。また、これらの計画を作成又は変更したときは…	6 地下街等における避難確保計画 (2) 避難確保計画(追加)作成(追加) 前記(1)に記載された地下街等の所有者等は、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難確保計画を作成し、その的確かつ円滑な実施を推進しなければならない。また、避難確保計画を作成又は変更したときは…	水防法改正(平成25年6月)に伴う修正
223	予防 3-8	(削除)	4 警戒体制・避難体制	現状にあわせて修正 (現在は、土砂災害警戒については個別規定による配備ではなく、「警戒配備及び非常配備に関する要綱(資料編「資料5」)」に基づく配備体制をとっているため。)
224	予防 3-9	4 崩壊防止対策 (省略) 5 山崩れ等に対する予防 (省略) 6 防災意識の向上 (省略) 7 市民と地域、事業所の役割 (省略)	5 崩壊防止対策 (省略) 6 山崩れ等に対する予防 (省略) 7 防災意識の向上 (省略) 8 市民と地域、事業所の役割 (省略)	番号の繰り上げ
225	応急	第3部 災害応急対策計画 第1章 震災・風水害・津波災害共通応急対策計画	第3部 災害応急対策計画 第1章 震災・風水害(追加)共通応急対策計画	震災・風水害共通応急対策計画(災害共通編)に「津波災害」を追加
226	応急 1-15	3 対策部 (表中の地域・魅力創造対策部・企画総務班の構成課) ○政策調整課 大都市制度・区政創造推進課 都市政策研究所	3 対策部 (表中の地域・魅力創造対策部・企画総務班の構成課) ○政策調整課 大都市制度推進課 都市政策研究所	組織改正による修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
227	応急 1-15	(表中の市民生活対策部の情報担当員) 市民協働課長補佐 (表中の市民生活対策部・市民生活班の構成課) ○市民協働課 市民生活課 (表中の市民生活対策部・観光班の構成課) 水と土の文化推進課	(表中の市民生活対策部の情報担当員) 市民総務課長補佐 (表中の市民生活対策部・市民生活班の構成課) ○市民総務課 コミュニティ支援課 (表中の市民生活対策部・観光班の構成課) 水と土の芸術祭推進課	組織改正による修正
228	応急 1-16	(表中の環境対策部・清掃班の構成課) ○清掃事務所 (削除)	(表中の環境対策部・清掃班の構成課) ○東清掃センター ○西清掃センター	組織改正による修正
229	応急 1-16	(表中の環境対策部・清掃班の分掌事務・初動対応期) 4 ごみの臨時集積場の選定に関すること	(表中の環境対策部・清掃班の分掌事務・初動対応期) 4 ごみの臨時ステーションの選定に関すること	名称変更による修正
230	応急 1-18	(表中の農林水産対策部・農林水産班の構成課) ○農業政策課 農業活性化研究センター (省略)	(表中の農林水産対策部・農林水産班の構成課) ○農業政策課 (追加) (省略)	組織改正による修正
231	応急 1-19	(表中の都市整備対策部・公共交通班の構成課) 新潟駅周辺整備事務所 (削除)	(表中の都市整備対策部・公共交通班の構成課) 新潟駅周辺整備事務所総務課 新潟駅周辺整備事務所整備課	組織改正による修正
232	応急 1-21	(表中の消防対策部・消防総務班の構成課) ○企画人事課 (削除) 総務課 (省略) (表中の消防対策部・消防総務班の分掌事務・初動対応期) (省略) 7 物資及び食糧等の調達に関すること 8 消防広報に関すること 9 部内の連絡調整に関すること	(表中の消防対策部・消防総務班の構成課) (追加) ○総務課 (省略) (表中の消防対策部・消防総務班の分掌事務・初動対応期) (省略) (追加) 7 消防広報に関すること 8 部内の連絡調整に関すること	組織改正による修正
233	応急 1-21	(表中の水道対策部の副部長) 経営企画部長 総務部長 技術部長 (表中の水道対策部の情報担当員) 経営管理課長補佐 (表中の水道対策部・総務班の構成課) ○経営監理課 総務課 計画整備課 (" 経理班の構成課) ○経理課 (" 給水班の構成課) ○営業課 (" 水質班の構成課) ○水質管理課 (" 各事業所班の構成課) (省略) 中央事業所維持管理課 中央事業所各営業所	(表中の水道対策部の副部長) 経営企画室長 業務部長 技術部長 (表中の水道対策部の情報担当員) 経営企画室次長補佐 (表中の水道対策部・総務班の構成課) ○経営企画室 総務課 (追加) (" 財務班の構成課) ○財務課 (" 給水班の構成課) ○業務課 (" 水質班の構成課) ○水質課 (" 各事業所班の構成課) (省略) 中央事業所維持課 (追加) 営業所	組織改正による修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
234	応急 1-42	第4節 行方不明者の捜索、遺体の捜索・埋葬計画 (表中の防災関係機関) <u>県警察</u> 関係機関	第5節 行方不明者の捜索、遺体の捜索・埋葬計画 (表中の防災関係機関) <u>各警察署</u> 関係機関	・ 節番号の繰り上げ ・ 語句の整理
235	応急 1-29	5 全組織共通分掌事務 (注) この節以降、特に記載がある場合を除き、災害対策本部に関する記述については、災害警戒本部設置並びに災害発生時の組織及び活動等に準用する。	5 全組織共通分掌事務 (注) この節以降、特に記載がある場合を除き、災害対策本部に関する記述については、災害警戒本部設置 <u>(追加)</u> 時の組織及び活動等に準用する。	語句整理
236	応急 2-3	(2) 被害情報等の収集 ア 災害対策本部が行う情報収集 (ア) 災害対策本部が独自に行う情報収集 (表中の医療救護情報) ・ 医療機関の被害状況 ・ <u>医薬品及び医療資器材の需給状況</u> ・ <u>救護所(削除)</u> の設置状況	(2) 被害情報等の収集 ア 災害対策本部が行う情報収集 (ア) 災害対策本部が独自に行う情報収集 (表中の収集する情報内容・医療救護情報) ・ 医療機関の被害状況 ・ <u>(追加) 医療資器材の需給状況</u> ・ <u>救護所・救護センター</u> の設置状況	災害時保健医療活動計画(平成25年10月改定予定)に基づく語句修正
237	応急 2-4	(イ) 防災関係機関からの情報収集 (表中の災害対策本部事務局・収集先) <u>県警察本部</u> (表中の保健衛生対策部・収集する情報) 医療施設の被害と診療状況等 医療従事者の確保状況 <u>DMA T等医療チームの活動状況</u> 収集担当： <u>農林水産対策部</u> 収集する情報： <u>農作物及び農業用施設の被害と復旧状況</u> 収集先： <u>土地改良区 農業協同組合 農業共済組合</u> 収集する情報： <u>家畜及び家畜飼養施設の被害と復旧状況</u> 収集先： <u>農業協同組合 農業共済組合</u> 収集する情報： <u>水産物及び水産関係施設の被害と復旧状況</u> 収集先： <u>漁業協同組合</u> 収集する情報： <u>林産物及び林業関係施設の被害と復旧状況</u> 収集先： <u>森林組合</u> (表中の都市整備対策部・収集する情報) (省略) 県管理河川及び海岸の被害と復旧状況 <u>土砂災害の被害と復旧状況</u> 収集先： <u>新潟地域振興局 新発田地域振興局</u> 鉄道施設の被害と復旧状況 (省略) (表中の区本部事務局の収集先) <u>県警察本部</u> <u>各警察署</u>	(イ) 防災関係機関からの情報収集 (表中の災害対策本部事務局・収集先) <u>県警察新潟市警察部</u> (表中の保健衛生対策部・収集する情報) 医療施設の被害と診療状況等 医療従事者の確保状況 <u>(追加)</u> (表中の経済・国際対策部の下に「農林水産対策部」を追加) (表中の都市整備対策部・収集する情報) (省略) 県管理河川及び海岸の被害と復旧状況 <u>(追加)</u> 鉄道施設の被害と復旧状況 (省略) (表中の区本部事務局の収集先) <u>県警察新潟市警察部</u> <u>市内各警察署</u>	語句整理及び災害対応の実情を踏まえた修正等
238	応急 2-5	(4) 防災関係機関との情報連絡体制 イ 防災関係機関に対する情報連絡要員の派遣要請 (省略) 必要に応じ、県、 <u>県警察本部</u> 及び市域を管轄する各警察署、その他の防災関係機関等に対し、災害対策本部事務局に情報連絡要員を派遣するよう要請する。	(4) 防災関係機関との情報連絡体制 イ 防災関係機関に対する情報連絡要員の派遣要請 (省略) 必要に応じ、県、 <u>新潟市警察部</u> 及び市域を管轄する各警察署、その他の防災関係機関等に対し、災害対策本部事務局に情報連絡要員を派遣するよう要請する。	語句整理

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
239	応急 2-8	<p>1 消防体制 震災に伴う被害を軽減するため、次のとおり消防体制の早期確立を図る。 (1) 消防対策本部の設置 災害対策本部の設置と同時に、消防活動体制の確立と指揮命令の徹底を期すため、消防対策本部を設置する。 (消防対策本部の組織及び分掌事務を資料編 表3-2-3-1 に示す。)<u>(削除)</u></p> <p>(2) 消防職員の招集及び参集 職員の招集は、消防対策本部長（以下「本部長」という。）の事前命令（市内の最大震度で震度5弱以上の地震が発生した場合又は新潟県上中下域に津波に関する警報が発表された場合）とし、参集場所は、原則として勤務場所とする。ただし、災害の状況により勤務場所に参集できない場合は、最寄りの消防局、消防署又は出張所に参集する。 その他細部については、「新潟市消防局震災対策規程」及び「消防局震災対策等活動マニュアル」による。</p> <p>(3) 消防活動部隊の編成 同時多発火災や多数の救急救助事象等の地震災害に対応するため必要があるときは、参集職員で非常用車両等により部隊編成を行う。</p>	<p>1 消防体制 震災に伴う被害を軽減するため、次のとおり消防体制の早期確立を図る。 (1) 消防対策本部の設置 災害対策本部の設置と同時に、消防活動体制の確立と指揮命令の徹底を期すため、消防対策本部を設置する。 (消防対策本部の組織及び分掌事務を資料編 表3-2-3-1 に示す。また、新潟市消防現勢分布を資料編 図3-2-3-1 に示す。)</p> <p>(2) 消防職員の招集及び参集 職員の招集は、震度5弱以上の地震発生と同時に事前命令とし、参集場所は原則として勤務場所とする。ただし、災害の状況により勤務場所に参集できない場合は、最寄りの署所に参集する。 その他細部については、「消防局震災対策等活動マニュアル」による。</p> <p>(3) 消防活動部隊の編成 同時多発火災や多数の救急救助事象等の地震災害に対応するため必要があるときは、参集職員で予備車等により部隊編成を行う。</p>	「第2節 消防活動計画」の全面的な整理（語句整理等）
240	応急 2-8	<p>2 初動時の措置 地震発生から概ね30分以内に次に掲げる措置を講ずるものとする。 (1) 庁舎及び施設の被害状況を確認する。 (2) 有線（指令）電話の試験及び通信可否を確認する。 (3) 無線局の開局、試験及び機器異常の有無を確認する。 (4) 非常電源を確保し、庁舎照明、各種通信機器等を維持する。 (5) 市災害対策本部に職員を派遣し、情報連絡に当たる。 (6) 災害状況の把握及び情報の収集を行う。 (7) 大隊本部との連絡調整を行い、消防部隊の活動状況を把握する。 (8) 地震発生直後から高所監視カメラによる市内及び海面の遠方監視を行う。 (9) その他必要な事項</p>	<p>2 火災防ぎょ活動計画 震災時の火災防ぎょ活動については、次の事項を考慮し、有効かつ効率的に行う。 (1) 初動時の措置 ア 職員、車両及び機械等の安全確保 地震発生時には、職員、車両及び機械等の安全を確保し、災害に迅速に対処できる初動体制を確立する。 イ 無線等の緊急一斉点検の実施 無線局の開局、有線及び無線の試験、通信可否の確認を実施するとともに、電気系の緊急一斉点検を実施する。 ウ 消防無線（通信）統制 災害の多発による無線の混信等を防止し、的確な消防活動を実施するため、必要に応じ、基地局統制方式の無線統制を行う。 エ 火災の早期発見及び災害情報の収集 高所監視カメラによる火災等の早期発見を行うとともに、有線・無線の通信施設、参集職員、消防団員及び市民等あらゆる手段を利用し迅速、的確に災害情報の収集に努める。 オ 資機材等の増強 長距離送水及び転戦活動に対処するため積載ホースの増強、倒壊家屋からの人命救助のための簡易救助用資機材等の積載を行う。</p>	「第2節 消防活動計画」の全面的な整理（語句整理等）
241	応急 2-9	<p>3 消防活動方針 震災時においては、火災、救助、救急といった事案が同時に多発し、災害全般に対し消防力が劣勢になることが懸念される。 このような状況下で、人的・社会的被害を最小限に食い止めるために必要な消防の任務は、火災の早期発見と一挙鎮圧を最優先とし、初動時においては、全組織力を挙げて消火活動に着手することを活動の方針とする。</p>	<p>(2) 活動の基本方針 消防活動は、市民の生命、身体及び財産の安全確保を基本とし、次の方針により行う。 ア 人命の安全確保 火災と人身災害が同時に発生した場合は、消火活動と救助活動の緩急を十分考慮し、人命の安全確保を図る。 イ 消火活動の優先 火災と水災が同時に発生した場合は、原則として火災防ぎょ活動を優先する。</p>	「第2節 消防活動計画」の全面的な整理（語句整理等）

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
242	応急 2-9	<p>5 火災防ぎょ活動 火災防ぎょは、次に掲げる原則により行う。</p> <p>(1) 避難場所、避難路確保の優先 延焼火災が多発した場合は、市民の安全を優先とした避難場所、避難路確保の防ぎょを行う。</p> <p>(2) 重点地域防ぎょの優先 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重点かつ危険度の高い地域を優先に防ぎょを行う。</p> <p>(3) 消火可能地域防ぎょの優先 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先に防ぎょを行う。</p> <p>(4) 市街地火災防ぎょの優先 ア 高層建築物、地下街及びその他多数の消防隊を必要とする場合で、他への延焼危険の少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集結し、集中防ぎょを行う。 イ 大規模工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災を優先に防ぎょし、それらを鎮圧した後に部隊を集結し、集中防ぎょを行う。 ウ 重要施設防ぎょの優先 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、避難場所・避難施設、医療救護施設等の重要施設の優先度を考慮し防ぎょを行う。</p>	<p>(3) 火災防ぎょの原則 火災防ぎょは、次に掲げる原則により行う。</p> <p>ア 避難場所、避難路確保の優先 延焼火災が多発した場合は、市民の安全を優先とした避難場所、避難路確保の防ぎょを行う。</p> <p>イ 重点地域防ぎょの優先 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重点かつ危険度の高い地域を優先に防ぎょを行う。</p> <p>ウ 消火可能地域防ぎょの優先 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先に防ぎょを行う。</p> <p>エ 市街地火災防ぎょの優先 大規模工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災を優先に防ぎょし、それらを鎮圧した後に部隊を集結し、集中防ぎょを行う。 ただし、高層建築物、地下街等の不特定多数を収容する対象物から出火した場合は、特殊車を活用し、人命救助を目的として消防活動を行う。 オ 重要施設防ぎょの優先 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、医療救護施設等の重要施設を優先に防ぎょを行う。</p>	「第2節 消防活動計画」の全面的な整理（語句整理等）
243	応急 2-9	<p>4 部隊運用 地震発生時の部隊運用は、消防対策本部運用とする。ただし、指令施設の損壊や災害の多発等で指令課の統制が不能な場合の災害対応は、<u>本部長の命を受け、指令課の宣言に基づき、消防署単位で活動する大隊本部運用とする。</u></p>	<p>(4) 部隊運用 地震発生時の部隊運用は、消防対策本部運用とする。ただし、指令施設の損壊、災害の多発等で（追加）統制が不能な場合の災害対応は、<u>（追加）消防署単位で活動する大隊本部運用とする。</u></p>	「第2節 消防活動計画」の全面的な整理（語句整理等）
244	応急 2-10	<p>8 消防隊等の応援要請 本部長は、災害の状況を判断して必要と認めるときは、消防組織法に基づく新潟県広域等消防相互応援、緊急消防援助隊及び新潟県消防防災ヘリコプター等の消防応援を要請する。</p>	<p>4 消防隊等の応援要請 本部長は、災害の状況を判断して必要と認めるときは、消防組織法に基づく新潟県広域等消防相互応援、緊急消防援助隊及び新潟県消防防災ヘリコプター等の消防応援を要請する。</p>	「第2節 消防活動計画」の全面的な整理（語句整理等）
245	応急 2-10	<p>6 消防団活動計画 消防団は、早期に活動体制を確立し、消防署部隊等と連携し、有効な火災防ぎょ、救急救助活動及び避難誘導を実施する。</p> <p>(1) 消防団員の招集及び参集 消防団員の招集は、消防団長の事前命令（市内の最大震度で震度5弱以上の地震が発生した場合又は新潟県上中下越に津波に関する警報が発表された場合）とし、参集場所は原則として所属分団器具置場とする。ただし、災害の状況により最寄りの分団器具置場又は各消防署所に参集する。 その他細部については、「消防局震災対策等活動マニュアル」による。</p> <p>(2) 消防団の活動 ア 分団長は、分団区域内の被害の概要及び活動状況を方面隊本部に速報する。 イ 災害現場活動は、大隊長の指揮下に入り、消防署隊と連携して効果的な活動を行い、消防署隊が作戦上転戦命令により転戦する場合は、災害現場活動を引き継ぐものとする。 ウ 火災発生時には、原則として防火水槽、防火井戸等の消火栓以外の水利を活用し、消火活動を行う。 エ 火災の進展状況に応じて、飛火警戒を実施するとともに、避難路及び避難住民の安全確保を重点に消火活動を行う。 オ 家屋倒壊等による救助事象に出勤した場合は、保有資機材等を有効に活用し、救出活動を実施する。 また、必要に応じ、傷病者等を付近住民と協力し、最寄りの医療機関又は応急救護所へ搬送する。 カ 消防団長の命令を受けたときは、管轄区域外に出勤し、災害防ぎょ活動に当たる。 キ 避難勧告や避難指示等の発令があった場合は、自らの安全を確保したうえで、避難方向及び避難場所等を付近住民に周知徹底するとともに、安全な避難誘導に当たる。 ク その他、消防団長の指示、命令により活動する。</p>	<p>5 消防団活動計画 消防団は、早期に活動体制を確立し、消防署部隊等と連携し、有効な火災防ぎょ、救急救助活動及び避難誘導を実施する。</p> <p>(1) 消防団員の招集及び参集 消防団員の招集は、震度5弱以上の地震発生と同時に事前命令とし、参集場所は原則として所属の分団器具置場とする。ただし、災害の状況により最寄りの分団器具置場又は消防署所に参集する。 その他細部については、「消防局震災対策等活動マニュアル」による。</p> <p>(2) 消防団の活動 ア 出火防止の広報と消火活動 火の始末、火気使用制限等出火防止の広報を行い、火災を発見したときは、付近住民の協力を求め、消火活動を実施する。 イ 人命救助 要救助者を発見したときは、付近住民の協力を求めて救出活動を行う。 ウ 消防署部隊との連携 災害現場活動は、消防署部隊と相互に協力して防ぎょ活動を行い、消防署部隊が転戦する場合は、その活動を引き継ぐものとする。 エ 避難誘導 避難勧告や避難指示等の発令があった場合は、速やかに避難方向、避難場所等を付近住民に周知徹底するとともに、安全な避難誘導を実施する。</p>	「第2節 消防活動計画」の全面的な整理（語句整理等）

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
246	応急 2-10	7 区本部及び他の防災機関との連携 区本部及び各警察署、自衛隊、関係機関等と相互に密接な協力・連携体制を確立し、円滑な消防活動を行う。	6 区本部及び他の防災機関との連携 区本部及び各警察署、自衛隊、関係機関等と相互に密接な協力・連携体制を確立し、円滑な消防活動を行う。	「第2節 消防活動計画」の全面的な整理（語句整理等）
247	応急 2-13 14	1 広報活動 (3) 広報の方法 オ (削除) オ ホームページによる広報 カ 災害時要援護者への広報 主 メールなどによる広報 にいがた防災メールや緊急速報メール、 <u>ツイッター</u> など携帯電話やパソコンメールを活用した広報を実施する。 ク 緊急告知F Mラジオによる広報 (削除) F M放送局の防災発信機能を利用した広報を実施する。	1 広報活動 (3) 広報の方法 オ F M文字多重放送の活用 F M放送の電波を利用した電光掲示板による文字情報の活用を図る。 カ ホームページによる広報 キ 災害時要援護者への広報 ク メール <u>(追加)</u> による広報 にいがた防災メールや緊急速報メール <u>(追加)</u> など携帯電話やパソコンメールを活用した広報を実施する。 ケ 緊急告知F Mラジオによる広報 コミュニティF M放送局の防災発信機能を利用した広報を実施する。	・「テレビ、ラジオの活用」又は「緊急告知F Mラジオによる広報」に統合 ・「ツイッター」追加に伴う修正 ・語句整理
248	応急 2-14	2 広聴相談活動 (4) 女性のための相談の実施 <u>市民生活対策部市民生活班は関係部署や関係機関・団体と連携し、女性のための相談・支援を実施する。</u> (5) 相談窓口開設の周知	2 広聴相談活動 <u>(追加)</u> (4) 相談窓口開設の周知	広聴相談活動における女性相談業務の明確化
249	応急 2-15	第4節 避難及び避難所計画 (表中の防災関係機関) 県警察 新潟海上保安部…	第4節 避難及び避難所計画 (表中の防災関係機関) 各警察署 新潟海上保安部…	語句の整理
250	応急 2-19	3 住民等の避難行動 (1) 避難行動の原則 イ 避難にあたっては、自主防災組織及び隣近所で互いに助け合い、 <u>声を掛け合い、</u> …	3 住民等の避難行動 (1) 避難行動の原則 イ 避難にあたっては、自主防災組織及び隣近所で互いに助け合い、 <u>(追加)</u> …	市民啓発内容を踏まえた文言の整理
251	応急 2-22	6 福祉避難所の開設及び運営 (5) 避難状況等の報告 福祉避難所の管理責任者は、下記の事項を区本部に報告する。区本部は、報告された事項について、 (削除) 福祉対策部福祉総務班へ速やかに報告する。	6 福祉避難所の開設及び運営 (5) 避難状況等の報告 福祉避難所の管理責任者は、下記の事項を区本部に報告する。区本部は、報告された事項について、 <u>初動対応期については、災害対策本部事務局へ、応急復旧期については、福祉対策部福祉総務班へ速やかに報告する。</u>	災害対策本部規程に基づく役割の明確化
252	応急 2-25	第5節 交通規制計画 (表中の防災関係機関) …県 県警察	第5節 交通規制計画 (表中の防災関係機関) …県 県警察本部 各警察署	語句の整理
253	応急 2-26	1 計画の基本方針 (5) 走行中の全車両を道路の左端に寄せて <u>停止</u> させ、	1 計画の基本方針 (5) 走行中の全車両を道路の左端に寄せて <u>停車</u> させ、	語句整理
254	応急 2-26	2 交通規制の実施 (3) 緊急交通路の指定 ア <u>公安委員会（県警察本部交通規制課）</u> は主要道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。	2 交通規制の実施 (3) 緊急交通路等の指定 ア <u>各警察署</u> は主要道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。	・語句の整理 ・現状に合わせた所管部局の整理

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
255	応急 2-26	<p>3 緊急通行車両・規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という）の確認等</p> <p>(1) 緊急通行車両等の確認者 緊急通行車両等の確認は、車両の使用者の申出により知事（危機対策課）又は公安委員会（県警察本部交通規制課・各警察署）が行う。(2)に掲げる緊急通行車両のうち、市やその他の者が所有するものについては公安委員会が確認する。</p>	<p>3 緊急通行車両（追加）の確認等</p> <p>(1) 確認の実施責任者 緊急通行車両（緊急自動車以外）の確認は、車両の使用者の申出により知事（危機対策課）又は公安委員会（県警察本部交通規制課）が行う。(2)に掲げる緊急通行車両のうち、市やその他の者が所有するものについては公安委員会が確認する。</p>	現状の緊急通行車両等の事前届出制度に基づく修正
256	応急 2-26	<p>(3) 規制除外車両の範囲 規制除外車両の範囲は、緊急通行車両に該当せず、次のいずれかに該当する車両とする。</p> <p>ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両 イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両 ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両 オ 燃料を輸送する車両（タンクローリー） カ 路線バス・高速バス キ 霊柩車 ク 一定の物資（被災地への必要物資等）を輸送する大型貨物自動車 ※オ～クの事前届出はない。</p>	<p>(追加)</p>	現状の緊急通行車両等の事前届出制度に基づく修正
257	応急 2-27	<p>(4) 緊急通行車両等の確認申出 緊急通行車両等の確認申出は、確認申出書により確認を受けるものとする。 受け付けは、知事が確認する車両にあつては危機対策課、公安委員会が確認する車両にあつては県警察本部交通規制課、各警察署及び交通検問所（削除）において行う。</p> <p>(5) 緊急通行車両等の事前届出 公安委員会（署経由）は、(2)(3)で掲げる緊急通行車両のうち、市が保有し、もしくは他の関係機関・団体等から調達する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があつた場合、審査の結果、届出済証を交付するものとする。</p> <p>(6) 標章及び確認証明書の交付 ア 公安委員会は、緊急通行車両等の確認後（削除）、速やかに所定の標章及び証明書（資料編図3-2-6-1）を交付する。 イ 標章及び証明書は、車両1台についてそれぞれ1通とし、通行日時はその車両が緊急通行車両として使用される期間（発行日の翌日から1ヶ月以内）とする。 ウ 標章等の交付を受けた緊急通行車両等の使用者は、当該車両の前面に見やすい箇所に標章を掲示するとともに、証明書を携帯しなければならない。</p>	<p>(3) 緊急通行車両（追加）の確認申請受け付け 緊急通行車両（追加）の確認申請は、所定の様式により行い、その都度車両の確認を行うものとする。 受け付けは、知事が確認する車両にあつては危機対策課、公安委員会が確認する車両にあつては県警察本部交通規制課、各警察署及び交通検問所において行う。</p> <p>(4) 緊急通行車両の事前確認届出 公安委員会は、(2)で掲げる緊急通行車両のうち、市が保有し、もしくは他の関係機関・団体等から調達する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があつた場合、事前に確認できるものとする。</p> <p>(5) 緊急通行車両の標章等の交付 ア 公安委員会は、緊急通行車両（追加）の確認後は、速やかに所定の標章及び証明書（資料編 図3-2-6-1）を交付する。 イ 標章及び証明書は、車両1台についてそれぞれ1通とし、通行日時はその車両が緊急通行車両として使用される期間（追加）とする。 ウ 標章等の交付を受けた緊急通行車両（追加）の使用者は、当該車両の前面に見やすい箇所に標章を掲示するとともに、証明書を携帯しなければならない。</p>	現状の緊急通行車両等の事前届出制度に基づく修正
258	応急 2-28	<p>6 自動車運転手への周知</p> <p>(1) 走行中のとき ア できるかぎり安全な方法により車両を左側に停止させること。 イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に移動させる。 やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて駐車させ、エンジンを止め、キーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。</p>	<p>6 自動車運転手への周知</p> <p>(1) 走行中のとき ア できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。 イ 停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。 やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。</p>	語句整理等
259	応急 2-29	<p>第6節 警備・保安計画 （表中の防災関係機関） 県警察 新潟海上保安部</p>	<p>第6節 警備・保安計画 （表中の防災関係機関） 各警察署 新潟海上保安部</p>	語句の整理

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
260	応急 2-29	<p>1 <u>県警察本部、各警察署</u> 大規模地震発生時においては、災害時の非常事態に対処するため、警察本部、市域を管轄する各警察署（以下「各警察署」という。）は、関係機関と緊密な連絡の下に、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等に努め、住民の生命及び身体の保護に努めるため、「新潟県警察大規模災害警備基本計画」に基づき的確な災害警備活動を行うものとする。</p> <p>(1) 警察における警備活動 大規模な災害が発生した場合に次の警備活動を行う。</p> <p>ア 警備体制の確立 大規模災害が発生した場合には、警察本部に警備本部、各警察署に署警備本部を設置して警備体制を確立する。</p> <p>イ 警備要員の確保 大規模災害が発生し、必要があると認めた場合は、警備要員の非常招集を行う。</p> <p>ウ 市災害対策本部等への職員の派遣 警備本部長又は署警備本部長は、県、市町村、消防、その他関係機関の協力を得て、それぞれの活動状況を把握するとともに、救助活動等を効果的に行うため、市町村災害対策本部へ連絡員を派遣し、情報の収集と交換に当たる。</p>	<p>1 <u>新潟県警察（各警察署）</u> 地震発生時においては、多数の死傷者や建造物の倒壊、火災、浸水、道路・橋梁の倒壊、電話の不通、停電、ガス漏れ、犯罪の発生など一時的に社会生活がマヒ状態となり、また、これに伴う被災者の不安、動揺の高まり、生活必需物資の欠乏、買い占め、売り惜しみなどの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。</p> <p>これらの地震発生に伴う非常事態に対処するため、市域を管轄する各警察署（以下「各警察署」という。）は、「新潟県警察大規模災害警備実施要領」に基づき、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため関係機関と連携して的確な災害警備活動を行う。</p> <p>(1) 警察における警備活動 各警察署は、大規模な地震の発生により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の警備活動を行う。</p> <p>ア 警備体制の確立 各警察署に警備本部を設置して警備体制を確立する。</p> <p>イ 警備要員の確保 各警察署は、「新潟県警察大規模災害警備実施要領」に定めるところにより、警備要員の非常参集を行う。この場合において、各署の警備本部長は、必要に応じて県警察本部長に部隊の派遣を要請するものとする。</p> <p>ウ 市災害対策本部等への職員の派遣 関係機関と密接に連携して警備活動を行うため、必要により市災害対策本部へ職員を派遣する。</p>	<p>「新潟県警察大規模災害警備基本計画（制定平成24年3月1日）」に基づく修正</p>
261	応急 2-29	<p>(2) 警備活動の重点</p> <p>ア <u>（削除）情報の収集及び伝達</u></p> <p>イ <u>被害実態の把握</u></p> <p>ウ <u>被災者の捜索及び救助</u></p> <p>エ <u>行方不明者等の捜索</u></p> <p>オ <u>警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導</u></p> <p>カ <u>通信の確保</u></p> <p>キ <u>犯罪の予防検挙</u></p> <p>ク <u>地域安全活動の推進</u></p> <p>ケ <u>住民に対する広報活動</u></p> <p>コ <u>相談活動</u></p> <p>サ <u>遺体の検視</u></p>	<p>(2) 警備活動の重点</p> <p>ア <u>災害情報の収集・伝達</u></p> <p>イ <u>被害実態の把握</u></p> <p>ウ <u>被災地住民の避難誘導</u></p> <p>エ <u>負傷者等の救出・救護及び行方不明者の捜索</u></p> <p>オ <u>交通混乱の防止、避難路・緊急交通路確保等の交通規制措置</u></p> <p>カ <u>死体の検視・見分</u></p> <p>キ <u>被災者等の安心感を醸成するための広報、相談受理等の諸対策</u></p> <p>ク <u>被災地域、避難地域及び避難場所並びに重要施設の警戒警備</u></p> <p>ケ <u>各種犯罪の予防・検挙</u></p> <p>コ <u>県、市町村、関係機関等による応急対策等に対する支援及び協力</u></p> <p>サ <u>警察施設、設備等の防護及び点検整備</u></p> <p>シ <u>警察通信の確保と応急対策</u></p> <p>ス <u>その他必要な警察活動</u></p>	<p>「新潟県警察大規模災害警備基本計画（制定平成24年3月1日）」に基づく修正</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
262	応急 2-30	<p>(3) 道路交通対策 大規模災害が発生した場合は、速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握し、避難及び人命救助等のため必要な交通規制を実施する。 あわせて、交通情報、車両の使用の抑制、その他運転者のとるべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。</p> <p>ア 情報の収集 イ 交通規制の実施 (ア) 被災地周辺の交通規制 (イ) 高速道路の交通規制 (ウ) 広域交通規制 (エ) 緊急交通路の指定 ウ 交通規制実施上の措置 (ア) 交通規制の結果生ずる滞留車両への措置 (イ) 主要交差点対策 エ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認 オ 運転者のとるべき措置の周知徹底 カ 関係機関との協力 キ 広報</p>	<p>(3) (追加) 交通対策 地震が発生した場合は、速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握に努め、緊急車両の通行路確保、危険箇所及び迂回路の標示、交通情報の収集及び提供、車両の使用抑制、その他運転者のとるべき措置についての広報等危険防止、混雑緩和及び被害の拡大防止のため、次に掲げる措置を行う。</p> <p>ア 車両の緊急措置 イ 交通規制要点的設定と緊急自動車を除く車両の全面通行禁止措置 ウ 緊急交通路の確保 (ア) 緊急交通路の指定に伴う検問所の設置 (イ) 緊急交通路上における放置車両その他交通障害物の除去 エ 交通路上における放置車両等交通障害物の除去 オ 滞留車両に対する迂回路の指示 カ 主要信号機に対する電源の確保 キ 緊急通行車両の確認及び標章等の交付 ク 交通規制及び渋滞状況の広報</p>	「新潟県警察大規模災害警備基本計画（制定平成24年3月1日）」に基づく修正
263	応急 2-33	<p>2 新潟海上保安部 (9) 関係機関との協力、連絡体制 地震等による海上災害に対処するため、新潟海上保安部、市災害対策本部、県警察本部、消防機関、自衛隊等は連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動等を効果的に行う。 イ 県警察</p>	<p>2 新潟海上保安部 (9) 関係機関との協力、連絡体制 地震等による海上災害に対処するため、新潟海上保安部、市災害対策本部、警察、消防機関、自衛隊等は連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動等を効果的に行う。 イ 警察</p>	語句の整理
264	応急 2-35	<p>第7節 輸送計画 (表中の防災関係機関) 北陸地方整備局新潟国道事務所 県 県警察 …</p>	<p>第7節 輸送計画 (表中の防災関係機関) 北陸地方整備局新潟国道事務所 県 各警察署 …</p>	語句の整理
265	応急 2-36	<p>1 輸送対象及び輸送手段 (2) 輸送手段 ア 自動車による陸上輸送 (ア) 緊急輸送道路の指定 【第1次緊急輸送道路】（資料編 図3-3-8-1） (省略) g 新潟亀田内野線…江南区太右衛門新田〔新潟中央I.C.〕から中央区出来島1丁目（国道116号）までの間、東区江口（新潟空港I.C.）から東区中郷屋までの間 (省略) j 東3-467号線…東区柳ヶ丘から東区下山2丁目（国道113号）までの間 k 国道113号(旧新潟村松三川線)…東区下山2丁目（国道113号）から東区津島屋8丁目までの間 l 新潟停車場線…中央区花園1丁目から中央区東大通1丁目まで ※緊急輸送道路については、新潟県緊急輸送道路ネットワーク計画による。</p>	<p>1 輸送対象及び輸送手段 (2) 輸送手段 ア 自動車による陸上輸送 (ア) 緊急輸送道路の指定 【(追加)緊急輸送道路】（資料編 図3-3-8-1） (省略) g 新潟亀田内野線…江南区太右衛門新田〔新潟中央I.C.〕から中央区出来島1丁目（国道116号）までの間、東区江口（新潟空港I.C.）から東区一旦市までの間 (省略) j 新潟村松三川線…東区一旦市から東区下山2丁目（国道113号）までの間 (追加) (追加) (追加)</p>	現状の緊急輸送路の指定状況に合わせて修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
266	応急 2-36	<p>(イ) (削除) 緊急輸送道路の確保</p> <p>c 県警察の行う交通規制</p> <p>(ウ) (削除) 緊急輸送道路の啓開</p> <p>a (削除) 緊急輸送道路啓開の実施体制</p> <p>災害発生後、速やかに (削除) 緊急輸送道路の調査を行い、通行可能な路線から啓開を実施する。</p> <p>b 情報収集</p> <p>都市整備対策部、各区本部及び国、県等の関係機関は、(削除) 緊急輸送道路を最優先としながら、市内全域で調査、点検を行う。</p>	<p>(イ) 指定緊急輸送道路の確保</p> <p>c (追加) 警察の行う交通規制</p> <p>(ウ) 指定緊急輸送道路の啓開</p> <p>a 指定緊急輸送道路啓開の実施体制</p> <p>災害発生後、速やかに指定緊急輸送道路の調査を行い、通行可能な路線から啓開を実施する。</p> <p>b 情報収集</p> <p>都市整備対策部、各区本部及び国、県等の関係機関は、指定緊急輸送道路を最優先としながら、市内全域で調査、点検を行う。</p>	語句整理
267	応急 2-38	<p>c 緊急通行車両等の確認手続き</p> <p>(a) 緊急通行車両・規制除外車両の確認</p> <p>災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が行われた場合は、緊急通行車両又は規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）であることの確認を県警察本部交通規制課、各警察署及び交通検問所において受ける。</p> <p>(b) 事前届出車両の確認</p> <p>事前届出を行っている車両は、車両を所管する各対策部及び各区本部が県警察本部交通規制課、各警察署及び交通検問所のいずれかにおいて届出済証を提示し、証明書及び標章の交付を受ける。なお、交付された標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。</p> <p>(c) 事前届出車両以外の車両に係る確認</p> <p>届出済証の交付を受けていない車両については、車両を所管する各対策部及び各区本部並びに総務対策部総務班で借り上げ等で調達した車両については総務対策部総務班が確認申出書により、各警察署に申出手続を行い、証明書及び標章の交付を受ける。なお、交付された標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。</p> <p>(d) (削除)</p>	<p>c 緊急通行車両等の確認手続き</p> <p>(a) 緊急通行車両等の確認・標示</p> <p>災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が行われた場合は、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）は次により緊急通行車両確認証明書及び標章を受ける。</p> <p>(b) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、車両を所管する各対策部及び各区本部が県警察本部交通規制課、各警察署等で証明書等の交付を受ける。なお、交付後は所定の標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。</p> <p>(c) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けていない車両については、車両を所管する各対策部及び各区本部が緊急通行車両等確認申請書により県警察本部交通規制課、各警察署等に申請し、証明書等の交付を受ける。なお、交付後は所定の標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。</p> <p>(d) 総務対策部総務班で借り上げ等で調達した車両については、総務対策部総務班が緊急通行車両等確認申請書により県警本部交通規制課、各警察署等に申請し、証明書等の交付を受ける。なお、交付後は所定の標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。</p>	現状の緊急通行車両等の事前届出制度に基づく修正
268	応急 2-43	<p>4 食糧の配布</p> <p>(【食糧・物資供給概要フロー図】表中)</p> <p>市民生活対策部市民生活班</p>	<p>4 食糧の配布</p> <p>(【食糧・物資供給概要フロー図】表中)</p> <p>市民生活対策部食糧物資班</p>	班名の修正
269	応急 2-47	<p>5 生活必需品等の配布</p> <p>(【食糧・物資供給概要フロー図】表中)</p> <p>市民生活対策部市民生活班</p>	<p>5 生活必需品等の配布</p> <p>(【食糧・物資供給概要フロー図】表中)</p> <p>市民生活対策部食糧物資班</p>	班名の修正
270	応急 2-51	<p>3 給水方法</p> <p>(1) 拠点給水</p> <p>浄水場施設8か所、配水場施設10か所及び…、合計32か所</p>	<p>3 給水方法</p> <p>(1) 拠点給水</p> <p>浄水場施設9か所、配水場施設11か所及び…、合計34か所</p>	月潟浄水場・月潟配水場廃止による数値修正
271	応急 2-53	<p>第11節 災害時要援護者応急対策計画</p> <p>(表中の防災関係機関)</p> <p>県警察</p>	<p>第11節 災害時要援護者応急対策計画</p> <p>(表中の防災関係機関)</p> <p>各警察署</p>	語句の整理

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
272	応急 2-54	<p>3 外国人等に対する対策 <u>経済・国際対策部国際は、災害時に新潟国際友好会館に新潟市国際交流協会とともに新潟市災害時多言語支援センターを設置し、外国人の被災情報を収集するほか、外国語による情報提供や相談活動を実施する。</u> (1) <u>外国人の被災情報の収集</u> (2) 外国語による災害情報の提供 (3) 相談窓口の開設 <u>経済・国際対策部国際班は、…</u> (4) <u>通訳ボランティアの配置</u> <u>経済・国際対策部国際班は、市内外…外国人からの問い合わせや各種相談、救援情報の提供に当たる通訳ボランティアを配置する。</u></p>	<p>3 外国人等に対する対策 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> (1) 外国語による災害情報の提供 (2) 相談窓口の開設 <u>経済・国際対策部観光・国際班は、…</u> (3) <u>通訳ボランティアの確保</u> <u>経済・国際対策部観光・国際班は、市内(追加)…外国人からの問い合わせや各種相談、救援情報の提供に当たる通訳ボランティアの確保に努める。</u></p>	現状の外国人支援体制に合わせた修正（新潟市災害時多言語支援センターの設置等）
273	応急 2-64	<p>5 飲料水及び食品衛生確保計画 (4) 関係団体との連携 イ <u>一般社団法人新潟県貯水槽管理協会新潟支部</u></p>	<p>5 飲料水及び食品衛生確保計画 (4) 関係団体との連携 イ <u>(財)新潟県貯水槽管理協会新潟支部</u></p>	名称変更による修正
274	応急 2-65	<p>6 栄養指導対策 (2) 炊き出しの状況把握と栄養管理指導 …市民生活対策部市民生活班と連携し</p>	<p>6 栄養指導対策 (2) 炊き出しの状況把握と栄養管理指導 …市民生活対策部食料・物資班と連携し</p>	班名の修正
275	応急 2-66	<p>第14節 こころのケア対策計画 (表中の実施担当) 保健衛生対策部 教育対策部 <u>総務対策部</u> 各区本部</p>	<p>第14節 こころのケア対策計画 (表中の実施担当) 保健衛生対策部 教育対策部 <u>(追加)</u> 各区本部</p>	事務分掌を踏まえた実施担当の追加
276	応急 2-70	<p>第16節 障害物除去計画 (表中の実施担当) 都市整備対策部 <u>農林水産対策部</u> 消防対策部 各区本部</p>	<p>第16節 障害物除去計画 (表中の実施担当) 都市整備対策部 <u>経済・国際対策部</u> 消防対策部 各区本部</p>	災害対策本部規定改定に伴う修正
277	応急 2-71	<p>2 障害物処理の実施 (1) 障害物処理の実施主体 エ 漁港管理者（漁港施設及びその区域内の障害物除去） (イ) 市：<u>農林水産対策部</u>、関係区本部</p>	<p>2 障害物処理の実施 (1) 障害物処理の実施主体 エ 漁港管理者（漁港施設及びその区域内の障害物除去） (イ) 市：<u>経済・国際対策部</u>、関係区本部</p>	災害対策本部規定改定に伴う修正
278	応急 2-86	<p>第23節 道路・空港・港湾・漁港施設等災害応急対策計画 (表中の実施担当) 都市整備対策部 <u>農林水産対策部</u> 消防対策部 各区本部</p>	<p>第23節 道路・空港・港湾・漁港施設等災害応急対策計画 (表中の実施担当) 都市整備対策部 <u>経済・国際対策部</u> 消防対策部 各区本部</p>	災害対策本部規定改定に伴う修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
279	応急 2-95	<p>3 実施体制 【災害対策本部及び水道対策部（水道対策業務）組織表】</p>	<p>3 実施体制 【災害対策本部及び水道対策部（水道対策業務）組織表】</p>	組織改正による修正
280	応急 2-95	(【水道対策部（水道対策業務）の班編成と主な分掌事務】表中) <u>経理班</u>	(【水道対策部（水道対策業務）の班編成と主な分掌事務】表中) <u>財務班</u>	組織改正による修正
281	応急 2-97	4 初動体制 (2) 初動業務 イ <u>経理班</u>	4 初動体制 (2) 初動業務 イ <u>財務班</u>	組織改正による修正
282	応急 2-102	7 応援要請 (1) 応急給水 …大都市水道局災害相互応援に関する覚書等… (2) 応急復旧 …大都市水道局災害相互応援に関する覚書等…	7 応援要請 (1) 応急給水 …大都市水道局災害相互応援に関する覚書(追加)… (2) 応急復旧 …大都市水道局災害相互応援に関する覚書(追加)…	語句整理
283	応急 2-104	8 広報体制 (広報フロー図 表中) <u>経理班</u>	8 広報体制 (広報フロー図 表中) <u>財務班</u>	組織改正による修正
284	応急 2-109	3 排水機場施設応急対策 (省略) 両村田、両村田、須戸、飯山、鮭川、水田)	3 排水機場施設応急対策 (省略) 両村田、 <u>掠新田</u> ・須戸)	市管理排水機場の箇所の修正
285	応急 2-112	3 高圧ガス製造施設等の応急対策 高圧ガスを取り扱う事業所は、地震発生後直ちに事業所内を巡回し、ガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏洩への対応を図る。	3 高圧ガス製造施設等の応急対策 高圧ガス取扱事業所は、地震発生後直ちに高圧ガス施設、設備、容器置場を巡回し、ガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏洩への対応を図る。	法令移譲に伴う語句の見直し、訂正
286	応急 2-127	(削除)	(4) <u>農業集落排水施設</u> 災害等により下水の排水に支障をきたす被害については、早急に機能を回復するための応急措置を実施する。	下水道部へ施設移管したことに伴う修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
287	応急 3-2	イ 気象情報 (省略) 新潟地方気象台はこれらの情報を (削除) 発表する。	イ 気象情報 (省略) 新潟地方気象台はこれらの情報を一般及び関係機関に対して発表する。	語句整理
288	応急 3-2	(2) 注意報・警報等の伝達 ア 一般の利用に適合する注意報・警報等の伝達 (ア) 新潟地方気象台 新潟地方気象台は、気象警報等（航空機及び船舶の利用に適合するための警報を除く）を発表、…	(2) 注意報・警報等の伝達 ア 一般の利用に適合する注意報・警報等の伝達 (ア) 新潟地方気象台 新潟地方気象台は、気象警報等（航空機、鉄道、電気事業等に適合するための警報を除く）を発表、…	現状にあわせて修正
289	応急 3-3	2 火災警報 (2) 火災警報発令の基準 ア 新潟県から新潟地方気象台の火災気象通報を受けた場合で、火災の予防上危険であると認めるとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときに発令する。	2 火災警報 (2) 火災警報発令の基準 ア <u>(追加)</u> 新潟地方気象台から火災気象通報を受けた場合で、火災の予防上危険であると認めるとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときに発令する。	語句整理
290	応急 3-6	(2) 被害情報等の収集 ア 災害対策本部が行う情報収集 (ア) 災害対策本部が独自に行う情報収集 (表中の医療救護情報) ・医療機関の被害状況 ・ <u>医薬品及び医療資器材の需給状況</u> ・救護所 (削除) の設置状況	(2) 被害情報等の収集 ア 災害対策本部が行う情報収集 (ア) 災害対策本部が独自に行う情報収集 (表中の収集する情報内容・医療救護情報) ・医療機関の被害状況 ・ <u>(追加)</u> 医療資器材の需給状況 ・救護所・救護センターの設置状況	災害時保健医療活動計画（平成25年10月改定予定）に基づく語句修正
291	応急 3-6	(イ) 防災関係機関からの情報収集 (表中の災害対策本部事務局・収集先) <u>県警察本部</u> (表中の保健衛生対策部・収集する情報) 医療施設の被害と診療状況等 医療従事者の確保状況 <u>DMA T等医療チームの活動状況</u> 収集担当：農林水産対策部 収集する情報： <u>農作物及び農業用施設の被害と復旧状況</u> 収集先： <u>土地改良区 農業協同組合 農業共済組合</u> 収集する情報： <u>家畜及び家畜飼養施設の被害と復旧状況</u> 収集先： <u>農業協同組合 農業共済組合</u> 収集する情報： <u>水産物及び水産関係施設の被害と復旧状況</u> 収集先： <u>漁業協同組合</u> 収集する情報： <u>林産物及び林業関係施設の被害と復旧状況</u> 収集先： <u>森林組合</u> (表中の都市整備対策部・収集する情報等) (省略) 県管理河川及び海岸の被害と復旧状況 <u>土砂災害の被害と復旧状況</u> 収集先： <u>新潟地域振興局 新発田地域振興局</u> 鉄道施設の被害と復旧状況 (省略) (表中の区本部事務局の収集先) <u>県警察本部</u> <u>各警察署</u>	(イ) 防災関係機関からの情報収集 (表中の災害対策本部事務局・収集先) <u>県警察新潟市警察部</u> (表中の保健衛生対策部・収集する情報) 医療施設の被害と診療状況等 医療従事者の確保状況 <u>(追加)</u> (表中の経済・国際対策部の下に「農林水産対策部」を追加) (表中の都市整備対策部・収集する情報) (省略) 県管理河川及び海岸の被害と復旧状況 <u>(追加)</u> 鉄道施設の被害と復旧状況 (省略) (表中の区本部事務局の収集先) <u>県警察新潟市警察部</u> <u>市内各警察署</u>	語句整理及び災害対応の実情を踏まえた修正等

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
292	応急 3-8	(4) 防災関係機関との情報連絡体制 イ 防災関係機関に対する情報連絡要員の派遣要請 (省略) 必要に応じ、県、県警察本部及び市域を管轄する各警察署、その他の防災関係機関等に対し、災害対策本部事務局に情報連絡要員を派遣するよう要請する。	(4) 防災関係機関との情報連絡体制 イ 防災関係機関に対する情報連絡要員の派遣要請 (省略) 必要に応じ、県、新潟市警察部及び市域を管轄する各警察署、その他の防災関係機関等に対し、災害対策本部事務局に情報連絡要員を派遣するよう要請する。	語句整理
293	応急 3-11	1 消防体制 風水害等の災害に伴う被害を軽減するため、次のとおり消防体制の早期確立を図る。 (1) 消防対策本部の設置 災害対策本部の設置と同時に、消防活動体制の確立と指揮命令の徹底を期すため、消防対策本部を設置する。 (消防対策本部の組織及び分掌事務を資料編 表3-2-3-1 に示す。(削除)) (2) 消防職員の招集及び参集 職員の招集は、消防対策本部長(以下「本部長」という。)の事前命令(消防局増強警備に関する要綱による。)とし、参集場所は、原則として勤務場所とする。ただし、災害の状況により勤務場所に参集できない場合は、最寄りの消防局、消防署又は出張所に参集する。 その他細部については、「消防局増強警備に関する要綱」に定める増強警備計画の基準による。 (3) 消防活動部隊の編成 同時多発火災や多数の救急救助事象等の災害に対応するため必要があるときは、参集職員で非常用車両等により部隊編成を行う。	1 消防体制 風水害等の災害に伴う被害を軽減するため、次のとおり消防体制の早期確立を図る。 (1) 消防対策本部の設置 災害対策本部の設置と同時に、消防活動体制の確立と指揮命令の徹底を期すため、消防対策本部を設置する。 (消防対策本部の組織及び分掌事務を資料編 表3-2-3-1 に示す。また、新潟市消防現勢分布を資料編 図3-2-3-1 に示す。) (2) 消防職員の招集及び参集 職員の招集は、非常配備体制に関する要綱によるものとし、参集場所は原則として勤務場所とする。ただし、災害の状況により勤務場所に参集できない場合は、最寄りの署所に参集する。 その他細部については、「消防局増強警備基準」による。 (3) 消防活動部隊の編成 災害の状況により、それぞれに対応するため必要があるときは、参集職員で予備車等により部隊編成を行う。	「第3節 消防活動計画」の全面的な整理(語句整理等)
294	応急 3-11	2 初動時の措置 (1) 庁舎及び施設の被害状況を確認する。 (2) 有線(指令)電話の試験及び通信可否を確認する。 (3) 無線局の開局、試験及び機器異常の有無を確認する。 (4) 非常電源を確保し、庁舎照明、各種通信機器等を維持する。 (5) 市災害対策本部に職員を派遣し、情報連絡に当たる。 (6) 災害状況の把握及び情報の収集を行う。 (7) 大隊本部との連絡調整を行い、消防部隊の活動状況を把握する。 (8) 地震発生直後から高所監視カメラによる遠方監視を行う。 (9) その他必要な事項	2 消防活動計画 風水害等の災害時の消防活動については、次の事項を考慮し、有効かつ効率的に行う。 (1) 初動時の措置 ア 職員、車両及び機械等の安全確保 災害発生時には、職員、車両及び機械等の安全を確保し、災害に迅速に対処できる初動体制を確立する。 イ 無線等の緊急一斉点検の実施 無線局の開局、有線及び無線の試験、通信可否の確認を実施するとともに、電気系の緊急一斉点検を実施する。 ウ 消防無線(通信)統制 災害の多発による無線の混信等を防止し、的確な消防活動を実施するため、必要に応じ、基地局統制方式の無線統制を行う。 エ 被害の早期発見及び災害情報の収集 高所監視カメラによる被害の早期発見を行うとともに、有線・無線の通信施設、参集職員、消防団員及び市民等あらゆる手段を利用し迅速、的確に災害情報の収集に努める。 オ 資機材等の増強 転載活動に対処するため積載ホースの増強、倒壊家屋からの人命救助のための簡易救助用資機材等の積載を行う。	「第3節 消防活動計画」の全面的な整理(語句整理等)
295	応急 3-12	4 消防活動 風水害等の災害時における消防活動については、別に定める「強風時の消防対策要綱」及び「都市たん水活動マニュアル」によるほか、避難のための情報伝達、広報及び避難誘導等の活動(以下「避難活動」という。)は原則として、次に掲げるところにより行うものとする。 (1) 避難活動は、市災害対策本部の指示により実施する。 (2) 消防隊の出動は、本部長の特命出動とする。 (3) 避難勧告や避難指示等の発令があった場合は、速やかに避難方向、避難場所等を付近住民に周知徹底するとともに、安全な避難活動を実施する。	(2) 活動の基本方針 消防活動は、市民の生命、身体及び財産の安全確保を基本とし、次の方針により行う。 ア 人命の安全確保 火災と人身災害が同時に発生した場合は、消火活動と救助活動の緩急を十分考慮し、人命の安全確保を図る。 イ 消火活動の優先 火災と水災が同時に発生した場合は、原則として火災防ぎょ活動を優先する。	「第3節 消防活動計画」の全面的な整理(語句整理等)

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
296	応急 3-12	(削除)	<p>(3) 火災防ぎよの原則 火災防ぎよは、次に掲げる原則により行う。</p> <p>ア 避難場所、避難路確保の優先 延焼火災が多発した場合は、市民の安全を優先とした避難場所、避難路確保の防ぎよを行う。</p> <p>イ 重点地域防ぎよの優先 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重点かつ危険度の高い地域を優先に防ぎよを行う。</p> <p>ウ 消火可能地域防ぎよの優先 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先に防ぎよを行う。</p> <p>エ 市街地火災防ぎよの優先 大規模工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災を優先に防ぎよし、それらを鎮圧した後には部隊を集結し、集中防ぎよを行う。</p> <p>ただし、高層建築物、地下街等の不特定多数を収容する対象物から出火した場合は、特殊車を活用し、人命救助を目的として消防活動を行う。</p> <p>オ 重要施設防ぎよの優先 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、医療救護施設等の重要施設を優先に防ぎよを行う。</p>	「第3節 消防活動計画」の全面的な整理（語句整理等）
297	応急 3-12	3 部隊運用 非常配備体制時の部隊運用は、消防対策本部運用とする。ただし、指令施設の損壊や災害の多発等で指令課の統制が不能な場合の災害対応は、 <u>本部長の命を受け、指令課の宣言に基づき</u> 、消防署単位で活動する大隊本部運用とする。	(4) 部隊運用 地震発生時の部隊運用は、消防対策本部運用とする。ただし、指令施設の損壊、災害の多発等で(追加)統制が不能な場合の災害対応は、(追加)消防署単位で活動する大隊本部運用とする。	「第3節 消防活動計画」の全面的な整理（語句整理等）
298	応急 3-13	7 消防隊等の応援要請 本部長は、災害の状況を判断して必要と認めるときは、消防組織法に基づく新潟県広域等消防相互応援、緊急消防援助隊及び新潟県消防防災ヘリコプター等の消防応援を要請する。	4 消防隊等の応援要請 本部長は、災害の状況を判断して必要と認めるときは、消防組織法に基づく新潟県広域等消防相互応援、緊急消防援助隊及び新潟県消防防災ヘリコプター等の消防応援を要請する。	「第3節 消防活動計画」の全面的な整理（語句整理等）
299	応急 3-13	5 消防団活動計画 消防団は、早期に活動体制を確立し、消防署部隊等と連携し、有効な火災防ぎよ、救急救助活動及び避難誘導を実施する。 (1) 消防団員の招集及び参集 消防団員の招集は、消防団長の事前命令（消防局増強警備に関する要綱による。）とし、 <u>参集場所は原則として所屬分団器具置場とする。ただし、災害の状況により最寄りの分団器具置場又は各消防署所に参集する。</u> その他細部については、「消防局増強警備に関する要綱」に定める増強警備計画の基準による。 (2) 消防団の活動 風水害等の災害における消防団の活動については、別に定める「 <u>強風時の消防対策要領</u> 」及び「 <u>都市たん水活動マニュアル</u> 」によるほか、 <u>避難勧告や避難指示等の発令があった場合は、速やかに避難方向及び避難場所等を付近住民に周知徹底するとともに安全な避難誘導に当たる。</u>	5 消防団活動計画 消防団は、早期に活動体制を確立し、消防署部隊等と連携し、有効な火災防ぎよ、救急救助活動及び避難誘導を実施する。 (1) 消防団員の招集及び参集 消防団員の招集は、 <u>非常配備体制に関する要綱によるものとし参集場所は原則として所屬の分団器具置場とする。ただし、災害の状況により最寄りの分団器具置場又は消防署所に参集する。</u> その他細部については、「 <u>消防局増強警備基準</u> 」による。 (2) 消防団の活動 ア 出火防止の広報と消火活動 火の始末、火気使用制限等出火防止の広報を行い、火災を発見したときは、付近住民の協力を求め、消火活動を実施する。 イ 人命救助 要救助者を発見したときは、付近住民の協力を求めて救出活動を行う。 ウ 消防署部隊との連携 災害現場活動は、消防署部隊と相互に協力して防ぎよ活動を行い、消防署部隊が転戦する場合は、その活動を引き継ぐものとする。 エ 避難誘導 避難勧告や避難指示等の発令があった場合は、速やかに避難方向、避難場所等を付近住民に周知徹底するとともに、安全な避難誘導を実施する。	「第3節 消防活動計画」の全面的な整理（語句整理等）
300	応急 3-16	1 広報活動 (3) 広報の方法 (省略) ケ 緊急告知FMラジオ FM放送局の防災発信機能を利用した広報を実施する。	1 広報活動 (3) 広報の方法 (省略) (追加)	現行の広報手段に合わせた修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
301	応急 3-23	3 住民等の避難行動 (1) 避難行動の原則 イ 避難にあたっては、自主防災組織及び隣近所で互いに助け合い、声を掛け合い、…	3 住民等の避難行動 (1) 避難行動の原則 イ 避難にあたっては、自主防災組織及び隣近所で互いに助け合い、 <u>(追加)</u> …	市民啓発内容を踏まえた文言の整理
302	応急 3-27	6 福祉避難所の開設及び運営 (5) 避難状況等の報告 福祉避難所の管理責任者は、下記の事項を区本部に報告する。区本部は、報告された事項について、 <u>(削除)</u> 福祉対策部福祉総務班へ速やかに報告する。	6 福祉避難所の開設及び運営 (5) 避難状況等の報告 福祉避難所の管理責任者は、下記の事項を区本部に報告する。区本部は、報告された事項について、 <u>初動対応期については、災害対策本部事務局へ、応急復旧期については、福祉対策部福祉総務班へ速やかに報告する。</u>	災害対策本部規程に基づく役割の明確化
303	応急 3-29	第5節 交通規制計画 (表中の防災関係機関) … <u>県 県警察</u>	第5節 交通規制計画 (表中の防災関係機関) … <u>県 県警察本部 各警察署</u>	語句の整理
304	応急 3-29	1 計画の基本方針 (5) 走行中の全車両を道路の左端に寄せて <u>停止</u> させ、	1 計画の基本方針 (5) 走行中の全車両を道路の左端に寄せて <u>停車</u> させ、	語句整理
305	応急 3-29	2 交通規制の実施 (3) 緊急交通路(<u>削除</u>)の指定 <u>公安委員会(県警察本部交通規制課)</u> は主要道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。	2 交通規制の実施 (3) 緊急交通路等の指定 <u>各警察署</u> は主要道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。	・ 語句の整理 ・ 現状に合わせた所管部局の整理
306	応急 3-30	3 緊急通行車両・規制除外車両(以下「緊急通行車両等」という)の確認等 (1) <u>緊急通行車両等の確認者</u> 緊急通行車両等の確認は、車両の使用者の申出により知事(危機対策課)又は公安委員会(<u>県警察本部交通規制課・各警察署</u>)が行う。(2)に掲げる緊急通行車両のうち、市やその他の者が所有するものについては公安委員会が確認する。	3 緊急通行車両(<u>追加</u>)の確認等 (1) <u>確認の実施責任者</u> 緊急通行車両(<u>緊急自動車以外</u>)の確認は、車両の使用者の申出により知事(危機対策課)又は公安委員会(<u>県警察本部交通規制課</u>)が行う。(2)に掲げる緊急通行車両のうち、市やその他の者が所有するものについては公安委員会が確認する。	現状の緊急通行車両等の事前届出制度に基づく修正
307	応急 3-30	(3) <u>規制除外車両の範囲</u> 規制除外車両の範囲は、緊急通行車両に該当せず、次のいずれかに該当する車両とする。 ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両 イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両 ウ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。) エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両 オ 燃料を輸送する車両(タンクローリー) カ 路線バス・高速バス キ 電板車 ク 一定の物資(被災地への必要物資等)を輸送する大型貨物自動車 ※オ～クの事前届出はない。	(<u>追加</u>)	現状の緊急通行車両等の事前届出制度に基づく修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
308	応急 3-31	<p>(4) 緊急通行車両等の確認申出 緊急通行車両等の確認申出は、確認申出書により確認を受けるものとする。 受け付けは、知事が確認する車両にあっては危機対策課、公安委員会が確認する車両にあっては県警察本部交通規制課、各警察署及び交通検問所（<u>削除</u>）において行う。</p> <p>(5) 緊急通行車両等の事前届出 公安委員会（署経由）は、(2)(3)で掲げる緊急通行車両等のうち、市が保有し、もしくは他の関係機関・団体等から調達する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、審査の結果、届出済証を交付するものとする。</p> <p>(6) 標章及び確認証明書の交付 ア 公安委員会は、緊急通行車両等の確認後（<u>削除</u>）、速やかに所定の標章及び証明書（資料編図3-3-6-1）を交付する。 イ 標章及び証明書は、車両1台についてそれぞれ1通とし、通行日時はその車両が緊急通行車両として使用される期間（発行日の翌日から1ヶ月以内）とする。 ウ 標章等の交付を受けた緊急通行車両等の使用者は、当該車両の前面に見やすい箇所に標章を掲示するとともに、証明書を携帯しなければならない。</p>	<p>(3) 緊急通行車両の確認申請受け付け 緊急通行車両の確認申請は、所定の様式により行い、その都度車両の確認を行うものとする。 受け付けは、知事が確認する車両にあっては危機対策課、公安委員会が確認する車両にあっては県警察本部交通規制課、各警察署及び交通検問所及び緊急交通路の始終点において行う。</p> <p>(4) 緊急通行車両の事前確認届出 公安委員会は、(2)で掲げる緊急通行車両のうち、市が保有し、もしくは他の関係機関・団体等から調達する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に確認できるものとする。</p> <p>(5) 緊急通行車両の標章等の交付 ア 公安委員会は、緊急通行車両（<u>追加</u>）の確認後は、速やかに所定の標章及び証明書（資料編 図3-2-6-1）を交付する。 イ 標章及び証明書は、車両1台についてそれぞれ1通とし、通行日時はその車両が緊急通行車両として使用される期間（<u>追加</u>）とする。 ウ 標章等の交付を受けた緊急通行車両（<u>追加</u>）の使用者は、当該車両の前面に見やすい箇所に標章を掲示するとともに、証明書を携帯しなければならない。</p>	現状の緊急通行車両等の事前届出制度に基づく修正
309	応急 3-32	第7節 警備・保安計画 （表中の防災関係機関） 県警察 新潟海上保安部	第7節 警備・保安計画 （表中の防災関係機関） 各警察署 新潟海上保安部	語句の整理
310	応急 3-32	<p>1 県警察本部、各警察署 風水害発生時には、災害時の非常事態に対処するため、警察本部、市域を管轄する各警察署（以下「各警察署」という。）は、関係機関と緊密な連絡の下に、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等に努め、住民の生命及び身体の保護に努めるため、「新潟県警察大規模災害警備基本計画」に基づき的確な災害警備活動を行うものとする。</p> <p>(1) 県警察における警備活動 大規模な災害が発生した場合に次の警備活動を行う。</p> <p>ア 災害発生予測時の対策 （省略）</p> <p>イ 警備体制の確立 大規模災害が発生した場合には、警察本部に警備本部、各警察署に署警備本部を設置して警備体制を確立する。</p> <p>ウ 警備要員の確保 大規模災害が発生し、必要があると認められた場合は、警備要員の非常招集を行う。</p> <p>エ 市災害対策本部等への職員の派遣 警備本部長又は署警備本部長は、県、市町村、消防、その他関係機関の協力を得て、それぞれの活動状況を把握するとともに、救助活動等を効果的に行うため、市町村災害対策本部へ連絡員を派遣し、情報の収集と交換に当たる。</p>	<p>1 新潟県警察（各警察署） 風水害発生時には、多数の死傷者や、火災、浸水、電話の不通、停電など一時的に社会生活がマヒ状態となり、またこれに伴う被災者の不安、動揺の高まり、生活必需品の欠乏、買い占め、売り惜しみなどの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。これらの災害発生に伴う非常事態に対処するため、市域を管轄する各警察署（以下「各警察署」という。）は、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため関係機関と連携して的確な災害警備活動を行う。</p> <p>(1) 警察における警備活動 各警察署は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の警備活動を行うものとする。</p> <p>ア 災害発生直前の対策 （省略）</p> <p>イ 災害発生直後の対策 (7) 指揮体制の確立 災害が発生した場合は、各警察署に署長を本部長とする署警備本部を設置して警備体制を確立する。この場合において、署警備本部長は、災害の規模等により必要があると認められたときは、県警察本部に要員の派遣を要請して指揮体制の強化を図るものとする。</p> <p>(4) 警備要員の確保 a 各警察署は、災害が発生し、必要があると認められた場合は、警備要員の非常招集を行う。 b 署警備本部長は、災害の規模等により必要があると認められたときは、県警察本部長に対して警備部隊の応援要請を行う。 (追加)</p>	「新潟県警察大規模災害警備基本計画（制定平成24年3月1日）」に基づく修正

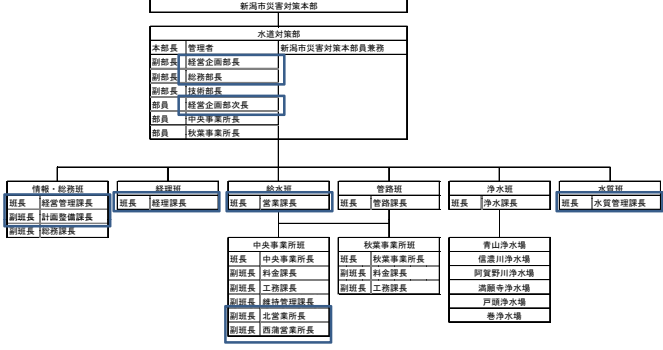
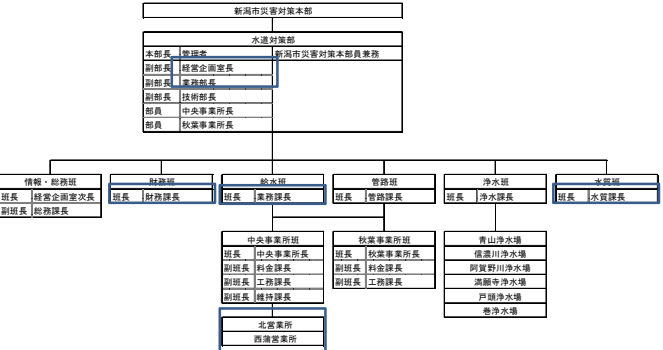
新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
311	応急 3-33	<p>(2) 警備活動の重点</p> <ul style="list-style-type: none"> ア (削除) 情報の収集及び伝達 イ 被害実態の把握 ウ 被災者の捜索及び救助 エ 行方不明者等の捜索 オ 警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導 カ 通信の確保 キ 犯罪の予防検査 ク 地域安全活動の推進 ケ 住民に対する広報活動 コ 相談活動 サ 遺体の検視 	<p>ウ 警備活動の重点</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 災害情報の収集・伝達 (イ) 被害実態の把握 (ウ) 被災地域住民の避難誘導 (エ) 負傷者等の救出・救護及び行方不明者の捜索 (オ) 交通混乱の防止、避難路・緊急交通路確保等の交通規制措置 (カ) 死体の検視・見分 (キ) 被災者等の安心感を醸成するための広報、相談受理等の諸対策 (ク) 被災地域、避難地域及び避難場所並びに重要施設の警戒警備 (ケ) 各種犯罪の予防・検査 (コ) 県・市町村、関係機関等による応急対策等に対する支援及び協力 (サ) 警察施設、設備等の防護及び点検整備 (シ) 警察通信の確保と応急対策 (ス) その他必要な警察活動 	「新潟県警察大規模災害警備基本計画(制定平成24年3月1日)」に基づく修正
312	応急 3-33	(3) 道路交通対策	(2) 道路交通対策	番号の繰り下げ
313	応急 3-37	<p>2 新潟海上保安部</p> <p>(9) 関係機関との協力、連絡体制</p> <p>風水害等による海上災害に対処するため、新潟海上保安部、市災害対策本部、<u>県警察本部、各警察署</u>、消防機関、自衛隊等は連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動等を効果的に行う。</p> <p>イ <u>県警察</u></p>	<p>2 新潟海上保安部</p> <p>(9) 関係機関との協力、連絡体制</p> <p>風水害等による海上災害に対処するため、新潟海上保安部、市災害対策本部、<u>警察</u>、消防機関、自衛隊等は連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動等を効果的に行う。</p> <p>イ <u>警察</u></p>	語句の整理
314	応急 3-39	<p>第8節 輸送計画</p> <p>(表中の防災関係機関)</p> <p>北陸地方整備局新潟国道事務所 県 <u>県警察</u> …</p>	<p>第8節 輸送計画</p> <p>(表中の防災関係機関)</p> <p>北陸地方整備局新潟国道事務所 県 <u>各警察署</u> …</p>	語句の整理
315	応急 3-40	<p>1 輸送対象及び輸送手段</p> <p>(2) 輸送手段</p> <p>ア 自動車による陸上輸送</p> <p>(ア) 緊急輸送道路の指定</p> <p>【<u>第1次緊急輸送道路</u>】(資料編 図3-3-8-1)</p> <p>(省略)</p> <p>g 新潟亀田内野線…江南区太右衛門新田〔新潟中央I.C.〕から中央区出来島1丁目(国道116号)までの間、東区江口(新潟空港I.C.)から東区中郷屋までの間</p> <p>(省略)</p> <p>j <u>東3-467号線…東区柳ヶ丘から東区下山2丁目(国道113号)までの間</u></p> <p>k <u>国道113号(旧新潟村松三川線)…東区下山2丁目(国道113号)から東区津島屋8丁目までの間</u></p> <p>l <u>新潟停車場線…中央区花園1丁目から中央区東大通1丁目まで</u></p> <p>※緊急輸送道路については、新潟県緊急輸送道路ネットワーク計画による。</p>	<p>1 輸送対象及び輸送手段</p> <p>(2) 輸送手段</p> <p>ア 自動車による陸上輸送</p> <p>(ア) 緊急輸送道路の指定</p> <p>【<u>(追加)緊急輸送道路</u>】(資料編 図3-3-8-1)</p> <p>(省略)</p> <p>g 新潟亀田内野線…江南区太右衛門新田〔新潟中央I.C.〕から中央区出来島1丁目(国道116号)までの間、東区江口(新潟空港I.C.)から東区<u>一旦市</u>までの間</p> <p>(省略)</p> <p>j <u>新潟村松三川線…東区一旦市から東区下山2丁目(国道113号)までの間</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	現状の緊急輸送路の指定状況に合わせた修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
316	応急 3-40	<p>(イ) <u>(削除)</u> 緊急輸送道路の確保</p> <p>c 県警察の行う交通規制</p> <p>(ウ) <u>(削除)</u> 緊急輸送道路の啓開</p> <p>a <u>(削除)</u> 緊急輸送道路啓開の実施体制</p> <p>災害発生後、速やかに <u>(削除)</u> 緊急輸送道路の調査を行い、通行可能な路線から啓開を実施する。</p> <p>b 情報収集</p> <p>都市整備対策部、各区本部及び国、県等の関係機関は、<u>(削除)</u> 緊急輸送道路を最優先としながら、市内全域で調査、点検を行う。</p>	<p>(イ) 指定緊急輸送道路の確保</p> <p>c <u>(追加)</u> 警察の行う交通規制</p> <p>(ウ) 指定緊急輸送道路の啓開</p> <p>a 指定緊急輸送道路啓開の実施体制</p> <p>災害発生後、速やかに <u>指定</u> 緊急輸送道路の調査を行い、通行可能な路線から啓開を実施する。</p> <p>b 情報収集</p> <p>都市整備対策部、各区本部及び国、県等の関係機関は、<u>指定</u> 緊急輸送道路を最優先としながら、市内全域で調査、点検を行う。</p>	語句整理
317	応急 3-42	<p>c 緊急通行車両等の確認手続き</p> <p>(a) 緊急通行車両・規制除外車両の確認 <u>(削除)</u></p> <p>災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が行われた場合は、緊急通行車両又は規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）であることの確認を県警察本部交通規制課、各警察署及び交通検問所において受ける。</p> <p>(b) 事前届出車両の確認</p> <p>事前届出を行っている車両は、車両を所管する各対策部及び各区本部が県警察本部交通規制課、各警察署及び交通検問所のいずれかにおいて届出済証を提示し、証明書及び標章の交付を受ける。なお、交付された標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。</p> <p>(c) 事前届出車両以外の車両に係る確認</p> <p>届出済証の交付を受けていない車両については、車両を所管する各対策部及び各区本部並びに総務対策部総務班で借り上げ等で調達した車両については総務対策部総務班が確認申出書により、各警察署に申出手続を行い、証明書及び標章の交付を受ける。なお、交付された標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。</p> <p>(d) <u>(削除)</u></p>	<p>c 緊急通行車両等の確認手続き</p> <p>(a) 緊急通行車両等の確認・標示</p> <p>災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が行われた場合は、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）は次により緊急通行車両確認証明書及び標章を受ける。</p> <p>(b) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、車両を所管する各対策部及び各区本部が県警察本部交通規制課、各警察署等で証明書等の交付を受ける。なお、交付後は所定の標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。</p> <p>(c) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けていない車両については、車両を所管する各対策部及び各区本部が緊急通行車両等確認申請書により県警察本部交通規制課、各警察署等に申請し、証明書等の交付を受ける。なお、交付後は所定の標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。</p> <p>(d) 総務対策部総務班で借り上げ等で調達した車両については、総務対策部総務班が緊急通行車両等確認申請書により県警察本部交通規制課、各警察署等に申請し、証明書等の交付を受ける。なお、交付後は所定の標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。</p>	現状の緊急通行車両等の事前届出制度に基づく修正
318	応急 3-55	<p>3 給水方法</p> <p>(1) 拠点給水</p> <p>浄水場施設8か所、配水場施設10か所及び…、合計32か所</p>	<p>3 給水方法</p> <p>(1) 拠点給水</p> <p>浄水場施設9か所、配水場施設11か所及び…、合計34か所</p>	月潟浄水場・月潟配水場廃止による数値修正
319	応急 3-57	<p>第12節 災害時要援護者応急対策計画</p> <p>(表中の防災関係機関)</p> <p>県警察</p>	<p>第12節 災害時要援護者応急対策計画</p> <p>(表中の防災関係機関)</p> <p>各警察署</p>	語句の整理
320	応急 3-59	<p>3 外国人等に対する対策</p> <p>経済・国際対策部国際は、災害時に新潟国際友好会館に新潟市国際交流協会とともに新潟市災害時多言語支援センターを設置し、外国人の被災情報を収集するほか、外国語による情報提供や相談活動を実施する。</p> <p>(1) 外国人の被災情報の収集</p> <p>(2) 外国語による災害情報の提供</p> <p>(3) 相談窓口の開設</p> <p>経済・国際対策部国際班は、…</p> <p>(4) 通訳ボランティアの配置</p> <p>経済・国際対策部国際班は、市内外…外国人からの問い合わせや各種相談、救援情報の提供に当たる通訳ボランティアを配置する。</p>	<p>3 外国人等に対する対策</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(1) 外国語による災害情報の提供</p> <p>(2) 相談窓口の開設</p> <p>経済・国際対策部観光・国際班は、…</p> <p>(3) 通訳ボランティアの確保</p> <p>経済・国際対策部観光・国際班は、市内 <u>(追加)</u> …外国人からの問い合わせや各種相談、救援情報の提供に当たる通訳ボランティアの確保に努める。</p>	現状の外国人支援体制に合わせた修正（新潟市災害時多言語支援センターの設置等）
321	応急 3-68	<p>5 飲料水及び食品衛生確保計画</p> <p>(4) 関係団体との連携</p> <p>イ <u>一般社団法人新潟県貯水槽管理協会新潟支部</u></p>	<p>5 飲料水及び食品衛生確保計画</p> <p>(4) 関係団体との連携</p> <p>イ <u>(財)新潟県貯水槽管理協会新潟支部</u></p>	名称変更による修正

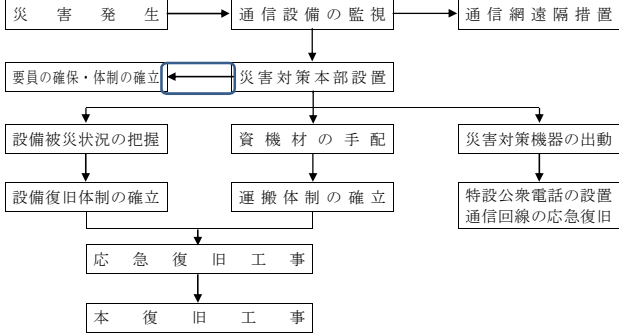
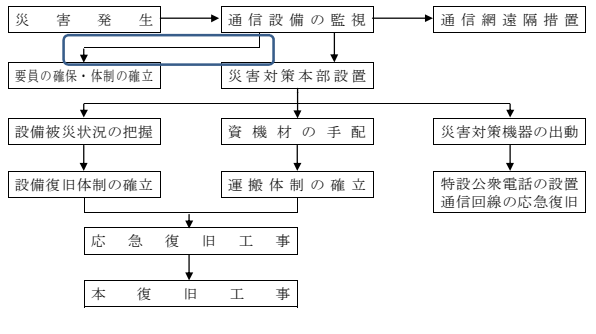
新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
322	応急 3-70	第15節 ころのケア対策計画 (表中の実施担当) 保健衛生対策部 総務対策部 教育対策部 各区本部	第15節 ころのケア対策計画 (表中の実施担当) 保健衛生対策部 (追加) 教育対策部 各区本部	事務分掌を踏まえた実施担当の追加
323	応急 3-74	第17節 障害物除去計画 (表中の実施担当) 都市整備対策部 農林水産対策部 消防対策部 各区本部	第17節 障害物除去計画 (表中の実施担当) 都市整備対策部 経済・国際対策部 消防対策部 各区本部	災害対策本部規定改定に伴う修正
324	応急 3-75	2 障害物処理の実施 (1) 障害物処理の実施主体 エ 漁港管理者(漁港施設及びその区域内の障害物除去) (イ) 市: 農林水産対策部、関係区本部	2 障害物処理の実施 (1) 障害物処理の実施主体 エ 漁港管理者(漁港施設及びその区域内の障害物除去) (イ) 市: 経済・国際対策部、関係区本部	災害対策本部規定改定に伴う修正
325	応急 3-87	第23節 道路・空港・港湾・漁港施設等災害応急対策計画 (表中の実施担当) 都市整備対策部 農林水産対策部 消防対策部 各区本部	第23節 道路・空港・港湾・漁港施設等災害応急対策計画 (表中の実施担当) 都市整備対策部 経済・国際対策部 消防対策部 各区本部	災害対策本部規定改定に伴う修正
326	応急 3-94	3 実施体制 【災害対策本部及び水道対策部(水道対策業務)組織表】 	3 実施体制 【災害対策本部及び水道対策部(水道対策業務)組織表】 	組織改正による修正
327	応急 3-94	(【水道対策部(水道対策業務)の班編成と主な分掌事務】表中) 経理班	(【水道対策部(水道対策業務)の班編成と主な分掌事務】表中) 財務班	組織改正による修正
328	応急 3-95	4 初動体制 (2) 初動業務 イ 経理班	4 初動体制 (2) 初動業務 イ 財務班	組織改正による修正
329	応急 3-101	7 応援要請 (1) 応急給水 …大都市水道局災害相互応援に関する覚書等… (2) 応急復旧 …大都市水道局災害相互応援に関する覚書等…	7 応援要請 (1) 応急給水 …大都市水道局災害相互応援に関する覚書(追加)… (2) 応急復旧 …大都市水道局災害相互応援に関する覚書(追加)…	語句整理

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
330	応急 3- 102- 1	8 広報体制 (広報フロー図 表中) 経理班	8 広報体制 (広報フロー図 表中) 財務班	組織改正による修正
331	応急 3- 106	3 排水機場施設応急対策 ((省略) 両村囲、両村囲、須戸、飯山、鮭川、水田)	3 排水機場施設応急対策 ((省略) 両村囲、 <u>椋新田</u> ・須戸)	市管理排水機場の箇所 の 修正
332	応急 3- 109	3 高圧ガス製造施設等の応急対策 高圧ガスを取り扱う事業所は、地震発生後直ちに事業所内を巡回し、ガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏洩への対応を図る。	3 高圧ガス製造施設等の応急対策 高圧ガス取扱事業所は、地震発生後直ちに高圧ガス施設、設備、容器置場を巡回し、ガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏洩への対応を図る。	法令移譲に伴う語句の見直し、訂正
333	応急 3- 124	7 農地農業用施設等の緊急対策及び応急対策 (削除)	7 農地農業用施設等の緊急対策及び応急対策 (4) <u>農業集落排水施設</u> 災害等により下水の排水に支障をきたす被害については、早急に機能を回復するための応急措置を実施する。	下水道部へ施設移管したことに伴う修正
334	応急 3- 127	1 交通確保計画 (2) <u>市民との協働</u> 市は、市民及び市民団体と協働した歩道除雪を実施し、冬期道路の歩行空間の確保を図る。 (3) 市民の協力 イ 除雪等に対する市民への呼びかけ (省略) (削除)	1 交通確保計画 (追加) (2) 市民の協力 イ 除雪等に対する市民への呼びかけ (省略) (キ) <u>消火栓付近の除雪</u>	現状にあわせて修正
335	復旧 1-1	第1節 被災者援護計画 (表中の実施担当) 福祉対策部 都市整備対策部 経済・国際対策部 <u>農林水産対策部</u> …	第1節 被災者援護計画 (表中の実施担当) 福祉対策部 都市整備対策部 経済・国際対策部 <u>(追加)</u> …	組織改正に伴う修正
336	復旧 1-2	1 融資・貸付・資金等による援護計画 (3) 被災者生活再建支援金 福祉対策部福祉総務班及び…	1 融資・貸付・資金等による援護計画 (3) 被災者生活再建支援金 <u>健康福祉対策部健康福祉総務班</u> 及び…	組織改正に伴う修正
337	復旧 1-1	第2節 公共施設復旧計画 (表中の実施担当) 都市整備対策部 <u>農林水産対策部</u> 区本部	第2節 公共施設復旧計画 (表中の実施担当) 都市整備対策部 <u>(追加)</u> 区本部	組織改正に伴う修正
338	復旧 1-6	(8) 天災融資制度 (担当: <u>農林水産対策部農林水産班</u> 各区本部) (省略) 早期に経営の安定が図られるようにするため、 <u>農林水産対策部農林水産班</u> 及び…	(8) 天災融資制度 (担当: <u>経済・国際対策部農林水産班</u> 各区本部) (省略) 早期に経営の安定が図られるようにするため、 <u>経済・国際対策部農林水産班</u> 及び…	組織改正に伴う修正
339	復旧 1-12	3 公共土木施設災害復旧事業 (1) 復旧事業の対象 (表中(1)公共土木施設災害復旧事業) 対象施設: 道路 都市公園 国の窓口: 防災課 都市安全課	3 公共土木施設災害復旧事業 (1) 復旧事業の対象 (表中(1)公共土木施設災害復旧事業) 対象施設: 道路 <u>(追加)</u> 国の窓口: 防災課 <u>(追加)</u>	現状に合わせた施設等の追加
340	復旧 1-16	9 排水機場施設復旧 (…葛塚、両村囲、須戸、飯山、鮭川、水田)	9 排水機場施設復旧 (…葛塚、両村囲、 <u>椋新田</u> ・須戸)	市管理排水機場の箇所 の 修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
341	施設 1-6	<p>3 公衆通信施設予防計画</p> <p>(2) 設備面の災害予防</p> <p>イ バックアップ対策</p> <p>(省略)</p> <p>(ウ) 交換・伝送・無線システム等データファイルの分散化を図る</p> <p>(エ) 通信輻輳マニュアルを作成する</p> <p>ウ 災害対策用機器及び移動無線車等の配備</p> <p>(ア) 孤立防止用無線機及び災害用復旧用衛星携帯電話</p> <p>(イ) 地震災害警戒本部</p> <p>(ウ) 災害対策本部</p>	<p>3 公衆通信施設予防計画</p> <p>(2) 設備面の災害予防</p> <p>イ バックアップ対策</p> <p>(省略)</p> <p>(ウ) 交換・伝送・無線システム等データファイルの分散化を図る</p> <p>(エ) 通信輻輳マニュアルを作成する</p> <p>ウ 災害対策用機器及び移動無線車等の配備</p> <p>(ア) 孤立防止用無線機及び災害用復旧用無線電話機</p> <p>(イ) 地震災害警戒本部</p> <p>(ウ) 災害対策本部</p>	NTT新潟支店様の災害対策の実情に合わせた修正
342	施設 1-7	<p>(4) 災害対策用資材等の確保</p> <p>ア 復旧資材等の調達</p> <p>復旧に必要な資材は、新潟支店保有の…</p> <p>(5) 防災広報活動</p> <p>ア 防災広報活動</p> <p>(省略)</p> <p>(ウ) ホームページによる広報</p> <p>イ 広報項目</p> <p>(省略)</p> <p>(エ) 災害用伝言ダイヤル171及び災害用伝言板Web171の運用開始の周知</p> <p>(オ) ホームページ等による災害用伝言ダイヤル171および災害用伝言板Web171の利用方法の周知</p>	<p>(4) 災害対策用資材等の確保</p> <p>ア 復旧資材等の調達</p> <p>復旧に必要な資材は、県内各支店保有の…</p> <p>(5) 防災広報活動</p> <p>ア 防災広報活動</p> <p>(省略)</p> <p>(ウ) NTT支店前掲示による広報</p> <p>イ 広報項目</p> <p>(省略)</p> <p>(エ) 臨時お客様対応窓口の周知</p> <p>(オ) 災害用伝言ダイヤル利用方法の周知</p>	NTT新潟支店様の災害対策の実情に合わせた修正
343	施設 1-14	<p>3 公衆通信施設応急対策計画</p> <p>(1) 公衆通信施設 (NTT) 応急対策フロー図</p> 	<p>3 公衆通信施設応急対策計画</p> <p>(1) 公衆通信施設 (NTT) 応急対策フロー図</p> 	NTT新潟支店様の災害対策の実情に合わせた修正
344	施設 1-14	<p>(2) 応急対策計画</p> <p>イ 災害時の組織体制</p> <p>(ア) 情報連絡室</p> <p>(イ) 地震災害警戒本部</p> <p>(ウ) 災害対策本部</p>	<p>(2) 応急対策計画</p> <p>イ 災害時の組織体制</p> <p>(ア) 情報連絡室</p> <p>(イ) 地震災害警戒本部</p> <p>(ウ) 災害対策本部</p>	NTT新潟支店様の災害対策の実情に合わせた修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
345	施設 1-15	<p>オ 災害対策機器等の出動 (ア) 孤立防止用無線機及び災害用復旧用衛星携帯電話 (省略)</p> <p>(4) 利用者への広報 NTT東日本新潟支店は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合次における事項について、<u>ホームページ及び広報車により(削除)広報</u>するとともに、… (省略)</p> <p><u>(削除)</u> エ 災害用伝言ダイヤル171及び災害用伝言板Web171のサービス開始案内 オ その他の必要な事項</p>	<p>オ 災害対策機器等の出動 (ア) 孤立防止用無線機及び災害用復旧用無線電話機 (省略)</p> <p>(4) 利用者への広報 NTT東日本新潟支店は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合次における事項について、<u>支店前掲示及び広報車により地域の需要家に</u>広報するとともに、… (省略)</p> <p>エ <u>需要家に対して協力を要請する事項</u> オ <u>災害用伝言ダイヤルの利用案内</u> カ その他の必要な事項</p>	NTT新潟支店様の災害対策の実情に合わせた修正
346	施設 2-4	<p>3 公衆通信施設予防計画 (2) 設備面の災害予防 イ バックアップ対策 (省略)</p> <p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ウ 災害対策用機器及び移動無線車等の配備 (ア) 孤立防止用無線機及び災害復旧用衛星携帯電話</p>	<p>3 公衆通信施設予防計画 (2) 設備面の災害予防 イ バックアップ対策 (省略)</p> <p><u>(ウ) 交換・伝送・無線システム等データファイルの分散化を図る</u> <u>(エ) 通信輻輳マニュアルを作成する</u> ウ 災害対策用機器及び移動無線車等の配備 (ア) 孤立防止用無線機及び災害用復旧用無線電話機</p>	NTT新潟支店様の災害対策の実情に合わせた修正
347	施設 2-5	<p>(3) 体制面の整備 ア 災害対策本部等の設置 (省略)</p> <p><u>(削除)</u> <u>(イ) 災害対策本部</u> (省略)</p> <p>(4) 災害対策用資機材の確保及び応援協力体制 ア 復旧資機材の調達 復旧に必要な資材は、<u>新潟支店保有の資材及び…</u> (省略)</p> <p>(5) 防災広報活動 ア 防災広報活動 (ウ) <u>ホームページによる広報</u></p>	<p>(3) 体制面の整備 ア 災害対策本部等の設置 (省略)</p> <p><u>(イ) 準備警戒体制</u> <u>(ウ) 災害対策本部</u> (省略)</p> <p>(4) 災害対策用資機材の確保及び応援協力体制 ア 復旧資機材の調達 復旧に必要な資材は、<u>県内各支店保有の資材及び…</u> (省略)</p> <p>(5) 防災広報活動 ア 防災広報活動 (ウ) <u>NTT支店前掲示による広報</u></p>	NTT新潟支店様の災害対策の実情に合わせた修正
348	施設 2-6	<p>イ 広報項目 (エ) <u>災害用伝言ダイヤル171及び災害用伝言板Web171の運用開始の周知</u> (オ) <u>ホームページ等による災害用伝言ダイヤル171および災害用伝言板Web171の利用方法の周知</u></p>	<p>イ 広報項目 (エ) <u>臨時お客様対応窓口の周知</u> (オ) <u>災害用伝言ダイヤル利用方法の周知</u></p>	NTT新潟支店様の災害対策の実情に合わせた修正
349	施設 2-9	<p>2 ガス施設応急対策計画 (2) 都市ガス供給施設応急対策 (省略)</p> <p>原料ガスの受入れは、都市ガス供給の重要性を考慮して被災施設の復旧を早急に実施するよう、<u>それぞれの原料ガス受入れ会社に</u>依頼する。</p>	<p>2 ガス施設応急対策計画 (2) 都市ガス供給施設応急対策 (省略)</p> <p>原料ガスの受入れは、都市ガス供給の重要性を考慮して被災施設の復旧を早急に実施するよう<u>帝国石油株式会社又は石油資源開発株式会社へ</u>それぞれ依頼する。</p>	新潟市内の都市ガス供給会社で、原料ガス受入れ会社はそれぞれ異なるため、文言の整理

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
350	施設 2-11	<p>3 公衆通信施設応急対策計画 (1) 公衆通信施設 (NTT) 応急対策フロー図</p>	<p>3 公衆通信施設応急対策計画 (1) 公衆通信施設 (NTT) 応急対策フロー図</p>	NTT新潟支店様の災害対策の実情に合わせた修正
351	施設 2-12	<p>(2) 応急対策計画 オ 災害対策機器等の出動 (ア) 孤立防止用無線機及び災害用復旧用衛星携帯電話 (省略)</p> <p>(4) NTT東日本新潟支店は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合次にあげる事項について、ホームページ及び広報車により(削除) 広報するとともに、… (省略)</p> <p>(削除) エ 災害用伝言ダイヤル171及び災害用伝言板Web171のサービス開始案内 オ その他の必要な事項</p>	<p>(2) 応急対策計画 オ 災害対策機器等の出動 (ア) 孤立防止用無線機及び災害用復旧用衛星電話 (省略)</p> <p>(4) NTT東日本新潟支店は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合次にあげる事項について、支店前掲示及び広報車により地域の需要家に広報するとともに、… (省略)</p> <p>エ 需要家に対して協力を要請する事項 オ 災害用伝言ダイヤルの利用案内 カ その他の必要な事項</p>	NTT新潟支店様の災害対策の実情に合わせた修正
352	都市	第6部 事故災害対策計画	第6部 都市災害対策計画	防災基本計画(中央防災会議策定)の構成を踏まえた修正
353	都市 1-1	第1節 油等流出事故災害対策計画 (表中の実施担当) …自衛隊 県 県警察	第1節 油等流出事故災害対策計画 (表中の実施担当) …自衛隊 県 警察署	語句整理
354	都市 1-4	4 災害時の情報収集・伝達計画 (1) 情報の収集・伝達方法 イ 防災関係機関が収集、伝達する主な情報 (表中の機関名) 県警察本部 各警察署	4 災害時の情報収集・伝達計画 (1) 情報の収集・伝達方法 イ 防災関係機関が収集、伝達する主な情報 (表中の機関名) 警察署	語句整理
355	都市 1-5	エ 流出・漂着・防除活動状況の伝達系統図 (表中の新潟地方気象台の電話番号) Tel. 281-5871	エ 流出・漂着・防除活動状況の伝達系統図 (表中の新潟地方気象台の電話番号) Tel. 244-1701	電話番号の修正
356	都市 1-12	第2節 海上事故災害対策計画 (表中の防災関係機関) …県 県警察 新潟市医師会	第2節 海上事故災害対策計画 (表中の防災関係機関) …県 警察署 新潟市医師会	語句整理

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
357	都市 1-13	2 海上事故応急対策 (1) 被害・活動情報の伝達系統 (表中の新潟地方気象台の電話番号) Tel 281-5872 (表中の北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所の電話・無線番号) Tel 222-6111 防災業務無線961	2 海上事故応急対策 (1) 被害・活動情報の伝達系統 (表中の新潟地方気象台の電話番号) Tel 244-1703 (表中の北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所の電話・無線番号) (追加)	電話番号等の修正
358	都市 1-14	(2) 関係機関の取るべき措置 カ 県警察本部、各警察署	(2) 関係機関の取るべき措置 カ 各警察署(県警察本部)	語句整理
359	都市 1-17	第3節 航空事故災害対策計画 (表中の防災関係機関) …県 県警察 新潟市医師会…	第3節 航空事故災害対策計画 (表中の防災関係機関) …県 警察署 新潟市医師会…	語句整理
360	都市 1-18	2 航空事故応急対策 (2) 応急体制の確立 イ その他の市域での航空事故災害に対応する体制 (イ) 県警察本部、各警察署 県警察本部又は事故現場若しくは現場を管轄する警察署等に「警備本部」及び「署警備本部」等を設置する。 (3) 関係機関の取るべき措置 イ 関係機関との連携による救急・救助活動 (イ) その他の市域で発生した場合 c 県警察本部、各警察署	2 航空事故応急対策 (2) 応急体制の確立 イ その他の市域での航空事故災害に対応する体制 (イ) 県警察本部等 県本部又は事故現場若しくは現場を管轄する警察署等に「県警察対策本部」及び「署対策本部」等を設置する。 (3) 関係機関の取るべき措置 イ 関係機関との連携による救急・救助活動 (イ) その他の市域で発生した場合 c 県警察本部	「新潟県警察大規模災害警備基本計画(制定平成24年3月1日)」に基づく修正
361	都市 1-22	第4節 鉄道事故災害対策計画 (表中の防災関係機関) 東日本旅客鉄道新潟支社 県警察署 新潟市医師会 日本赤十字社新潟県支部	第4節 鉄道事故災害対策計画 (表中の防災関係機関) 東日本旅客鉄道新潟支社 警察署 新潟市医師会 日本赤十字社新潟県支部	語句整理
362	都市 1-24	2 鉄道事故応急対策 (4) 主な関係機関の取るべき措置 ウ 県警察本部、各警察署	2 鉄道事故応急対策 (4) 主な関係機関の取るべき措置 ウ 警察	語句整理
363	都市 1-26	第5節 道路事故災害対策計画 (表中の防災関係機関) 北陸地方整備局新潟国道事務所 県警察 …	第5節 道路事故災害対策計画 (表中の防災関係機関) 北陸地方整備局新潟国道事務所 警察署 …	語句整理
364	都市 1-28	2 道路事故応急対策 (3) 関係機関の取るべき措置 ウ 県警察本部、各警察署	2 道路事故応急対策 (3) 関係機関の取るべき措置 ウ 警察署	語句整理
365	都市 1-35	第7節 大規模停電事故災害対策計画 (表中の実施担当) …保健衛生対策部県 総務対策部 各区本部	第7節 大規模停電事故災害対策計画 (表中の実施担当) …保健衛生対策部県 (追加) 各区本部	災害対策本部規程に基づく実施担当の追記

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
366	資料 1-1	<p>資料1 新潟市防災会議条例</p> <p>(所掌事務) 第3条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (省略) (2) <u>市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u> (3) <u>前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u> (4) <u>本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、本市及び関係各機関相互間の連絡調整を図ること。</u> (省略)</p> <p>(会長及び委員) 第4条 防災会議は、会長及び70人以内の委員をもつて組織する。 (省略) 5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 指定地方行政機関(法第2条第4号に規定するものをいう。以下同じ。)その他の国の地方行政機関の長又はその職員(削除) (2) 新潟県の知事の部内の職員(削除) (3) 新潟県警察の警察官(削除) (省略) (6) 前2号以外の本市の職員(削除) (7) 本市の地域において業務を行う指定公共機関(法第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。)又は指定地方公共機関(同条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)の長又はその職員 (8) 前各号に掲げる者のほか、<u>防災に関する知識又は経験を有する者</u> 6 前項第7号又は第8号の規定により委嘱され、又は任命された委員の任期は、2年とする。ただし、<u>補欠の当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 7 前項に規定する委員は、再任されることができる。</p> <p>(専門委員) 第5条 2 専門委員は、関係指定地方行政機関その他の国の地方行政機関の職員、新潟県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、<u>市長が委嘱し、又は任命する。</u> (省略)</p> <p>(幹事) 第6条 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、<u>市長が委嘱し、又は任命する。</u> (省略)</p>	<p>資料1 新潟市防災会議条例</p> <p>(所掌事務) 第3条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (省略) (2) <u>本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u> (3) <u>本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、本市及び関係各機関相互間の連絡調整を図ること。</u> (4) <u>非常災害に関し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。</u> (省略)</p> <p>(会長及び委員) 第4条 防災会議は、会長及び60人以内の委員をもつて組織する。 (省略) 5 委員は、次の各号に掲げる者について、市長が任命する。 (1) 指定地方行政機関(法第2条第4号に規定するものをいう。以下同じ。)その他の国の地方行政機関の長又はその職員で市長が定める職にある者 (2) 新潟県の知事の部内の職員で市長が定める職にある者 (3) 新潟県警察の警察官で市長が定める職にある者 (省略) (6) 前2号以外の本市の職員で市長が定める職にある者 (7) 本市の地域において業務を行う指定公共機関(法第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。)又は指定地方公共機関(法第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)の長若しくはその職員で市長が定める職にある者 (8) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長が特に必要と認める職にある者</u> 6 委員が、前項各号の職を離れ、又は失ったときは、その委員の地位を失うものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(専門委員) 第5条 2 専門委員は、関係指定地方行政機関その他の国の地方行政機関の職員、新潟県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、<u>市長が任命する。</u> (省略)</p> <p>(幹事) 第6条 2 幹事は、委員の属する機関の職員で市長が定める職にある者について、<u>市長が任命する。</u> (省略)</p>	<p>平成25年4月の改正に伴う修正</p>
367	資料 2-3	<p>資料2 新潟市防災会議運営規定 第一号委員 関東財務局新潟財務事務所 所在地 中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎</p>	<p>資料2 新潟市防災会議運営規定 第一号委員 関東財務局新潟財務事務所 所在地 中央区宮所通2番町692-5</p>	<p>所在地の修正</p>
368	資料 2-3	<p>第一号委員 新潟海上保安部 所在地 中央区竜が島1丁目5-4</p>	<p>第一号委員 新潟海上保安部 所在地 東区竜が島1丁目5-4</p>	<p>所在地の修正</p>
369	資料 2-3	<p>第一号委員 新潟地方気象台 所在地・電話 中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎：025-281-5872</p>	<p>第一号委員 新潟地方気象台 所在地・電話 中央区幸西4丁目4-1：025-244-1703</p>	<p>所在地・電話番号の修正</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
370	資料 2-3	第一号委員 新潟労働基準監督署 所在地 中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎	第一号委員 新潟労働基準監督署 所在地 中央区川岸町1丁目56	所在地の修正
371	資料 2-3	第七号委員 日本郵便株式会社新潟中央郵便局 役職名 局長	第七号委員 郵便事業株式会社新潟支店 役職名 支店長	組織変更による修正
372	資料 2-3	第七号委員 東日本電信電話株式会社新潟支店 所在地 中央区東堀通七番町1017番地1 N.T.Tプラザビル	第七号委員 東日本電信電話株式会社新潟支店 所在地 中央区東堀通七番町1017番地	所在地の修正
373	資料 2-3	第七号委員 株式会社新潟総合テレビ 所在地 中央区八千代2丁目3-1	第七号委員 株式会社新潟総合テレビ 所在地 中央区上所1丁目11-31	所在地の修正
374	資料 2-3	第七号委員 株式会社テレビ新潟放送網 電話 025-283-8151	第七号委員 株式会社テレビ新潟放送網 電話 025-283-8106	電話番号の修正
375	資料 2-3	第七号委員 エフエム角田山コミュニティ放送株式会社 所在地 西蒲区巻甲2670-1	第七号委員 エフエム角田山コミュニティ放送株式会社 所在地 西蒲区巻甲2570-3	所在地の修正
376	資料 2-3	第七号委員 公益社団法人新潟県看護協会	第七号委員 社団法人新潟県看護協会	組織変更による修正
377	資料 2-3	第八号委員 一般社団法人新潟県銀行協会	第八号委員 社団法人新潟県銀行協会	組織変更による修正
378	資料 2-3	第八号委員 (機関名) 一般社団法人 新潟市歯科医師会 (役職名) 会長 (所在地) 中央区紫竹山3丁目3-11新潟市総合保健医療センター (電話番号) 025-244-5231	(追加)	平成25年4月1日付委嘱の新潟市防災 会議員の追記
379	資料 2-3	第八号委員 (機関名) 一般社団法人 新潟市薬剤師会 (役職名) 会長 (所在地) 中央区紫竹山3丁目3-11新潟市総合保健医療センター (電話番号) 025-243-8931	(追加)	平成25年4月1日付委嘱の新潟市防災 会議員の追記
380	資料 2-3	第八号委員 (機関名) 社会福祉法人新潟市社会福祉協議会 (役職名) 常務理事・事務局長 (所在地) 中央区八千代1-3-1総合福祉会館 (電話番号) 025-243-4366	(追加)	平成25年4月1日付委嘱の新潟市防災 会議員の追記
381	資料 2-3	第八号委員 (機関名) 一般社団法人新潟青年会議所 (役職名) 副理事長 (所在地) 新潟市中央区西堀前通6番町894番地1 西堀6番館ビル (電話番号) 025-229-0874	(追加)	平成25年4月1日付委嘱の新潟市防災 会議員の追記

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
382	資料 2-3	第八号委員 (機関名) 新潟市防火連合協議会 (役職名) 婦人防火部長	(追加)	平成25年4月1日付委嘱の新潟市防災会議員の追加
383	資料 2-3	第八号委員 (機関名) 特定非営利法人ワーキング・ウイメンズ・アソシエーション (役職名) 理事	(追加)	平成25年4月1日付委嘱の新潟市防災会議員の追加
384	資料 2-4	新潟市防災会議水防部会委員 新潟地方気象台 所在地・電話 中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎・025-281-5872	新潟市防災会議水防部会委員 新潟地方気象台 所在地・電話 中央区幸西4丁目4-1・025-244-1703	所在地・電話番号の修正
385	資料 2-4	新潟市防災会議幹事 新潟海上保安部 電話 025-247-0118	新潟市防災会議幹事 新潟海上保安部 電話 025-244-1001	電話番号の修正
386	資料 2-4	新潟市防災会議幹事 新潟地方気象台 所在地・電話 中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎・025-281-5872	新潟市防災会議幹事 新潟地方気象台 所在地・電話 中央区幸西4丁目4-1・025-244-1703	所在地・電話番号の修正
387	資料 4-8	3 対策部 (表中の地域・魅力創造対策部・企画総務班の構成課) ○政策調整課 大都市制度・区政創造推進課 都市政策研究所	3 対策部 (表中の地域・魅力創造対策部・企画総務班の構成課) ○政策調整課 大都市制度推進課 都市政策研究所	平成25年4月の改正に伴う修正
388	資料 4-8	3 対策部 (表中の市民生活対策部の情報担当員) 市民協働課長補佐 (表中の市民生活対策部・市民生活班の構成課) ○市民協働課 市民生活課 (表中の市民生活対策部・観光班の構成課) 水と土の文化推進課	3 対策部 (表中の市民生活対策部の情報担当員) 市民総務課長補佐 (表中の市民生活対策部・市民生活班の構成課) ○市民総務課 コミュニティ支援課 (表中の市民生活対策部・観光班の構成課) 水と土の芸術祭推進課	平成25年4月の改正に伴う修正
389	資料 4-9	(表中の環境対策部・清掃班の構成課) ○清掃事務所 (削除)	(表中の環境対策部・清掃班の構成課) ○東清掃センター ○西清掃センター	平成25年4月の改正に伴う修正
390	資料 4-9	(表中の環境対策部・清掃班の分掌事務・初動対応期) 4 ごみの臨時集積場の選定に関する事	(表中の環境対策部・清掃班の分掌事務・初動対応期) 4 ごみの臨時ステーションの選定に関する事	平成25年4月の改正に伴う修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
391	資料 4-11	(表中の農林水産対策部・農林水産班の構成課) ○農業政策課 <u>農業活性化研究センター</u> (省略)	(表中の農林水産対策部・農林水産班の構成課) ○農業政策課 <u>(追加)</u> (省略)	平成25年4月の改正に伴う修正
392	資料 4-12	(表中の都市整備対策部・公共交通班の構成課) <u>新潟駅周辺整備事務所</u> <u>(削除)</u>	(表中の都市整備対策部・公共交通班の構成課) <u>新潟駅周辺整備事務所総務課</u> <u>新潟駅周辺整備事務所整備課</u>	平成25年4月の改正に伴う修正
393	資料 4-14	(表中の消防対策部・情報担当員) 企画人事課長補佐 (表中の消防対策部・消防総務班の構成課) ○企画人事課 <u>(削除)</u> 総務課 (省略) (表中の消防対策部・消防総務班の分掌事務・初動対応期) (省略) <u>7 物資及び食糧等の調達に関すること</u> <u>8 消防広報に関すること</u> <u>9 部内の連絡調整に関すること</u>	(表中の消防対策部・情報担当員) 総務課長補佐 (表中の消防対策部・消防総務班の構成課) <u>(追加)</u> ○総務課 (省略) (表中の消防対策部・消防総務班の分掌事務・初動対応期) (省略) <u>(追加)</u> <u>7 消防広報に関すること</u> <u>8 部内の連絡調整に関すること</u>	平成25年4月の改正に伴う修正
394	資料 4-15	(表中の水道対策部の副部長) <u>経営企画部長</u> 総務部長 技術部長 (表中の水道対策部の情報担当員) 経営管理課長補佐 (表中の水道対策部・総務班の構成課) ○経営監理課 総務課 <u>計画整備課</u> (" 経理班の構成課) (" 給水班の構成課) (" 営業課 (" 水質班の構成課) (" 各事業所班の構成課) (省略) <u>中央事業所維持管理課</u> <u>中央事業所各営業所</u>	(表中の水道対策部の副部長) <u>経営企画室長</u> 業務部長 技術部長 (表中の水道対策部の情報担当員) 経営企画室次長補佐 (表中の水道対策部・総務班の構成課) ○経営企画室 総務課 <u>(追加)</u> (" 財務班の構成課) (" 給水班の構成課) (" 業務課 (" 水質班の構成課) (" 各事業所班の構成課) (省略) <u>中央事業所維持課</u> <u>(追加) 営業所</u>	平成25年4月の改正に伴う修正
395	資料 4-23	情報連絡員(第12条関係) (省略) 2 市民生活対策部……………市民協働課職員2名 (省略) 10 消防対策部……………消防局企画人事課職員2名 11 水道対策部……………総務課庶務担当係長及び計画整備課員1名	情報連絡員(第12条関係) (省略) 2 市民生活対策部……………市民総務課職員2名 (省略) 10 消防対策部……………消防局総務課職員2名 11 水道対策部……………総務課庶務担当係長及び経営企画室員1名	平成25年4月の改正に伴う修正
396	資料 5-1	資料5 警戒配備及び非常配備に関する要綱 (趣旨) 第1条 …並びに新潟市災害警戒本部運営要綱第6条第1項、第7条第2項及び第11条 第1項の規定に基づき、…	資料5 警戒配備及び非常配備に関する要綱 (趣旨) 第1条 …並びに新潟市災害警戒本部運営要綱第6条及び第7条第2項の規定に基づき、 …	平成25年4月の改正に伴う修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
397	資料 5-4	<p>配備体制表（警戒配備） 1号配備 （区警戒本部・区役所の課名及び配備人員 欄） （省略） 【東・中央・江南・西・西蒲】 建設課 5名 【北・秋葉・南】 建設課、下水道課 5名</p>	<p>配備体制表（警戒配備） 1号配備 （区警戒本部・区役所の課名及び配備人員 欄） （省略） 建設課 5名 【北・秋葉・南】 下水道課 5名</p>	平成25年4月の改正に伴う修正
398	資料 5-4	<p>配備体制表（警戒配備） 2号配備 （警戒本部・市民生活部の課名及び配備人員 欄） 市民協働課 （省略） （警戒本部・水道局の課名及び配備人員数 欄） 経営監視課 課員1名 計画整備課 課員1名</p>	<p>配備体制表（警戒配備） 2号配備 （警戒本部・市民生活部の課名及び配備人員 欄） 市民総務課 （省略） （警戒本部・水道局の課名及び配備人員数 欄） 経営企画室 室員2名 （追加）</p>	平成25年4月の改正に伴う修正
399	資料 5-5	<p>配備体制表（非常配備） 3号配備 （地域・魅力創造対策部・企画総務班の課・機関名及び3号配備 欄） 大都市制度・区政創造推進課 大都市制度・区政創造推進課長、同補佐 （省略） （市民生活対策部・市民生活班の課・機関名及び3号配備 欄） 市民協働課 市民協働課長、同補佐、課員2名 市民生活課 市民生活課長、同補佐、課員2名 （省略） （ " " ・観光班の課・機関名及び3号配備 欄） 水と土の文化推進課 水と土の文化推進課長、同補佐、課員2名 （省略） （環境対策部の中に（環境総務班の下段に）班の追加） 清掃事務所 清掃事務所 清掃事務所長、所員2名 （省略） （農林水産対策部・農林水産班の中の（農業政策課の下段に）課・機関名等の追加） 農業活性化研究センター 3号配備欄 農業活性化研究センター所長、同補佐、課員2名 （農林水産対策部・農林水産班・食育・花育センターの3号配備 欄） 食育・花育センター所長、同補佐、課員2名</p>	<p>配備体制表（非常配備） 3号配備 （地域・魅力創造対策部・企画総務班の課・機関名及び3号配備 欄） 大都市制度推進課 大都市制度推進課長、同補佐 （省略） （市民生活対策部・市民生活班の課・機関名及び3号配備 欄） 市民総務課 市民総務課長、同補佐、課員2名 コミュニティ支援課 コミュニティ支援課長、同補佐、課員2名 （省略） （ " " ・観光班の課・機関名及び3号配備 欄） 水と土の芸術祭推進課 水と土の芸術祭推進課長、同補佐、課員2名 （省略） （環境対策部の中に（環境総務班の下段に）班の追加） （追加） （追加） （追加） （省略） （農林水産対策部・農林水産班の中の（農業政策課の下段に）課・機関名等の追加） （追加） 3号配備欄 （追加） （農林水産対策部・農林水産班・食育・花育センターの3号配備 欄） 食育・花育センター所長、（追加）、課員2名</p>	平成25年4月の改正に伴う修正
400	資料 5-6	<p>配備体制表（非常配備） 3号配備 （都市整備対策部・公共交通班の課・機関名及び3号配備 欄） （削除） （削除） （削除） （省略） （消防対策部・消防総務班の中の課・機関名等の追加） 企画人事課 （省略） （水道対策部・情報・総務班の課・機関名及び3号配備 欄） 経営管理課 経営管理課長、同補佐、課員2名 計画整備課 計画整備課長、同補佐、課員2名 （ " " の班、課・機関名及び3号配備 欄） 経理 経理課 経理課長、同補佐、課員2名 （ " " ・給水班の課・機関名及び3号配備 欄） 営業課 営業課長、同補佐、課員2名 （ " " ・中央事業所班の課・機関名及び3号配備 欄） 維持管理課 維持管理課、… 北営業所 北営業所長、同補佐、所員2名 西蒲営業所 西蒲営業所帳、同補佐、所員2名</p>	<p>配備体制表（非常配備） 3号配備 （都市整備対策部・公共交通班の課・機関名及び3号配備 欄） 総務課 整備課 新潟駅周辺整備事務所整備課長 （省略） （消防対策部・消防総務班の中の課・機関名等の追加） （追加） （省略） （水道対策部・情報・総務班の課・機関名及び3号配備 欄） 経営企画室 経営企画室次長、同補佐、室員2名 （追加） （追加） （ " " の班、課・機関名及び3号配備 欄） 財務 財務課 財務課長、同補佐、課員2名 （ " " ・給水班の課・機関名及び3号配備 欄） 業務課 業務課長、同補佐、課員2名 （ " " ・中央事業所班の課・機関名及び3号配備 欄） 維持課 維持課、… 営業所 営業所長、所員4名 （追加） （追加）</p>	平成25年4月の改正に伴う修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
401	資料14-1	資料14 新潟市自主防災組織育成指導要綱 (育成指導方針) 第4条 市は、自主防災組織の育成について、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織作りを働きかけるとともに、災害発生の際に充分な防災活動が行われるよう指導するものとする。 <u>その際は、男女双方の視点等に基づいたものとなるよう合わせて指導する。</u>	資料14 新潟市自主防災組織育成指導要綱 (育成指導方針) 第4条 市は、自主防災組織の育成について、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織作りを働きかけるとともに、災害発生の際に充分な防災活動が行われるよう指導するものとする。 <u>(追加)</u>	7つの視点の③ ・ジェンダーの視点に基づいた自主防災組織の活動を推進するため、市の指導方針を示す本条の語句を整理
402	資料15-1	資料15 新潟市自主防災組織助成要綱 第1章 総則 (趣旨) 第1条 この要綱は、 <u>新潟市補助金等交付規則(平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。)</u> に定めるもののほか、 <u>自主防災組織(新潟市自主防災組織育成指導要綱第3条により認定された自主防災組織をいう。以下、同じ)等の助成及び助成金の交付について、予算の範囲以内において助成することについて、必要な事項を定めるものとする。</u>	資料第15 新潟市自主防災組織助成要綱(趣旨) 第1章 総則 (主事) 第1条 この要綱は、 <u>(追加)自主防災組織(新潟市自主防災組織育成指導要綱第3条により認定された自主防災組織をいう。以下、同じ)の結成助成及び活動助成金の交付について、予算の範囲以内において助成することについて、必要な事項を定めるものとする。</u>	平成25年4月の改正に伴う修正
403	資料15-2	第3章 自主防災組織活動助成 (活動助成) 第7条 市長は、自主防災組織が自主的な防災訓練を実施するうえで必要な防災資機材の購入等に要する経費に対し、この章の規定に基づき助成金(以下「活動助成金」という。)を交付するものとする。	第3章 自主防災組織活動助成 (活動助成) 第7条 市長は、自主防災組織が自主的な防災訓練を実施するうえで必要な防災資機材の購入等に要する経費に対し、この章の規定に基づき助成金 <u>(追加)</u> を交付するものとする。	平成25年4月の改正に伴う修正
404	資料15-2	(交付対象及び活動助成金の額) 第8条 <u>活動助成金の交付対象は、自主防災組織が実施した防災訓練に要した次の各号に掲げる経費とし、その経費に4分の3を乗じて得た額の活動助成金を交付するものとする。</u> (1) 防災訓練実施のための資機材購入経費(別表2のとおり) (2) その他防災訓練実施のために要した経費(別表3のとおり) (<u>新潟市推奨訓練を実施した場合の活動助成金の増額</u>)	(交付対象 <u>(追加)</u>) 第8条 <u>助成金の交付対象は、自主防災組織が実施した防災訓練に要した次の各号に掲げる経費とする。</u> (1) 防災訓練実施のための資機材購入経費(別表2のとおり) (2) その他防災訓練実施のために要した経費(別表3のとおり) (<u>追加</u>)	平成25年4月の改正に伴う修正
405	資料15-2	第9条 市長は、別表4に記載された内容の訓練を行った自主防災組織に対して、前条で規定する活動助成金に加え、10,000円を上限として交付対象経費を超えない範囲内で額を増額し、交付するものとする。	(<u>追加</u>)	平成25年4月の改正に伴う修正
406	資料15-2	(交付基準及び助成限度額) 第10条 この章の規定に基づき交付される活動助成金の交付基準及び助成限度額は、別表5のとおりとし、 <u>活動助成金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</u>	(交付基準及び助成限度額) 第9条 この <u>要綱</u> に基づき交付される <u>助成金</u> の交付基準及び助成限度額は、別表4のとおりとする。	平成25年4月の改正に伴う修正
407	資料15-2	(交付の申請) 第11条 <u>活動助成金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者(以下「活動助成金申請者」という。)</u> は、第8条に規定する活動を実施する日の14日前までに、自主防災組織活動助成金交付申請書(別記様式第3号の1。以下「助成申請書」という。)に必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。なお、自主防災組織が第8条に規定する活動を合同で実施する場合はその代表者が申請できるものとする。 (1) 防災訓練実施計画書 (2) 収支予算書 (3) <u>参加組織名簿(単独自治・町内会の場合は不要)</u> (4) その他市長が必要と認めるもの	(交付の申請) 第10条 <u>助成金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者(追加)</u> は、第8条に規定する活動を実施する日の14日前までに、自主防災組織活動助成金交付申請書(別記様式第3号。以下「助成申請書」という。)に必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。なお、自主防災組織が第8条に規定する活動を合同で実施する場合はその代表者が申請できるものとする。 (1) 防災訓練実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 防災資機材等購入予定書 (4) その他市長が必要と認めるもの	平成25年4月の改正に伴う修正
408	資料15-2	(交付の決定通知) 第13条 市長は、第11条の規定による助成申請書又は第12条の規定による変更助成申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付する活動助成金の額を決定する。 2 市長は、前項の規定により活動助成金の交付を決定したときは、 <u>自主防災組織活動助成金交付決定通知書(別記様式第4号の1)又は自主防災組織活動助成金変更交付決定通知書(別記様式第4号の2)</u> により助成申請書又は変更助成申請書を提出した自主防災組織の代表者に通知する。	(交付の決定通知) 第12条 市長は、前条の規定による助成申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付する助成金の額を決定する。 2 市長は、前項の規定により <u>助成金の交付を決定したときは、自主防災組織活動助成金交付決定通知書(別記様式第4号)</u> により助成申請書を提出した自主防災組織の代表者に通知する。	平成25年4月の改正に伴う修正

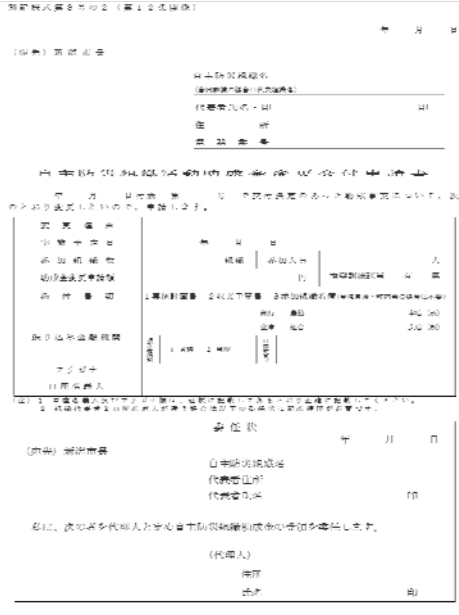
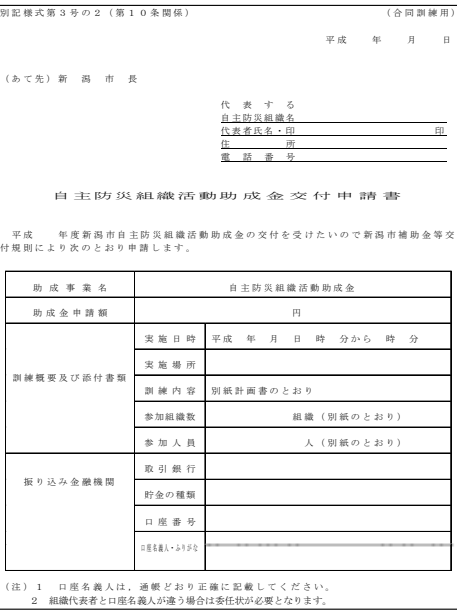
新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
409	資料 15-3	<p>(実績報告)</p> <p>第14条 活動助成金申請者は、事業が完了したときは、防災訓練実施後30日以内に自主防災組織活動助成金実績報告書(別記様式第5号の1)又は自主防災組織活動助成金変更交付申請書兼事業実績報告書(別記様式第5号の2)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 訓練実績報告書(写真等含む)</p> <p>(2) 参加人員報告書(単独自治・町内会の場合は不要)</p> <p>(3) 収支決算書(防災資機材購入等の領収書の写し含む)</p> <p>(4) その他</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第13条 実績を報告しようとするときは、防災訓練実施後30日以内に自主防災組織活動助成金実施報告書(別記様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 訓練実績報告書(追加)</p> <p>(2) 参加人員報告書(写真等含む)</p> <p>(3) 収支決算書(防災資機材購入等の領収書(追加)含む)</p> <p>(4) その他</p>	平成25年4月の改正に伴う修正
410	資料 15-3	<p>(確定通知)</p> <p>第15条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは内容の審査等を行い、交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき活動助成金の額を確定し、自主防災組織活動助成金確定通知書(別記様式第6号の1)又は自主防災組織活動助成金変更交付決定兼確定通知書(別記様式第6号の2)により通知するものとする。</p>	<p>(確定通知)</p> <p>第14条 (追加) 前条の実績報告書を受理したときは内容の審査等を行い、交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき助成金の額を確定し、自主防災組織活動助成金確定通知書(別記様式第6号)により通知するものとする。</p>	平成25年4月の改正に伴う修正
411	資料 15-3	<p>(返還)</p> <p>第16条 市長は、活動助成金の交付を受けた自主防災組織の代表者が、虚偽その他不正の手段で活動助成金の交付を受けたときは、活動助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p>	<p>(返還)</p> <p>第15条 市長は、活動助成金の交付を受けた自主防災組織の代表者が、虚偽その他不正の手段で活動助成金の交付を受けたときは、活動助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p>	平成25年4月の改正に伴う修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
412	資料 15-3	<p>第4章 防災士育成助成 (防災士育成助成)</p> <p>第17条 市長は、自主防災組織が当該自主防災組織において防災リーダーとしての活躍が見込まれる人に対して防災士の資格を取得するために負担した経費に対し、この章の規定に基づき助成金（以下「防災士育成助成金」という。）を交付するものとする。</p> <p>(防災士の定義)</p> <p>第18条 この要綱において「防災士」とは、自助及び共助を原則として、社会の様々な場で、減災及び社会の防災力の向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識及び技能を有する人として特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けた人をいう。</p> <p>(防災士資格取得費)</p> <p>第19条 防災士育成助成金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。</p> <p>(1)日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座の受講料</p> <p>(2) 防災士資格取得試験受験料</p> <p>(3) 防災士認証登録料</p> <p>(防災士育成助成金の額等)</p> <p>第20条 防災士育成助成金の額は、前条に規定する経費に2分の1を乗じて得た額とし、30,000円を限度とする。</p> <p>2 防災士育成助成金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第21条 防災士育成助成を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「防災士育成助成金申請者」という。）は、防災士育成助成金交付申請書（別記様式第7号）に必要事項を記載し、市長が必要と認めるものを添付して市長に提出するものとする。</p> <p>(交付条件)</p> <p>第22条 防災士育成助成金申請者は、防災士育成助成金の交付申請を行った年度内に日本防災士機構による防災士認証登録を受けることとする。</p> <p>(交付の決定通知)</p> <p>第23条 市長は、第21条の規定による防災士育成助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付する防災士育成助成金の額を決定する。</p> <p>2 市長は、前項の規定により防災士育成助成金の交付を決定したときは、防災士育成助成金交付決定通知書（別記様式第8号）により防災士育成助成金交付申請書を提出した自主防災組織の代表者に通知する。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第24条 防災士育成助成金申請者は、事業が完了したときは、防災士育成助成金事業実績報告書（別記様式第9号）に自主防災組織が防災士資格取得費を負担したことを証する書類及び日本防災士機構が発行する防災士認証状又は防災士証の写しを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(確定通知)</p> <p>第25条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、内容の審査等を行い、交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき防災士育成助成金の額を確定し、防災士育成助成金確定通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。</p> <p>(返還)</p> <p>第26条 市長は、防災士育成助成金の交付を受けた自主防災組織の代表者が、虚偽その他不正の手段で防災士育成助成金の交付を受けたときは、防災士育成助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第27条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。</p>	(追加)	平成25年4月の改正に伴う修正
413	資料 15-3	<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成10年5月21日から施行する。</p> <p>(要綱の失効)</p> <p>2 この要綱の適用期間は平成28年3月31日までとする。</p>	<p>附則 (追加)</p> <p>(追加) この要綱は、平成10年5月21日から施行する。</p> <p>(追加)</p>	平成25年4月の改正に伴う修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由																																																								
418	資料 15-8	 <p>別記様式第3号の2(第1.0全開係) (合同訓練用) 平成 年 月 日 代表する 自主防災組織名 代表者氏名・印 住 所 電話番号</p> <p>自主防災組織活動助成金交付申請書</p> <p>平成 年度新潟市自主防災組織活動助成金の交付を受けたいので新潟市補助金等交付規則により次とおり申請します。</p> <table border="1"> <tr> <th>助成事業名</th> <th colspan="2">自主防災組織活動助成金</th> </tr> <tr> <th>助成金申請額</th> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <th rowspan="4">訓練概要及び添付書類</th> <td>実施日時</td> <td>平成 年 月 日 時 分から 時 分</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訓練内容</td> <td>別紙計画書のとおり</td> </tr> <tr> <td>参加組織数</td> <td>組織(別紙のとおり)</td> </tr> <tr> <th rowspan="4">振り込み金融機関</th> <td>参加人員</td> <td>人(別紙のとおり)</td> </tr> <tr> <td>取引銀行</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯金の種別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>口座名義人</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1 口座名義人は、通帳どおり正確に記載してください。 2 組織代表者と口座名義人が違う場合は委任状が必要となります。</p>	助成事業名	自主防災組織活動助成金		助成金申請額	円		訓練概要及び添付書類	実施日時	平成 年 月 日 時 分から 時 分	実施場所		訓練内容	別紙計画書のとおり	参加組織数	組織(別紙のとおり)	振り込み金融機関	参加人員	人(別紙のとおり)	取引銀行		貯金の種別		口座番号				口座名義人		 <p>別記様式第3号の2(第1.0全開係) (合同訓練用) 平成 年 月 日 (あて先)新潟市長 代表する 自主防災組織名 代表者氏名・印 住 所 電話番号</p> <p>自主防災組織活動助成金交付申請書</p> <p>平成 年度新潟市自主防災組織活動助成金の交付を受けたいので新潟市補助金等交付規則により次とおり申請します。</p> <table border="1"> <tr> <th>助成事業名</th> <th colspan="2">自主防災組織活動助成金</th> </tr> <tr> <th>助成金申請額</th> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <th rowspan="4">訓練概要及び添付書類</th> <td>実施日時</td> <td>平成 年 月 日 時 分から 時 分</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訓練内容</td> <td>別紙計画書のとおり</td> </tr> <tr> <td>参加組織数</td> <td>組織(別紙のとおり)</td> </tr> <tr> <th rowspan="4">振り込み金融機関</th> <td>参加人員</td> <td>人(別紙のとおり)</td> </tr> <tr> <td>取引銀行</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯金の種別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>口座名義人</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1 口座名義人は、通帳どおり正確に記載してください。 2 組織代表者と口座名義人が違う場合は委任状が必要となります。</p>	助成事業名	自主防災組織活動助成金		助成金申請額	円		訓練概要及び添付書類	実施日時	平成 年 月 日 時 分から 時 分	実施場所		訓練内容	別紙計画書のとおり	参加組織数	組織(別紙のとおり)	振り込み金融機関	参加人員	人(別紙のとおり)	取引銀行		貯金の種別		口座番号				口座名義人		平成25年4月の改正に伴う修正
助成事業名	自主防災組織活動助成金																																																											
助成金申請額	円																																																											
訓練概要及び添付書類	実施日時	平成 年 月 日 時 分から 時 分																																																										
	実施場所																																																											
	訓練内容	別紙計画書のとおり																																																										
	参加組織数	組織(別紙のとおり)																																																										
振り込み金融機関	参加人員	人(別紙のとおり)																																																										
	取引銀行																																																											
	貯金の種別																																																											
	口座番号																																																											
		口座名義人																																																										
助成事業名	自主防災組織活動助成金																																																											
助成金申請額	円																																																											
訓練概要及び添付書類	実施日時	平成 年 月 日 時 分から 時 分																																																										
	実施場所																																																											
	訓練内容	別紙計画書のとおり																																																										
	参加組織数	組織(別紙のとおり)																																																										
振り込み金融機関	参加人員	人(別紙のとおり)																																																										
	取引銀行																																																											
	貯金の種別																																																											
	口座番号																																																											
		口座名義人																																																										
419	資料 15-12	(削除)	別記様式第3号の3	平成25年4月の改正に伴う修正																																																								

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由								
420	資料 15- 13	<p>別記様式第4号(第1条関係)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>様</p> <p>新潟市長</p> <p>自主防災組織助成金交付決定通知書</p> <p>平成 年 月 日付で申請のあった助成金について、新潟市自主防災組織助成金規則により次のとおり交付の決定をいたしました。</p> <table border="1"> <tr> <td>助成事業名</td> <td>自主防災組織活動助成金</td> </tr> <tr> <td>交付決定額</td> <td>円</td> </tr> </table>	助成事業名	自主防災組織活動助成金	交付決定額	円	<p>別記様式第4号(第12条関係)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>様</p> <p>新潟市長</p> <p>自主防災組織助成金交付決定通知書</p> <p>平成 年 月 日付で申請のあった助成金について、新潟市補助金等交付規則により下記のとおりに交付の決定をいたしました。</p> <table border="1"> <tr> <td>助成事業名</td> <td>自主防災組織活動助成金</td> </tr> <tr> <td>交付決定額</td> <td>円</td> </tr> </table>	助成事業名	自主防災組織活動助成金	交付決定額	円	平成25年4月の改正に伴う修正
助成事業名	自主防災組織活動助成金											
交付決定額	円											
助成事業名	自主防災組織活動助成金											
交付決定額	円											
421	資料 15- 13	<p>別記様式第4号(第12条関係)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>様</p> <p>新潟市長</p> <p>自主防災組織助成金交付決定通知書</p> <p>平成 年 月 日付で申請のあった助成金について、新潟市自主防災組織助成金規則により次のとおり交付の決定をいたしました。</p> <table border="1"> <tr> <td>助成事業名</td> <td>自主防災組織活動助成金</td> </tr> <tr> <td>交付決定額</td> <td>円</td> </tr> </table>	助成事業名	自主防災組織活動助成金	交付決定額	円	(追加)	平成25年4月の改正に伴う修正				
助成事業名	自主防災組織活動助成金											
交付決定額	円											

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由								
422	資料 15- 14	<p>別記様式第5号(第13条関係)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(あて先) 新潟市長</p> <p>自主防災組織長</p> <p>代表者 氏名</p> <p>住 居</p> <p>電話番号</p> <p>自主防災組織活動助成金申請書の提出報告書</p> <p>平成 年 月 日付 第 号の交付決定のあった申請書が提出されたので、次のとおり報告いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>訓練実施年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>練成・活動助成金交付決定済額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>添 付 書 類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訓練実施報告書(自治体単位) 2 参加人員報告書(参加者数・参加者の書き込み等) 3 収支決算書(防災資機材購入領収書等含む) 4 その他 <p>※訓練実施後30日以内に提出してください。 (記入金額は、申請書と同一のものを使用してください。)</p>	訓練実施年月日	平成 年 月 日	練成・活動助成金交付決定済額	円	<p>別記様式第5号(第13条関係)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(あて先) 新潟市長</p> <p>自主防災組織長</p> <p>代表者 氏名</p> <p>住 居</p> <p>電話番号</p> <p>自主防災組織活動助成金 事業実績報告書</p> <p>平成 年 月 日付 第 号で自主防災組織活動助成金の交付決定のあった自主防災組織活動助成の実績について新潟市補助金等交付規則により次のとおり報告します。</p> <table border="1"> <tr> <td>訓練実施年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>練成・活動助成金交付決定済額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>添 付 書 類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訓練実施報告書 2 参加人員報告書(写真等含む) 3 収支決算書(防災資機材購入領収書含む) 4 その他 <p>※訓練実施後30日以内に提出してください。</p>	訓練実施年月日	平成 年 月 日	練成・活動助成金交付決定済額	円	平成25年4月の改正に伴う修正
訓練実施年月日	平成 年 月 日											
練成・活動助成金交付決定済額	円											
訓練実施年月日	平成 年 月 日											
練成・活動助成金交付決定済額	円											
423	資料 15- 14	<p>別記様式第5号(第14条関係)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(あて先) 新潟市長</p> <p>自主防災組織長</p> <p>代表者 氏名</p> <p>住 居</p> <p>電話番号</p> <p>自主防災組織活動助成金 交付決定申請書の提出報告書</p> <p>平成 年 月 日付 第 号の交付決定のあった申請書が提出されたので、次のとおり報告いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>訓練実施年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>申請助成金交付決定済額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>添 付 書 類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訓練実施報告書(自治体単位) 2 参加人員報告書(参加者数・参加者の書き込み等) 3 収支決算書(防災資機材購入領収書等含む) 4 その他 <p>※訓練実施後30日以内に提出してください。 (記入金額は、申請書と同一のものを使用してください。)</p>	訓練実施年月日	平成 年 月 日	申請助成金交付決定済額	円	(追加)	平成25年4月の改正に伴う修正				
訓練実施年月日	平成 年 月 日											
申請助成金交付決定済額	円											

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由						
424	資料 15- 15	<p>別添様式第6号の2（第1.5条関係）</p> <p>新 年 月 日</p> <p>郵</p> <p>新潟市五 (担当)</p> <p>目 録</p> <p>1. 目的</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>3. 関係法令</p> <p>4. 関係機関</p> <p>5. 関係機関との連携</p> <p>6. 関係機関との連携</p> <table border="1"> <tr> <td>交付先種別</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>交付種別</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>既交交付先種別及び交付種別</td> <td>月</td> </tr> </table>	交付先種別	月	交付種別	月	既交交付先種別及び交付種別	月	(追加)	平成25年4月の改正に伴う修正
交付先種別	月									
交付種別	月									
既交交付先種別及び交付種別	月									
425	資料 15- 15	<p>別添様式第7号（第2.1条関係）</p> <p>（担当）</p> <p>新潟市五 (担当)</p> <p>目 録</p> <p>1. 目的</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>3. 関係法令</p> <p>4. 関係機関</p> <p>5. 関係機関との連携</p> <p>6. 関係機関との連携</p> <table border="1"> <tr> <td>交付先種別</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>交付種別</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>既交交付先種別及び交付種別</td> <td>月</td> </tr> </table> <p>（担当）</p> <p>新潟市五 (担当)</p> <p>目 録</p> <p>1. 目的</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>3. 関係法令</p> <p>4. 関係機関</p> <p>5. 関係機関との連携</p> <p>6. 関係機関との連携</p>	交付先種別	月	交付種別	月	既交交付先種別及び交付種別	月	(追加)	平成25年4月の改正に伴う修正
交付先種別	月									
交付種別	月									
既交交付先種別及び交付種別	月									

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由				
426	資料 15- 15	<p>別紙様式第6号（第2号添付書）</p> <p>年 月 日</p> <p>新 潟 市 長</p> <p>防災士養成地産金交付決定の通知</p> <p>年 月 日付で申請のあった防災士養成地産金交付について、新潟市は 土防災組織活動実績により次のとおり交付の決定を以下のとおり通知します。</p> <table border="1"> <tr> <td>交付金額</td> <td>防災士養成地産金</td> </tr> <tr> <td>交付決定額</td> <td>円</td> </tr> </table>	交付金額	防災士養成地産金	交付決定額	円	(追加)	平成25年4月の改正に伴う修正
交付金額	防災士養成地産金							
交付決定額	円							
427	資料 15- 15	<p>別紙様式第7号（第3号添付書）</p> <p>年 月 日</p> <p>(署名) 新潟市長</p> <p>新潟市防災推進室 代表者 氏名 市 〒 市 電話番号</p> <p>防災士養成地産金交付決定の通知</p> <p>年 月 日付で申請のあった防災士養成地産金交付について、新潟市は 土防災組織活動実績により次のとおり交付の決定を以下のとおり通知します。</p> <table border="1"> <tr> <td>交付金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>交付決定額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>1. 土防災組織が防災士養成地産金を活用した ことを証明する書類 2. 防災士養成地産金交付決定の通知</p> <p>防災士養成地産金交付決定の通知 (代表者には「署名」と同一のものをお送りしてください。)</p>	交付金額	円	交付決定額	円	(追加)	平成25年4月の改正に伴う修正
交付金額	円							
交付決定額	円							

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
433	資料 16-3	<p>53 輸送 災害時における応急対策に関する応援協定書 新潟県トラック協会新潟支部</p> <p>から</p> <p>60 その他 災害時における協力に関する応援協定書 (一社)全日本冠婚葬祭互助協会</p>	<p>50 輸送 災害時における応急対策に関する応援協定書 新潟県トラック協会新潟支部</p> <p>から</p> <p>57 その他 災害時における協力に関する応援協定書 (社)全日本冠婚葬祭互助協会</p>	時点修正に伴う通番の修正等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
434	資料 16-3	<p>61 その他 災害時における応援業務に関する協定書 新潟県行政書士会</p>	(追加)	時点修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
435	図表 1-2	<p>表1-1-3-2 過去10年間の観測値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年</th> <th colspan="4">気温</th> <th colspan="2">相対湿度</th> <th colspan="4">降水量(mm)</th> <th colspan="2">最深積雪</th> <th colspan="2">降雪の深さ</th> </tr> <tr> <th>平</th> <th>最高</th> <th>最低</th> <th>平</th> <th>最小</th> <th>合計</th> <th>日最大</th> <th>最大1時間</th> <th>合計</th> <th>日最大</th> <th>合計</th> <th>日最大</th> </tr> <tr> <th>均</th> <th>気温</th> <th>気温</th> <th>均</th> <th>日</th> <th>mm</th> <th>mm</th> <th>mm</th> <th>cm</th> <th>cm</th> <th>cm</th> <th>cm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15</td> <td>13.8</td> <td>37.1</td> <td>9/13</td> <td>-4.2</td> <td>2/2</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>5/1</td> <td>1688.0</td> <td>55.0</td> <td>7/21</td> <td>21.5</td> <td>7/24</td> <td>27</td> <td>12/11</td> <td>129</td> <td>24</td> <td>12/10</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>14.7</td> <td>37.0</td> <td>7/30</td> <td>-4.0</td> <td>2/11</td> <td>68</td> <td>14</td> <td>3/28</td> <td>1917.5</td> <td>89.0</td> <td>8/18</td> <td>36.0</td> <td>7/25</td> <td>22</td> <td>1/27</td> <td>114</td> <td>21</td> <td>1/22</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>13.8</td> <td>35.0</td> <td>8/3</td> <td>-3.6</td> <td>3/6</td> <td>69</td> <td>14</td> <td>5/3</td> <td>1813.0</td> <td>84.0</td> <td>6/27</td> <td>30.0</td> <td>8/10</td> <td>24</td> <td>2/22</td> <td>134</td> <td>21</td> <td>2/21</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>13.9</td> <td>38.0</td> <td>8/17</td> <td>-4.7</td> <td>1/10</td> <td>70</td> <td>12</td> <td>4/15</td> <td>2014.5</td> <td>77.5</td> <td>7/13</td> <td>39.0</td> <td>8/12</td> <td>24</td> <td>1/7</td> <td>157</td> <td>13</td> <td>1/7</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>14.4</td> <td>36.5</td> <td>8/3</td> <td>-1.8</td> <td>2/26*</td> <td>69</td> <td>14</td> <td>4/29</td> <td>1748.5</td> <td>83.0</td> <td>8/28</td> <td>75.0</td> <td>8/28</td> <td>6</td> <td>3/8</td> <td>16</td> <td>5</td> <td>3/7</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>14.2</td> <td>34.8</td> <td>8/3</td> <td>-3.2</td> <td>2/13</td> <td>69</td> <td>18</td> <td>5/6</td> <td>1530.0</td> <td>65.5</td> <td>8/19</td> <td>34.0</td> <td>8/19</td> <td>10</td> <td>1/27*</td> <td>76</td> <td>12</td> <td>1/25</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>14.1</td> <td>36.3</td> <td>7/15</td> <td>-4.1</td> <td>1/25</td> <td>69</td> <td>13</td> <td>4/30</td> <td>1792.5</td> <td>63.5</td> <td>8/7</td> <td>18.5</td> <td>8/7</td> <td>21</td> <td>1/26</td> <td>105</td> <td>21</td> <td>2/17</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>14.4</td> <td>35.1</td> <td>8/11</td> <td>-3.7</td> <td>2/4</td> <td>72</td> <td>15</td> <td>6/4</td> <td>2072.0</td> <td>99.0</td> <td>9/12</td> <td>35.0</td> <td>7/28</td> <td>81</td> <td>2/5</td> <td>253</td> <td>50</td> <td>2/4</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>13.9</td> <td>37.3</td> <td>7/20</td> <td>-2.8</td> <td>1/31</td> <td>71</td> <td>17</td> <td>4/1</td> <td>1858.0</td> <td>10.3</td> <td>7/29</td> <td>44.5</td> <td>7/30</td> <td>35</td> <td>1/17</td> <td>200</td> <td>18</td> <td>1/14</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>13.8</td> <td>36.2</td> <td>9/17</td> <td>-4.2</td> <td>2/19</td> <td>72</td> <td>22</td> <td>10/14</td> <td>1810.0</td> <td>70.5</td> <td>10/23</td> <td>33.5</td> <td>10/23</td> <td>71</td> <td>2/17</td> <td>304</td> <td>48</td> <td>2/17</td> </tr> <tr> <td>平年値</td> <td>13.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>71</td> <td></td> <td></td> <td>1821.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>36</td> <td></td> <td>217</td> <td>24</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年	気温				相対湿度		降水量(mm)				最深積雪		降雪の深さ		平	最高	最低	平	最小	合計	日最大	最大1時間	合計	日最大	合計	日最大	均	気温	気温	均	日	mm	mm	mm	cm	cm	cm	cm	平成15	13.8	37.1	9/13	-4.2	2/2	70	16	5/1	1688.0	55.0	7/21	21.5	7/24	27	12/11	129	24	12/10	16	14.7	37.0	7/30	-4.0	2/11	68	14	3/28	1917.5	89.0	8/18	36.0	7/25	22	1/27	114	21	1/22	17	13.8	35.0	8/3	-3.6	3/6	69	14	5/3	1813.0	84.0	6/27	30.0	8/10	24	2/22	134	21	2/21	18	13.9	38.0	8/17	-4.7	1/10	70	12	4/15	2014.5	77.5	7/13	39.0	8/12	24	1/7	157	13	1/7	19	14.4	36.5	8/3	-1.8	2/26*	69	14	4/29	1748.5	83.0	8/28	75.0	8/28	6	3/8	16	5	3/7	20	14.2	34.8	8/3	-3.2	2/13	69	18	5/6	1530.0	65.5	8/19	34.0	8/19	10	1/27*	76	12	1/25	21	14.1	36.3	7/15	-4.1	1/25	69	13	4/30	1792.5	63.5	8/7	18.5	8/7	21	1/26	105	21	2/17	22	14.4	35.1	8/11	-3.7	2/4	72	15	6/4	2072.0	99.0	9/12	35.0	7/28	81	2/5	253	50	2/4	23	13.9	37.3	7/20	-2.8	1/31	71	17	4/1	1858.0	10.3	7/29	44.5	7/30	35	1/17	200	18	1/14	24	13.8	36.2	9/17	-4.2	2/19	72	22	10/14	1810.0	70.5	10/23	33.5	10/23	71	2/17	304	48	2/17	平年値	13.9					71			1821.0					36		217	24		<p>表1-1-3-2 過去10年間の観測値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年</th> <th colspan="4">気温</th> <th colspan="2">相対湿度</th> <th colspan="4">降水量(mm)</th> <th colspan="2">最深積雪</th> <th colspan="2">降雪の深さ</th> </tr> <tr> <th>平</th> <th>最高</th> <th>最低</th> <th>平</th> <th>最小</th> <th>合計</th> <th>日最大</th> <th>最大1時間</th> <th>合計</th> <th>日最大</th> <th>合計</th> <th>日最大</th> </tr> <tr> <th>均</th> <th>気温</th> <th>気温</th> <th>均</th> <th>日</th> <th>mm</th> <th>mm</th> <th>mm</th> <th>cm</th> <th>cm</th> <th>cm</th> <th>cm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13</td> <td>14.0</td> <td>35.4</td> <td>8/1</td> <td>-3.9</td> <td>2/5</td> <td>72</td> <td>12</td> <td>4/5</td> <td>1708.0</td> <td>114.0</td> <td>6/25</td> <td>38.5</td> <td>9/28</td> <td>55</td> <td>2/15</td> <td>252</td> <td>34</td> <td>2/14</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>14.2</td> <td>37.0</td> <td>9/1</td> <td>-2.2</td> <td>2/14</td> <td>71</td> <td>12</td> <td>4/23</td> <td>2283.0</td> <td>118.5</td> <td>7/15</td> <td>53.0</td> <td>8/14</td> <td>27</td> <td>1/3</td> <td>104</td> <td>31</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>13.8</td> <td>37.1</td> <td>9/13</td> <td>-4.2</td> <td>2/2</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>5/1</td> <td>1688.0</td> <td>55.0</td> <td>7/21</td> <td>21.5</td> <td>7/24</td> <td>27</td> <td>12/11</td> <td>129</td> <td>24</td> <td>12/10</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>14.7</td> <td>37.0</td> <td>7/30</td> <td>-4.0</td> <td>2/11</td> <td>68</td> <td>14</td> <td>3/28</td> <td>1917.5</td> <td>89.0</td> <td>8/18</td> <td>36.0</td> <td>7/25</td> <td>22</td> <td>1/27</td> <td>114</td> <td>21</td> <td>1/22</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>13.8</td> <td>35.0</td> <td>8/3</td> <td>-3.6</td> <td>3/6</td> <td>69</td> <td>14</td> <td>5/3</td> <td>1813.0</td> <td>84.0</td> <td>6/27</td> <td>30.0</td> <td>8/10</td> <td>24</td> <td>2/22</td> <td>134</td> <td>21</td> <td>2/21</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>13.9</td> <td>38.0</td> <td>8/17</td> <td>-4.7</td> <td>1/10</td> <td>70</td> <td>12</td> <td>4/15</td> <td>2014.5</td> <td>77.5</td> <td>7/13</td> <td>39.0</td> <td>8/12</td> <td>24</td> <td>1/7</td> <td>157</td> <td>13</td> <td>1/7</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>14.4</td> <td>36.5</td> <td>8/3</td> <td>-1.8</td> <td>2/26*</td> <td>69</td> <td>14</td> <td>4/29</td> <td>1748.5</td> <td>83.0</td> <td>8/28</td> <td>75.0</td> <td>8/28</td> <td>6</td> <td>3/8</td> <td>16</td> <td>5</td> <td>3/7</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>14.2</td> <td>34.8</td> <td>8/3</td> <td>-3.2</td> <td>2/13</td> <td>69</td> <td>18</td> <td>5/6</td> <td>1530.0</td> <td>65.5</td> <td>8/19</td> <td>34.0</td> <td>8/19</td> <td>10</td> <td>1/27*</td> <td>76</td> <td>12</td> <td>1/25</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>14.1</td> <td>36.3</td> <td>7/15</td> <td>-4.1</td> <td>1/25</td> <td>69</td> <td>13</td> <td>4/30</td> <td>1792.5</td> <td>63.5</td> <td>8/7</td> <td>18.5</td> <td>8/7</td> <td>21</td> <td>1/26</td> <td>105</td> <td>21</td> <td>2/17</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>14.4</td> <td>35.1</td> <td>8/11</td> <td>-3.7</td> <td>2/4</td> <td>72</td> <td>15</td> <td>6/4</td> <td>2072.0</td> <td>99.0</td> <td>9/12</td> <td>35.0</td> <td>7/28</td> <td>81</td> <td>2/5</td> <td>253</td> <td>50</td> <td>2/4</td> </tr> <tr> <td>平年値</td> <td>13.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>71</td> <td></td> <td></td> <td>1821.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>36</td> <td></td> <td>217</td> <td>24</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年	気温				相対湿度		降水量(mm)				最深積雪		降雪の深さ		平	最高	最低	平	最小	合計	日最大	最大1時間	合計	日最大	合計	日最大	均	気温	気温	均	日	mm	mm	mm	cm	cm	cm	cm	平成13	14.0	35.4	8/1	-3.9	2/5	72	12	4/5	1708.0	114.0	6/25	38.5	9/28	55	2/15	252	34	2/14	14	14.2	37.0	9/1	-2.2	2/14	71	12	4/23	2283.0	118.5	7/15	53.0	8/14	27	1/3	104	31	1/2	15	13.8	37.1	9/13	-4.2	2/2	70	16	5/1	1688.0	55.0	7/21	21.5	7/24	27	12/11	129	24	12/10	16	14.7	37.0	7/30	-4.0	2/11	68	14	3/28	1917.5	89.0	8/18	36.0	7/25	22	1/27	114	21	1/22	17	13.8	35.0	8/3	-3.6	3/6	69	14	5/3	1813.0	84.0	6/27	30.0	8/10	24	2/22	134	21	2/21	18	13.9	38.0	8/17	-4.7	1/10	70	12	4/15	2014.5	77.5	7/13	39.0	8/12	24	1/7	157	13	1/7	19	14.4	36.5	8/3	-1.8	2/26*	69	14	4/29	1748.5	83.0	8/28	75.0	8/28	6	3/8	16	5	3/7	20	14.2	34.8	8/3	-3.2	2/13	69	18	5/6	1530.0	65.5	8/19	34.0	8/19	10	1/27*	76	12	1/25	21	14.1	36.3	7/15	-4.1	1/25	69	13	4/30	1792.5	63.5	8/7	18.5	8/7	21	1/26	105	21	2/17	22	14.4	35.1	8/11	-3.7	2/4	72	15	6/4	2072.0	99.0	9/12	35.0	7/28	81	2/5	253	50	2/4	平年値	13.9					71			1821.0					36		217	24		時点修正
年	気温				相対湿度		降水量(mm)				最深積雪		降雪の深さ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	平	最高		最低	平	最小	合計	日最大	最大1時間	合計	日最大	合計	日最大																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	均	気温	気温	均	日	mm	mm	mm	cm	cm	cm	cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
平成15	13.8	37.1	9/13	-4.2	2/2	70	16	5/1	1688.0	55.0	7/21	21.5	7/24	27	12/11	129	24	12/10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
16	14.7	37.0	7/30	-4.0	2/11	68	14	3/28	1917.5	89.0	8/18	36.0	7/25	22	1/27	114	21	1/22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
17	13.8	35.0	8/3	-3.6	3/6	69	14	5/3	1813.0	84.0	6/27	30.0	8/10	24	2/22	134	21	2/21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
18	13.9	38.0	8/17	-4.7	1/10	70	12	4/15	2014.5	77.5	7/13	39.0	8/12	24	1/7	157	13	1/7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
19	14.4	36.5	8/3	-1.8	2/26*	69	14	4/29	1748.5	83.0	8/28	75.0	8/28	6	3/8	16	5	3/7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
20	14.2	34.8	8/3	-3.2	2/13	69	18	5/6	1530.0	65.5	8/19	34.0	8/19	10	1/27*	76	12	1/25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
21	14.1	36.3	7/15	-4.1	1/25	69	13	4/30	1792.5	63.5	8/7	18.5	8/7	21	1/26	105	21	2/17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
22	14.4	35.1	8/11	-3.7	2/4	72	15	6/4	2072.0	99.0	9/12	35.0	7/28	81	2/5	253	50	2/4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
23	13.9	37.3	7/20	-2.8	1/31	71	17	4/1	1858.0	10.3	7/29	44.5	7/30	35	1/17	200	18	1/14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
24	13.8	36.2	9/17	-4.2	2/19	72	22	10/14	1810.0	70.5	10/23	33.5	10/23	71	2/17	304	48	2/17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
平年値	13.9					71			1821.0					36		217	24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
年	気温				相対湿度		降水量(mm)				最深積雪		降雪の深さ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	平	最高	最低	平	最小	合計	日最大	最大1時間	合計	日最大	合計	日最大																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	均	気温	気温	均	日	mm	mm	mm	cm	cm	cm	cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
平成13	14.0	35.4	8/1	-3.9	2/5	72	12	4/5	1708.0	114.0	6/25	38.5	9/28	55	2/15	252	34	2/14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
14	14.2	37.0	9/1	-2.2	2/14	71	12	4/23	2283.0	118.5	7/15	53.0	8/14	27	1/3	104	31	1/2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
15	13.8	37.1	9/13	-4.2	2/2	70	16	5/1	1688.0	55.0	7/21	21.5	7/24	27	12/11	129	24	12/10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
16	14.7	37.0	7/30	-4.0	2/11	68	14	3/28	1917.5	89.0	8/18	36.0	7/25	22	1/27	114	21	1/22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
17	13.8	35.0	8/3	-3.6	3/6	69	14	5/3	1813.0	84.0	6/27	30.0	8/10	24	2/22	134	21	2/21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
18	13.9	38.0	8/17	-4.7	1/10	70	12	4/15	2014.5	77.5	7/13	39.0	8/12	24	1/7	157	13	1/7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
19	14.4	36.5	8/3	-1.8	2/26*	69	14	4/29	1748.5	83.0	8/28	75.0	8/28	6	3/8	16	5	3/7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
20	14.2	34.8	8/3	-3.2	2/13	69	18	5/6	1530.0	65.5	8/19	34.0	8/19	10	1/27*	76	12	1/25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
21	14.1	36.3	7/15	-4.1	1/25	69	13	4/30	1792.5	63.5	8/7	18.5	8/7	21	1/26	105	21	2/17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
22	14.4	35.1	8/11	-3.7	2/4	72	15	6/4	2072.0	99.0	9/12	35.0	7/28	81	2/5	253	50	2/4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
平年値	13.9					71			1821.0					36		217	24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
436	図表 1-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年</th> <th colspan="6">風速</th> <th rowspan="3">日降水≥ 30mm日数</th> <th rowspan="3">雪日数 (寒候年)</th> <th rowspan="3">霧日数</th> <th rowspan="3">雷日数</th> <th rowspan="3">日最大風速 ≥10m/s 日数</th> </tr> <tr> <th>平均</th> <th colspan="2">最大風速</th> <th colspan="2">最大瞬間風速</th> </tr> <tr> <th>m/s</th> <th>m/s</th> <th>風向</th> <th>起日</th> <th>m/s</th> <th>風向</th> <th>起日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15</td> <td>3.4</td> <td>16.2</td> <td>南西</td> <td>4/8</td> <td>29.5</td> <td>西南西</td> <td>4/9</td> <td>9</td> <td>72</td> <td>3</td> <td>24</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>3.4</td> <td>19.5</td> <td>南西</td> <td>8/31</td> <td>37.1</td> <td>南西</td> <td>8/31</td> <td>12</td> <td>63</td> <td>4</td> <td>41</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>3.4</td> <td>15.8</td> <td>西南西</td> <td>12/22</td> <td>33.2</td> <td>南西</td> <td>12/22</td> <td>8</td> <td>72</td> <td>6</td> <td>45</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>3.2</td> <td>15.2</td> <td>西南西</td> <td>11/7</td> <td>34.7</td> <td>南西</td> <td>11/7</td> <td>17</td> <td>80</td> <td>5</td> <td>25</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>3.1</td> <td>14.7</td> <td>西南西</td> <td>5/18</td> <td>30.6</td> <td>西北西</td> <td>1/7</td> <td>12</td> <td>50</td> <td>1</td> <td>45</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>3.2</td> <td>15.0</td> <td>西</td> <td>2/23</td> <td>25.2</td> <td>西</td> <td>2/23</td> <td>8</td> <td>67</td> <td>1</td> <td>46</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>3.2</td> <td>14.3</td> <td>南東</td> <td>11/13</td> <td>24.8</td> <td>南西</td> <td>4/26</td> <td>12</td> <td>62</td> <td>3</td> <td>33</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>3.2</td> <td>16.6</td> <td>南東</td> <td>4/12</td> <td>26.3</td> <td>西</td> <td>11/9</td> <td>13</td> <td>63</td> <td>4</td> <td>31</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>3.2</td> <td>13.3</td> <td>北西</td> <td>1/29</td> <td>25.7</td> <td>西</td> <td>1/29</td> <td>10</td> <td>71</td> <td>5</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>3.3</td> <td>17.7</td> <td>西南西</td> <td>4/4</td> <td>33.6</td> <td>西南西</td> <td>4/3</td> <td>8</td> <td>91</td> <td>9</td> <td>40</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>平年値</td> <td>3.3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11.0</td> <td>70.8</td> <td>4.7</td> <td>34.8</td> <td>48.5</td> </tr> </tbody> </table>	年	風速						日降水≥ 30mm日数	雪日数 (寒候年)	霧日数	雷日数	日最大風速 ≥10m/s 日数	平均	最大風速		最大瞬間風速		m/s	m/s	風向	起日	m/s	風向	起日	平成15	3.4	16.2	南西	4/8	29.5	西南西	4/9	9	72	3	24	37	16	3.4	19.5	南西	8/31	37.1	南西	8/31	12	63	4	41	42	17	3.4	15.8	西南西	12/22	33.2	南西	12/22	8	72	6	45	46	18	3.2	15.2	西南西	11/7	34.7	南西	11/7	17	80	5	25	33	19	3.1	14.7	西南西	5/18	30.6	西北西	1/7	12	50	1	45	30	20	3.2	15.0	西	2/23	25.2	西	2/23	8	67	1	46	39	21	3.2	14.3	南東	11/13	24.8	南西	4/26	12	62	3	33	41	22	3.2	16.6	南東	4/12	26.3	西	11/9	13	63	4	31	47	23	3.2	13.3	北西	1/29	25.7	西	1/29	10	71	5	30	30	24	3.3	17.7	西南西	4/4	33.6	西南西	4/3	8	91	9	40	38	平年値	3.3							11.0	70.8	4.7	34.8	48.5	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年</th> <th colspan="6">風速</th> <th rowspan="3">日降水≥ 30mm日数</th> <th rowspan="3">雪日数 (寒候年)</th> <th rowspan="3">霧日数</th> <th rowspan="3">雷日数</th> <th rowspan="3">日最大風速 ≥10m/s 日数</th> </tr> <tr> <th>平均</th> <th colspan="2">最大風速</th> <th colspan="2">最大瞬間風速</th> </tr> <tr> <th>m/s</th> <th>m/s</th> <th>風向</th> <th>起日</th> <th>m/s</th> <th>風向</th> <th>起日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13</td> <td>3.7</td> <td>16.1</td> <td>西南西</td> <td>12/30</td> <td>29.7</td> <td>南西</td> <td>12/30</td> <td>5</td> <td>79</td> <td>2</td> <td>35</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>3.5</td> <td>15.8</td> <td>西</td> <td>1/8</td> <td>27.6</td> <td>西</td> <td>1/8</td> <td>19</td> <td>59</td> <td>6</td> <td>45</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>3.4</td> <td>16.2</td> <td>南西</td> <td>4/8</td> <td>29.5</td> <td>西南西</td> <td>4/9</td> <td>9</td> <td>72</td> <td>3</td> <td>24</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>3.4</td> <td>19.5</td> <td>南西</td> <td>8/31</td> <td>37.1</td> <td>南西</td> <td>8/31</td> <td>12</td> <td>63</td> <td>4</td> <td>41</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>3.4</td> <td>15.8</td> <td>西南西</td> <td>12/22</td> <td>33.2</td> <td>南西</td> <td>12/22</td> <td>8</td> <td>72</td> <td>6</td> <td>45</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>3.2</td> <td>15.2</td> <td>西南西</td> <td>11/7</td> <td>34.7</td> <td>南西</td> <td>11/7</td> <td>17</td> <td>80</td> <td>5</td> <td>25</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>3.1</td> <td>14.7</td> <td>西南西</td> <td>5/18</td> <td>30.6</td> <td>西北西</td> <td>1/7</td> <td>12</td> <td>50</td> <td>1</td> <td>45</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>3.2</td> <td>15.0</td> <td>西</td> <td>2/23</td> <td>25.2</td> <td>西</td> <td>2/23</td> <td>8</td> <td>67</td> <td>1</td> <td>46</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>3.2</td> <td>14.3</td> <td>南東</td> <td>11/13</td> <td>24.8</td> <td>南西</td> <td>4/26</td> <td>12</td> <td>62</td> <td>3</td> <td>33</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>3.2</td> <td>16.6</td> <td>南東</td> <td>4/12</td> <td>26.3</td> <td>西</td> <td>11/9</td> <td>13</td> <td>63</td> <td>4</td> <td>31</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>3.2</td> <td>13.3</td> <td>北西</td> <td>1/29</td> <td>25.7</td> <td>西</td> <td>1/29</td> <td>10</td> <td>71</td> <td>5</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>3.3</td> <td>17.7</td> <td>西南西</td> <td>4/4</td> <td>33.6</td> <td>西南西</td> <td>4/3</td> <td>8</td> <td>91</td> <td>9</td> <td>40</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>平年値</td> <td>3.3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11.0</td> <td>70.8</td> <td>4.7</td> <td>34.8</td> <td>48.5</td> </tr> </tbody> </table>	年	風速						日降水≥ 30mm日数	雪日数 (寒候年)	霧日数	雷日数	日最大風速 ≥10m/s 日数	平均	最大風速		最大瞬間風速		m/s	m/s	風向	起日	m/s	風向	起日	平成13	3.7	16.1	西南西	12/30	29.7	南西	12/30	5	79	2	35	46	14	3.5	15.8	西	1/8	27.6	西	1/8	19	59	6	45	47	15	3.4	16.2	南西	4/8	29.5	西南西	4/9	9	72	3	24	37	16	3.4	19.5	南西	8/31	37.1	南西	8/31	12	63	4	41	42	17	3.4	15.8	西南西	12/22	33.2	南西	12/22	8	72	6	45	46	18	3.2	15.2	西南西	11/7	34.7	南西	11/7	17	80	5	25	33	19	3.1	14.7	西南西	5/18	30.6	西北西	1/7	12	50	1	45	30	20	3.2	15.0	西	2/23	25.2	西	2/23	8	67	1	46	39	21	3.2	14.3	南東	11/13	24.8	南西	4/26	12	62	3	33	41	22	3.2	16.6	南東	4/12	26.3	西	11/9	13	63	4	31	47	23	3.2	13.3	北西	1/29	25.7	西	1/29	10	71	5	30	30	24	3.3	17.7	西南西	4/4	33.6	西南西	4/3	8	91	9	40	38	平年値	3.3							11.0	70.8	4.7	34.8	48.5	時点修正																																																																																																																																								
年	風速						日降水≥ 30mm日数	雪日数 (寒候年)	霧日数						雷日数	日最大風速 ≥10m/s 日数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	平均	最大風速		最大瞬間風速																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	m/s	m/s	風向	起日	m/s	風向				起日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
平成15	3.4	16.2	南西	4/8	29.5	西南西	4/9	9	72	3	24	37																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
16	3.4	19.5	南西	8/31	37.1	南西	8/31	12	63	4	41	42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
17	3.4	15.8	西南西	12/22	33.2	南西	12/22	8	72	6	45	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
18	3.2	15.2	西南西	11/7	34.7	南西	11/7	17	80	5	25	33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
19	3.1	14.7	西南西	5/18	30.6	西北西	1/7	12	50	1	45	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
20	3.2	15.0	西	2/23	25.2	西	2/23	8	67	1	46	39																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
21	3.2	14.3	南東	11/13	24.8	南西	4/26	12	62	3	33	41																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
22	3.2	16.6	南東	4/12	26.3	西	11/9	13	63	4	31	47																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
23	3.2	13.3	北西	1/29	25.7	西	1/29	10	71	5	30	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
24	3.3	17.7	西南西	4/4	33.6	西南西	4/3	8	91	9	40	38																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
平年値	3.3							11.0	70.8	4.7	34.8	48.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
年	風速						日降水≥ 30mm日数	雪日数 (寒候年)	霧日数	雷日数	日最大風速 ≥10m/s 日数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	平均	最大風速		最大瞬間風速																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	m/s	m/s	風向	起日	m/s	風向						起日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
平成13	3.7	16.1	西南西	12/30	29.7	南西	12/30	5	79	2	35	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
14	3.5	15.8	西	1/8	27.6	西	1/8	19	59	6	45	47																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
15	3.4	16.2	南西	4/8	29.5	西南西	4/9	9	72	3	24	37																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
16	3.4	19.5	南西	8/31	37.1	南西	8/31	12	63	4	41	42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
17	3.4	15.8	西南西	12/22	33.2	南西	12/22	8	72	6	45	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
18	3.2	15.2	西南西	11/7	34.7	南西	11/7	17	80	5	25	33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
19	3.1	14.7	西南西	5/18	30.6	西北西	1/7	12	50	1	45	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
20	3.2	15.0	西	2/23	25.2	西	2/23	8	67	1	46	39																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
21	3.2	14.3	南東	11/13	24.8	南西	4/26	12	62	3	33	41																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
22	3.2	16.6	南東	4/12	26.3	西	11/9	13	63	4	31	47																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
23	3.2	13.3	北西	1/29	25.7	西	1/29	10	71	5	30	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
24	3.3	17.7	西南西	4/4	33.6	西南西	4/3	8	91	9	40	38																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
平年値	3.3							11.0	70.8	4.7	34.8	48.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
437	図表 2-3	<p>表2-1-9-2 防災行政波の整備状況 (表中) (削除) (削除)</p>	<p>表2-1-9-2 防災行政波の整備状況 (表中) 江南区役所 基地局1 陸上移動局7 西蒲区役所 基地局1 陸上移動局11</p>	時点修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由																																																																																																																																																																		
438	図表 2-5	表 2-1-9-4 消防無線 (表中) (削除)	表 2-1-9-4 消防無線 (表中) 基地局：にいがたしょうぼうあきは 使用波名：第1救急波(複信方式) 送信 受信 第2救急波(複信方式) 送信 受信	陸上移動局の廃止及び常置場所変更に伴う時点修正 ・にいがたしょうぼうあきは及びにいがたしょうぼうにしかんには救急波無しのため削除																																																																																																																																																																		
439	図表 2-5	(表中) (削除)	(表中) 基地局：にいがたしょうぼうにしかん 使用波名：第1救急波(複信方式) 送信 受信 第2救急波(複信方式) 送信 受信	にいがたしょうぼうあきは及びにいがたしょうぼうにしかんには救急波無しのため削除																																																																																																																																																																		
440	図表 2-5	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th rowspan="2">基地局</th> <th rowspan="2">固定局</th> <th colspan="4">陸上移動局</th> </tr> <tr> <th>消防車専用</th> <th>救急車専用</th> <th>携帯用</th> <th>移動局計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防局</td> <td>2局</td> <td>2局</td> <td>8局</td> <td>2局</td> <td>34局</td> <td>44局</td> </tr> <tr> <td>北消防署</td> <td>2局</td> <td>1局</td> <td>14局</td> <td>4局</td> <td>17局</td> <td>35局</td> </tr> <tr> <td>東消防署</td> <td></td> <td></td> <td>18局</td> <td>3局</td> <td>18局</td> <td>39局</td> </tr> <tr> <td>中央消防署</td> <td></td> <td></td> <td>19局</td> <td>4局</td> <td>28局</td> <td>51局</td> </tr> <tr> <td>江南消防署</td> <td></td> <td></td> <td>11局</td> <td>3局</td> <td>14局</td> <td>28局</td> </tr> <tr> <td>秋葉消防署</td> <td>4局</td> <td>1局</td> <td>12局</td> <td>4局</td> <td>14局</td> <td>30局</td> </tr> <tr> <td>南消防署</td> <td></td> <td></td> <td>8局</td> <td>3局</td> <td>12局</td> <td>23局</td> </tr> <tr> <td>西消防署</td> <td></td> <td></td> <td>13局</td> <td>4局</td> <td>20局</td> <td>37局</td> </tr> <tr> <td>西蒲消防署</td> <td>6局</td> <td>1局</td> <td>14局</td> <td>6局</td> <td>19局</td> <td>39局</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>14局</td> <td>5局</td> <td>117局</td> <td>33局</td> <td>176局</td> <td>326局</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	基地局	固定局	陸上移動局				消防車専用	救急車専用	携帯用	移動局計	消防局	2局	2局	8局	2局	34局	44局	北消防署	2局	1局	14局	4局	17局	35局	東消防署			18局	3局	18局	39局	中央消防署			19局	4局	28局	51局	江南消防署			11局	3局	14局	28局	秋葉消防署	4局	1局	12局	4局	14局	30局	南消防署			8局	3局	12局	23局	西消防署			13局	4局	20局	37局	西蒲消防署	6局	1局	14局	6局	19局	39局	合 計	14局	5局	117局	33局	176局	326局	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th rowspan="2">基地局</th> <th rowspan="2">固定局</th> <th colspan="4">陸上移動局</th> </tr> <tr> <th>消防車専用</th> <th>救急車専用</th> <th>携帯用</th> <th>移動局計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防局</td> <td>2局</td> <td>2局</td> <td>8局</td> <td>2局</td> <td>34局</td> <td>44局</td> </tr> <tr> <td>北消防署</td> <td>2局</td> <td>1局</td> <td>14局</td> <td>4局</td> <td>17局</td> <td>35局</td> </tr> <tr> <td>東消防署</td> <td></td> <td></td> <td>18局</td> <td>3局</td> <td>18局</td> <td>39局</td> </tr> <tr> <td>中央消防署</td> <td></td> <td></td> <td>19局</td> <td>4局</td> <td>28局</td> <td>51局</td> </tr> <tr> <td>江南消防署</td> <td></td> <td></td> <td>11局</td> <td>3局</td> <td>14局</td> <td>28局</td> </tr> <tr> <td>秋葉消防署</td> <td>4局</td> <td>1局</td> <td>12局</td> <td>4局</td> <td>14局</td> <td>30局</td> </tr> <tr> <td>南消防署</td> <td></td> <td></td> <td>8局</td> <td>3局</td> <td>12局</td> <td>23局</td> </tr> <tr> <td>西消防署</td> <td></td> <td></td> <td>13局</td> <td>4局</td> <td>20局</td> <td>37局</td> </tr> <tr> <td>西蒲消防署</td> <td>6局</td> <td>1局</td> <td>14局</td> <td>6局</td> <td>19局</td> <td>39局</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>14局</td> <td>5局</td> <td>117局</td> <td>33局</td> <td>176局</td> <td>326局</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	基地局	固定局	陸上移動局				消防車専用	救急車専用	携帯用	移動局計	消防局	2局	2局	8局	2局	34局	44局	北消防署	2局	1局	14局	4局	17局	35局	東消防署			18局	3局	18局	39局	中央消防署			19局	4局	28局	51局	江南消防署			11局	3局	14局	28局	秋葉消防署	4局	1局	12局	4局	14局	30局	南消防署			8局	3局	12局	23局	西消防署			13局	4局	20局	37局	西蒲消防署	6局	1局	14局	6局	19局	39局	合 計	14局	5局	117局	33局	176局	326局	陸上移動局の廃止及び常置場所変更に伴う修正
設置場所	基地局	固定局				陸上移動局																																																																																																																																																																
			消防車専用	救急車専用	携帯用	移動局計																																																																																																																																																																
消防局	2局	2局	8局	2局	34局	44局																																																																																																																																																																
北消防署	2局	1局	14局	4局	17局	35局																																																																																																																																																																
東消防署			18局	3局	18局	39局																																																																																																																																																																
中央消防署			19局	4局	28局	51局																																																																																																																																																																
江南消防署			11局	3局	14局	28局																																																																																																																																																																
秋葉消防署	4局	1局	12局	4局	14局	30局																																																																																																																																																																
南消防署			8局	3局	12局	23局																																																																																																																																																																
西消防署			13局	4局	20局	37局																																																																																																																																																																
西蒲消防署	6局	1局	14局	6局	19局	39局																																																																																																																																																																
合 計	14局	5局	117局	33局	176局	326局																																																																																																																																																																
設置場所	基地局	固定局	陸上移動局																																																																																																																																																																			
			消防車専用	救急車専用	携帯用	移動局計																																																																																																																																																																
消防局	2局	2局	8局	2局	34局	44局																																																																																																																																																																
北消防署	2局	1局	14局	4局	17局	35局																																																																																																																																																																
東消防署			18局	3局	18局	39局																																																																																																																																																																
中央消防署			19局	4局	28局	51局																																																																																																																																																																
江南消防署			11局	3局	14局	28局																																																																																																																																																																
秋葉消防署	4局	1局	12局	4局	14局	30局																																																																																																																																																																
南消防署			8局	3局	12局	23局																																																																																																																																																																
西消防署			13局	4局	20局	37局																																																																																																																																																																
西蒲消防署	6局	1局	14局	6局	19局	39局																																																																																																																																																																
合 計	14局	5局	117局	33局	176局	326局																																																																																																																																																																
441	図表 2-8	図 2-1-10-1 新潟市消防団現勢分布 <table border="1"> <thead> <tr> <th>方面隊</th> <th>分団</th> <th>班</th> <th>消防車両等 (単位:台)</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>北方面隊</td> <td>8</td> <td>51</td> <td>消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 45、小型動力ポンプ積載車 45</td> <td>710</td> </tr> <tr> <td>東方面隊</td> <td>4</td> <td>21</td> <td>消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17</td> <td>324</td> </tr> <tr> <td>中央方面隊</td> <td>14</td> <td>30</td> <td>消防ポンプ自動車 13、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17</td> <td>438</td> </tr> <tr> <td>江南方面隊</td> <td>5</td> <td>59</td> <td>消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 55、小型動力ポンプ積載車 52</td> <td>813</td> </tr> <tr> <td>秋葉方面隊</td> <td>14</td> <td>53</td> <td>小型動力ポンプ 55、小型動力ポンプ積載車 43</td> <td>597</td> </tr> <tr> <td>南方面隊</td> <td>16</td> <td>53</td> <td>消防ポンプ自動車 2、小型動力ポンプ 51、小型動力ポンプ積載車 51</td> <td>790</td> </tr> <tr> <td>西方面隊</td> <td>5</td> <td>78</td> <td>消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 73、小型動力ポンプ積載車 74</td> <td>1,101</td> </tr> <tr> <td>西蒲方面隊</td> <td>8</td> <td>100</td> <td>小型動力ポンプ116、小型動力ポンプ積載車100</td> <td>1,269</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>74</td> <td>445</td> <td>消防ポンプ自動車35、小型動力ポンプ464、小型動力ポンプ積載車399</td> <td>6,045</td> </tr> </tbody> </table>	方面隊	分団	班	消防車両等 (単位:台)	人員	団本部				3	北方面隊	8	51	消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 45、小型動力ポンプ積載車 45	710	東方面隊	4	21	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17	324	中央方面隊	14	30	消防ポンプ自動車 13、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17	438	江南方面隊	5	59	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 55、小型動力ポンプ積載車 52	813	秋葉方面隊	14	53	小型動力ポンプ 55、小型動力ポンプ積載車 43	597	南方面隊	16	53	消防ポンプ自動車 2、小型動力ポンプ 51、小型動力ポンプ積載車 51	790	西方面隊	5	78	消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 73、小型動力ポンプ積載車 74	1,101	西蒲方面隊	8	100	小型動力ポンプ116、小型動力ポンプ積載車100	1,269	合 計	74	445	消防ポンプ自動車35、小型動力ポンプ464、小型動力ポンプ積載車399	6,045	図 2-1-10-1 新潟市消防団現勢分布 <table border="1"> <thead> <tr> <th>方面隊</th> <th>分団</th> <th>班</th> <th>消防車両等 (単位:台)</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>北方面隊</td> <td>8</td> <td>51</td> <td>消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 45、小型動力ポンプ積載車 45</td> <td>710</td> </tr> <tr> <td>東方面隊</td> <td>4</td> <td>21</td> <td>消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17</td> <td>324</td> </tr> <tr> <td>中央方面隊</td> <td>14</td> <td>30</td> <td>消防ポンプ自動車13、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17</td> <td>438</td> </tr> <tr> <td>江南方面隊</td> <td>5</td> <td>59</td> <td>消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 55、小型動力ポンプ積載車 52</td> <td>813</td> </tr> <tr> <td>秋葉方面隊</td> <td>14</td> <td>53</td> <td>小型動力ポンプ 55、小型動力ポンプ積載車 43</td> <td>597</td> </tr> <tr> <td>南方面隊</td> <td>16</td> <td>53</td> <td>消防ポンプ自動車 2、小型動力ポンプ 51、小型動力ポンプ積載車 51</td> <td>790</td> </tr> <tr> <td>西方面隊</td> <td>5</td> <td>78</td> <td>消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 73、小型動力ポンプ積載車 74</td> <td>1,101</td> </tr> <tr> <td>西蒲方面隊</td> <td>8</td> <td>100</td> <td>小型動力ポンプ116、小型動力ポンプ積載車100</td> <td>1,269</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>74</td> <td>445</td> <td>消防ポンプ自動車35、小型動力ポンプ464、小型動力ポンプ積載車399</td> <td>6,045</td> </tr> </tbody> </table>	方面隊	分団	班	消防車両等 (単位:台)	人員	団本部				3	北方面隊	8	51	消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 45、小型動力ポンプ積載車 45	710	東方面隊	4	21	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17	324	中央方面隊	14	30	消防ポンプ自動車13、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17	438	江南方面隊	5	59	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 55、小型動力ポンプ積載車 52	813	秋葉方面隊	14	53	小型動力ポンプ 55、小型動力ポンプ積載車 43	597	南方面隊	16	53	消防ポンプ自動車 2、小型動力ポンプ 51、小型動力ポンプ積載車 51	790	西方面隊	5	78	消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 73、小型動力ポンプ積載車 74	1,101	西蒲方面隊	8	100	小型動力ポンプ116、小型動力ポンプ積載車100	1,269	合 計	74	445	消防ポンプ自動車35、小型動力ポンプ464、小型動力ポンプ積載車399	6,045	時点修正																																																				
方面隊	分団	班	消防車両等 (単位:台)	人員																																																																																																																																																																		
団本部				3																																																																																																																																																																		
北方面隊	8	51	消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 45、小型動力ポンプ積載車 45	710																																																																																																																																																																		
東方面隊	4	21	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17	324																																																																																																																																																																		
中央方面隊	14	30	消防ポンプ自動車 13、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17	438																																																																																																																																																																		
江南方面隊	5	59	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 55、小型動力ポンプ積載車 52	813																																																																																																																																																																		
秋葉方面隊	14	53	小型動力ポンプ 55、小型動力ポンプ積載車 43	597																																																																																																																																																																		
南方面隊	16	53	消防ポンプ自動車 2、小型動力ポンプ 51、小型動力ポンプ積載車 51	790																																																																																																																																																																		
西方面隊	5	78	消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 73、小型動力ポンプ積載車 74	1,101																																																																																																																																																																		
西蒲方面隊	8	100	小型動力ポンプ116、小型動力ポンプ積載車100	1,269																																																																																																																																																																		
合 計	74	445	消防ポンプ自動車35、小型動力ポンプ464、小型動力ポンプ積載車399	6,045																																																																																																																																																																		
方面隊	分団	班	消防車両等 (単位:台)	人員																																																																																																																																																																		
団本部				3																																																																																																																																																																		
北方面隊	8	51	消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 45、小型動力ポンプ積載車 45	710																																																																																																																																																																		
東方面隊	4	21	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17	324																																																																																																																																																																		
中央方面隊	14	30	消防ポンプ自動車13、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17	438																																																																																																																																																																		
江南方面隊	5	59	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 55、小型動力ポンプ積載車 52	813																																																																																																																																																																		
秋葉方面隊	14	53	小型動力ポンプ 55、小型動力ポンプ積載車 43	597																																																																																																																																																																		
南方面隊	16	53	消防ポンプ自動車 2、小型動力ポンプ 51、小型動力ポンプ積載車 51	790																																																																																																																																																																		
西方面隊	5	78	消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 73、小型動力ポンプ積載車 74	1,101																																																																																																																																																																		
西蒲方面隊	8	100	小型動力ポンプ116、小型動力ポンプ積載車100	1,269																																																																																																																																																																		
合 計	74	445	消防ポンプ自動車35、小型動力ポンプ464、小型動力ポンプ積載車399	6,045																																																																																																																																																																		

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
442	図表 2-12	<p>図2-1-11-1 類別危険物製造所等施設数状況</p> <p style="text-align: right;">平23・3・31</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">数</th> <th colspan="6">単 独</th> <th rowspan="2">混 在</th> <th rowspan="2">立入検査実施延回数</th> </tr> <tr> <th>第一類</th> <th>第二類</th> <th>第三類</th> <th>第四類</th> <th>第五類</th> <th>第六類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造所等</td> <td>3,122</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3,099</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>1,932</td> </tr> <tr> <td>貯蔵所</td> <td>2,065</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2,049</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>1,109</td> </tr> <tr> <td>屋内貯蔵所</td> <td>212</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>195</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>473</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>468</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>屋内タンク貯蔵所</td> <td>25</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>25</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>112</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>112</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク貯蔵所</td> <td>13</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>13</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>移動タンク貯蔵所</td> <td>722</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>722</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>272</td> </tr> <tr> <td>屋外貯蔵所</td> <td>22</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>22</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>取扱所</td> <td>1,052</td> <td>4</td> <td></td> <td>1</td> <td>1,047</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>714</td> </tr> <tr> <td>給油取扱所</td> <td>472</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>472</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>274</td> </tr> <tr> <td>第一種販売取扱所</td> <td>3</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>第二種販売取扱所</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>移送取扱所</td> <td>22</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>22</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>一般取扱所</td> <td>512</td> <td>5</td> <td></td> <td>1</td> <td>512</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>311</td> </tr> </tbody> </table>	種別	数	単 独						混 在	立入検査実施延回数	第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類	製造所等	3,122	0	1	2	3,099	7	5	11	1,932	貯蔵所	2,065	5	1	1	2,049	0	5	7	1,109	屋内貯蔵所	212	5	1	1	195	0	1	7	134	屋外タンク貯蔵所	473				468		2		105	屋内タンク貯蔵所	25				25				25	地下タンク貯蔵所	112				112				208	簡易タンク貯蔵所	13				13				6	移動タンク貯蔵所	722				722				272	屋外貯蔵所	22				22				22	取扱所	1,052	4		1	1,047			2	714	給油取扱所	472				472				274	第一種販売取扱所	3	1			7				2	第二種販売取扱所	2				5				14	移送取扱所	22				22				9	一般取扱所	512	5		1	512			2	311	<p>図2-1-11-1 類別危険物製造所等施設数状況</p> <p style="text-align: right;">平23・3・31</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">総 数</th> <th colspan="6">単 独</th> <th rowspan="2">混 在</th> <th rowspan="2">立入検査実施延回数</th> </tr> <tr> <th>第一類</th> <th>第二類</th> <th>第三類</th> <th>第四類</th> <th>第五類</th> <th>第六類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造所等</td> <td>3,243</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3,207</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>13</td> <td>2,223</td> </tr> <tr> <td>製造所</td> <td>22</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>18</td> <td>1</td> <td></td> <td>3</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>貯蔵所</td> <td>2,144</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2,120</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>1,421</td> </tr> <tr> <td>屋内貯蔵所</td> <td>218</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>197</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>474</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>472</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>屋内タンク貯蔵所</td> <td>64</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>64</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>601</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>600</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>448</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク貯蔵所</td> <td>14</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>14</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>移動タンク貯蔵所</td> <td>717</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>717</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>494</td> </tr> <tr> <td>屋外貯蔵所</td> <td>56</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>56</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>取扱所</td> <td>1,007</td> <td>4</td> <td></td> <td>1</td> <td>1,069</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>784</td> </tr> <tr> <td>給油取扱所</td> <td>489</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>489</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>416</td> </tr> <tr> <td>第一種販売取扱所</td> <td>8</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>第二種販売取扱所</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>移送取扱所</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>一般取扱所</td> <td>545</td> <td>3</td> <td></td> <td>1</td> <td>538</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>337</td> </tr> </tbody> </table>	種別	総 数	単 独						混 在	立入検査実施延回数	第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類	製造所等	3,243	9	1	3	3,207	7	3	13	2,223	製造所	22				18	1		3	18	貯蔵所	2,144	5	1	2	2,120	6	3	7	1,421	屋内貯蔵所	218	5	1	1	197	6	1	7	136	屋外タンク貯蔵所	474				472		2		270	屋内タンク貯蔵所	64				64				35	地下タンク貯蔵所	601			1	600				448	簡易タンク貯蔵所	14				14				6	移動タンク貯蔵所	717				717				494	屋外貯蔵所	56				56				32	取扱所	1,007	4		1	1,069			3	784	給油取扱所	489				489				416	第一種販売取扱所	8	1			7				13	第二種販売取扱所	5				5				14	移送取扱所	30				30				18	一般取扱所	545	3		1	538			3	337	時点修正
種別	数	単 独						混 在	立入検査実施延回数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
製造所等	3,122	0	1	2	3,099	7	5	11	1,932																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
貯蔵所	2,065	5	1	1	2,049	0	5	7	1,109																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
屋内貯蔵所	212	5	1	1	195	0	1	7	134																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
屋外タンク貯蔵所	473				468		2		105																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
屋内タンク貯蔵所	25				25				25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
地下タンク貯蔵所	112				112				208																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
簡易タンク貯蔵所	13				13				6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
移動タンク貯蔵所	722				722				272																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
屋外貯蔵所	22				22				22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
取扱所	1,052	4		1	1,047			2	714																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
給油取扱所	472				472				274																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第一種販売取扱所	3	1			7				2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第二種販売取扱所	2				5				14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
移送取扱所	22				22				9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
一般取扱所	512	5		1	512			2	311																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
種別	総 数	単 独						混 在	立入検査実施延回数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
製造所等	3,243	9	1	3	3,207	7	3	13	2,223																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
製造所	22				18	1		3	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
貯蔵所	2,144	5	1	2	2,120	6	3	7	1,421																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
屋内貯蔵所	218	5	1	1	197	6	1	7	136																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
屋外タンク貯蔵所	474				472		2		270																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
屋内タンク貯蔵所	64				64				35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
地下タンク貯蔵所	601			1	600				448																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
簡易タンク貯蔵所	14				14				6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
移動タンク貯蔵所	717				717				494																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
屋外貯蔵所	56				56				32																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
取扱所	1,007	4		1	1,069			3	784																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
給油取扱所	489				489				416																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第一種販売取扱所	8	1			7				13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第二種販売取扱所	5				5				14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
移送取扱所	30				30				18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
一般取扱所	545	3		1	538			3	337																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
443	図表 2-13	(削除)	表2-1-12-1 救護センター	救護センター廃止に伴う修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
444	図表 2-14	<p>表2-1-13-1 備蓄品の備蓄場所、品目 (表中)</p> <table border="1"> <tr> <td>東区 13</td> <td>山の下まちづくりセンター</td> <td>古川町4-12</td> </tr> <tr> <td>中央区 19</td> <td>沼垂小学校</td> <td>鏡が岡5-5</td> </tr> <tr> <td>江南区 29</td> <td>両川中学校</td> <td>酒屋702-1</td> </tr> <tr> <td>秋葉区 35</td> <td>小須戸ふれあい会館</td> <td>矢代田35</td> </tr> <tr> <td>秋葉区 36</td> <td>結小学校</td> <td>結132</td> </tr> <tr> <td>南区 37</td> <td>味方出張所</td> <td>味方1544</td> </tr> <tr> <td>南区 38</td> <td>月潟出張所</td> <td>月潟544</td> </tr> <tr> <td>南区 39</td> <td>旧農業会館</td> <td>親和町6-5</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南区 40</td> <td>大鷲小学校</td> <td>東笠巻1202</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西区 41</td> <td>西出張所分庁舎</td> <td>内野町471</td> </tr> <tr> <td>西区 42</td> <td>西新潟市民会館</td> <td>小針2-24-1</td> </tr> <tr> <td>西区 43</td> <td>真砂小学校</td> <td>真砂3-24-1</td> </tr> <tr> <td>西区 44</td> <td>坂井輪小学校</td> <td>坂井東1-2-1</td> </tr> <tr> <td>西区 45</td> <td>坂井東小学校</td> <td>坂井東5-17-1</td> </tr> <tr> <td>西区 46</td> <td>山田小学校</td> <td>山田2781-2</td> </tr> <tr> <td>西区 47</td> <td>中野小屋中学校</td> <td>中野小屋932</td> </tr> <tr> <td>西区 48</td> <td>赤塚中学校</td> <td>赤塚5590</td> </tr> <tr> <td>西蒲区 49</td> <td>防災資材倉庫</td> <td>三方24</td> </tr> <tr> <td>西蒲区 50</td> <td>善光寺倉庫</td> <td>善光寺112-3</td> </tr> </table>	東区 13	山の下まちづくりセンター	古川町4-12	中央区 19	沼垂小学校	鏡が岡5-5	江南区 29	両川中学校	酒屋702-1	秋葉区 35	小須戸ふれあい会館	矢代田35	秋葉区 36	結小学校	結132	南区 37	味方出張所	味方1544	南区 38	月潟出張所	月潟544	南区 39	旧農業会館	親和町6-5	(削除)			南区 40	大鷲小学校	東笠巻1202	(削除)			西区 41	西出張所分庁舎	内野町471	西区 42	西新潟市民会館	小針2-24-1	西区 43	真砂小学校	真砂3-24-1	西区 44	坂井輪小学校	坂井東1-2-1	西区 45	坂井東小学校	坂井東5-17-1	西区 46	山田小学校	山田2781-2	西区 47	中野小屋中学校	中野小屋932	西区 48	赤塚中学校	赤塚5590	西蒲区 49	防災資材倉庫	三方24	西蒲区 50	善光寺倉庫	善光寺112-3	<p>表2-1-13-1 備蓄品の備蓄場所、品目 (表中)</p> <table border="1"> <tr> <td>東区 13</td> <td>大山台ホーム</td> <td>大山 2-13-1</td> </tr> <tr> <td>中央区 19</td> <td>沼垂小学校</td> <td>鏡が丘5-5</td> </tr> <tr> <td>江南区 29</td> <td>両川中学校</td> <td>酒屋687-1</td> </tr> <tr> <td>秋葉区 35</td> <td>ふれあい会館</td> <td>矢代田35-1</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南区 36</td> <td>味方出張所</td> <td>味方1544</td> </tr> <tr> <td>南区 37</td> <td>月潟出張所</td> <td>月潟544</td> </tr> <tr> <td>南区 38</td> <td>旧農業会館</td> <td>親和町6-5</td> </tr> <tr> <td>南区 39</td> <td>旧新飯田中学校</td> <td>新飯田1104-1</td> </tr> <tr> <td>南区 40</td> <td>大鷲小学校</td> <td>東笠巻1202</td> </tr> <tr> <td>南区 41</td> <td>カルチャーセンター</td> <td>上下諏訪木1811</td> </tr> <tr> <td>西区 42</td> <td>西出張所分庁舎</td> <td>内野町471</td> </tr> <tr> <td>西区 43</td> <td>西新潟市民会館</td> <td>小針2-24-1</td> </tr> <tr> <td>西区 44</td> <td>真砂小学校</td> <td>真砂3-24-1</td> </tr> <tr> <td>西区 45</td> <td>坂井輪小学校</td> <td>坂井東1-2-1</td> </tr> <tr> <td>西区 46</td> <td>坂井東小学校</td> <td>坂井東5-17-1</td> </tr> <tr> <td>西区 47</td> <td>山田小学校</td> <td>山田2781-2</td> </tr> <tr> <td>西区 48</td> <td>中野小屋中学校</td> <td>中野小屋932</td> </tr> <tr> <td>西区 49</td> <td>赤塚中学校</td> <td>赤塚5590</td> </tr> <tr> <td>西蒲区 50</td> <td>防災資材倉庫</td> <td>三方24</td> </tr> <tr> <td>西蒲区 51</td> <td>善光寺倉庫</td> <td>善光寺112-3</td> </tr> </table>	東区 13	大山台ホーム	大山 2-13-1	中央区 19	沼垂小学校	鏡が丘5-5	江南区 29	両川中学校	酒屋687-1	秋葉区 35	ふれあい会館	矢代田35-1	(追加)			南区 36	味方出張所	味方1544	南区 37	月潟出張所	月潟544	南区 38	旧農業会館	親和町6-5	南区 39	旧新飯田中学校	新飯田1104-1	南区 40	大鷲小学校	東笠巻1202	南区 41	カルチャーセンター	上下諏訪木1811	西区 42	西出張所分庁舎	内野町471	西区 43	西新潟市民会館	小針2-24-1	西区 44	真砂小学校	真砂3-24-1	西区 45	坂井輪小学校	坂井東1-2-1	西区 46	坂井東小学校	坂井東5-17-1	西区 47	山田小学校	山田2781-2	西区 48	中野小屋中学校	中野小屋932	西区 49	赤塚中学校	赤塚5590	西蒲区 50	防災資材倉庫	三方24	西蒲区 51	善光寺倉庫	善光寺112-3	備蓄倉庫の移動による修正等																																																																																																																																																																																																																								
東区 13	山の下まちづくりセンター	古川町4-12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
中央区 19	沼垂小学校	鏡が岡5-5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
江南区 29	両川中学校	酒屋702-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
秋葉区 35	小須戸ふれあい会館	矢代田35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
秋葉区 36	結小学校	結132																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
南区 37	味方出張所	味方1544																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
南区 38	月潟出張所	月潟544																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
南区 39	旧農業会館	親和町6-5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(削除)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
南区 40	大鷲小学校	東笠巻1202																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(削除)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
西区 41	西出張所分庁舎	内野町471																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
西区 42	西新潟市民会館	小針2-24-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
西区 43	真砂小学校	真砂3-24-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
西区 44	坂井輪小学校	坂井東1-2-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
西区 45	坂井東小学校	坂井東5-17-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
西区 46	山田小学校	山田2781-2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
西区 47	中野小屋中学校	中野小屋932																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
西区 48	赤塚中学校	赤塚5590																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
西蒲区 49	防災資材倉庫	三方24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
西蒲区 50	善光寺倉庫	善光寺112-3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
東区 13	大山台ホーム	大山 2-13-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
中央区 19	沼垂小学校	鏡が丘5-5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
江南区 29	両川中学校	酒屋687-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
秋葉区 35	ふれあい会館	矢代田35-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(追加)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
南区 36	味方出張所	味方1544																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
南区 37	月潟出張所	月潟544																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
南区 38	旧農業会館	親和町6-5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
南区 39	旧新飯田中学校	新飯田1104-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
南区 40	大鷲小学校	東笠巻1202																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
南区 41	カルチャーセンター	上下諏訪木1811																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
西区 42	西出張所分庁舎	内野町471																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
西区 43	西新潟市民会館	小針2-24-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
西区 44	真砂小学校	真砂3-24-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
西区 45	坂井輪小学校	坂井東1-2-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
西区 46	坂井東小学校	坂井東5-17-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
西区 47	山田小学校	山田2781-2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
西区 48	中野小屋中学校	中野小屋932																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
西区 49	赤塚中学校	赤塚5590																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
西蒲区 50	防災資材倉庫	三方24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
西蒲区 51	善光寺倉庫	善光寺112-3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
445	図表 2-14	<p>西蒲区 51 中之口出張所 中之口626 西蒲区 52 岩室出張所 西中860 西蒲区 53 ふれあい福祉センター倉庫 巻甲4368 西蒲区 54 やすらぎ会館プレハブ倉庫 巻甲121-1 西蒲区 55 巻ふるさと会館 五ヶ浜2237 西蒲区 56 間瀬公民館 間瀬4278-1 西蒲区 57 潟東東小学校 大原2397 西蒲区 58 潟東西小学校 横戸135</p>	<p>西蒲区 52 中之口出張所 中之口626 西蒲区 53 岩室出張所 西中860 西蒲区 54 ふれあい福祉センター倉庫 巻甲4368 西蒲区 55 やすらぎ会館プレハブ倉庫 巻甲121 西蒲区 56 巻ふるさと会館 五ヶ浜2237 西蒲区 57 間瀬公民館 間瀬4278-1 西蒲区 58 潟東東小学校 大原2397 西蒲区 59 潟東西小学校 横戸135</p>	備蓄倉庫の移動による修正等
446	図表 2-16	<p>備蓄品目・備蓄数量 (表中) 備蓄品目 保存年数 備蓄目標量 アルファ化米 5年 98,000食 お粥 3年 16,400食 保存飲料水 5年 73,500ℓ 粉ミルク 18ヶ月 871ℓ (削除) 哺乳瓶 二 880本 哺乳瓶用消毒剤 3年 6,642錠 プラスチックコップ 二 17,720個 携帯トイレ 7年 110,900袋 トイレレットペーパー 二 12,603巻 洋式便座 二 369台 乳幼児用紙おむつ 2年程度 19,160枚 大人用紙おむつ 2年程度 1,940枚 尿とりパッド 2年程度 4,840枚 生理用品 2年程度 44,400枚 バック毛布 10年 24,300枚 (削除) (削除) 石油ストーブ 二 369台 簡易コンロセット 二 173台 カセットガス式発電機 二 173台 カセットボンベ 二 8,304本 投光器 二 173台 コードリール 二 173台</p>	<p>備蓄品目・備蓄数量 (表中) 備蓄品目 保存年数 備蓄目標量 災害備蓄用アルファ米 5年 100,000食 缶入り粥 3年 15,000缶 (追加) 幼児用粉ミルク 18ヶ月 900ℓ 保存飲料水 5年 39,000ℓ (追加) (追加) (追加) 災害用簡易トイレ 7年 114,000袋 (追加) (追加) 幼児用おむつ 2年程度 24,300枚 高齢者用おむつ 2年程度 1,420枚 尿とりパッド 2年程度 4,260枚 生理用品 2年程度 45,600枚 バック毛布 10年 24,300枚 哺乳瓶 二 900本 哺乳瓶用消毒剤 3年 385個 石油ストーブ 二 167台 (追加) (追加) (追加) (追加) (追加) (追加)</p>	人口構成の変動や目標量根拠の見直し、現状の品目に合わせた修正等
447	図表 2-16	<p>※目標量は、平成25年5月時点の住民基本台帳人口及び外国人登録者数で算出。 ※その他、避難所運営用の備品を各避難所に配備。 ※お粥は5年、保存飲料水は7年、携帯トイレは15年保存可のものに移行中。</p>	(追加)	人口構成の変動や目標量根拠の見直し、現状の品目に合わせた修正等

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
448	図表 2-32 ～	<p>表2-2-3-1 法指定された土砂災害危険箇所 表2-3-4-1 法指定された土砂災害危険箇所 (表中) 秋葉区朝日 アタサカ第二 特別警戒区域 二 一の沢 特別警戒区域 二 けやき谷第二 特別警戒区域 二 秋葉区天ヶ沢 大沢1 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○ 大沢2 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○ 天ヶ沢1 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○ 天ヶ沢2 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○ 秋葉区金津 金津(8) 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○ 金津(9) 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 二 金津(10) 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○ 金津(11) 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p>	<p>表2-2-3-1 法指定された土砂災害危険箇所 表2-3-4-1 法指定された土砂災害危険箇所 (表中) 秋葉区朝日 アタサカ第二 特別警戒区域 (追加) 一の沢 特別警戒区域 (追加) けやき谷第二 特別警戒区域 (追加) 秋葉区天ヶ沢 (追加) 秋葉区金津 (追加)</p>	時点修正
449	図表 2-32 ～	<p>秋葉区草水町1丁目 中の沢 草水町5 草水町6 草水町7 高坪川 秋葉区草水町3丁目 中ノ沢 草水川 草水町1 草水町2 草水町3 草水町4 草水町8 秋葉区小口 境沢(1) 特別警戒区域 二 境沢(2) 特別警戒区域 二 境沢(3) 特別警戒区域 二 境沢(4) 特別警戒区域 二 境沢(5) 特別警戒区域 二 境沢(6) 特別警戒区域 二 秋葉区小口 桐ノ木沢(3) 五泉市下条 桐ノ木沢(1) 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p>	<p>秋葉区草水町 中の沢 草水町5 草水町6 草水町7 高坪川 中ノ沢 草水川 草水町1 草水町2 草水町3 草水町4 草水町8 秋葉区小口 境沢(1) 特別警戒区域 (追加) 境沢(2) 特別警戒区域 (追加) 境沢(3) 特別警戒区域 (追加) 境沢(4) 特別警戒区域 (追加) 境沢(5) 特別警戒区域 (追加) 境沢(6) 特別警戒区域 (追加) 秋葉区小口・五泉市下 桐ノ木 (追加) (3) (追加)</p>	時点修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
450	図表 2-32 ～	秋葉区塩谷 塩谷1-1 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○	秋葉区塩谷 (追加)	時点修正
		秋葉区田家1、3丁目 田家1 秋葉区田家2丁目 程島川1 程島川2 秋葉区田家3丁目 田家川 田家2	秋葉区田家 田家1 程島川1 程島川2 田家川 田家2	
		秋葉区東島 東島2-1 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○ 東島2-2 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○	秋葉区東島 (追加)	
		秋葉区割町 練鍛治沢	秋葉区割町 練鍛治沢	
		秋葉区秋葉一丁目 秋葉川 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○	(追加)	
		秋葉区秋葉2丁目 秋葉(1) 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○ 秋葉(2) 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○ 秋葉(2)-2 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○		
		秋葉(3) 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○		

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
451	図表 2-32 ～	<p>秋葉区鎌倉 鎌倉 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>鎌倉(2) 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>西蒲区伏部 丸山 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>廻立 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>釜ノ口 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>西蒲区岩室温泉 カウラビ沢 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>宝来沢 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>岩室 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>岩室・湯山 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>岩室中 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>岩室右 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>岩室左 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>岩室払川 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>樋曾Ⅲ-1 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>権吉川 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>石瀬2 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>西蒲区福井 乳母谷 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>大入 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>本間ヶ入 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>按本 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>治郎右工門ヶ入 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>能谷 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>甚右工門谷 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>福井 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>落ヶ谷 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>瀧ヶ石 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p>	(追加)	時点修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
452		<p>西蒲区稲島 セイガン坂 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>吾安寺 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>大沢 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>居掛 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 二</p> <p>山王の沢 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 二</p> <p>明後沢 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>椿沢 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 二</p> <p>稲島 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>稲島Ⅲ(1)-1 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>稲島Ⅲ(1)-2 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>稲島Ⅲ(2) 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>蛇馬味 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>馬渡 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p>	(追加)	時点修正
453		<p>西蒲区竹野町 竹野町 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>竹野町(2) 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>西蒲区越前浜 越前浜 土砂災害の原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p> <p>越前浜 土砂災害の原因となる自然現象の種類 土石流 警戒区域 ○ 特別警戒区域 ○</p>	(追加)	時点修正
454	図表 2-39	<p>表2-2-4-1 避難場所等の所在地</p> <p>表2-3-4-1 避難場所等の所在地</p> <p>北区 避難所 (表中)</p> <p>旧埋蔵文化財センター (削除)</p>	<p>表2-2-4-1 避難場所等の所在地</p> <p>表2-3-4-1 避難場所等の所在地</p> <p>北区 避難所 (表中)</p> <p>旧埋蔵文化財センター TEL 025-255-2006</p>	移転に伴う電話回線撤去
455	図表 2-46	<p>中央区 避難所 (表中)</p> <p>高志中等教育学校</p> <p>万代市民会館 地震時避難可能面積(㎡)・避難可能人員数 1,777・888 洪水時避難可能面積(㎡)・避難可能人員数 1,597・1,597</p>	<p>中央区 避難所 (表中)</p> <p>高志高等学校</p> <p>万代市民会館 地震時避難可能面積(㎡)・避難可能人員数 374・187 洪水時避難可能面積(㎡)・避難可能人員数 374・374</p>	<p>・名称変更</p> <p>・指定変更による修正</p>
456	図表 2-47	<p>中央区 避難所 (表中)</p> <p>白山コミュニティハウス</p>	<p>中央区 避難所 (表中)</p> <p>コミュニティ「ふれあい白山」</p>	名称変更

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
457	図表 2-49	<p>江南区 避難所 (表中) 横越中央保育園 所在地 横越中央3丁目2番8号 地震時避難可能面積(m²)・避難可能人員数 639・319 洪水時避難可能面積(m²)・避難可能人員数 258・258</p>	<p>江南区 避難所 (表中) 横越中央保育園 所在地 横越中央2丁目6番20号 地震時避難可能面積(m²)・避難可能人員数 494・247 洪水時避難可能面積(m²)・避難可能人員数 98・98</p>	移転に伴う所在地等の変更
458	図表 2-52 53	<p>秋葉区 避難所 (表中) 秋葉区総合体育館 所在地 程島2009番地 TEL 0250-25-2400 階数 2 地震時避難可能面積(m²)・避難可能人員数 3,162・1,580 洪水時避難可能面積(m²)・避難可能人員数 597・597</p> <p>(削除)</p> <p>金津小学校 避難可能場所 2階以上 洪水時避難可能面積(m²)・避難可能人員数 1,015・1,015</p> <p>金津中学校 避難可能場所 2階以上 洪水時避難可能面積(m²)・避難可能人員数 1,270・1,270</p> <p>金津保育園 避難可能場所 2階以上 洪水時避難可能面積(m²)・避難可能人員数 141・141</p>	<p>秋葉区 避難所 (表中) (追加)</p> <p>新津地区市民会館</p> <p>金津小学校 避難可能場所 全階可 洪水時避難可能面積(m²)・避難可能人員数 2,291・2,291</p> <p>金津中学校 避難可能場所 全階可 洪水時避難可能面積(m²)・避難可能人員数 2,469・2,469</p> <p>金津保育園 避難可能場所 全階可 洪水時避難可能面積(m²)・避難可能人員数 354・354</p>	指定変更等による修正
459	図表 2-57 58	<p>南区 避難所 (表中) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>南区 避難所 (表中) 小林保育園 大鷲保育園 根岸保育園 にししろね保育園 新飯田保育園 あじほ保育園 月潟保育園</p> <p>(省略)</p> <p>公民館七穂第2分館 (省略)</p> <p>白根地区勤労者福祉センター 老人福祉センター白寿荘 (省略)</p>	指定廃止による修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
460	図表 2-58	<p>南区 避難所 (表中) 味方出張所 所在地 味方1544番地 TEL 025-372-6805 階数 3 地震時避難可能面積(m²)・避難可能人員数 216・108 洪水時避難の可否 ○ 洪水時避難可能場所 3階以上 洪水時避難可能面積(m²)・避難可能人員数 216・216</p> <p>白根児童センター 地震時避難可能面積(m²)・避難可能人員数 770・385 洪水時避難可能面積(m²)・避難可能人員数 770・770</p> <p>旧南区白根健康センター</p>	<p>南区 避難所 (表中) (追加)</p> <p>白根児童センター 地震時避難可能面積(m²)・避難可能人員数 2,544・1,272 洪水時避難可能面積(m²)・避難可能人員数 1,272・1,272</p> <p>(追加) 南区白根健康センター</p>	<p>新たな指定による修正及び避難可能面積の修正</p>
461	図表 2-60	<p>南区 一時避難所 (表中) 白根排水機場跡地 所在地 下塩俣933番地</p>	<p>南区 一時避難所 (表中) 白根排水機場跡地 所在地 下俣933番地</p>	<p>所在地の修正</p>
462	図表 2-65	<p>西蒲区 避難所 (表中) (削除)</p>	<p>西蒲区 避難所 (表中) 松野尾保育園</p>	<p>指定廃止による修正</p>
463	図表 2-66	<p>西蒲区 避難所 (表中) 潟東農村環境改善センター TEL 0256-86-3310 (省略)</p> <p>松野尾地域コミュニティセンター 所在地 松野尾2852番地3 TEL 0256-78-8893 階数 1 地震時避難可能面積(m²)・避難可能人員数 256・128 洪水時避難の可否 ○ 洪水時避難可能場所 全階可 洪水時避難可能面積(m²)・避難可能人員数 256・256</p>	<p>西蒲区 避難所 (表中) 潟東農村環境改善センター TEL 0256-86-2311 (省略)</p> <p>(追加)</p>	<p>電話番号の修正及び新たな指定による修正</p>
464	図表 2-68	<p>福祉避難所 福祉避難所とは、災害時に学校などの一般避難所において、避難所生活が困難な高齢者や障がいのある人など、何らかの特別な配慮を必要とする方が避難する施設です。 福祉避難所は、必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から福祉避難所として利用することはできません。</p>	<p>(追加)</p>	<p>福祉避難所の所在地等の追加</p>

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
465	図表 2-68	<u>北区</u> <u>デイサービスセンター（施設名・所在地・TEL）</u> 老人デイサービスセンターさわやか・東栄町1丁目1番35号・025-384-7511 <u>特別養護老人ホーム（施設名・所在地・TEL）</u> 愛宕の園・松潟1510番地・025-255-7181 ながうらの郷・上土地亀2433番地1・025-386-1188 なぎさの里・島見町4524番地13・025-255-3710 まつはま園・太夫浜1747番地・025-259-8533 ほうせい園・豊塚618番地・025-387-0900 <u>障害者福祉関連施設（施設名・所在地・TEL）</u> 太陽の村・太夫浜675・025-258-6337 松潟の園・松潟1482番地1・025-258-0002	(追加)	福祉避難所の所在地等の追加
466	図表 2-68	<u>東区</u> <u>デイサービスセンター（施設名・所在地・TEL）</u> 老人デイサービスセンター大山台・大山2丁目13番1号・025-271-6700 <u>特別養護老人ホーム（施設名・所在地・TEL）</u> あしぬま荘・はなみずき2丁目3番7号・025-271-1016 大山台ホーム・大山2丁目13番1号・025-271-6700 河渡の郷・河渡2丁目4番65号・025-270-1414 桃山園・桃山町1丁目14番地7・025-279-4151 山王苑にいがた・海老ヶ瀬643番地・025-278-9055 新潟東愛宕の園・中野山4丁目6番1号・025-257-6010 風の笛・下木戸2丁目28番13号・025-271-7700 <u>障害者福祉関連施設（施設名・所在地・TEL）</u> 福祉事業所ハーモニー・東中島2丁目18番6・025-277-6477	(追加)	福祉避難所の所在地等の追加
467	図表 2-68	<u>中央区</u> <u>デイサービスセンター（施設名・所在地・TEL）</u> 老人デイサービスセンター本町・本町通1番町168番地2・025-227-5802 <u>特別養護老人ホーム（施設名・所在地・TEL）</u> おもと園・鳥屋野4丁目17番5号・025-283-5060 康和園・附船町1丁目4378・025-228-2861 江東園・姥ヶ山359番地1・025-287-5201 ばんだい桜園・幸西4丁目5番15号・025-290-2222 白山やすらぎ・川岸町2丁目1-20・025-230-0111 美咲の里・美咲町1丁目23番43号・025-288-5221	(追加)	福祉避難所の所在地等の追加
468	図表 2-68	<u>江南区</u> <u>デイサービスセンター（施設名・所在地・TEL）</u> 老人デイサービスセンター向陽園・亀田向陽2丁目6番1号・025-381-1960 <u>特別養護老人ホーム（施設名・所在地・TEL）</u> いなほの郷・大淵715番地1・025-278-5515 横雲の里・阿賀野1丁目2番1号・0250-61-5555 向陽の里・亀田向陽2丁目6番1号・025-382-8222 ソフィア輝・三百地2312番地3・025-277-8820 にいがた恵風園・錦潟新田382番地・025-280-3370 にいがた新生園・曾川甲1333番地1・025-281-5775 <u>障害者福祉関連施設（施設名・所在地・TEL）</u> あさひ園・亀田向陽2-6-1・025-382-8222	(追加)	福祉避難所の所在地等の追加

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
469	図表 2-68	<p><u>秋葉区</u> <u>デイサービスセンター（施設名・所在地・TEL）</u> 老人デイサービスセンター小須戸・小須戸3870番地6・0250-38-5880</p> <p><u>特別養護老人ホーム（施設名・所在地・TEL）</u> かんばらの里・古田字南613番地1・0250-25-1102 こぐち苑・小口443番地・0250-21-0007 はさきの里・七日町2186番地9・0250-23-6511 こすど蒼丘の里・矢代田3092番地12・0250-61-0333 あがうら・東金沢1459番地5・0250-22-4877</p> <p><u>障害者支援関連施設（施設名・所在地・TEL）</u> 満日の里・七日町6086番地・0250-25-3340</p>	(追加)	福祉避難所の所在地等の追加
470	図表 2-68	<p><u>南区</u> <u>デイサービスセンター（施設名・所在地・TEL）</u> 老人デイサービスセンター味方・味方583番地1・025-373-6141</p> <p><u>特別養護老人ホーム（施設名・所在地・TEL）</u> しなの園・庄瀬8120番地・025-373-3773 白根やすらぎの里・鷲ノ木新田4018番地1・025-362-7660 にいだの里・新飯田2545番地1・025-374-1007</p>	(追加)	福祉避難所の所在地等の追加
471	図表 2-68	<p><u>西区</u> <u>デイサービスセンター（施設名・所在地・TEL）</u> 老人デイサービスセンター黒埼荘・緒立流通2丁目4番地1・025-377-1200</p> <p><u>特別養護老人ホーム（施設名・所在地・TEL）</u> 有明園・西有明町1番47号・025-231-2615 うちの桜園・内野温端2090番地・025-264-6611 黒埼の里・金巻728番地・025-377-1116 ジェロントピア新潟・山田3487番地・025-379-1181 松風園・赤塚4782番地・025-239-3981 新潟あそか苑・大友141番地1・025-263-8411 白鳥の里・小新1140番地1・025-265-7111 はまゆう・上新栄町1丁目2番12号・025-260-9555 穂波の里・新通4734番地・025-269-1600</p> <p><u>障害者支援関連施設（施設名・所在地・TEL）</u> 新潟みずほ園・小見郷屋107番地2・025-262-0044 第2みずほ園・小見郷屋58番4・025-261-2211 十字園・上新栄町1-2-12・025-269-4001 みのり園・藤野木51番地・025-262-0075</p>	(追加)	福祉避難所の所在地等の追加
472	図表 2-68	<p><u>西蒲区</u> <u>デイサービスセンター（施設名・所在地・TEL）</u> 老人デイサービスセンター巻・巻甲4363番地・0256-73-4033</p> <p><u>特別養護老人ホーム（施設名・所在地・TEL）</u> 中之口愛宕の園・福島305番地1・025-375-8811 虹の里・称名825番地・0256-86-3770 白寿荘東・巻甲4370番地・0256-72-5531 白寿荘西・巻甲4363番地・0256-72-1077 花見の里・大湯198番地・0256-88-5633</p> <p><u>障害者支援関連施設（施設名・所在地・TEL）</u> かたくりの里・橋本88-1・0256-82-1811</p>	(追加)	福祉避難所の所在地等の追加

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
473	図表 2-72	<p>表2-4-2-1 津波避難ビルの所在地等 東区 (施設名・所在地・避難場所等・収容可能見込数(人)) (表中)</p> <p>東山の下小学校 ・藤見町1丁目23番57号 ・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が者が 開錠 ・3,710</p> <p>下山小学校 ・太平2丁目18番地 ・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が者が開錠 ・ 2,080</p> <p>木戸小学校 ・中山4丁目1番1号 ・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が者が開錠 ・ 2,770</p> <p>竹尾小学校 ・竹尾2丁目18番1号 ・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が者が開錠 ・1,920</p> <p>下山中学校 ・下山1丁目120番地 ・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が者が開錠 ・2,800</p> <p>東新潟中学校 ・山木戸1丁目2番1号 ・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が者が開錠 ・2,920</p> <p>木戸中学校 ・上木戸5丁目1番1号 ・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が者が開錠 ・3,520</p> <p>大形中学校 ・海老ヶ瀬122番地1 ・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が者が開錠 ・1,970</p> <p>東区役所 ・下木戸1丁目4番1号 ・建物3階以上 ※1 ・6,520</p> <p>山の下まちづくりセンター(旧東区役所) ・古川町4番12号 建物3階以上 ※1夜間休日は 協力が者が開錠 ・1,220</p> <p>新潟臨港病院 ・桃山町1丁目114番地3 ・3階～7階 廊下、共用スペース ・2,130</p>	<p>表2-4-2-1 津波避難ビルの所在地等 東区 (施設名・所在地・避難場所等・収容可能見込数(人)) (表中)</p> <p>(追加)</p>	津波避難ビルの追加
474	図表 2-72	<p>中央区 (施設名・所在地・避難場所等・収容可能見込数(人)) (表中)</p> <p>(削除)</p>	<p>中央区 (施設名・所在地・避難場所等・収容可能見込数(人)) (表中)</p> <p>ニイガタ和光ホテル 東大通1丁目7番20号 3～屋上階 廊下、ベランダ 500</p>	津波避難ビルの指定解除に伴う修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
475	図表 2-72	<p>中央区 (施設名・所在地・避難場所等・収容可能見込数(人)) (表中)</p> <p>関屋小学校・関屋下川原町2丁目664番地・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が が開錠・1,850 鏡淵小学校・白山浦1丁目207番地の3・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が が開錠・960 新潟小学校・東大通1番町679番地・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開 錠・3,810 湊小学校・古町通13番町2900番地の2・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開 錠・2,000 沼垂小学校・中央区鏡が岡5番5号・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開錠・ 2,640 上所小学校・近江3丁目2番1号・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開錠・ 3,160 鳥屋野小学校・美咲町2丁目4番7号・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開錠 ・3,430 笹口小学校・笹口2番47号・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開錠・1,010 女池小学校・女池6丁目4番1号・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開錠・ 2,760 有明台小学校・有明台4番1号・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開錠・ 1,650 上山小学校・女池上山1丁目1番28号・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開錠 ・2,440 紫竹山小学校・紫竹山1丁目12番1号・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開 錠・2,450</p>	<p>中央区 (施設名・所在地・避難場所等・収容可能見込数(人)) (表中)</p> <p>(追加)</p>	津波避難ビルの追加
476	図表 2-72	<p>中央区 (施設名・所在地・避難場所等・収容可能見込数(人)) (表中)</p> <p>鳥屋野中学校・女池4丁目31番1号・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開錠 ・2,540 白新中学校・川岸町2丁目4番地・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開錠・ 3,310 寄居中学校・寓所通2番町592番地の12・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が が開錠・1,690 上山中学校・女池上山5丁目1番13号・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開錠 ・3,020 高志中等教育学校・高志1丁目15番1号・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が 開錠・5,570 教育相談センター・西大畑町458番地1・建物3階以上 ※1夜間休日は協力が開錠・ 1,450 万代市民会館・東万代町9番1号・建物3階以上 ※1夜間休日は協力が開錠・1,610 関屋コミュニティハウス・関屋田町4丁目566番地1・建物3階以上 ※1夜間休日は協 力が開錠・80 二葉コミュニティハウス・古町通13番町5148番地2・建物4階以上 ※1夜間休日は協 力が開錠・250 北部総合コミュニティセンター・附船町1丁目4385番地1・建物3階以上 ※1夜間休日は 協力が開錠・350 駅南コミュニティセンター・米山4丁目12番20号・建物3階以上 ※1夜間休日は協 力が開錠・340 寄居コミュニティハウス・西大畑町617番地・建物3階以上 ※1夜間休日は協力が開錠 ・180</p>	<p>中央区 (施設名・所在地・避難場所等・収容可能見込数(人)) (表中)</p> <p>(追加)</p>	津波避難ビルの追加

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
477	図表 2-72	<p>中央区 (施設名・所在地・避難場所等・収容可能見込数(人)) (表中)</p> <p>クロスバルにいがた・礎町通3ノ町2086番地・建物3階以上 ※1夜間休日は協力者が開錠・2040 中央図書館・明石2丁目1番10号・建物3階以上 ※1夜間休日は協力者が開錠・540 新潟市総合福祉会館・八千代1丁目3番1号・建物4階以上 ※1夜間休日は協力者が開錠・1620 南地区センター・新和3丁目3番1号・建物3階以上 ※1・1180 市役所(本館)・学校町通1番町602番地1・建物5階以上 ※1・1830 関屋大川前住宅・関屋大川前1丁目2番20号・建物3階以上 外廊下 ※1・450 稲荷町住宅・稲荷町3527番地・建物3階以上 外廊下 ※1・740 窪田町住宅・窪田町4丁目243番地1・建物3階以上 外廊下 ※1・230 西湊町通1ノ町住宅・西湊町通1ノ町2691番地4・建物3階以上 外廊下 ※1・380 西湊町通2ノ町住宅・西湊町通2ノ町2680番地・建物3階以上 外廊下 ※1・330 シルバーハウジング早川町住宅・早川町3丁目3244番地・建物3階以上 外廊下 ※1・270 明石住宅・明石2丁目3番25号・建物4階以上 外廊下、4階屋上 ※1・470 カントリーホテル新潟・本町通6番町1140-1・3～14階廊下 屋外非常階段より昇降・340 ホテルダイヤモンド新潟・本町通6番町1099・3～8階共用廊下 屋外非常階段より昇降・420 朝日プラザ栗の木・沼垂東4丁目14-21・3～6階 廊下・70 ベルトピア新潟Ⅲ・長嶺町4-18・3～6階 廊下・120 アトール長嶺町・長嶺町4-23・3～12階 廊下・70 レジデンス若松・学校町3番町494番地12号・3～4階 中廊下・30 新潟日報メディアシップ・万代3丁目1番1号・2階日報ホール 4階みどりの広場・600</p>	<p>中央区 (施設名・所在地・避難場所等・収容可能見込数(人)) (表中)</p> <p>(追加)</p>	津波避難ビルの追加
478	図表 2-72	<p>江南区 (施設名・所在地・避難場所等・収容可能見込数(人))</p> <p>曾野木小学校・天野2丁目7番1号・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力者が開錠・2230 東曾野木小学校・鐘木214番地1・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力者が開錠・2270 曾野木中学校・曾野木387番地1・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力者が開錠・2590 曾野木住宅A号棟・曾野木1丁目21番1号・建物3階以上 外廊下、エレベータホール ※1・710 曾野木住宅C号棟・曾野木1丁目21番5号・建物3階以上 外廊下、エレベータホール ※1・470 曾野木住宅D号棟・曾野木1丁目21番6号・建物3階以上 外廊下 ※1・40</p>	<p>(追加)</p>	津波避難ビルの追加

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
479	図表 2-72	<p>西区 (施設名・所在地・避難場所等・収容可能見込数(人)) 箕木小学校・箕木1695番地・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開錠・970 東青山小学校・青山261番地1・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開錠・ 2,690 小針小学校・小針2丁目36番1号・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開錠・ 2,310 立仏小学校・立仏950番地・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開錠・3,090 坂井輪小学校・坂井東1丁目2番1号・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開錠 ・3,320 坂井東小学校・坂井東5丁目17番1号・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開 錠・2,520 新潟小学校・坂井東6丁目18番1号・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開錠 ・3,240 小針中学校・小針1丁目37番1号・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開錠・ 3,210 中野小中学校・中野小屋932番地・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開錠 ・800 小新中学校・小新西3丁目18番1号・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開錠 ・1,950 坂井輪中学校・寺尾上3丁目1番36号・校舎3階以上、屋上 ※1夜間休日は協力が開 錠・3,030 西区役所本館・寺尾東3丁目14番41号・建物3階以上 ※1・270 西新潟市民会館・小針2丁目24番1号・建物3階以上 ※1夜間休日は協力が開錠・ 170 黒埼市民会館・鳥原909番地1・建物3階以上 ※1夜間休日は協力が開錠・290 住宅型有料老人ホームボヌール寺尾・寺尾東3丁目14番46号・3階4階 廊下、ホー ル・132 イオン新潟青山店・青山2丁目5番1号・屋上駐車場・13,500</p>	(追加)	津波避難ビルの追加
480	図表 2-72	<p>西蒲区 (施設名・所在地・避難場所等・収容可能見込数(人)) 間瀬公民館・間瀬4287番地1・建物3階以上 ※1夜間休日は協力が開錠・100</p>	(追加)	津波避難ビルの追加
481	図表 3-3	<p>表3-1-2-1 応援要請先及び応援要請の連絡先 (表中) 北陸信越運輸局総務課 電話番号 平日昼間 025-285-9000 平日夜間・休日 025-285-9000 (省略) 新潟地方気象台 平日昼間 025-281-5872 平日夜間・休日 025-281-5872</p>	<p>表3-1-2-1 応援要請先及び応援要請の連絡先 (表中) 北陸信越運輸局総務課 電話番号 平日昼間 025-244-6111 平日夜間・休日 025-244-6111 (省略) 新潟地方気象台 平日昼間 025-244-1703 平日夜間・休日 025-244-1701</p>	所在地移動に伴う電話番号の修正
482	図表 3-3	<p>表3-1-4-11 市内及び隣接市町村の救急医療機関 (表中) 6 新潟大学医師学総合病院 その他欄 災害拠点病院 (省略) (削除) 9 猫山宮尾病院 から 17 済生会新潟第二病院</p>	<p>表3-1-4-11 市内及び隣接市町村の救急医療機関 (表中) 6 新潟大学医師学総合病院 その他欄 (追加) (省略) 9 田代消化器内科病院 から 10 猫山宮尾病院 18 済生会新潟第二病院</p>	指定状況変更に伴う修正等

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
483	図表 3-23	<p>表3-1-5-1 火葬場 (表中) 新津斎場 最大処理能力 9体/日 白根斎場 最大処理能力 12体/日 亀田斎場 所在地 江南区元町5丁目3番4号 最大処理能力 6体/日 巻斎場 所在地 西蒲区和納5770番地 最大処理能力 10体/日</p>	<p>表3-1-5-1 火葬場 (表中) 新津斎場 最大処理能力 12体/日 白根斎場 最大処理能力 8体/日 亀田斎場 所在地 江南区元島町5丁目3番4号 最大処理能力 18体/日 巻斎場 所在地 西蒲区和納5770 最大処理能力 5体/日</p>	最大処理能力等の修正
484	図表 3-24	<p>表3-2-1-1 関係機関の連絡先 表3-3-1-4 関係機関の連絡先 (表中) 新潟地方気象台 電話番号 平日昼間 025-281-5872 平日夜間・休日 025-281-5871 (省略) 新潟県警察本部(削除) (省略) 株式会社新潟総合テレビ(NST) 平日昼間 025-249-8900 平日夜間・休日 025-249-8900</p>	<p>表3-2-1-1 関係機関の連絡先 表3-3-1-4 関係機関の連絡先 (表中) 新潟地方気象台 電話番号 平日昼間 025-244-1703 平日夜間・休日 025-244-1701 (省略) 新潟県警察本部生活安全部 (省略) 株式会社新潟総合テレビ(NST) 平日昼間 025-245-8181 平日夜間・休日 025-245-8181</p>	所在地移動に伴う電話番号の修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
485	図表 3-32	図3-2-3-1 新潟市消防現勢分布 図3-3-3-1 新潟市消防現勢分布	図3-2-3-1 新潟市消防現勢分布 図3-3-3-1 新潟市消防現勢分布																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">局・署・出張所</th> <th>消防車両等</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>消防局(中央消防署と併設)</td> <td>SR1, L1, HR1</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td># (救急ステーション)</td> <td>SA1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>SR1, L1, HR1, SA1</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>北消防署本署</td> <td>CO1, SR1, P1, T1, L1, C1, ET1, SA2</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td># 松浜出張所</td> <td>P1, C1, SA1</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td># 岡方出張所(日中出向)</td> <td>P1, A1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>CO1, SR1, P3, T1, L1, C2, ET1, SA3, A1</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>東消防署本署</td> <td>CO1, SR1, L1, ET1, SA1</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td># 山の下出張所</td> <td>P1, C1, FC1, SA1</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td># 空港前出張所</td> <td>T1, C1</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td># 大形出張所</td> <td>P1, T1, SA1</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>CO1, SR1, P3, T2, L1, C2, FC1, ET1, SA3</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>中央消防署本署</td> <td>CO1, P1, ET1, SA1</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td># 礎出張所</td> <td>T1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td># 白山浦出張所</td> <td>T1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td># 附船出張所</td> <td>T1</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td># 下所島出張所</td> <td>P1, T1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td># 県庁前出張所</td> <td>RP1, CL1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td># 文京出張所</td> <td>P1, C1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td># 駅南出張所</td> <td>T1, SA2</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td># 沼垂出張所</td> <td>T1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td># 山鶴出張所</td> <td>P1, T1, SA1</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>CO1, RP1, P4, T7, CL1, C1, ET1, SA4</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>江南消防署本署</td> <td>CO1, SR1, P1, T1, L1, SA1</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td># 曾野木出張所</td> <td>T1, L1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td># 横越出張所</td> <td>P1, SA1, A1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>CO1, SR1, T2, P2, L2, SA2, A1</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>秋葉消防署本署</td> <td>CO1, SR1, P1, C1, L1, SC1, ET1, SA1, HS2</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td># 北上出張所</td> <td>P2, SA1</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td># 小須戸出張所</td> <td>P1, T1, A1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>CO1, SR1, P4, T1, C1, L1, ET1, SA3, A1, HS2</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>南消防署本署</td> <td>CO1, SR1, P2, L1, C1, SC1, ET1, SA1, A1</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td># 北部出張所</td> <td>T1, SA1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>CO1, SR1, P2, T1, L1, C1, SC1, ET1, SA2, A1</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>西消防署本署</td> <td>CO1, RP1, P1, L1, SA1, 除1</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td># 寺尾出張所</td> <td>P1, T1, A1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td># 小針出張所</td> <td>RP1, SA1, BW1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td># 赤塚出張所</td> <td>P1, T1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td># 黒塚出張所</td> <td>T1, SA1</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>CO1, RP2, P3, T3, L1, SA3, A1, BW1, 除1</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>西蒲消防署本署</td> <td>CO1, RP1, T1, L1, C1, ET1, SA1, A1</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td># 中之口出張所</td> <td>P1, SA1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td># 西川出張所</td> <td>P1, T1, SA1</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td># 高東出張所</td> <td>P1, SA1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td># 岩室出張所</td> <td>P1, T1, A1</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>CO1, RP1, P5, T3, L1, C1, ET1, SA5, A1</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>CO8, SR6, RP4, T20, P26, L9, CL1, C8, FC1, SC1, HR1, BW1, 除1, HS2, ET6, SA26, A6</td> <td>910</td> </tr> </tbody> </table>	局・署・出張所		消防車両等	人員	1	消防局(中央消防署と併設)	SR1, L1, HR1	129	2	# (救急ステーション)	SA1	6	小計		SR1, L1, HR1, SA1	135	1	北消防署本署	CO1, SR1, P1, T1, L1, C1, ET1, SA2	56	2	# 松浜出張所	P1, C1, SA1	21	3	# 岡方出張所(日中出向)	P1, A1	-	小計		CO1, SR1, P3, T1, L1, C2, ET1, SA3, A1	77	1	東消防署本署	CO1, SR1, L1, ET1, SA1	49	2	# 山の下出張所	P1, C1, FC1, SA1	21	3	# 空港前出張所	T1, C1	13	4	# 大形出張所	P1, T1, SA1	21	小計		CO1, SR1, P3, T2, L1, C2, FC1, ET1, SA3	104	1	中央消防署本署	CO1, P1, ET1, SA1	42	2	# 礎出張所	T1	12	3	# 白山浦出張所	T1	12	4	# 附船出張所	T1	13	5	# 下所島出張所	P1, T1	15	6	# 県庁前出張所	RP1, CL1	15	7	# 文京出張所	P1, C1	12	8	# 駅南出張所	T1, SA2	21	9	# 沼垂出張所	T1	12	10	# 山鶴出張所	P1, T1, SA1	21	小計		CO1, RP1, P4, T7, CL1, C1, ET1, SA4	175	1	江南消防署本署	CO1, SR1, P1, T1, L1, SA1	47	2	# 曾野木出張所	T1, L1	12	3	# 横越出張所	P1, SA1, A1	12	小計		CO1, SR1, T2, P2, L2, SA2, A1	71	1	秋葉消防署本署	CO1, SR1, P1, C1, L1, SC1, ET1, SA1, HS2	44	2	# 北上出張所	P2, SA1	18	3	# 小須戸出張所	P1, T1, A1	12	小計		CO1, SR1, P4, T1, C1, L1, ET1, SA3, A1, HS2	74	1	南消防署本署	CO1, SR1, P2, L1, C1, SC1, ET1, SA1, A1	46	2	# 北部出張所	T1, SA1	12	小計		CO1, SR1, P2, T1, L1, C1, SC1, ET1, SA2, A1	58	1	西消防署本署	CO1, RP1, P1, L1, SA1, 除1	48	2	# 寺尾出張所	P1, T1, A1	12	3	# 小針出張所	RP1, SA1, BW1	24	4	# 赤塚出張所	P1, T1	12	5	# 黒塚出張所	T1, SA1	21	小計		CO1, RP2, P3, T3, L1, SA3, A1, BW1, 除1	117	1	西蒲消防署本署	CO1, RP1, T1, L1, C1, ET1, SA1, A1	46	2	# 中之口出張所	P1, SA1	12	3	# 西川出張所	P1, T1, SA1	17	4	# 高東出張所	P1, SA1	12	5	# 岩室出張所	P1, T1, A1	14	小計		CO1, RP1, P5, T3, L1, C1, ET1, SA5, A1	104	合計		CO8, SR6, RP4, T20, P26, L9, CL1, C8, FC1, SC1, HR1, BW1, 除1, HS2, ET6, SA26, A6	910	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">局・署・出張所</th> <th>消防車両等</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>消防局(中央消防署と併設)</td> <td>SR1, L1, HR1</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td># (救急ステーション)</td> <td>SA1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>SR1, L1, HR1, SA1</td> <td>132</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>北消防署本署</td> <td>CO1, SR1, P2, T1, L1, C1, ET1, SA2</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td># 松浜出張所</td> <td>P2, C1, SA1</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td># 岡方出張所(日中出向)</td> <td>A1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>CO1, SR1, P4, T1, L1, C2, ET1, SA3, A1</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>東消防署本署</td> <td>CO1, SR1, T1, L1, ET1, SA1</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td># 山の下出張所</td> <td>P1, C1, FC1, SA1, HS2</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td># 空港前出張所</td> <td>T1, C1</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td># 大形出張所</td> <td>P1, T1, SA1</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>CO1, SR1, P2, T3, L1, C2, FC1, ET1, SA3, HS2</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>中央消防署本署</td> <td>CO1, P1, ET1, SA1</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td># 礎出張所</td> <td>T1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td># 白山浦出張所</td> <td>T1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td># 附船出張所</td> <td>T1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td># 下所島出張所</td> <td>P1, T1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td># 県庁前出張所</td> <td>RP1, CL1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td># 文京出張所</td> <td>P1, C1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td># 駅南出張所</td> <td>T1, SA2</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td># 沼垂出張所</td> <td>T1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td># 山鶴出張所</td> <td>P1, T1, SA1</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>CO1, RP1, P4, T7, CL1, C1, ET1, SA4</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>江南消防署本署</td> <td>CO1, SR1, P1, T1, L1, SA1</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td># 曾野木出張所</td> <td>T1, L1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td># 横越出張所</td> <td>P1, SA1, A1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>CO1, SR1, T2, P2, L2, SA2, A1</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>秋葉消防署本署</td> <td>CO1, SR1, P2, C1, L1, SC1, ET1, SA1, A1</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td># 北上出張所</td> <td>P1, SA1</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td># 小須戸出張所</td> <td>P1, T1, A1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>CO1, SR1, P4, T1, C1, L1, SC1, ET1, SA2, A2</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>南消防署本署</td> <td>CO1, SR1, P1, L1, C1, ET1, SA1, A1</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td># 北部出張所</td> <td>T1, SA1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>CO1, SR1, P1, T1, L1, C1, ET1, SA2, A1</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>西消防署本署</td> <td>CO1, RP1, P1, L1, SA1</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td># 寺尾出張所</td> <td>P1, T1, A1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td># 小針出張所</td> <td>RP1, SA1, BW1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td># 赤塚出張所</td> <td>P2</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td># 黒塚出張所</td> <td>T1, SA1, 除1</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>CO1, RP2, P4, T2, L1, SA3, A1, BW1, 除1</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>西蒲消防署本署</td> <td>CO1, RP1, T1, L1, C1, ET1, SA1, A1</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td># 中之口出張所</td> <td>P1, A1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td># 西川出張所</td> <td>P1, T1, SA1</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td># 高東出張所</td> <td>P1, SA1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td># 岩室出張所</td> <td>P1, T1, A1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td>CO1, RP1, P4, T3, L1, C1, ET1, SA3, A3</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>CO8, SR6, RP4, T20, P26, L9, CL1, C8, FC1, SC1, HR1, BW1, 除1, HS2, ET6, SA23, A9</td> <td>910</td> </tr> </tbody> </table>	局・署・出張所		消防車両等	人員	1	消防局(中央消防署と併設)	SR1, L1, HR1	126	2	# (救急ステーション)	SA1	6	小計		SR1, L1, HR1, SA1	132	1	北消防署本署	CO1, SR1, P2, T1, L1, C1, ET1, SA2	56	2	# 松浜出張所	P2, C1, SA1	21	3	# 岡方出張所(日中出向)	A1	-	小計		CO1, SR1, P4, T1, L1, C2, ET1, SA3, A1	77	1	東消防署本署	CO1, SR1, T1, L1, ET1, SA1	50	2	# 山の下出張所	P1, C1, FC1, SA1, HS2	21	3	# 空港前出張所	T1, C1	14	4	# 大形出張所	P1, T1, SA1	21	小計		CO1, SR1, P2, T3, L1, C2, FC1, ET1, SA3, HS2	106	1	中央消防署本署	CO1, P1, ET1, SA1	40	2	# 礎出張所	T1	12	3	# 白山浦出張所	T1	12	4	# 附船出張所	T1	15	5	# 下所島出張所	P1, T1	15	6	# 県庁前出張所	RP1, CL1	15	7	# 文京出張所	P1, C1	12	8	# 駅南出張所	T1, SA2	21	9	# 沼垂出張所	T1	12	10	# 山鶴出張所	P1, T1, SA1	21	小計		CO1, RP1, P4, T7, CL1, C1, ET1, SA4	175	1	江南消防署本署	CO1, SR1, P1, T1, L1, SA1	46	2	# 曾野木出張所	T1, L1	12	3	# 横越出張所	P1, SA1, A1	12	小計		CO1, SR1, T2, P2, L2, SA2, A1	70	1	秋葉消防署本署	CO1, SR1, P2, C1, L1, SC1, ET1, SA1, A1	44	2	# 北上出張所	P1, SA1	18	3	# 小須戸出張所	P1, T1, A1	12	小計		CO1, SR1, P4, T1, C1, L1, SC1, ET1, SA2, A2	74	1	南消防署本署	CO1, SR1, P1, L1, C1, ET1, SA1, A1	46	2	# 北部出張所	T1, SA1	12	小計		CO1, SR1, P1, T1, L1, C1, ET1, SA2, A1	58	1	西消防署本署	CO1, RP1, P1, L1, SA1	48	2	# 寺尾出張所	P1, T1, A1	12	3	# 小針出張所	RP1, SA1, BW1	24	4	# 赤塚出張所	P2	12	5	# 黒塚出張所	T1, SA1, 除1	21	小計		CO1, RP2, P4, T2, L1, SA3, A1, BW1, 除1	117	1	西蒲消防署本署	CO1, RP1, T1, L1, C1, ET1, SA1, A1	44	2	# 中之口出張所	P1, A1	12	3	# 西川出張所	P1, T1, SA1	18	4	# 高東出張所	P1, SA1	12	5	# 岩室出張所	P1, T1, A1	15	小計		CO1, RP1, P4, T3, L1, C1, ET1, SA3, A3	101	合計		CO8, SR6, RP4, T20, P26, L9, CL1, C8, FC1, SC1, HR1, BW1, 除1, HS2, ET6, SA23, A9
局・署・出張所		消防車両等	人員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	消防局(中央消防署と併設)	SR1, L1, HR1	129																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	# (救急ステーション)	SA1	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
小計		SR1, L1, HR1, SA1	135																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	北消防署本署	CO1, SR1, P1, T1, L1, C1, ET1, SA2	56																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	# 松浜出張所	P1, C1, SA1	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	# 岡方出張所(日中出向)	P1, A1	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
小計		CO1, SR1, P3, T1, L1, C2, ET1, SA3, A1	77																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	東消防署本署	CO1, SR1, L1, ET1, SA1	49																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	# 山の下出張所	P1, C1, FC1, SA1	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	# 空港前出張所	T1, C1	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	# 大形出張所	P1, T1, SA1	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
小計		CO1, SR1, P3, T2, L1, C2, FC1, ET1, SA3	104																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	中央消防署本署	CO1, P1, ET1, SA1	42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	# 礎出張所	T1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	# 白山浦出張所	T1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	# 附船出張所	T1	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	# 下所島出張所	P1, T1	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6	# 県庁前出張所	RP1, CL1	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7	# 文京出張所	P1, C1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	# 駅南出張所	T1, SA2	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
9	# 沼垂出張所	T1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10	# 山鶴出張所	P1, T1, SA1	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
小計		CO1, RP1, P4, T7, CL1, C1, ET1, SA4	175																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	江南消防署本署	CO1, SR1, P1, T1, L1, SA1	47																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	# 曾野木出張所	T1, L1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	# 横越出張所	P1, SA1, A1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
小計		CO1, SR1, T2, P2, L2, SA2, A1	71																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	秋葉消防署本署	CO1, SR1, P1, C1, L1, SC1, ET1, SA1, HS2	44																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	# 北上出張所	P2, SA1	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	# 小須戸出張所	P1, T1, A1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
小計		CO1, SR1, P4, T1, C1, L1, ET1, SA3, A1, HS2	74																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	南消防署本署	CO1, SR1, P2, L1, C1, SC1, ET1, SA1, A1	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	# 北部出張所	T1, SA1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
小計		CO1, SR1, P2, T1, L1, C1, SC1, ET1, SA2, A1	58																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	西消防署本署	CO1, RP1, P1, L1, SA1, 除1	48																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	# 寺尾出張所	P1, T1, A1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	# 小針出張所	RP1, SA1, BW1	24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	# 赤塚出張所	P1, T1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	# 黒塚出張所	T1, SA1	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
小計		CO1, RP2, P3, T3, L1, SA3, A1, BW1, 除1	117																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	西蒲消防署本署	CO1, RP1, T1, L1, C1, ET1, SA1, A1	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	# 中之口出張所	P1, SA1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	# 西川出張所	P1, T1, SA1	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	# 高東出張所	P1, SA1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	# 岩室出張所	P1, T1, A1	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
小計		CO1, RP1, P5, T3, L1, C1, ET1, SA5, A1	104																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
合計		CO8, SR6, RP4, T20, P26, L9, CL1, C8, FC1, SC1, HR1, BW1, 除1, HS2, ET6, SA26, A6	910																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
局・署・出張所		消防車両等	人員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	消防局(中央消防署と併設)	SR1, L1, HR1	126																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	# (救急ステーション)	SA1	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
小計		SR1, L1, HR1, SA1	132																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	北消防署本署	CO1, SR1, P2, T1, L1, C1, ET1, SA2	56																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	# 松浜出張所	P2, C1, SA1	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	# 岡方出張所(日中出向)	A1	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
小計		CO1, SR1, P4, T1, L1, C2, ET1, SA3, A1	77																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	東消防署本署	CO1, SR1, T1, L1, ET1, SA1	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	# 山の下出張所	P1, C1, FC1, SA1, HS2	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	# 空港前出張所	T1, C1	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	# 大形出張所	P1, T1, SA1	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
小計		CO1, SR1, P2, T3, L1, C2, FC1, ET1, SA3, HS2	106																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	中央消防署本署	CO1, P1, ET1, SA1	40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	# 礎出張所	T1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	# 白山浦出張所	T1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	# 附船出張所	T1	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	# 下所島出張所	P1, T1	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6	# 県庁前出張所	RP1, CL1	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7	# 文京出張所	P1, C1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	# 駅南出張所	T1, SA2	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
9	# 沼垂出張所	T1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10	# 山鶴出張所	P1, T1, SA1	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
小計		CO1, RP1, P4, T7, CL1, C1, ET1, SA4	175																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	江南消防署本署	CO1, SR1, P1, T1, L1, SA1	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	# 曾野木出張所	T1, L1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	# 横越出張所	P1, SA1, A1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
小計		CO1, SR1, T2, P2, L2, SA2, A1	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	秋葉消防署本署	CO1, SR1, P2, C1, L1, SC1, ET1, SA1, A1	44																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	# 北上出張所	P1, SA1	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	# 小須戸出張所	P1, T1, A1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
小計		CO1, SR1, P4, T1, C1, L1, SC1, ET1, SA2, A2	74																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	南消防署本署	CO1, SR1, P1, L1, C1, ET1, SA1, A1	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	# 北部出張所	T1, SA1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
小計		CO1, SR1, P1, T1, L1, C1, ET1, SA2, A1	58																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	西消防署本署	CO1, RP1, P1, L1, SA1	48																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	# 寺尾出張所	P1, T1, A1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	# 小針出張所	RP1, SA1, BW1	24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	# 赤塚出張所	P2	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	# 黒塚出張所	T1, SA1, 除1	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
小計		CO1, RP2, P4, T2, L1, SA3, A1, BW1, 除1	117																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	西蒲消防署本署	CO1, RP1, T1, L1, C1, ET1, SA1, A1	44																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	# 中之口出張所	P1, A1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	# 西川出張所	P1, T1, SA1	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	# 高東出張所	P1, SA1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	# 岩室出張所	P1, T1, A1	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
小計		CO1, RP1, P4, T3, L1, C1, ET1, SA3, A3	101																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
合計		CO8, SR6, RP4, T20, P26, L9, CL1, C8, FC1, SC1, HR1, BW1, 除1, HS2, ET6, SA23, A9	910																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由																																																															
486	図表 3-38	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">緊急通行車両確認証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="2">知 事</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公安委員会</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>番号欄に表示されている番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>使用者</td> <td>住 所</td> <td>() 局 番</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通行日時</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>通行経路</td> <td>出 発 地</td> <td>目 的 地</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>備考 用紙は、日本工業規格A5とする。</p>	第 号		年 月 日	緊急通行車両確認証明書			知 事		印	公安委員会		印	番号欄に表示されている番号			車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			使用者	住 所	() 局 番		氏 名		通行日時			通行経路	出 発 地	目 的 地	備 考			<table border="1"> <tr> <td colspan="2">第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">緊急通行車両確認証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="2">知 事</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公安委員会</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>番号欄に表示されている番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>使用者</td> <td>住 所</td> <td>() 局 番</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>輸送日時</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>輸送経路</td> <td>出 発 地</td> <td>目 的 地</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>備考 用紙は、日本工業規格A5とする。 証明書は当該車両に備え付けるものとする。</p>	第 号		年 月 日	緊急通行車両確認証明書			知 事		印	公安委員会		印	番号欄に表示されている番号			使用者	住 所	() 局 番		氏 名		輸送日時			輸送経路	出 発 地	目 的 地	備 考			緊急通行車両確認証明書の一部修正
第 号		年 月 日																																																																	
緊急通行車両確認証明書																																																																			
知 事		印																																																																	
公安委員会		印																																																																	
番号欄に表示されている番号																																																																			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）																																																																			
使用者	住 所	() 局 番																																																																	
	氏 名																																																																		
通行日時																																																																			
通行経路	出 発 地	目 的 地																																																																	
備 考																																																																			
第 号		年 月 日																																																																	
緊急通行車両確認証明書																																																																			
知 事		印																																																																	
公安委員会		印																																																																	
番号欄に表示されている番号																																																																			
使用者	住 所	() 局 番																																																																	
	氏 名																																																																		
輸送日時																																																																			
輸送経路	出 発 地	目 的 地																																																																	
備 考																																																																			
487	図表 3-38	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">規制除外車両確認証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="2">知 事</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公安委員会</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>番号欄に表示されている番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>使用者</td> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通行日時</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>通行経路</td> <td>出 発 地</td> <td>目 的 地</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。</p>	第 号		年 月 日	規制除外車両確認証明書			知 事		印	公安委員会		印	番号欄に表示されている番号			車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			使用者	住 所			氏 名		通行日時			通行経路	出 発 地	目 的 地	備 考			(追加)	規制除外車両確認証明書の追加																														
第 号		年 月 日																																																																	
規制除外車両確認証明書																																																																			
知 事		印																																																																	
公安委員会		印																																																																	
番号欄に表示されている番号																																																																			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）																																																																			
使用者	住 所																																																																		
	氏 名																																																																		
通行日時																																																																			
通行経路	出 発 地	目 的 地																																																																	
備 考																																																																			

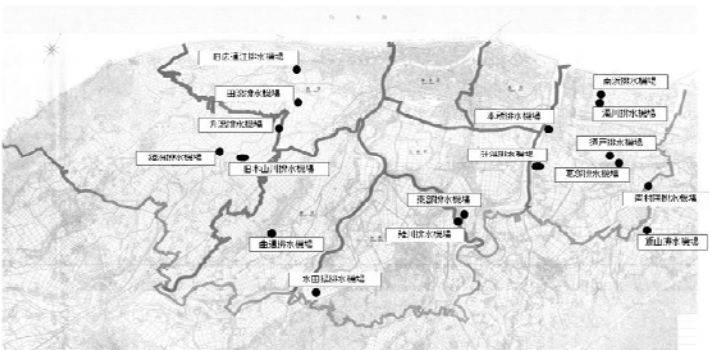
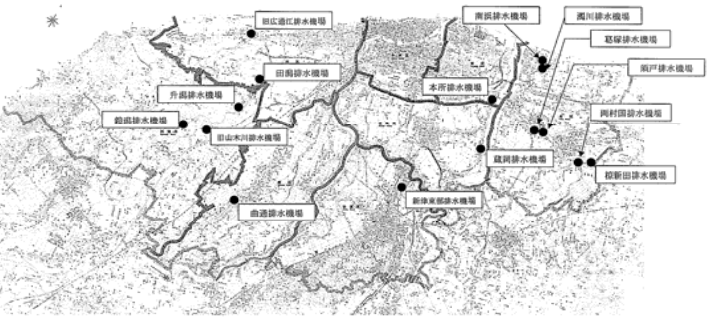
新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
488	図表 3-38	<p>図3-2-8-1 指定緊急輸送道路の路線図 図3-3-8-1 指定緊急輸送道路の路線図</p>	<p>図3-2-8-1 指定緊急輸送道路の路線図 図3-3-8-1 指定緊急輸送道路の路線図</p>	現状の路線図に修正
489	図表 3-40	<p>(削除) (削除)</p>	<p>図3-2-8-2 緊急通行路確保のための広域交通規制検問所 図3-3-8-2 緊急通行路確保のための広域交通規制検問所</p>	災害対応の実情等を踏まえた修正
490	図表 3-48	<p>図3-2-1-1-1 拠点給水所位置図 図3-3-1-1-1 拠点給水所位置図</p>	<p>図3-2-1-1-1 拠点給水所位置図 図3-3-1-1-1 拠点給水所位置図</p>	月潟浄水場・月潟配水場廃止のため
491	図表 3-49	<p>表3-2-1-1-1 拠点給水所一覧(浄・配水場) 表3-3-1-1-1 拠点給水所一覧(浄・配水場) (表中) (省略)</p> <p>(削除) (削除)</p> <p>13 青山浄水場 14 内野配水場 15 巻浄水場 16 稲島配水場 17 西川浄水場 18 中之口・潟東浄水場</p>	<p>表3-2-1-1-1 拠点給水所一覧(浄・配水場) 表3-3-1-1-1 拠点給水所一覧(浄・配水場) (表中) (省略)</p> <p>13 月潟浄水場 14 月潟配水場 15 青山浄水場 16 内野配水場 17 巻浄水場 18 稲島配水場 19 西川浄水場 20 中之口・潟東浄水場</p>	月潟浄水場・月潟配水場廃止に伴う修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
492	図表 3-50	表3-2-11-2 拠点給水所（飲料水兼用耐震貯水槽） 表3-3-11-2 拠点給水所（飲料水兼用耐震貯水槽） （表中） 2 大山台ホーム駐車場 所在地 東区大江2-13-1 （省略） 9 亀田公園駐車場 所在地 江南区程島4-2	表3-2-11-2 拠点給水所（飲料水兼用耐震貯水槽） 表3-3-11-2 拠点給水所（飲料水兼用耐震貯水槽） （表中） 2 大山台ホーム駐車場 所在地 東区大江2-13-1 （省略） 9 亀田公園駐車場 所在地 江南区亀田向陽4-2	所在地の修正
493	図表 3-50	表3-2-18-1 市及び委託業者の収集・運搬車 表3-3-18-1 市及び委託業者の収集・運搬車 （表中） 清掃事務所 ダンプ（台） 3 パッカー（台） 16 計 19 （削除） 白根環境事業所 ダンプ（台） 1 パッカー（台） 2 計 3 （省略） 委託業者 ダンプ（台） 70 パッカー（台） 243 計 313	表3-2-18-1 市及び委託業者の収集・運搬車 表3-3-18-1 市及び委託業者の収集・運搬車 （表中） 東清掃事務所 ダンプ（台） 1 パッカー（台） 9 計 10 西清掃事務所 ダンプ（台） 2 パッカー（台） 11 計 13 （追加） （省略） 委託業者 ダンプ（台） 67 パッカー（台） 259 計 331	時点修正
494	図表 3-51	表3-2-18-2 ごみ処理施設 表3-3-18-2 ごみ処理施設 （表中） 一般廃棄物最終処分場紅楓園 処理能力 22,254m ³ （省略） 大夫浜埋立処分地（第3期） 処理能力 52,540m ³ （省略） （削除） （削除） （省略） （削除） （削除） （省略） 新田清掃センター 処理能力 焼却330 t / 日 （削除） （削除） （省略） 福井埋立処分地 処理能力 27,029m ³ 第四赤塚埋立処分地 所在地 西区東山123番地1 電話 025-239-2777 処理能力 483,713m ³	表3-2-18-2 ごみ処理施設 表3-3-18-2 ごみ処理施設 （表中） 一般廃棄物最終処分場紅楓園 処理能力 22,041m ³ （省略） 大夫浜埋立処分地（第3期） 処理能力 71,308m ³ （省略） 亀田一般廃棄物最終処分場 横越埋立処分地 （省略） 白根第3埋立処分地 新田清掃センター 処理能力 焼却360 t / 日 第三赤塚埋立処分地 第二小平方埋立処分地 （省略） 福井埋立処分地 処理能力 21,238m ³ （追加）	時点修正
495	図表 3-52	表3-2-18-3 新潟市周辺市町村等の施設 表3-3-18-3 新潟市周辺市町村等の施設 （表中） 五泉地域衛生施設組合 処理能力 焼却150 t / 16h	表3-2-18-3 新潟市周辺市町村等の施設 表3-3-18-3 新潟市周辺市町村等の施設 （表中） 五泉地域衛生施設組合 処理能力 焼却100 t / 16h	時点修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
496	図表 3-52	<p>表3-2-18-4 市委託業者のパキューム車 表3-3-18-4 市委託業者のパキューム車 (表中) 台数 小型 48 中型 33 大型 1 計 82</p>	<p>表3-2-18-4 市委託業者のパキューム車 表3-3-18-4 市委託業者のパキューム車 (表中) 台数 小型 49 中型 35 大型 3 計 87</p>	時点修正
497	図表 3-53	<p>表3-2-18-5 し尿処理施設 表3-3-18-5 し尿処理施設 (表中) (削除) 巻処理センター (省略) 処理能力 73.0kl/日</p>	<p>表3-2-18-5 し尿処理施設 表3-3-18-5 し尿処理施設 (表中) 白根し尿処理場 (省略) 巻処理センター (省略) 処理能力 100.0kl/日</p>	時点修正
498	図表 3-53	<p>表3-2-18-6 新潟市周辺市町村等の施設 表3-3-18-6 新潟市周辺市町村等の施設 (表中) (削除)</p>	<p>表3-2-18-6 新潟市周辺市町村等の施設 表3-3-18-6 新潟市周辺市町村等の施設 (表中) 中越衛生処理組合</p>	時点修正
499	図表 3-54	<p>図3-2-28-1 排水機場位置図 図3-3-25-1 排水機場位置図</p> 	<p>図3-2-28-1 排水機場位置図 図3-3-25-1 排水機場位置図</p> 	時点修正 (松新田・須戸の追加)

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
500	図表 3-59	<p>表3-3-1-2 気象注意報・警報の伝達系統図</p>	<p>表3-3-1-2 気象注意報・警報の伝達系統図</p>	伝達系統の修正（詳細に記載）
501	図表 6-1	<p>表6-1-1-1 関係機関の連絡窓口 (表中) 海上保安庁新潟海上保安部 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 管理課 電話番号 平日昼間 025-266-7326 平日夜間・休日 025-266-7131 (省略) 新潟県警察本部 (削除)</p>	<p>表6-1-1-1 関係機関の連絡窓口 (表中) 海上保安庁新潟海上保安部 (追記) (省略) 新潟県警察本部生活安全課</p>	連絡窓口の追加等
502	図表 6-2	<p>表6-1-1-2 市及び関係機関の防除資機材の保有状況 (1) 油回収船 (表中) 国土交通省北陸地方整備局新潟港湾空港事務所 総トン数 4185 航行区域 近海(国際) 貯油能力(kl) 1530 保有資機材 オイルフェンス(m) B36×2 油処理剤(L) G 230</p>	<p>表6-1-1-2 市及び関係機関の防除資機材の保有状況 (1) 油回収船 (表中) 国土交通省北陸地方整備局新潟港湾空港事務所 総トン数 4184 航行区域 近海 貯油能力(kl) 1500 保有資機材 オイルフェンス(m) B 200 油処理剤(L) G 2000</p>	時点修正(数量等)
503	図表 6-5	<p>(5) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材、油ゲル化剤 (表中) 新潟港湾・空港事務所 油処理剤 量(L) 231 油吸着剤 量(kg) 75 油ゲル化剤 量(kg, L) 20</p>	<p>(5) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材、油ゲル化剤 (表中) 新潟港湾空港事務所 油処理剤 量(L) 234 油吸着剤 量(kg) 102 油ゲル化剤 量(kg, L) (追加)</p>	時点修正

新潟市地域防災計画新旧対照表

No	ページ	新	旧	修正理由
504	図表 6-14	<p>表6-1-2-1 関係機関の連絡窓口(海上事故) (表中) 新潟地方気象台防災業務課 電話番号 平日昼間 <u>025-281-5872</u> 平日夜間・休日 <u>025-281-5871</u> (省略)</p> <p>北陸地方整備局信濃川下流河川事務所管理課 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所管理課 電話番号 平日昼間 <u>0250-23-4367</u> 平日夜間・休日 <u>0250-22-4367</u> (省略)</p> <p><u>新潟県警察本部</u> (削除)</p>	<p>表6-1-3-1 関係機関の連絡窓口(海上事故) (表中) 新潟地方気象台防災業務課 電話番号 平日昼間 <u>025-244-1703</u> 平日夜間・休日 <u>025-244-1701</u> (省略)</p> <p>北陸地方整備局信濃川下流河川事務所海岸課 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所海岸課 電話番号 平日昼間 <u>0250-22-2211</u> 平日夜間・休日 <u>0250-22-2211</u> (省略)</p> <p>新潟県警察本部生活安全課</p>	所在地変更に伴う電話番号の変更等
505	図表 6-15	<p>表6-1-3-1 関係機関の連絡窓口(航空事故) (表中) <u>新潟県警察本部</u> (削除)</p>	<p>表6-1-3-1 関係機関の連絡窓口(航空事故) (表中) 新潟県警察本部生活安全課</p>	語句の整理
506	図表 6-16	<p>表6-1-4-1 関係機関の連絡窓口(鉄道事故) (表中) 北陸信越運輸局総務部総務課 電話番号 平日昼間 <u>025-285-9000</u> 平日夜間・休日 <u>025-285-9000</u> (省略)</p> <p><u>新潟県警察本部</u> (削除)</p>	<p>表6-1-4-1 関係機関の連絡窓口(鉄道事故) (表中) 新潟地方気象台防災業務課 電話番号 平日昼間 <u>025-244-6111</u> 平日夜間・休日 <u>025-244-6111</u> (省略)</p> <p>新潟県警察本部生活安全課</p>	所在地変更に伴う電話番号の変更等
507	図表 6-18	<p>表6-1-5-1 関係機関の連絡窓口(道路事故) (表中) <u>新潟県警察本部</u> (削除)</p>	<p>表6-1-5-1 関係機関の連絡窓口(道路事故) (表中) 新潟県警察本部生活安全課</p>	語句の整理